第一卷誤植訂正

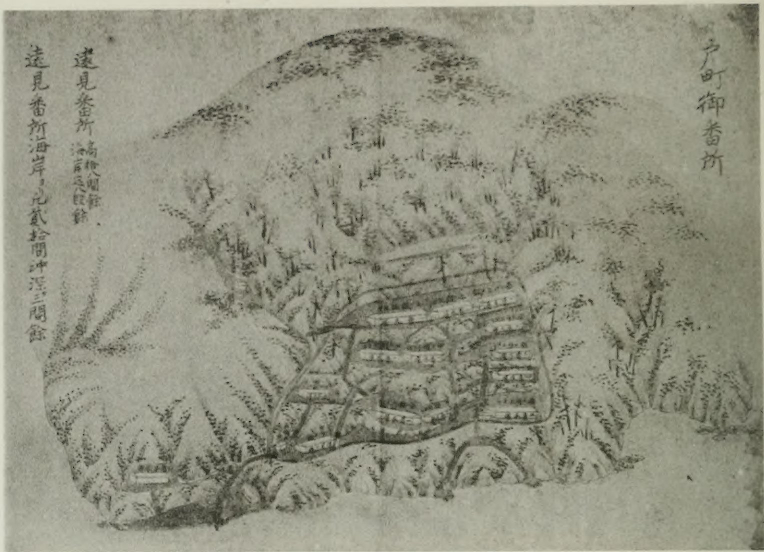
頁	行	誤	正
四〇	一二	敬一	敬斐
四七	一七	茂元	茂堯
五五	二	魏松公	巍松公
六七	九	窮斎	窺斎
九四	一三	照純	昭純
一一三	九	因窮	困窮
一一七	一三	古質	古賀
一二五	三	千粟	千栗
一二八	六	飛彈守	飛驒守
一三七	八	ジセガタヲ	ジヤガタラ
一三八	一一	ペユリード	ペリユー
一四一	一〇	ペリユユー	ペリユー
一六三	四	綱茂公	綱茂公
二〇三	一一	對庠	對岸
二〇八	五	源右門	源右衛門
二三四	三	しなりか	しなりしか
二四三	六	又七郎	文七郎
二五九	九	茂元	茂堯
二六六	一〇	諸嶺	諸領
三三六	一一	延廻	廻送
三四一	一四	十左衛門	十右衛門

鍋島直正公傳

第一編



鍋島齊直公肖像



戸町御番所ノ圖



西泊御番所ノ圖



內目太田尾臺場ノ圖



內目女神臺場ノ圖



内目神崎臺場ノ圖



外目白崎臺場ノ圖



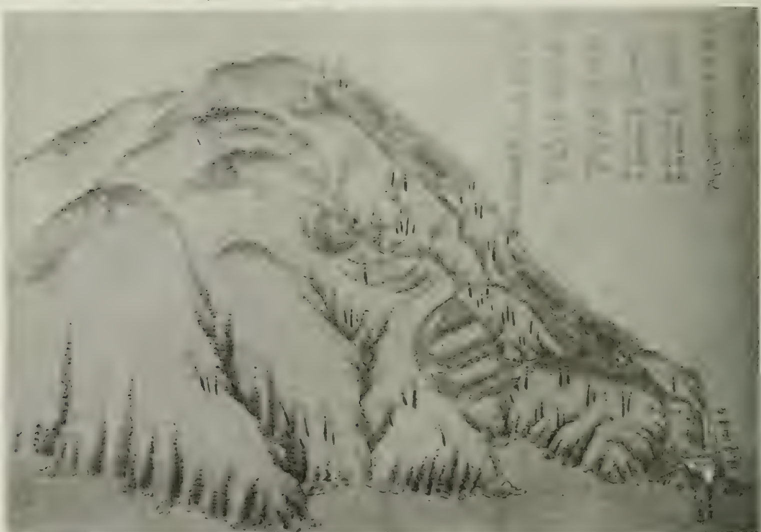
外目高鋒臺場ノ圖



同上高鋒臺場ノ圖



外目陰ノ尾臺場ノ圖



長刀岩新臺場ノ圖



魚見嶽新臺場ノ圖



スヽレ新臺場ノ圖



レザノツト來朝ノ際肥前警固ノ圖



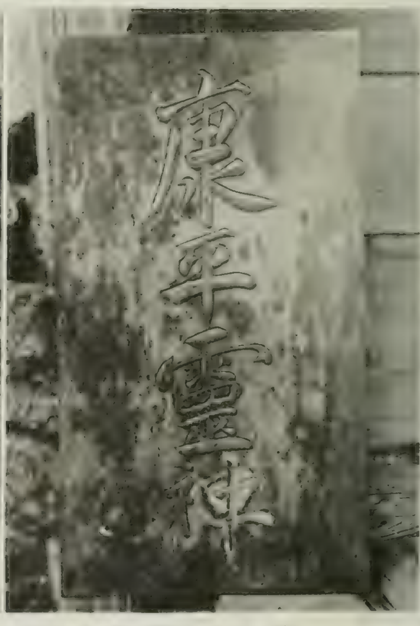
同上



諏訪山祖靈社



大音寺松平康平墓



康平神社額

例言

一、是書は鍋島正二位公の囑託により、大隈重信侯監修の下に、文學博士久米邦武執筆編述し、文學士中野禮四郎增補校訂して成れるもの、明治四十二年起稿、反覆改修して、大正八年十月結撰せり。

二、公の年譜は、千住健任公の薨去後主任となりて編修す、內府現存の祕書を網羅して撰錄せられたる根本史料なり。唯その筆意の謹嚴に過ぐるより、往々記述の詳悉を缺き、爲に猶ほ春秋の釋義に左氏傳を俟つが如き刪省あるを免かれず。爾後長森敬斐囑を受け、採集頗る博きに亘つて長崎築堡始末を編輯したりしが、近年更に佐嘉藩海軍歷史の編成ありき。さはれ公の師傅古賀穀堂の日乘封事等を首として、公の信任を得たりし鍋島夏雲、坂部三十郎、池田利睦、本島藤太夫、古川松根等の日記筆錄、乃至內外公私に贈答せられたる公の書翰、遺文等の零紙斷簡に至りては、紛然として簇出し、而も今日に於て、之を收拾して錯綜經緯せずんば、乍ち湮滅に

歸すべき處あり。然り而して、公は肥前國主として、歷世の職任たる長崎警固の重寄を受け、世界形勢の一大變化期に出でゝ、鎖國を開國、封建を郡縣となす迄、初中終、時勢と應接して責任を全うし、以て皇政一統の鴻業を翼贊ありし元勳なれば、外國異域にまで畏敬せられたる其功烈は、佐嘉藩獨り之を私するを得ず。乃ち範圍を、朝廷幕府に擴め世界に及して、之を記述せざるを得ざる所以にして、是れ佐嘉藩最終の誇ならずんば非ず。

三、歷史の事實は連鎖の如し。一部を明かにせんと欲せば、前代に遡り後世に亘り、世界の大勢に鑑み國內の潮流に考へて、之を研究考察せざれば、その眞相を知ること難し。これ公の前代巍松公以前より筆を下し、以て公隱居後現正二位公の時代に及べる所以にして、或は西力東漸の歷史を說き、或は幕府諸藩の動靜を論じ、以て其關係影響する所を明かにせむと勉めたり。故に本傳は、或點より觀れば、世界に對する日本の開國史と斷することを得べく、或點より論ずれば、佐嘉藩を中心としたる幕末維新の歷史と解することを得べきも、編者の趣旨は、此の間に於ける公の境遇、施設、

抱負、期待等を檢覈して、我史上に於ける公の位置を說明するに在り。

四、編次は之を六期に分つ。寬政以來外國の形勢の險惡なるに隨ひ、泰國巍松兩公は、江戶幕府の驕奢に應接する苦痛を忍びつゝ、長崎方面の鎖國攘夷に藩力を傾倒して其衝に當られしが、其際に降誕ありし公は、佐嘉財計の困竭裡に成長し、その破產期に迫つて幼時を畢へられぬ。これ卽ち初期にして、是れを第一編となす。かくて公に、弱冠にして家督を繼ぎ、家中と倶に骨に入るの困窮を救うて邊防の改良を圖り、飢饉火災の妖孽と戰ひつゝ、一方老公を慰安し他方士民を敎育せられしを以て、その暗黑中に光明を導かれたる政績は、遂に幕府を反省せしめて、諸藩の模範としてその褒彰する所となりき。次期これにして、卽ち第二編なり。然るに高壓し來る外國の形勢は、諸藩をして攘夷に周章せしめしを以て、公は長崎防備の緩怠すべからざるを痛感し、多くもあらぬ貯蓄を擲つて鑄砲塡海の工事を斷行し、泰西新式の砲臺を築成して、外艦の沓至に備へられたり。第三期これにして、又實に本傳の第三編とす。第四期は、癸丑甲寅の警虞

以來、幕府を勸誘して海軍を創起し、航海造船の術を練習して攻守の勢を張り、以て五ヶ國條約締結の當初、國威を海外に宣揚する根基を定めて退隱せらるゝに至れる間にして、是を第四編の内容となす。かくて京都に開鎖の兩論の紛糾するや、公は内勅に應じて參洛し、公武合體、國內一致の叡旨を奉じて周旋し、偶々重患に罹らるゝありて行動自由ならざりしも、猶ほよく朝幕の間を調和して、皇政復興の過渡を濟されたり。これ第五期として記述するところ、卽ち第五編なり。終期は大政維新の更始にして、內旨を受くるや、疾を力めて參洛し、海外發展の聖慮を贊襄して開國の規模を定め、內亂を戡定して版籍奉還を主唱し、且つ北海道の開拓をも始めて、以て封建を收め大統一の業を定めて、藩の終を全うせられたり。第六編これなり。

五、記述は編年體に依り、年月を按じて卷章項を分ち、以て之を綱紀す。されど事實の繁簡齊しからざるが故に、繁なるは數項を分ち、簡なるは類從合敘して、脩短の度を整へたり。又事の推移は、盡く年月に繫け難きものあ

るが故に、或は前に泝りて敍述し、或は後に及ぼして終へたるもあり。又同事に倶發し各地に并起して錯綜したる事は、之を分類して記述し、以て紛淆するなからしむと雖も、亦時月に注意して統紀を失はざらしむ。年月日は史海の經緯度なり。依て年表を作りて眉目を明かにし、索引と共に別冊に收めて閲讀の便に資す。

六、行文は文語體を主用す。されど史筆に官府語を雜ふる例により、或は簿書の習用語、或は學語、或は口語を其儘に存し、以て當時の現狀を著はさむと力めたりき。蓋し習用語には、猥に改修し難き者あればなり。而して武家の名目(名詞)に不熟の詞多きは、元、朝制の名分を憚り避けたるが故にて、其一例を擧げむに、居住の意を寓する字面にして、省、臺、府、寮、司、局、署等は、官衙に、寺、院、房、庵は佛刹に、宮、家、宅、館は王卿、大夫、士の階級に配附せられ、邸第は之を貴族に、室は之を婦人に習用し、餘す所の屋を商店に用ゐ來れり。故に諸國の地頭は宅館の二級に相當する資格にて、宅を「やしき」、館を「たち」と稱へしに、下級の館に豪族多く存して、威嚴ありしにより、遂に令文にな

き御所の字を用ゐるに及びて、御所號、屋形號の特稱あるに至り、某館の敬稱に代へて某殿と稱し、因て殿樣の稱呼ある成行を生めり。而して一方普通に用ゐるべき家の字も、場合によりては家事職を任ぜらるゝ三位以上の家に忌避すべき旨、有職家の制裁加はるに至り、明治二年令の改正にて撤廢せらるゝ迄は、閭巷の小店も何家と書くを憚りたりき。又公家には、舊來官職に唐名を當てゝ修辭する習風あり。即ち將軍を大樹、幕府を柳營、大名を諸侯と稱ふるが如し。因て其例に倣うて、文學の修辭上には、名詞に漢語を當てゝ雅馴になしたる學語あるが故に、是書も、汎稱の場合には修辭に之を適用せり。例へば御領内、殿樣、御家中を藩内、藩主、藩士と稱へ、侍、手明鑓を士、下士と稱へ、更に請役所、當役、相談人を政府、執政、參政と稱ふるなどにて、皆是學語にて公稱に近きものなり。されど其權衡よりして、外向きを外廷、御側を内廷といひ、因て御年寄、御側頭、御側目附を内相、内長、内監察と稱ふるは、やゝ妥貼を缺く嫌あるのみならず、御備立方、御次、御部屋等には換詞なきを以て、御側には概して原稱を用ゐ、強ひて内廷を

裝はず。又外廷に於ても、役を官と改むべからざれば、役所も原の某方の稱に依り、唯濫用に失せる御の敬稱を、まゝ芟除するに止めたり。

七、事蹟は年譜を根本史料となし、更に博く親翰、公文、記錄の存するものを採集して遺漏を補ひ、記述の範圍を朝廷幕府に廣めて、まゝ外國に及びたるあり。重要なる書類は原文を擧げ、解し難き語詞には解釋を加へ、之に次ぐものは記事中に摘錄し、或は書き柔げて記述文に適用したるもあり。公の詩詠は、その心裡の蘊奧を紓べて爛漫たる天眞を窺ひ得べきが故に、之が選錄に力めて、題目序引をも幷せ錄して遺さず。又公の初政を啓沃したる古賀穀堂が本領の意見は、既に巍松公の初めに發せられたること、其日記封事に徵證し得べきが故に、其零細の文句も、これを公の出生以前に詳擧して、淵源を繹ぬべからしむ。其他公の信任を厚うせる人々の日記にして、祕要を窺知するに足るべきものは、之が抄擧に汲々たりと雖も、藩法は、君主の言動の外に洩るゝを嚴禁して、近侍者には午王の起請をなさしめたれば、終身形影の如く公に添うて極祕の機密にも干與したる古

川松根の日記の如きも、彼の平常の早筆能文なるに似ず、唯自己の經歷にかゝる事目を略記するに止まり、些かも公事に及べる所あるを見ざるが故に、同日記涉獵の結果も、僅に二三の機密を推理したるに過ぎず。されば其他の信任せられたる諸人の日記も、固より他見を絶ちて書きたる祕記なりとはいへ、多少忌避したるところありて、說いて詳かならざる憾あるを免れず。故に公の事に觸れての態度は、藩内に於る親近者より、藩外の同列若しくは陪席したる人の說話乃至書翰等に、却つて公の眞相を寫して、本色を窺ひ得べきもの少からず。因て此の如きは、誹謗の語に到るまで、撫うて漏さざるを勉めたり。

八、記事は編者見聞の記述を經緯となし、徵引の文書を其中に擧錄す。猶ほ左氏が春秋の赴告策書を傳述するが如し。公羊氏は春秋を所見、所聞、所傳聞の三期に分ちしが、編者の公に於る、弘化以後は親しき所見の時代にかゝりたれば、之を詳述するに危疑の念なく、而して天保以前泰國公迄は、實歷の人よりの所聞を記し、其以前の傳聞は略に從ふ。蓋し時代の變化

も亦之に沿へるなり。凡て君主の言動政令は、その發表の初に方りては、公衆の其旨意を理解するに深淺を差し、且つまゝ其間に機祕の存するありて、爲に臆度誤想を生ぜしめ易きが故に、秘密の解かれて其旨趣の明白なる比には、既に傳說の區々たる狀態あるを免れず。故に事實を確むるには、之に關したる人に就いて、之を是正するの必要あり。年譜の編者干住氏は、久しく公に昵近して機密に與りたれば、其撰錄に拘る該譜には、貴重の文書の擧げられたる少からずと雖も、其始末を記述するに忌憚多きため、竟に眞龍の雲に蔽はれたるが如き憾なき能はず。因て本傳は、見聞による事實の記述を主となし、以て之を文書記錄に徴證して、是迄世間より臆度誤想せられたりし事を匡正したる少からず。唯公の功業は宏恢に、其思慮は高遠なるを以て、是書の如き、之を傳へんとして其十の一二をも盡すに足らず。更に之に據りて徴跡を博採し、以て遺漏を拾補せば、漸次に眞龍の現はるゝを見るに至らむ。

九、引用の書は、記事中に之を記し若しくは註すと雖も、必要なきは一々之を

記せず。是書は當時實歴せる見聞の記錄を主とすれば、後人が世に印行せられたる書類を集めて編纂したると異なり、かの水戸藩史の引據書を句間に註し、他の著述の亦引用書目を錄するが如き類は、之をなす要なきなり。但し徵引したる書類は頗る多く、中には印行せられたるもあり、又零紙斷簡もあり、或は某々家の藏幅を寫錄し、或は既に原文の散逸したるもあり。尤も佐嘉の舊記にして印行せられたるものは、是まで殆どなく、文書記錄の類、亦多く明治の初めに散逸して、其存在するものも世に著れず。藩內藩外に散在する書翰遺墨の類亦、或は深く庫中に祕せられ、或は故紙となりて踪跡を失ふ。而して是等の類に題目を與へて之を錄するの勞は、その必要なきより之を省略せり。

大正八年十一月

久米邦武誌

鍋島直正公傳第一編

目録

第一編　公の出生以前と幼時

第二卷　長崎防禦の變化……八五

第四章　露國軍艦渡來裡の巍松公家督……八五

鍋島直正公傳第一編目次終

鍋島直正公傳第一編

侯爵 大隈重信監修

文學博士 久米邦武編述
文學士 中野禮四郎校補

第一編

序論

世界の大勢と我國

寛永以來約二百年の間、日本は邊海に外國の警烽を絶ち、姑く泰平を享樂し得たるが如し。而して長崎の一港を開いて、和蘭、支那に貿易を許すや、我肥前は、筑前と共に其關門防禦の重寄に膺りて、隔年に交番したりしが、四海波靜かに極めて平穩無事なりしは、蓋し世界の大勢が然らしめたる所にして、必ずしも徳川氏の政策が之を致したりとは爲すべからず。然るに佛國

大革命後、大拿破侖の崛起して歐洲を席卷するや、極力佛に對抗せむとせる英國は、和蘭が拿破侖の關係にて佛の與國たりしより、此機に乘じて東洋に於ける蘭領植民地を奪はんと欲し、直ちに艦隊を東航せしめて、先づ其東洋の策源地たるバタビアを占領せしめ、進んで遠く我長崎出島の蘭船捕獲に向はしめたりき。是れ千八百八年、即ち我文化五年の秋の事なるが、適、其警固に當りたりし我肥前藩は、偃武の久しきに慣れて倉皇機宜を誤り、爲に英艦の任意跳梁を看過したるの嫌ありしを以て、先代の齊松公は、責を負ひて幕譴を受くるの已むを得ざるに至りたり。是より先、露國は漸々領土を東方に擴張し、千六百四十四年既に黑龍江岸に出でて、我奥蝦夷と對岸するに至りたるが、四十五年を經ては清國とネルチンスク條約を結び、更に二十三年を經ては甘察加を征服したりしを以て、爾來北門の鎖鑰は、志士の標語と爲りて唱道せられたり。されば、露國のみは夙に邦人の注意するところなりしかど、其他の列國につきては、未だ能く之を知る者も無かりしを以て、文化の英艦渡來は、實に青天の霹靂たりし也。然るに十年ならずして、拿破侖

一世の顛覆するや、英佛の相成ぐとゝもに東洋の蘭領植民地も復舊したりしかば、我長崎には再び英船の影を見るなかりしも、『天の未だ陰雨せざるに迨んで牖戸を綢繆せよ。』といふ如く、戰後の小康に力を東洋に伸ぶるの餘裕を生じたりし歐洲は、頻りに其經畫を講じつゝありしを以て、日本は亦牖戸の綢繆を爲すべき時期に會したりき。千八百十八年、卽ち我文政元年、英國は新嘉坡の新航路を開きて東洋の交通に自在を加へしが、千八百三十四年には東印度會社の特權を廢止し、英國民の誰たるを問はず、淸國と通商するの自由を許すと共に、新に官吏を派して淸國に駐劄せしめ、以て自國民通商の保護に當らしめたるにより、千八百四十年に至りては、鴉片戰爭の禍端を激發し、其結果英國は淸國に廣東の對岸香港島を割讓せしめ、乃ち之を根據として、鵬翼を臺灣、琉球より我日本に張らんとの形勢を構成したり。されば、露國は一種の妬心を生じて、益南下の雄圖を策し、佛國も之に激成せられて頻に植民地を東洋に廣めんと焦心したりしが、北米合衆國亦漸次地を西方に拓き、遂に落機山脈を超えて、アリソナ、ネバダ、カリフォルニア等の諸州

を版圖に收め、以て直に太平洋を隔てゝ我帝國と對峙するに至りたりき。かくて千八百四十八年カリフォルニヤ州に金鑛の發見せらるゝや、世界の金相場を狂はすと稱せらるゝ程に多量の産額ありしより、太平洋岸には多數の移住民を見るに至り、而して其中の漁業を事とする者は、遠く白令海峽、アラスカ、甘察加の沿海より、露人と相競うて鯨を追ひて南下し、爲に往々我近海に出沒するものあるに至りしを以て、一方貿易風によるのみなりし航海の、汽船並に海底電線等の發明により、今は四時自由なるに至りたりしと相俟つて、是に世界の大勢は日本に集中し來りて、到底其鎖國孤立を守る能はざらしめたり。然り而して我國情を顧れば、士民泰平に慣れて遊惰安佚の風を長じ、家康の養成したる剛健質實の氣習は消耗し、德川の覇業は未だ五世を出でざるに早くも衰兆を來せり。蓋し三代家光まではいづれも弱冠にして世職を襲ぎしも、天資凡庸ならざるが爲に祖業を失墜せざりしが、家綱を歷て綱吉に至るや、其政治は全然質實を失ひて形式に流れ、其時代は家康の薨ぜし元和二年を距る僅に八十年に滿たざるに、其創業の精神は既に

喪失せられ了れり。彼が文學を好み、昌平黌を設けて、全國を經文緯武に導きたるが如きは、之れを嘉績とすべからざるに非るも、他面、迷信の爲に晩政を誤り、只管京都風を學びて驕泰に赴き、所謂元祿の華奢時代を産出して他に經濟の策を講ぜず、國用の不足を只貨幣の濫鑄と御用金とに補うて一時を彌縫したるが故に、封建の餘勢も長く保ち難からんとする極に達したりき。されば、鎖國の爲に外來の壓迫を受くるなかりしと、士民の疲弊の餘、自ら反撥の意氣銷沈し、爲に多少の不平は內に鬱するも、猶ほ且つ隱忍して時の到るを待ちたりしとにより、幕府は纔に崩壞を免れたりと雖も、晩年に、赤穗義士の如き渺たる浪人輩の一小變にも、畏怖手を縮めて、從來の慣用手段たる大名廢滅の惡策を放棄したるが如きは、亦以て時運の衰替を見るに足るべきものにして、其衰兆は掩はむとするも能はざるものあり。唯幸に六七兩代は、明君ならざるも亦暗君ならざりしを以て、多少の秕政改善の功はありたりしが、是とても、當時の學者たる新井白石等の、政治に參與したるによる者少からず。斯して、從來の宿痾たる、內容の充實よりも外面の形式を

公誕生時の佐賀藩

刷ぶの風愈々增長したるを以て、德川氏覇業の基礎は漸次に弛弱を來したりしが、此衰頽は獨り幕府のみにあらず、大小二百七十有餘藩、概して咸然らざる莫し。卽ち我肥前の如き、亦其數に漏れず、國用困竭、而も之を補ふに術策無く、江戸の驕泰に煽られて窮匱に陷りたり。此衰路に當つて英艦の渡來に會せるなり。終末は魯縞を穿つ能はず、其垢辱を招きたる、亦故なしとせず。唯闔藩士民は、尚昔日の意氣の幾分を傳へたりしを以て、憤慨の餘、誓つて之が雪辱の日の有るべきを期したりき。公は此の燃ゆる如き氣慨の鬱積裡に誕生せられたり。されば、襁褓の中に在りて已に此慷慨の聲を耳にせられたるべく、無意識の間に一種の壯心を養はれたるは、疑を容れざる處なり。

公と對比すべき三諸侯

時代に多少の前後あり、政治に幕藩の差有るも、以て我公と對比すべきものに、白河の樂翁卽ち松平定信有り。而して樂翁と前後して諸侯の賢名ありし者は、熊本に細川重賢有り、銀臺侯と稱せられ、堀平太右衛門を任用し、秕政を改革して、治績甚だ見る可き者多し。次で米澤に上杉治憲有り、鷹山公

と稱せられ、幼弱にして嗣を受けしが、儉素以て闔藩を率ゐ、力を農政に專にして、瘠土を拓き蠶桑を奬勵するあり、彼地の絹織物の世に盛名あるに至りたるは、同公の時代に外ならず。其他水戸の徳川齊昭は烈公、薩摩の島津齊彬は順聖公と稱せられしが、亦孰れも前代の弊風を一掃し、驕奢を戒めて勤儉を勸め、學問を崇尙して人材を登庸したりき。かくの如く、其英名の當時に喧傳せられたるものは、多々ありきと雖も、就中最も著れたる者は、白河樂翁卽ち松平定信ならずんば非ず。樂翁は德川の貴冑に生れしが、田沼意次の專權に加ふるに、天明の天災地變にて、國帑涸竭、民力疲弊せる狀を目睹し、慨然幕政を刷新するに決心し、當局以來は、人才を簡拔して邪曲を斥け、質素儉約を以て幕士を戒め、勤勉力行を以て下民を勵まし、一面大に文敎を作興して衰頽せる儒學を振はすと共に、他面蘭學の禁を解いて智識を世界に求めたりしを以て、紀綱更張、庶民蘇息し、爲に頗る人目を一新せしむる者有り。而も是時は既に北邊に事滋く、外警頻に到りて、泰西文明東漸の端は既に現れたりしを以て、固より樂翁は、其刺戟に感じ、陰雨せざるに牖戸を綢繆し、以

公の改革との對照

て禍を未然に防がんと深慮したることなるべけむも、滔々たる俗流は、刷新の苦痛に堪へずして誹言謗語を放ち、讒姦難を構へて謀内に熟するものありしを以て、彼が房總の沿岸を巡視して歸り來るや、未だ旅裝を解くに及ばずして、俄然職を去るの已むなきに至れり。此の行蹟を提げて我閑叟公に計較せむか、亦好的の對照たらずんば非ず。公が國力疲弊の極、如何ともする能はざる先公季世の窮困時に生れて、備さに困難を體驗するや、無爲放任の、傳世的大任たる長崎警固に辜負する所以なるを、その幼稚の頭腦に深く印象したりしが、文政十一年、所謂子歲の大風害後、全藩窮困の餘に家督を襲ぎて政柄を握るや、直に極度の儉約を勵行して、力を殖産興業に用ゐ、意を教育に注ぎ、弘道館を振起して儒流の頽運を振興し、郡村までも教導所を設けて戸に不學の子弟無からしめ、更に世界の趨勢に鑒みて蘭學寮を創め、泰西の諸科學を修めしめて製作方、精煉方を興し、以て大小銃、併せて兵器、軍需より船舶の製造まで、必要の工業には皆力を致さざる無かりしは、亦以て隣藩其比を見ざる大革新たらざるべからず。されば、長崎に築堡の大工事を竣

成して衆目を驚異せしめしとゝもに、從來の劍槍弓馬の武術以外に銃砲術の洋式操練を採用し、且つ船艦操縦術を教習して海軍創起、船艦建造の步武を進めたりしは、積年窮困の財政を釐して府庫に餘貯を生ぜしめたると相俟つて、上下の悦服を促すに至り、乃ち藩内翕然として之を感戴讃歎せり。かくて、歐米列國の船舶の沓至するに及んでは、彼等亦嚴然たる長崎警固の狀を瞠視して、敢て非違を企つるもの無かりしが、かく内外人より一世の英主と推稱せられたるは、其跡を概括するに、蓋し樂翁に酷似する甚しきものあり。　公の初め封を襲ふや、擧藩遊惰に溺れて改革を回避したりしが、殊に藩政組織は祖宗の法有りて容易に改變を許さず、藩内亦小封建に形成せられたりしを以て、高級の地位に在る老職輩には、牢乎として拔き難き世襲的權力存したりき。　然り而して、先代巍松公は致仕せられたりきと雖も、菟裘に在りても猶其餘威は存したりしを以て、公は、篤く之を敬重して、大事には一々其旨を請はざるべからず、而も其旨は慈愛に出で、公の施政に對する反抗的意思の表白には非ざりしかど、舐犢の情は自然に掣肘となり、其間從

公の稟性と教育

つて多少の扞格も無き能はず。公の孝思の厚き、此際に處するに、必ずや先君の爲には忍び難き事をも猶忍ばれたること多々なるべく、よつて精神を過勞して、多少神經を耗損せられし跡無きに非るも、しかも初志を遂行して屈撓せず、能く大業を成就せられたるは、一に是を公天資の英邁と、其氣象の敢往有爲とに歸せざるを得ず。若し尋常の人ならむには、必ず氣餒ゑ志倦みて、中道より逸し去るに至るや、疑を容れざる處也。

此の如き英邁敢爲なる公の氣象は、天賦の性情なるや勿論にして、公は實に清久公以來の純血を稟けたるのみならず、歴代の君主の多く庶出なるに反し、因州家より入輿ありし賢良なる母公の嫡出たり。されど、此天賦の巨器をして、遂によく其巨器たるの實を大成發揮せしめしは、亦實にその保傅の任に當りたりし者の薫陶よろしきを得たればなり。蓋し公の保姆磯濱は、勝れたる才質を有したりしのみならず、男兒を凌ぐ剛毅の氣稟有りしを以て、公は繦褓の中より尋常ならざる養育を受け、從つて幼時より、他の華冑公子とは全然異る陶鑄の下に成長せられたり。其後學識に富み經世の才

に長じたる古賀穀堂、身命を賭して師傅の任に當りたりしが、彼は儒者として其名聲世に高しと雖も、決して單純なる漢學者にあらず、政治の具眼者たりしを以て、意を蘭學に注ぎ、よく西洋の知識を採りて儒教の王道を空疎に終らしめず、必ず之を世界の大勢に照合して政治の實際に繋ぐとゝもに、其實現を圖らずんば已まざるの卓識を以て、常に公を啓沃したり。即ち公は、さなきだに、襁褓の中より長崎警固緩怠の垢辱を感銘せられたりしに、更に此の如き良保賢傳の皷鑄薫陶を受けられしなり。公が他日の一種撥亂反正的の氣宇と才力と、而して皎潔玉の如き人格とは、斯かる遺傳と境遇と、更に斯かる教育とに依つて大に誘發せられたるもの有るを信ぜざる能はず。

抑王道の要諦は大學開卷第一の明德の章に存す。即ち、明德を天下に明にせんと欲する者は先づ其國を治む、其國を治めんと欲する者は先づ其家を齊ふ、其家を齊へんと欲する者は先づ其身を修む、其身を修めんと欲する者は先づ其心を正しうす、其心を正しうせんと欲する者は先づ其意を誠にすとあるが如く、王道は誠意、正心、修身、齊家に始まりて治國、平天下に終る。

故に王道の實現を欲せば、先づ自己自らを修めて然る後齊家に及ぼし、治國に及ぼし、平天下に及ぼさざるべからず、德澤萬民に施くの眞理は實に這裡に在り。是れ、公が國用の骨に入る困竭を救ふに當り、寡慾恬淡、儉素を以て先づ自ら守り、鍋島は餘りに鄙吝ならずやとの世評有るをも顧みず、闔藩を率ゐられたる所以なり。しかも公の富を計るは、以て國防に資用するに在り、卽ち之を散じて外侮を禦ぎ、皇國を安泰ならしむべく專意せられしを以て、自身乃至家族の生活は、衣食住に應分の嗜慾を充せば足るとなし、毀譽を雲烟、宴安を酖毒の如くに視做して、ひたすら儉約理財に力められき。かくて十八年乃至廿年にして、國用漸く豐足、積貯を生ずるに至るや、直に之を國防の資に投じて惜む所無かりしを以て、世人は始めて初志の存する所を知り、乃ち嘆稱感戴して措かざりき。公は、その肥前入部より明治四年の薨去に至る四十二年の歲月中、前の三十年は親しく藩政を視られ、後の十有餘年には之を世子に讓り、自らは薨裘を營みて事に當るなかりしかど、時勢益〻急にして其退隱を許さゞるものありし爲め、亦傍より絕えず輔導に力を盡され

維新の變革期と公の病

ざるを得ざりき。されば、身漸く病蓐に親しみては、數次朝廷、幕府の召命に應ずる能はざりしも、猶ほ大事の下問には布誠を懈らず、幾も無く大政維新の大變局に遭ひては、內旨の召命に病を力めて中央に參仕し、廟堂に危坐せらるゝ、鶴身瘦癯、他より見るに忍びざる衰態なりきと雖も、議一度國事に及べば、各雄藩の俊豪を對手として談論風發し、意氣軒昂、毫も倦怠の狀無く、容貌態度全然別人の觀有りき。以て其如何に身を國家の重きに任じて、志氣の勇邁なるものありしかを見るべし。

公の英邁

世に明君英主と稱せらるゝものも、一旦輔佐の良才を喪ひて左右に拾補の人を缺くに至らんか、往々其鋒鋩の頓に鈍化し去るもの多く、然らざるも亦身の老境に傾くに從ひ、いつしか安佚に流れて、初めの賢名を持續するに難く、末路索寞として聞く無きに終る者少からず。公は此倫に異り、既に穀堂の死歿に會せし後も其才鋒は益ゝ發露したりしが、後には病老並び迫るも、その國家報效の壯志を少しも減却せしむる無く、毅然として皇室輔翼の重任に膺り、力を皇政の大統一に盡し、諸藩對峙の、決して世界の大勢に順應す可からざるを確信し、率先して藩籍

奉還、廢藩置縣の斷行を奏請し、爾後も猶ほ諸藩軋轢の事情を洞察して憂悶措く能はず、死に至るまで之を口にして已まれざりき。卽ち公は憂國の餘、滿腔の赤誠を披瀝して輔弼啓沃の盡忠を效されたるもの、其蹇々匪躬の臣節は、事實之を證明して餘あり、時代の進むに從うて、公の本領は愈々世人の耳目に昭明較著なるに至るべし。之を統るに、公の一生は勞苦の歷史にして、傍より觀れば、或は其間多少得意なる時代無きに非るも、而も決して公の意志は小康に安んじ小成に甘んずる者に非りしが故に、曾て懈怠安佚に就きて勵精を廢せらるゝ事無く、居常質素、外物を假りて慰藉する等の嗜好なし、唯、時に揮毫詠詩して淸娛せらるゝに過ぎざりき。由來詩は性情を直寫するものなるを以て、此傳記中に收めたる公の詩篇は、全數の什一にも滿たざるべしと雖も、而かも其言々句々は、直に僞らざる公の性情を傳へ、得て餘りあるを疑はず。公は才氣英發なれど、飽迄有德の君主にして、封建的英雄ならず。卽ち他より今少しく勇斷果決して可なりと期待する場合にも、公は深謀遠慮、事を苟もせられざりしかば、その行事を概見するに、何等の野心、

公の事蹟に他の奇なし

自ら責むるに嚴に人を責むる寛なり

若しくは功名心といふ可きもの〻、幾微にも發露したる者無く、唯純粹高尚なる政治的理想の發現を見るのみ。されば、佐嘉藩の傳世的大任なる長崎警固に最も力を注ぎ、國防の實を擧げて藩屏の重責に答ふるに萬遺策無からん事を勉められしと、後に維新の皇謨を翼賛して獻替に盡瘁せられしとの兩大節以外には、何等世の耳目に顯著なる英雄的行爲あらざりしが如し。因て思ふに、王道には他の奇無く、大路極めて平坦なり、乃ち初歩より王道を實行するに志したる公の、その行蹟に極めて他の奇無きは、亦當然の事ならずや。王道は人民を本とし、人民は生活を基礎と爲す以上、王道の大綱は利用厚生の上に在らざる可からず。されば公の藩政に當るや、高尚の空論を排して諸般の生産作業を興さんと勉められしを以て、時には野服馬に騎りて郷村を乘り回り、而も往々不意に出でて小吏を驚かされし事少からず。或は又風災の跡を通行し、倒壞屋裡の住民を發見して、當事者の緩怠を詰る等、力めて士民の幸福安康に留意せられたり。而かも公は、自責の甚だ嚴肅なるに反し、人を率ゐるには極めて寛大なりしを以て、小故の爲に主者を嚴

處するが如き事無く、唯之を督責する數回にして猶ほ治績の舉らざるに及んで、始めて他をして之に代らしむる等、絶えて苛察の事有るを聞かず。故を以て公の親政時代にも、亦公の輔導せられたる直大公の施政時代にも、曾て浪人、切腹等に處せられし藩士無かりしが、こは蓋し水戶、其他の諸藩の、其例多きに倣はざる者有る所以ならずんば非ず。學者或は公の學問の純粹ならざるを疑ひ、朱王に出入して確信を缺くとて非難する者あるも、そは公の公平無私なる心的態度を洞見し得ざるによる謬見なり。公は朱王の長短を併せ觀るが故に、朱學に偏して固守他を排するを不可となし、朱王を調和して別に自己の見解を確信し居らるゝのみ。亦以て公の純粹穩健にして、固執矯激を好まれざる性情を知る可し。此特質は公の生涯を一貫して最後の版籍奉還の際にも現れき。即ち當時藩庫に餘貯ありたるを以て、朝廷に對し奉りて藩債を引繼ぐが如き事なきは勿論、却て多少銀札に對する準備金有りしを以て、二百有餘年來の領土を返納して封建の終を全うし、以て何等自ら疚しき所無きを得たり。此の如く、公は凡てに涉りて、用意周到

公の眞價は封建的英雄ならざるに存す

事を苟もせられざりしを以て、或は、觀て以て英雄的の器度ならずとなす者有らんも、公の眞價は其封建的英雄ならざる所に存すべく、輓近に於る彼の所謂王道論者の、單に言辭を虛飾して實行の伴はざるに之を比せむか、其心事に天淵月鼈の差有るを知るなり。

幕末多難の際と公の疾病

一歩を進めて論せば、時代の文久、元治、慶應と降るに從ひ、國步蹇艱、次第に多難になるに至りしを以て、英名世を蓋ひたる公としては、尙ほ少しく活動して報國の赤誠を致されざるべからず。然るに遂に其事なかりしは、要するに病軀奔走に堪へざりしが爲にして、亦以て吾人の大に遺憾とせざる能はざるところたり。蓋し公は、少時より非常の困難に勞苦して寧處の日無かりしを以て、その心身の困憊や甚しきものありたるべく、唯纔に修練と衞生とにて健康を保持せられたるのみ。されば其後腸窒扶斯の大患に罹り、回復遲々、藥石又藥石を投ずるも其效驗の期し難きに及んでは、侍醫は評して、公の腸胃は宛も藥房の如しと稱するに至れり。さはれ公は、其體質決して蒲柳にあらざる上に、良保姆の手に育ちたりしを以て、大名としては輭弱

の習慣なく、特に槍劍術及び馬術に嫻熟せられしを以て、體格は完全に發達し、體育には決して不注意なりきとはなすべからず。唯一旦病弱の身と化するに及んでは、議を盡したる醫師の勸に因り、塚崎溫泉に湯治を試みる等、百方療養の方を盡されたるも、其效乏しくして荏苒有爲の光陰を移し、爲に最後の十年間は、活動意の如くなるを得ざりしなり。されば吾人は竊に之を忖度すると共に、此の如き病餘の衰軀を提げて猶ほ召命に應じ、以て明治の朝廷に立たれたる公の最後の忠勤を想望すれば、忘れんとするも長へに忘る可からざる追憶の涌出を覺ゆるなり。今や公の苦心せられたる憲政は、未だ其完備を見るに至らずと雖も、漸を追うて進歩しつゝあり、而して我帝國亦、其基礎次第に鞏固を加へ、國威發揚、列强に伍するに至りたりき。若し夫れ佐賀の舊領に至りては、公が鋭意治を圖られたる餘德を受けて、今に猶ほ富の分賦平均し、窮民少く、甘棠の遺愛長へに存して、至る處公の德を頌するの聲を聞かざる無し。亦以て公の遺靈を安んずるに足るべし。

第一卷　泰國公以前

第一章　佐嘉藩長崎警固の起り

肥前守護の始末、鍋島家の系統

龍造寺氏肥前守護代となる

玆に鍋島直正公の出生前に遡り、累代繼承したる藩屏の職責と、禀得せる遺傳の系統と、時代の敎へたる經驗とに就いて之を稽ふるに、筑紫は上古より外交の要地として太宰府の管國たり、源家の鎌倉開府以來は、武藤氏太宰少貳を世襲して筑前肥前の守護職を兼ねしが、室町府の季に至り、天文の初め、佐嘉の龍造寺家兼を肥前守護代となし、其季年には宗家の龍造寺胤榮も亦其職を命ぜられ、ついで家兼の曾孫隆信が其家を紹ぐに及んで、少貳氏を滅ぼして肥前を管領せり。其系統を抄記すれば左の如し。

博多の外交
長崎に移る

藤原季家　高木南次郎　高木季經二男　源右府より龍造寺村地頭職を安堵せらる
―季益　南三郎
―（十二世略す）
―康家　隱岐守　永正七年三月廿一日卒

康家の子
―家和　隱岐守　享祿元年三月七日卒
　―胤久　大和守　天文八年六月廿二日卒
　　―胤榮　豐前守　肥前守護代　天文十七年三月廿二日卒
　　……隆信　山城守　天正十二年三月廿四日戰死　五十六
―家兼　山城守　肥前守護　水ヶ江城主　號剛忠　天文十五年三月十日卒　九十三
　―家純　豐後守　天文十四年正月廿二日戰死
　　―周家　六郎次郎　天文十四年正月廿四日戰死
　　　―隆信　嗣宗家
　　　―信周　安房守（須古の祖）
　　　―長信　和泉守（多久の祖）
　　―女　鍋島清房室
　―家門　和泉守　同兄戰死
　　―鑑兼　左衛門大夫（諫早の祖）

隆信の子
―家種　江上武藏守（佐野氏の祖）
―政家　羽柴肥前守　從四位下侍從　慶長十二年十月二日卒　五十二
　―高房　駿河守　從五位下　慶長十二年九月六日卒　廿二
　……勝茂　鍋島信濃守　從四位下侍從（鍋島の祖）　同年高房の遺跡を襲ぐ
―家信　後藤伯耆守（武雄の祖）
　―安良　稱村田八介（久保田の祖）

隆信公島原に戰死し、政家公相續の後、三年を經て關白豐臣秀吉公九州下向の時、龍造寺氏の所領を定むるとゝもに切支丹宗の禁制あり。こゝに筑前博多の外交は肥前の長崎に移るの漸をなしたり。又佐嘉には、やがて政

家は隱居し、一門の鍋島直茂に幼嗣長法師丸（高房）の國役を代理すべきの命あり。是れ、龍造寺の鍋島になる端なりとす。

勝茂公の龍造寺遺領を相續したるは、慶長十二年よりの事なり。當時長崎港には海外諸國の船舶出入盛んなりしが、其晩年、卽ち寬永の末より鎖國政策嚴行せらるゝに至り、爾來十代六世を經て直正公の代となれり。左に其系統を抄錄せん。

藤原清久　鍋島平右衞門　龍造寺家兼の執權
- 清泰　左近將監
- ●清房　駿河守　龍造寺隆信の執權　室龍造寺家純の女
  - 信房　豐前守（神代の祖）　母家純の女
  - ●直茂　加賀守從五位下　龍造寺高房の後見　母同上　日峯宗智
    - 一 ●勝茂　從四位下侍從　信濃守　承龍造寺之跡　泰盛院　明曆三、三、二四逝　七十八
      - ●元茂　紀伊守（小城の祖）　承祖父直茂跡
      - ●忠直　松平肥前守　從五位下　興國院
        - 二 ●光茂　從四位下侍從丹後守　嫡孫承祖　乘輪院　元祿十三、五、十六逝　六十九
      - 直澄　從五位下甲斐守（蓮池の祖）
      - 直弘　山城守（白石の祖）

- 忠茂 和泉守（餅木の祖）
  - 直朝 從五位下和泉守（鹿島の祖）
  - 直長 神代右京（川久保の祖）
- ●三 綱茂 從四位下侍從信濃守 玄梁院　寶永三、十一、二逝　五十五
- ●四 吉茂 從四位下侍從丹後守 法性院　享保十五、三、十八逝　六十七
- ●五 宗茂 從四位下侍從信濃守 海晏院　寶曆四、十一、廿五逝　六十九
- ●六 宗教 從四位下侍從丹後守 光徳院　安永九、十二、二逝　六十三
- ●七 重茂 從四位下侍從信濃守 大弘院　明和七、閏六、十逝　三十八
- ●八 治茂 從四位下少將肥前守 泰國院　文化二、正、十逝　六十一
- ●九 齊直 從四位下侍從肥前守 興國院　天保十、
- ●十 直正

長崎御番の起り

徳川幕府鎖國の起原

徳川幕府の鎖國は、寛永十五年島原城の切支丹一揆を殲滅せる翌年より唐蘭二國以外の入港を禁じたりしに其端を發し、唯蘭國商人のみ長崎出島の居留を許され、十八年辛巳の春、家光將軍より筑前の黒田右衛門佐忠之（長政の子）に長崎御番の命あり、翌年我祖信濃守勝茂公亦同じく之を命ぜられ

鎖國に對する家光將軍の方寸

たり。黒田家年表に記する所を見れば、其時の將軍の意中を推知することを得、即ち左の如し。

長崎御番、異國押へ御詮議の上、御老中言上す、肥後より長崎へは一と渡しに候間、細川越中守に仰付られては如何に可有御座哉と仰上られ候へば、家光公の上意には、今度異國押へ被仰付は一大事と思召す、仔細は、武内大臣より今迄千四百年絶たる道を御改被遊は、末代の毀譽なれば、御大切の政道也。何樣の善政にても其勤樣に善惡あり、就中長崎の義は能勤る時は異國の押へ、惡敷勤る時は日本の不吉なり。此を以て能能御考へ被遊候に、黒田に申付候て然るべし。神代七ヶ度皆異船筑前肥前兩國の間に打滅したり、尤筑前は八幡宮の御生國、是吉例、一つ、黒田代々武意他に勝る、二つ、當家に忠信勝れて深き、三つ、依て先づ黒田に被仰付也。相役には鍋島可申付と思召す也。鍋島は先祖より黒田とは深き入魂の節目、一つ、長崎は鍋島領知の内なれば言付ずして不叶事、二つ。黒田鍋島は不和ある間敷上に、武威と忠信を忘事有まじければ、若し私欲短才にてこのか子忘

れたりとも、先祖の入魂を思ひ出なば不和有間敷ぞ。異國押への兩將不和なる時は、押へにてはなく、異敵を招くなるぞ。唐土は軍を出して女の子を携行を見て軍を返し他國を討んと定む、兩將少しにても不和なる時は日本の耻辱なり、依之由來を被正被仰付也。黒田細川は隱もなき不快なり、細川鍋島も先祖入魂の事を不聞、故に黒田鍋島に被仰付也。何れに被仰付ても日本の國威を厚く忠信を不忘ば少しも不和に有間敷けれども、不快を知りて相役を申付は主の過なり、此故に黒田鍋島に被仰付、兩人能政道正く、武威明白嚴重ならずば、武内宿禰の呉の孫權を押へたる樣には調ひがたかるべきぞ、兩人大儀の勤也。長崎御番は、近年大明國政道亂れ、萬民の苦しみ大形ならざる故に、長崎富貴の地なれば、大明人苦しみの餘りバヽンの事もと被思召上被仰付大慈大悲也。一つには長崎は古へ切支丹所なれば、是又心得がたし、又長崎の町人は異國人と親しみ深し、然る時は異國人と心を合せ何樣の工み可致も難計、若し島原土民の如く一揆の企も難知、依之勤樣善惡有て、若し番所に渡置石火矢玉藥被奪取時は

恥辱也、長崎は流人多しとの上意也。黒田鍋島共に勝れたる者、黒田は勝れたる大勇の剛將、鍋島は玄儀の和將なれば、陰陽和合して西海を押へなば、異國より何事成間敷候、兩人武道を取失ひ不和ならば、長崎入津の異人は懷中の毒蛇ぞ。惣て相役の義は不及申、萬事木曾山の檜の共摺して火を揉出して山を燒にて可心得也と上意也。筑前肥前は異國押へ大役也。今天下泰平の時節、諸國花鳥風月の翫びあれども、西國は異敵のため心を碎き心遣ひ隙なく、此兩國武國の戰ぞと御諚被成候。如斯大役なれば、武門の面目九州を皆被下たるより難有可存よし上意也。

長崎被仰付候時御老中言上に、石火矢は、權現樣の上意に、二挺あらば所により萬の敵を可防との上意なりし故、國々の大名承り、銘々所持の鐵砲指上申候、大身の兩家へ大分の御鐵砲御借し被成候義何程に可有御座哉と言上被仕候へば、上意に、異國押への鐵砲故に御家滅亡被成とも悔不被思召候。御家亡は日本の内の事、御一家の亡也、是は和漢の攻戰なれば御家

には難被替思召すとの上意也。大炊頭土井被仰は、黒田に長崎被仰付は御最屓に被思召と存ぜしに、今日の上意驚入たる事哉、かく武内大臣より此方斷絶の跡御改被仰付は、日本專一の忠臣と被思召事、冥加なる士と感ぜらる。

此の如く長崎御番は、三代將軍が、異國押への一大事として、黒田鍋島の剛和兩將を選み、陰陽和合して押へなば、異國より窺ふを得じと信任して鎖國の論を託したるものにて、九州を皆下さるゝよりも武門の面目と思へと言はれしは、全國に羨まれたる榮譽の職任なるを語るものといふべく、江戸往還の海道筋まで、兩藩の士は長崎御番の用とて風を切つて往來したりき。

長崎兩番所七臺場の起り

肥筑兩藩が長崎防備の命を受けし頃は、大明思宗の末年に當り、西洋にては第十七世紀前半の末なれば、長崎御番は、的面に明人がバヽン(密商)を圖るべきことゝ、切支丹宗徒が彈藥を奪はんことゝを心遣ひたるに過ぎざりき。

內目三箇所の臺場

されば長崎の御番所は、長崎港口の最狹き戸町と西泊との間僅に六町に過ぎざる括嚢の如き處に兩關を設け、其外面は、戸町には太田尾、西泊には女神、神崎の、都合三箇所に砲臺を造りて、異船の進入するを打ち止むる備へをなし、是を內目三箇所の臺場と稱へたり。當時の鐵砲にはまだ銃砲の別なく、唯小筒、大筒と唱へ、腰臺にて發射する彈丸五十目以上を大筒といひ、車牀に安置する百目以上のものを臺場の大筒と稱せり。猶大なるは空丸にして爆發彈を仕込み、是を砲術家の秘術となし、石火矢の稱あり。火矢とは烟花によりて其彈丸を研究したるに因る。『石火矢二門あらば萬の敵を防ぐ威力あり。』とて、痛く期待せられたる程のものなりき。而して最初家光將軍は、和漢の戰なればとて、家の滅亡を賭して是等の利器を裝置せる兩關三箇所の臺場を造り、以て黑田鍋島の兩家に渡したりしかば、兩家はこゝに兵營を建設し、戍兵を配りて隔年交代に嚴重守禦に任じたりしが、尋で十餘年後の明暦年中に至り、平戸の松浦侯に台命あり、更に外港の公領地白崎、及び高鉾島、陰の尾、長刀岩に臺場を築造せしめて兩家に渡されしかば、兩家は改め

外目四箇所の臺場

てこゝに兵營を建設して戍衛することゝなれり。是を外目四箇所の臺場といひ、兩藩の隔年交番に警固する國防砲臺は、此内外七ヶ所に止まりき。但し西南の海門に聯綴したる神ノ島、伊王島、沖ノ島、高島、香燒島、及び小ヶ倉、深堀等の沿岸は、みな我佐嘉領なるが故に、私設の防禦をなし、秘密港に武庫、兵糧藏、船廠を置けり。

此の如く兩藩は、警固の主任として國防に膺り、秋月(筑前)、唐津、島原、平戸、大村、五島(肥前)の六藩これを援くる事とし、因て八藩の主は、他と同じく家族を江戸に住ましむと雖も、對客、消防、門衛、川港の普請、其他あらゆる公役には藩屛の義務を免ぜられ、專ら藩力を長崎防禦に用ゐ、隔年の非番に於て、十一月に參府し、翌年二月に御暇となりて、歸國番代したり。されば江戸には之を百日大名と稱したりき、參府日子僅に百日に過ぎざればなり。蓋し當時は西洋人も風帆船を操りて航海したりしに、毎年冬季より春季までの恒信風季節風は皆來航に順ならず、風濤亦危險なるものありしを以て、該期間には日本支那附近の航海は絶ゆるに至るが故に、長崎御番は四月に始まりて九月に

汛季と百日大名の稱

終る(並に陰暦にていふ)を例とし、是を汛季と稱せり。八藩主は、みな非番年の汛季を終へて、百餘日將軍の府下に參覲したる譯なり。此他、邊事に關係ある薩摩、肥後、久留米、柳川、對馬、小倉、中津、及び長州の八藩も、亦長崎に藩邸を置いて邊防に干與したりき。長崎御番は、此の如く一大事の重任たりしを以て、寛永以來外交正門に於ける「鎖國の論は、黑田鍋島兩家に寄託せられたりしなり。

延寳の英船來航事件

當時、大明滅びて臺灣に據りたる鄭成功が恢復の援兵を請ひたりし外は、海外極めて靜穩なりしが、十餘年を經て、綱吉將軍初世の延寳元年(一六七三)五月二十五日、ゑげれす船一艘長崎に渡來したり。是は彼國東印度の榜葛剌(ベンガラ)港を開いて創めたる東印度會社の商船にて、名をレトルンといひ、客年の季本國を發して南洋の番丹(バンタン)(瓜哇の都府)に著し、同月澎湖(はうこ)島を經て來りたるものにて、乘組八十六人あり、通商請願のための來航なり。長崎奉行は其彈藥を差し押へ、願書を江戸に送達し、船は外港に繋泊せしめ、當番の筑前をして規定の如く護衛せしめたりしに、江戸に於ては請願拒絕に決せしにより、我藩にも

非番の出兵をなす事となり、七月中旬より宗室家老神代右京直長（光茂公の季父）出張し、深堀の領主鍋島安藝茂賢先鋒隊を繰り出し、嫡子志摩茂里は白崎に、中野九郎兵衛昭純の一手は沖ノ島に、安藝の兵は神ノ島に各々船を繋ぎたり。かくて右京の、大木正右衛門知清、多久兵庫安胤の兩番頭以下と共に博奕島と一つ家との間に船を繋ぐや、奉行西五大夫道全の船手これに屬し、喜多島外記國虎、土肥藏人信平は高鉾島の北に繋り、石火矢頭人原次郎兵衛就康は砲船五艘を以て馬籠の下に備ふるに決し、即ちいづれもゑげれす船の歸帆前、夜にまぎれて潜に配船しおき、右京の船より大旗を振り螺貝を吹けば、諸船纜を切つて押かくべく、鐘を鳴らせば石火矢を打出すべき旨合圖を定め、以て異船を乘り取り、打ち沈め、燒打にせんと、總て兵船三十四艘を艤して待ち掛けたり。柳川藩の家老十時攝津は右京の本船を犒ひ、之を觀て其行儀の整へるを褒美したりき。英船は命を聽いて帆を揚げて去りければ、右京等は二十七日より深堀を發して歸り、是より長崎の邊警絶えて鎖國の泰平を繼續したり。

佐賀藩の兵船

佐嘉藩の兵船と石火矢術との起り

佐嘉藩の兵船は、天正の比、藩主の、島原半島の住人田雑(たさよ)大隅守長廣の水手を用ゐ、又朝鮮の役にも從へられしに始る。又其頃有馬義純の一族にて西道榮なるもの、伊豫に流浪したりしかば、安國寺惠瓊の薦めにより、其子の道宗を抱へ、同じく朝鮮の役に從はしめ、松浦郡の喜須楠久(きすくすく)二村を與へて船奉行となし、其家來十六人を船頭、役者として、伊萬里に船藏を設けられたり。此に於て佐嘉の諸富(もろどみ)なる田雑の船手と共に兩船手となれり。次で道榮の子五太夫道全職を繼ぎしが、寛永に原城の一揆を滅ぼされし勝茂公の、大里(たいり)海道を二日路に急行して、赤馬關を渡りて江戸に上るべく、小倉藩の船を借らんとせらるゝや、此五太夫進み出でて、かゝる節の用に立つべく習練せしめおきたれば御安心あれとて、直に伊萬里に馳せ往きて、公の乘船艜四十六挺立の國市丸に自ら上乘(うはのり)し、供船四艘を、具し、艜を押し切つて漕ぎ來り、恰も公の小倉著の一時(今の二時)前に到著したりしを以て、公も劇賞せられたりと云

佐賀藩の石火矢

ふ。我邦古來の水師には關船と海賊船との兩流あり。關船は海關の警固に用ゐる早船にて、こゝにいふ四十六挺立の兵船は、蓋し關船なるべく、爾來これを主用せられたり。海賊船は遠海の航行に適用す。朝鮮の役には此水師を用ゐたり。田雜氏の船手は是なるべし。されど鎖國の後は、大船の製造の禁ありたるにより、其流も廢れて徵するに由なし。

石火矢、即ち砲術につきては、始め長州の士に原佐渡守元安なる者あり、毛利秀就の時に浪人し、佐嘉に來りて住居せしが、其子次郎兵衛就康石火矢術に練達したるを以て、山城守直弘これを父の勝茂公に薦めたり。時に砲術に堪能なる者數人仕へを求めゐしかば、勝茂公親ら臨みて技術を試みられしに、或は遠距離に徑寸の的を立てゝ同孔を數發射拔き、或は小的を絲にて吊して、動搖する所の結目を射切るなど、各〻巧妙の技を盡しゝが、就康は戸板を的にして五發を射たりしかば、觀者は啞然たりしに、公は其戸板を持參せしめ、左右に命じ、墨繩を執りて戸板の面に十字を畫かしめたれば、其正中を射貫きてゐたりしのみならず、更に四つの方毎に十字線を畫けば、盡く正

中を射貫きてゐたりけり。衆始めて嘆賞す。公曰く此の如く測量に練熟するにあらざれば、石火矢を射て的中せしむるを得ず、他の小筒的は曲藝なりとて、就康を抱へて石火矢役に命ぜらる。長崎防御の石火矢船は是より始まれり。

元祿の奢侈と長崎防備の弛緩

鎖國の初めは、幕府にても長崎防御を斯く重大の任とせしが、延寶の英船出帆以後、邊海靜穩、國家泰平を謳ひたりしを以て、やがて善柔なる綱吉將軍の柳澤甲斐守を信任するに及びては、華奢に耽り、只諸大名の貲力を朘削する政策を弄して、亦邊防の何たるを顧みず。是に於て我佐嘉藩も其打撃を受けたり。抑も筑前と我佐嘉との藩力は、之を領地高にていはむか、筑前は秋月を幷せて五十七萬石なるに、我は三十六萬石、其比較は三に對する二に及ばず、而も長崎海門の聯島は我私領に裹まれたれば、非番にも防御の守備を要す。苟も幕府に於て長崎防御を重んずとせば、此に用捨斟酌の意なかるべからざるに、元祿中より、柳間大名普通の例の如く我內證分地の三支藩も亦江戶役を命ぜらるゝことゝなり、乃ち是等三支藩は長崎防御に力を專

らにする能はず、爲に本藩より補助して義務を果さしむるに至れり。是に於て內證分地の十四萬餘石は除外せられ、爾後の藩力は、筑前に比較して、一對二の半數に減じたり。此の如く鎖國最初の意旨は忘却せられたるとゝもに、一方江戶の華奢は底止するところなく、幕府は財計の困竭するにつれて、諸大名の朘削に力めしを以て、我藩亦江戶の經費膨脹して長崎防禦に專らなる能はず、蓋しこれ自然の勢なり。尤も泰西は、第十八世紀に入りては東洋を謀るに遑あらざりしを以て、我邊海に三桅船の影を見るに至らざりしかば、長崎御番は、元の七臺場の脆弱なる防備のまゝに形式の守衞をなすに過ぎざりしも、我藩は私領地の防備に忙殺せられ、隨て筑前との不權衡はいよいよ甚しく、更に江戶費の膨脹ありて困しみたり。

第二章　佐嘉藩の氣風と學問教育

鍋島元氣と鎖封

江戸の夙に諸大名會同して華奢を競ふの都會となりたるは、家光將軍が、今天下泰平の時節、花鳥風月の翫びあれども、西國は異敵のため心を碎き、心遣ひ隙なく、此兩國は武國の戰ぞとて、筑前肥前に長崎の鎖鑰を託したるにて之を證すべし。斯く西國は異敵に心を碎くとて、特に同將軍の筑前肥前を選みたる由來を稽ふるに、九州は太宰府の管轄として古來邊要に當り、中にも肥筑兩國は、鎌倉府の始より武藤少貳氏の守護下に屬し、文永弘安の蒙古襲來に少貳經資號令して之を殲滅せし時にも、始終其爪牙となりて血戰奮闘したるを以て、其勇武なる氣習は、遺傳的に兩國男女の血性に染潤せるのみならず、隆信公、直茂公亦共々武勇なりしを以て、其百戰裡の養成は、比類なく強悍なる氣風を生むに至り、仍て、世は鍋島元氣と稱して之を畏れたり。

我肥前は又地理に於ても要害至つて宜しく、九州の西海に盡くる半島に

地勢に由來する鎖國的氣風

して、東は山岡紛錯して太宰府の關塞たり、南は大河灣海に限られ、北境の山嶺は障壁をなして西南に迫り、卽ち雞冠の離披するが如く岬角をなし、たる中に廣濶なる大沃野を開けるを以て、宛然大規模の城廓を形成せるものといふべく、而も土壤は豐沃に、山林は森蔚に、河沼海濱亦乏しからざるを以て、其面に生ずる物産は、以て優に此に蕃殖したる四十餘萬口を養ふに足る。故に其位地の僻隅に偏したるは、自ら樂土に安んずる氣風を生じぬ。されば藩治の最初より、法度を嚴にして隣藩と遮斷し、相來往せず、通婚せず、移住せず、濫りに物産を交易することをも禁じ、風俗知識を移入することをも禁戒したり。物産の餘剩は法を設けて他に輸出するを許すことありと雖も、他よりの輸入は努めて之を抑制し、ひたすら交通の自由を斷ちて藩の獨立を堅固にすべく講ぜり。是れ我藩政策の主義なりしが、更に寛永以來德川幕府の鎖國政策に拘束せられ、ここに自ら二重の障壁を構へて、鎖國中に鎖封したるものとなりにき。

されど佐嘉人は、全く自國の氣風知識のみを保存して、他の流行感染は聊

かも受けざりしかといふに、其は歷史の自然として決して有り得べからざるものとす。鎖國の日本が、常に外國の潮勢に動搖せられつゝありしが如く、一國の統治の如きも、如何に其鎖封を固くすとも、全國の風化以外に超然たる能はざるは明なり。學問教育に於て殊に然りとす。

佐嘉の武士道と儒學

佐嘉の性理學

佐嘉の文學教育は比較的他より優れたるが如き觀あり。之を要するに、**佐嘉は徹頭徹尾宋の程朱の性理學を宗としたり。**其由來は、もと日本の學問は朝廷に統轄せられ、菅家、淸家の免許なくしては擅に世に講授するを得ざる大法なりしを以て、地方教育は、桑門の手により、程朱學を外典となして、寺子屋にて武士の子弟にも授けられたり。德川氏治世の初め、東照公の儒者衆に林道春を用ゐたるも、醫師と同じく頭髮を剃り、十德を著け、僧形にして講筵に臨ましめたり。故に何藩の武士にても、醫師となるよりも學者となるを好む者なかりき。殊に佐嘉の氣風は武職の奉公を專一としたるを

以て、儒學を修めて身を立てんと願ふ者更になく、たゞ物語的の歴史を讀み、戰記聞書類を記憶するに止まれり。偃武の初め、小城の附士にして關興右衛門尚璞なるもの、儒學を以て聞えたりしに、寛永の頃より儒學、兵學、武藝等を併せ講ずる風を生じ、從つて我佐嘉にも石田平左衛門宣之なるもの出で、儒佛の學を究め、經史に博通したりしを以て、僧俗共に就いて教を受くるに至りしが、泰盛公(勝茂)の晩年には、彼は嫡孫光茂の侍講となり、後閑居して一鼎と號し、佐嘉の武士道を啓けり。山本神右衛門常朝は一鼎の學を受けて「葉隠」といふ書を著はし、益々武士道の光輝を放てり。乘輪公光茂は、初め武道をのみ講ぜられしが、治世に在つては武を以て名を成し難し、寧ろ和歌を以て名を天下に揚げんとて、專ら心を國文學に潛め、水戸黄門光圀卿と深く交はられ、傍ら程朱學にも心を寄せられたり。其頃江戸には一般に兵學武藝流行し、柳生但馬守の劍術につゞいて北條安房守の兵學、武田流なり、即ち北條流起り、而も兩氏とも何れも將軍の師範となり、其標名の下に諸大名を門に集めしかば、我玄梁公(綱茂)も其若年に北條の門弟を延いて講釋を聽

かれたり。唯光茂公のみは、我家には自らカチ口の軍法を存ず、他に學んで亂すべからずとて禁戒せられたりき。山本常朝は幼少より光茂公の側に成長し、石田一鼎の武士道を『葉隱』に述べて、楠も信玄も龍造寺鍋島の家風には諧はずといへり。是を佐嘉特色の葉隱武士道の起源とす。

同時に佐嘉白山町に富賈武富市郎右衛門咸亮なるものあり、一鼎より少きこと七歲なりしが、初め小城の關尙璞に學び、後京師の中村迪齋に就いて程朱學を傳へ、歸來家塾を開きて敎授せり。其頃神崎の犬童村なる實松元琳は、眼を患ひて、山野檢校の弟子となりしが、性、學問を好みて、業餘に讀書を勵みたりしに、不幸其二十歲の頃檢校は死したるを以て、怙む所を失ひし彼は、咸亮の宅に投ぜり。因て咸亮憫みて家塾に通學するを許し、藥資を給して眼を治療せしめしに、其明を復するに至りしかば、學問も亦爲に大に進み、寛文の末には諸家より講義に招かるゝに至れり。是に於て京都に上りて中村迪齋、伊藤仁齋等に親炙し、歸るに及んで、元祿四年綱茂公の講義に召され、其後城南の水ヶ江に居住し、講習堂を建てゝ子弟に敎授せり。是れ佐嘉に

綱吉將軍の崇學と佐嘉興學の氣運

於ける學校の嚆矢なり。

元祿は綱吉將軍が儒學を崇べる時代にして、林信篤大學頭となり、始めて武家儒者として教授するを得たりしが、是より都鄙に經書を講ずるもの次第に加はりたりき。されど、元來朝廷の大法より言へば、林家の門人ならでは公然と教授するを得ざるを以て、諸藩に於ても、教職に就く者は林家の門人にして、其程朱學を本ずべく制限せられたり。此頃、乘輪公は、佐嘉城内の二の丸に聖堂を建て、春秋二季に祭奠を擧行せられしが、武富咸亮も亦自費を以て聖堂を建てんことを請うて許可を得、元祿五年城北の大寶村に工を起し、己亦其側に住して家塾を設け、講堂を鳶魚齋と呼べり。玄梁公も屢〻臨みて講釋を聽かれき。聽て國老多久長門も亦聖堂を私邑に建て、競うて程朱の儒學を講ぜしが、是れ綱吉將軍の崇學が、諸藩よりは比較的早く佐嘉に波及したるが故なり。斯くて、林家の門人平本權之進智雄、長森傳次郎敬一を扶持して究學の伴侶となし、更に十二年江戸邸にて實松元琳の子文四郎清長を士に列し、切米二十石を賜はる。是れ佐嘉人の儒學を以て士籍に列せ

實松氏の學問

し嚆矢とす。

法性公の世に及び、寶永四年實松元琳江戸昌平黌の聖堂に就いて釋奠、釋菜の儀制を問うて歸り、當時二の丸より鬼丸の西御屋敷に移されたる聖堂の釋奠、釋菜の祭儀を潤色したりしが、子淸長亦祭酒に命ぜられて之に携り、幷せて其圖書館をも管轄し、番宅に居住し、講習堂を移して教授し、昌平黌仰高門の例に倣ひ、式日を定めて講義せしに、聽講者の數多きときは八十餘人に及べり。かくて孫の眞恒職を繼ぐに至りて、實松氏の學問起れり。

享保の學問は元祿の學風より發達し、諸科等しく進み、學派競ひ起り、各門戸を樹てゝ、諸說紛々たりき。是れ自然の趨勢なり。實松氏の學も、眞恒に至りて、聖堂の講習堂に六藝の科を設け、禮容は小笠原流を尙ひ、治國平天下の道に活動せんとの理想を有したりしを以て、射御は日置流の弓術、及八條流の馬術を採り、之に雅樂、筆道、算術を加へて教へたり。其頃豪商に大塚三左衞門師政といふ者ありしが、武富咸亮に學んで多く書籍を藏し、傍ら數學を講じ、筑前の人高屋安兵衞に就て天文術を究め、天元演段の法を發明して、

法性公の砲術研究

聖堂の數學を擔任せり。是時に當り、諸藩の耳目は江戸の文華に集まりたれど、法性公は長崎の榮職を重んじ、思を砲術に潜め、原就康の養子次郎兵衞就義を用ゐて、相共に此術を研究せられたりき。砲術は數理を本とし、立方、圓、球容術によりて叢彈を製し、測量術によりて飛彈の命中を定むる等、大塚氏に負ふ所少からず。公の發明の大砲々彈は、深堀の武庫に秘藏して非常の用に備へ、其秘術は圓極院に傳授せられしを以て、今は知るに由なけれども、二三の獵筒は狩方に存じ、昔公の鶴雁等を擊つには必ず之を用ゐき。臺に架して照準を定めて發射するものにて、一發の廣がりにより六七の雁を獲ることも少からず。師政の子良左衞門道恒は松處と號す。海量公宗茂擢んでゝ士に列し、世子(宗教)の侍講とせらる。是より佐嘉に大塚氏の學派あり。

大塚氏の學問

勤王論の濫觴

佐嘉の鎖國は、上國風に感染して士氣の浮薄となるを厭嫌したるに因るが故に、江戸學を傳ふることを好まず。されば其初めは豪商によりて京攝の

勤王論の唱始

學を傳ふるのみなりしが、享保に至るに及んで、漸く江戸の學をも傳へたり。又享保には蘭學の端開けしが、我藩は長崎との往來繁しと雖も、蘭語は蘭通事によりて交換する法規を律義に確守し、敢て學問にて西洋知識の輸入を試みるものなかりき。海量公以後は泰平の極に達し、邊海の波穩かに天下無風の景象となり、稍幕府の驕奢を厭倦する風を兆せり。實松元琳晩年の門人に村島治左衛門政方なるものあり、海量公之を士に擢んでゝ世子の侍講とせられしが、其門人の長尾矢治馬元弼なるもの、江戸の服部南郭に學び、歸りて大弘公重茂の侍講となる、其主義は唐宋の學に涉りてこれを折衷せるものにあり。彼嘗て徂徠文集に國家に對する稱謂の失體多きを見て、詩を賦して曰く、日下平安周鎬京、是昔大盜借神兵、先生休說東西帝、魯仲連存踏海情と。乃ち幕府の起りを大盜借神兵と痛斥し、魯仲連を引いて自信の高義を聲明し、以て勤王論の唱始をなし、以て枝吉氏の君臣論を喚起せり。元弼後に遁翁と號し、泰國公に逮事し、安永三年六十一歲にて終る。其子元幹は東郭と號し、博覽多識にして經世の才あり、泰國公に任用せられたり。

第三章　泰國公の振興

直正公以前五世の系統治世次第

高祖 ●光茂　従四位侍従　丹後守
法號　乘輪院
室　上杉彈正大弼定勝女　柳線院
　　中院大納言通純女　榮正院

寛永九年五月廿三日生
明暦三年二月九日、嫡孫承祖家督
元祿八年十月隱居、治三十八年
同十三年五月十六日逝、六十九歳

○綱茂　従四位侍従　信濃守
法號　玄梁院
母　上杉氏
室　松平越前守光通女、寂光院

承應元年五月五日生
元祿八年十月家督、治十一年
寶永三年十二月二日逝、五十五歳

○吉茂　従四位侍従　丹後守
法號　法性院
母　中院氏

寛文四年四月十九日生
寶永四年五月家督、治廿四年
享保十五年三月十八日逝、六十七歳

―茂文　多久伊豫　多久相續
妾腹

―政盛　村田隱岐　久保田相續
母　眞木氏

―長行　鍋島内匠　餅木相續
母　同上

女
母　岡本氏
岡部丹波守盛明室
貞享三年十二月廿一月生、川久保家相續

曾祖
宗茂
從四位侍從　信濃守
法號　海量院
母　執行氏
室　久世大納言通夏女　貞樹院
享保元年吉茂養嗣
同　十五年五月家督
元文三年十二月九日隱居、治九年
寶曆四年十一月廿五日逝、六十九歲
（此三代の治世合て四十四年）

直方
神代對馬　川久保相續
母　同上

宗教
從四位侍從　丹後守
法號　光德院
母　久世氏
室　中院大納言通躬女　壽綱院
享保三年四月廿日生
元文三年十二月家督
寶曆十年十一月廿六日隱居、治廿二年
安永九年十二月二日逝、六十三歲

直良
主膳
母　同上

重茂
從四位侍從　信濃守
法號　大弘院
母　同上
室　松平陸奧守宗村女　靈松院
德川右衛門督宗武女　圓諦院
享保十八年七月十八日生
寬延元年宗教養嗣
寶曆十年十一月家督、治十年
明和七年閏六月十日逝、三十八歲

祖父
治茂（初直熙）
從四位下少將　肥前守
法號　泰國院
母　同上
室　井伊掃部頭直幸女　紡關院
松平能登守乘保女　智照院
延享二年八月四日生
寶曆九年十一月鹿島家養嗣
明和七年七月家督、治三十四年
文化二年正月十日逝、六十一歲
（此三代の治世合て六十七年）

父

女　妾腹
鍋島備前守直富室
榊原式部大輔政令室
母　編岡氏

齊直　從四位侍從　肥前守
法號　總松院
母　同上
室　松平相模守治道女　淨諦院

直道　下總
母　畝田氏

直彝　丹波守　鹿島相續
母　小代氏

女　中院侍從通繁室
伊達大膳大夫宗紀室
母　横山氏

直與　攝津守　蓮池相續
母　同上

女　久世三位通理室
三浦兵庫頭誠次室
母　同上

賢在　彈馬　川久保相續
母　直塚氏

女　伊達大膳大夫宗城室
母　松平氏

安永九年九月廿三日生
文化二年五月二日家督、治三十六年
天保元年二月隱居、同十年正月十日逝、六十歳
母　同上

―直孝　内匠頭　餅木相續
　母　辻氏

―女　久世宰相通熈室
　母　倉永氏

―直永　丹波守　鹿島相續
　母　津田氏

―茂眞　安房　須古相續
　母　辻氏

―直正　初齊正　從二位大納言　肥前守
　號閑叟　謚忠宜
　母　松平氏
　室　家齊將軍女　文蕭夫人
　　　田安一位齊匡女

文化十一年十二月七日生
天保元年三月家督
文久元年十一月隱居、治三十二年
明治四年正月十八日薨、五十八歲

―茂快　播磨　太田氏相續
　母　同賢在

―女　松平出羽守齊貴室
　母　同直正

―茂元　彌平左衞門　神代相續
　母　堤氏

―直賢　安次郎　鹿島相續
　母　石井氏

―文武　守五郎　倉町氏相續
　母　武富氏

女　松平大和守直侯室
　母　山本氏

●直大　初　茂實　正四位下少將　肥前守　弘化三年八月廿七日生　文久元年十一月家督
　母　鍋島周防女
　室　梅溪宰相通善女　廣橋

女　細川從四位護久室
　母　村松氏

直虎　欽八郎　小城相續
　母　同上

直柔　倘丸　蓮池相續
　母　同上

女　池田從五位輝知室
　母　同直大

江戸の華奢と諸藩の疲弊

綱茂公より兄弟相承くる三代四十四年の間は、鎖國の結果として泰平打續き、江戸の華奢增長して、長崎の邊防は忘れられたるが如き觀ありしが、吉茂公は砲術に熱心にして其警虞を怠らず、かくて享保を過ぎて宗茂公これを承けしも、眼疾に罹りて早く隱居し、子の宗教、重茂二公の治世三四十年間は、天下泰平にして何事も沈滯し、惰氣滿々、增大するは只華奢の濫費のみ。

時勢匡正の先驅

されば普通の大名も、江戸の貢獻會同に貲力堪へずして、勤儉質素の厲行を始めたり。まして我藩は、長崎の重任を受けながら、元祿以後は筑前と藩力の平衡を失ひたるがため、這次の江戸邸奢費の膨脹には、迚も堪ふべきにあらず。因て質素儉約の風を維持するに勉むと雖も、時代の趨勢は日を逐うて經濟を困難に陷らしめたり。

泰國公の人格

時代の要求は、華奢遊惰を匡して士民の困窮を救濟する賢君の渴望にありき。茲に於てか肥後の銀臺侯(細川越中守重賢なり、江戸の白金臺に居住したりしによつて號す)まづ出で、堀平太左衛門が刑律に精通せるを拔擢して家老となし、質素儉約を厲行して領内大に治まり、聲名漸く高し。此際、我重茂公壯年にて遽に逝去あり、弟の直淵公鹿島より歸りて跡を承け、治茂と名乘らる、是を泰國公とす。我藩は素より儉素を守りしも、時代の趨勢に促されて頽勢を支へ難かりしに、恰もよし隣藩に良友を得たれば、此に弊風を

甲子夜話にあらはれたる泰國公の人格

矯正し、兩肥相競うて政治を勵ましゝより、氣運漸く進み、東國に米澤の鷹山侯（上杉彈正大弼治憲）白川の樂翁侯（松平越中守定信）等の賢君輩出し、將に來らんとする時代潮流の前驅をなし、遂に樂翁侯の幕政刷新を見るに至れり。

泰國公の人格につきては、當時平戸の靜山侯（松浦壹岐守清）が筆になれる甲子夜話に林述齋の話を引いて『肥前少將治茂も近世の國持の内にて見所あり、白川侯當路の時、世人風靡する中獨り屈せず、間柄（親戚の間柄なり）なればとて、國元より尺牘を贈つて時事を議す、其氣焔想ふべし。營中にて奏者番習禮のとき、一度したるまでにて再びせずして本席に戻る、因て脇坂淡路守呼返せば、今敷居に手を付たることとなるべし、其事は心得て居るなりとて回顧もせず引退たり。又身持に手堅き事をもあり、その中、袴は夜更ても脱ことなし、奥に居ても然り、寢所に入るとき始めて袴を脱げり、（自注）林述齋（大學頭衡）の妹は肥州の妻子なり（智照院）斯かる古風なる人も今は稀なり。此公初は佐嘉支家鹿島二萬石に務められ、予が先人正巧君（誠信）と同席にてありしが、後に本宗を嗣れたり、故に予も若き頃は、懇會して、江城より長崎の地にても屢

時勢の變化と人材養成の必要

行交せり、よつて江都にある時も予が邸に來られ、祖母夫人と先君の事中出られて舊事を語られき、其質厚篤なることとなりき。其容態は腰をそらせ、足は棹の如く立て歩する人なり、よつて殿中にても其人の容貌可笑がりたり。又一種の癖あり、手水せらるゝ時湯次(ゆつぎ)の水を何遍ともなく替るほど長くせられたり。』とあるにて、公の丰采を想望し得べく、頗る豪邁の氣象ありて厚篤の性格なりき。閑叟公は其豪邁を裏に蘊み、純粹にて儁英の氣あり、而してその手水の長きは、遺傳的の習癖と謂ふべし。

是時に當り、封建の積習盛にして、幕府は尊大を矜持して、士大夫を家祿階級に油著(ゆちやく)せしめ、爲に位地の高き者程之を誇耀する度强く、而も彼等は心神遲緩、唯遊惰の增長を見るばかりなりき。世は此病象を目して泰平と目出たがりしが、盛の極は衰の表にて、我二重鎖國の中にまで尊王の聲を聞くと共に、海外の氣壓は漸く東北の露國境に稠厚に、漁船の衝突は志士の慷慨を喚起し、其動靜は西邊に感響する自ら銳敏なれば、長崎の海防に任ずる我佐嘉は、晏然として過ぐるを得ざる形勢となれり。賢明なる泰國公いかでか

之を默視せらるべき。由來家祿に衣食したる武士は無學文盲にして、耳食したる『葉隱』を口實となし、以て學者を嘲笑したれども、國勢の更張は空論の爲し得るところにあらず、外國の防禦は空拳のあたり得るところにあらざれば、公は先づ内、人材養成の根本に向つて著手せられたり。

弘道館建設

佐嘉の學問は時代につれて穩健に發達したりと雖も、近代の惰氣に撲たれて、聽講者の數は增せども讀書者は僅少となり、實松氏の講習堂は振はず、只松原に九思堂を、又内庫の補助の下に片田江に修業館を設けて、纔に生徒を教習し居たるのみ。泰國公の初政に當りては、碩學の士に副島昭賢號崑崙、石丸禮介、長尾東郭等ありしかど、猶人材に乏しき憾ありしが、多久の士石井鶴山の、肥後に學びて才名あるありしかば、之を召し出して侍講となし、左右に置いて顧問とせらる。やゝ後輩の古賀彌助(名は樸)は、東郭より十七歳の年少にて、城西の精町に住して研學し、因て精里と號せり。初め王陽明の

古賀精里弘道館を創立す

家塾の自由教授と武藝の隆盛

學を喜びしが、京攝に遊學し、大阪に尾藤二洲賴春水と交はりてより、程朱學に意を專らにし、慨然として紛々たる學派を統一し、國民教育の方向を一定せんとの志を立て、歸りて公の知遇を得たり。是に於て、天明元年、城の大手口にありて濠に臨める法華宗の本行寺を城西に移し、其跡に弘道館を建てて藩の學校となし、背後の松原に蒙養舍を建てゝ素讀を授け、以て素志の如く程朱學を其正科としたりしが、之に關し、諸儒には異論なかりしも、獨り長尾東郭は之を褊狹にして時運に背くものとなし、宜しく門戸を解放して多方面に群才を育成すべしといへり。かくて二人は反覆辯論を重ね、精里は情激して落涙するに至れるも、東郭は敢て動かざりき。然れども程朱學は幕府の定めたる所にして、且つ公の本領の學なるを以て、公の裁定によりて東郭を壓服したりとなん。

弘道館は程朱學を其教規としたれども、家塾は自由教授をなすに放任せられたり。大塚松處の孫賴母有中は、家學を承けて時務の才あり、公に任用せられて有名なり。山領(やまりやう)主馬利昌は、長尾遁翁、石井鶴山に學び、京都に遊學

弘道館の規模

して有職故實及び和歌に達し、又タイ捨流劍術の奧義に練達し、道場を設けて子弟を敎へしが、門下には文武を兼ぬるもの多く、其子の圓左衛門眞武は閑叟公の劍術師範となれり。石丸禮介も、古賀精里も共に姉川流の槍術に達せり。タイ捨流の劍術、姉川流の槍術は佐嘉の特流なり。此外内田氏の早く傳へたる鐵人流の劍術あり、柳生の眞影流、及び柳生流も其後行はる。槍術には寶藏院流、種田流も行はれ、各師範家は道場を設けて是等の諸武藝を敎へたり。

弘道館の建設は、以て藩士の遊惰を矯正し、氣力あり、識見あり、才能ある人物を輩出せしめむためにして、佐嘉の藩風を振起する一大機關を据ゑ付けたるものなり。されば其規模は猶狹隘なれども、經費に米二百五十石を附し、內生寮に定詰(寄宿生)の學生を容れ、擴充局を通學の所とし、蒙養舍に童生を敎へ、長屋を武藝の道場とし、講堂には式日を以て講釋を聽かしめ、每年一兩度學館頭人より內試をなし、其俊秀には國老中の會試をなし、其名簿によりて諸職務に選用する等の規定を確立せり。開館の初めには人氣頗る集

まりしが、學事は倦怠し易く、やがて稍々寂寥に傾きたれども、此を以て人材を養成し擢用する根本の處となし、因て魏松公を經て敢て改めず、閑叟公に至りては、更に其規模を擴大せられたり。管仲の言に百年之計在種人と。學問の普及を圖るは遽に其功を收むべきにあらず、猶水の浸潤するが如く、百年の大計を以て徐々に督勵すべきなり。

泰國公時代の人物

公の顧問たりし石井鶴山は敎諭の職を兼ね、飄逸にして雅量あり、談論諧謔を帶びて人に愛慕せられしが、寛政二年公に扈從して江戸よりの歸途、病を得て攝州の旅寓に終り、曾根崎の久昌寺に葬らる。精里の選せる碑文に鶴山辭世の詩あり、玉皇使者自風流、四十七年花月遊、今日朝天餘一恨、師恩海岳未曾酬、と、以て其瀟洒の襟度を想望すべし。弘道館の建設後に召し出されて敎諭したりしもの三人あり。其一、石隈彌三郎邦烈は五郎左衞門之房の次男にて、天文兵學にも通せり。其二、高柳忠助業は邦烈より二歳の年少

肥後理窟

にて、手明鑓(下士)なりしが、牙籌を把りて簿書堆裏に屈するを欲せず、精里に就いて學び、支藩國老より其篤學を信せられ、共に寛政二年召出されて教諭となれり。其三、原田喬(號復初)も亦精里の門に學び、肥後に遊學し、詩を藪孤山に學び、同六年に召し出されて教諭となれり、時に年四十二なりき。

鶴山、復初等がいづれも肥後に學びたるは、當時佐嘉の學者が餘りに自國に跼蹐するの固陋を非とし、銀臺侯以來兩肥互に政治學問を競ひて、知識を交換する風の開けたるに由る。是よりして佐嘉に肥後理窟といふ語あり。蓋し時代の進運に促されて、隣邦の肥後と知識を交換し、彼地に遊びて始て佐嘉以外に行はるゝ普通の理論を知るや、歸來之を主張する者少からざりしが、いづれも却て鎖封裡に在るものゝ疑惑を受け、その主張は一種の僻論と看做されたりしを以て、卽ち該語は、僻論の異稱として行はれたるなり。此語に由つて考ふるも、泰國公の弘道館を創められしは、銀臺侯に續いて育英を競はれしものなるを知るべし。

當時に在つて、教諭となりて書生の記憶に留りし人の外にも、亦學識ある

興學の氣風現る

士を發見し得。其二三を擧ぐれば、醫師の嫡子なる牧司書忠皎は、早く公に侍して才學あり、天明八年士に列して家を分ち、玉山と號し、巍松公より歷仕して閑叟公の初政を佐け、後御年寄となりき。又泰國公に任用せられし恩田儀右衞門の遺せる、雜記を見るに、彼も亦頗る篤學博覽の士たり。石隈邦烈の父之房（五郎左衞門）は頗る藏書家なるが、兄の五郎大夫も亦讀書に耽り、醫學にも通じたり。藪內小次郎明雅は寬政系圖の材料を蒐集したる人にして、弓術に達し、弓場を開いて門人に教へたり。田中覺大夫義方は、公の晚年に御側頭となり、井內氏に娶り、大塚桂山、洪六郎兵衞と親戚の義を結び、閑叟公最初の御年寄となり、洪の養子晦卿（古賀穀堂の弟）、井內南涯と共に初政を輔佐したり。蓋し吏才に學識を兼ねたりしなるべし。此の如く、佐嘉の武士が學者を『見臺枕に打死する歟。』と輕蔑したる裏面にも、文教の潮流は自然に流れて、家に書を貯へて學を講じ、因て頭角を現はして任用せられたる者少からず。學問を嫌ふは總ての武士の通習なるが、就中二重鎖國裡の褊狹なる知識に安じたりし佐嘉人士にとりては、世界大勢の推移、時代風潮

田沼の秕政と勤王家の輩出

の變遷の如きは、思想の及ぶ所に非ず。從て海外周圍の事情などは、黑暗々裡に附して通過し來れりと雖も、猶一部少數者が江戸參覲の往來に得たる消息を多少齎すあり、長崎の關門よりは又世界一脈の風も吹き來りしを以て、聰明なる者は私に時運一轉の機を感知せり。

勤王論の唱始

家治將軍の尊大驕溢は田沼意次によりて發表せられ、其反動は皇室の式微を慨する者を生じ、「將軍あるを知りて天皇あるを知らざる歟。」の嘆聲は竹内式部によりて發せられしが、次いで明和四年山縣大貳の死刑ありしは、是れ松高風ニ有ニ一聲ノ秋一の兆候たり。安永五年五月家治將軍は、先代綱吉將軍もなし得ざりし日光社參の盛儀を遂行して、府庫を傾け、爲めに全國の大名は其誅求に疲るゝに至りしが、道路に人垣を造りて威光を耀かしゝ將軍の豪奢は、觀者に怨憤の懷を抱かしめぬ。是上野の高山彥九郎、下野の蒲生君平等が、崛起して勤王論を唱ふるに至れる動機なり。是より先き我藩川久

横尾文助の忠烈

保の士に横尾文助道符といふものあり、寶曆の初め、京都に遊學して皇室の式微を慨し、歸來春日山下に帷を下し、紫陽と號して學を敎授せしが、何思ひけん安永の初めに復脱走して京都に上り、辛苦旅費を調へて關東を遊歷せり。しかるに適、將軍の日光社參に遇ひしを以て、其行裝の盛なるを見て憤慨禁ずる能はず、京都に歸りて東山に卜居し、大義を說いて子弟を敎へたりしが聲名次第に高く、九條公の講筵に延かれ、遂に諸大夫となりて、侍講の傍竊に謀る所あり。偶、天明三年京都に大風水あり、禁垣は崩壞し、公卿の第宅は破損したれども、幕吏は只慘狀を坐視して顧みざりしを以て、紫陽は益、憤激に堪へず、斷然決心する所ありしに、早く幕吏の偵察する所と爲り、原籍佐嘉人なるを以て、幕吏は竊に之を我藩邸に爪したりしかば、藩邸は彼が攝家の諸大夫となりしことを默許せしも、幕府の猜忌を受けては最早放棄すべからずとて、翌四年說諭して歸藩せしめたり。然れども藩禁を犯して脱走し、他家に臣事して擅に朝の官爵を受けしは、重々藩法を無みしたる罪科なれば、藩邸も宥免の餘地なく、已むを得ず五年十月自裁せしめたり。其辭世

の詩に誰憐五十一春秋、埋去煙嵐深處丘、不遂青雲平日志、空餘身後有異鈎」と。身後有異鈎」とは人間に七生して賊を滅ぼさんとの誓言なり。あゝ其壯烈鬼神を泣かしむるものと謂ふべし(長風破波一帆還、碧海遙通赤馬關、三十六灘行欲盡、天邊初見鎭西山の詩、紫陽が歸船中の作として世に膾炙すれど、其は伊形壯介の作なり)。此時遲く彼時早く、是年四月に佐野善左衛門正言、田沼意次の子山城守意知を殿中に斬つて死に處せられしが、是より意次は斥けられ、家治將軍も亦薨ぜしかば、松平定信出でゝ幼年の家齊將軍を輔け、幕政を改革して尊王の事に從ふと共に、學政を擧げて、國防に務め卽ち士氣を勵まし、夷狄を攘ふの二事に力を竭したりき。

幕府異學の禁

百餘年來の泰平の惰眠とて、今や外來の刺戟を受けたれど尙醒めず、時流滔々迷霧の中に百弊競ひ起れり。此時に當りて定信が異學を禁じて程朱學に統一せんと試みたるは、兎角の議論あれども、要するに、所謂異學とは、同

古賀精里儒者衆となる

じ儒學中の漢唐學と明學とを宋の程朱學の間に挾みて見聞の異同を說けるものに過ぎざるが故に、多くの學者は朱王の是非を辯論するのみにて、本づく所は學派消長の爭ひに歸す。然り而して、初め林家が公家の唐學をすてて武家の敎權を握りし以來、諸藩自ら程朱學に統一せられ、德育は朱子の新注を敎科書となし來りしかば、異學の禁は、卽ち之が厲行を更に促したるもののみ。蓋し德育智育の未だ剖判せざりし當時の學校にありては、卽ち精神を修養して德化の力ある人物の養成を、その敎旨としたればなり。智育の場合には、以前にも以後にも、各其人の才性によりて自由に諸科の討究をなさしめき。此異學禁止の唱首なる柴野栗山は、時勢の艱難を救ふ時宜に當り、定信の信用に答ふべく、その職責とする敎育に於けるよりも、政務に、理財に、兵事に、人材の活動を要求したりき。

古賀精里は泰國公に信用せられ、入つては政事顧問となり、出でゝは學館敎授となりしが、常に曰く、學は己を修めて人を治めんとするものなり、何んぞ終身矻々として文字のみを攻むる暇あらんやと、其の抱負素より大なり

き。松平定信が幕府の學政を振興するに及び、寛政三年公に從つて江戸に赴き、幕命によりて經を昌平黌に講じたりしが、名聲益揚り、八年遂に幕府に聘せられて儒者衆に列し、柴野栗山、尾藤二洲と並んで異學の排斥に盡力せり。爾後の弘道館は石丸禮介代つて教鞭を執りぬ。異學禁止には議論多けれども、是を無理と言はんよりは寧ろ不可能事に近しと言ふべし。而も精里が、邊陬の佐嘉より出でゝ其理想を敢行せんと勉めたるは、不可思議の觀あれども、實はさのみ怪しむに足らず。元來儒學は、政治機關となりて教化を布くためのものなりしかば、固より統一を求むる性質あり。程朱學は初めより異學の禁と戰うて遂に世に弘布せるものにて、日本に渡りても、背くは公家學に壓せられき。されど、林家の遂に公卿學を排して武家の教權を握るに至りては、德治の統一を圖る幕府の主旨に由り、林家の學說を更張して教育の統一に努むるは、儒者衆相當の任務と謂はざるべからず。然るに唱首柴野栗山は、政治的野心ありしために學校教育に專心するを欲せず、因て精里に勸め、二洲と共に昌平黌の番宅に住まはしめたり。是に於て精

書生寮

精里の三子

里は本意を遂ぐる位地を得て、熱心に學說を統一せんと欲し、小身にて家塾を擴張するの資に乏しとの口實を以て、幕府の補助により聖堂の域内に書生寮を建て、諸藩士より浪人に至るまで、儒者衆に入門して研學せんと欲する書生は、四十四人を限りて此に入學寄宿するを許せり。是に於て西は薩肥筑の諸藩より、東は會津、米澤、仙臺、南部、津輕の諸藩まで、各〻俊秀の書生を選みて江戶に送り、入黌就學せしめたしが、精里は日夜熱誠を籠めて之を敎誨し督勵し、更に業成りて歸るものは、儒者衆の直門弟なればとて、藩校の敎鞭を執らしめしかば、諸藩著名の學校は盡く精里派の學問所となり、學問統一はこゝに事實となりて現はれ、精里を日本の朱子と稱ふるに至れり。

精里の幕辟に赴かむとするや、父母尙ほ存せり。乃ち長子太郎左衞門壽を留めて、家祿を相續して父母に侍養せしむ、是を穀堂とす。仲子は助右衞門安胤といひ、出でゝ洪氏六郎兵衞の養嗣となり、字を晦卿といふ。季子小太郎煜は父に從つて東し、幕府の祿を嗣ぐ、是を侗庵とす。自作の詩に七尺身肥當懶出、五斤手重不勝書の句あるが如く、精里は軀幹長大にして氣力剛

健の人なり、性行嚴密なるも怒りを宿せず、生徒を親愛し、感化力甚だ大なりき。三子、皆其稟賦を受け、穀堂は教育に長じて經世の大體に達し、晦卿は政務に長じて文學に通じ、侗庵は博覽强記にして多才なること一世を聳動す、因て劉家三鳳の稱あり。穀堂は留まりて藩を佐くと雖も、名は天下に重く、氣象恢濶にして意氣甚だ盛んに、巍松公の初めより、入つては侍講となり、出でゝは教鞭を執り、夙に時勢の變化を洞察して、藩政改革の志を展べんと欲せしも、時代未だこれを許さず、乃ち弟晦卿と共に舊治の昏濁を匡濟する二十餘年なりしが、遂に閑叟公の降誕に遭うて其傅となり、こゝに風雲の會を得て兄弟提携、公の大器を養成就し、父の遺業は此に至りて陸離たる光彩を放てり。

攘夷論海防策の起り

泰西造船航海術の進歩と我邊防

眼を轉じて海外の事情を觀るに、我藩は夙に長崎の關門を守りし鎖國の鑰を握れり。世に長崎警固を肥筑半年交代と稱するは、三月末より十月初

めまでの汛季を警備するを意味す。實は隔年交代なり。當時の外交事情を知らんには、先づ此汛季といふ語を了解すべき必要あり。既に（第二章）略述せる如く、船舶の帆を操りて海洋を往來したる時代には、常に風汛を利用せり。即ち洋海にはモンスーン（恒信風）又は季節風とて、春秋二季に方位を變じて吹く風あり。船舶は之を利用し、春季には西南風に順つて來航し、秋季には東北風に順つて歸帆す。此間所謂汛季なり。かくて冬季には船舶の往來絶ゆるを以て、茲に其警備を解く。鎖國の防備は此汛季を恃みて半年を休みしに、近代西洋造船航海術の進歩によりて、其休期を失はんとする時代に進めり。故に國法は長崎のみを唐船蘭船の出入港とすと雖も、渾圓球上の列國は、信風流潮を利用するに其制限を受けず。從て鎖國の底に坐する者よりすれば、僅に長崎は支那、印度、南洋の形勢に、東北は俄羅斯の動靜に感觸するのみなる觀ありきと雖も、洋海を航行する者は、觀て以て、日本は首尾短き蜻蜓聯島に過ぎざるが故に、上古より東夷狄の動靜は常に西邊の太宰府に反映し、肅愼は朝鮮と聯關して斷えず互に影響する所尠からずとな

林子平海國兵談を著す

したりき。かくて時代の進展は、西暦千七百年代に及びて、俄國をして西伯利亞を其領域となさしめ、隨て其南端甘察加の、我蝦夷樺太に接近したる爲め、兩地の漁民は毎に紛擾を醸すに至りたるが、幕府は唯微弱なる松前氏を藩屏と頼みて、鎖國の安眠を繼續したりしが故に、百年を經過する間、冒險に利を期する國民は、奥羽、越後は更なり、大阪兵庫よりも汛季に乘じて蝦夷地に往來し、中には妻子を携へて渡る者さへありき。されば泰國公の代となりて、甘察加と蝦夷、樺太との紛擾の次第に強烈を加ふるに隨ひ、有志の徒の起つて其形勢を視察するものを生じ、安永の末、仙臺藩の林子平は、工藤球卿に鼓舞せられて長崎に遊び、潜に蘭人アーレンヘード等に交はりて、海國兵談の著を思立ちしが、華冑にあつては、將軍ともなり得べき松平賢丸、白河を嗣いで越中守定信となり、亦大に海外の形勢に注意して國防の充實に努力せり。されど時勢に鋭敏にして慷慨時事を談ずる志士は、何ぞ東北人に限らん。我佐嘉藩にありても、長崎に攘夷の榮任を負ふとゝもに、賢主泰國公を仰ぎたりし事とて、弘道館の聽講に雲集したる者の中には、時運の趨勢を

三國通覽出版と子平の蟄居

觀じて、長崎に充つる空氣の次第に險惡なるに注意したもの、亦固より少からず。されど全國の時流輩は滔々として惰氣の中に俗論をなし、海外夷狄の形勢を談ずるを聞いては、只管に嫌惡して耳を掩はんとするのみなりき。松平定信の幕政に當れる寛政四年に至り、林子平の、其多年苦心の餘に成りたる海國兵談、三國通覽を出版するや、幕吏は、咎むるに要害の地圖の挿入と、天下の人心の煽動とを以てし、其出版を禁じて子平に蟄居を命じたりき。恰も俄國官船の影を我北海に望まんとする際の事なり。

是より先き、安永の頃より日本海の東北には俄船頻りに往來し、蝦夷地を窺窬しゐたりしに、會、天明二年の暮、伊勢國白子の漁民の、駿河沖に難風に會して甘察加(カムサツカ)のアレウト群島中に漂著するや、彼等は屬領地に送られて保護を受け、次で更に本國の都に送られたりしを以て、寛政五年九月、俄國政府は、船を仕立てゝラックスマンを使となし、以て之れを東蝦夷の根室に送還するとゝもに、是を機會として通商を請へり。此の時定信は目附石川將監、村上大學の二人を松前に遣はし、俄の船長ラックスマンと會見せしめ、願ふ所あら

露船來航の嚆矢

ば須らく長崎に至るべしとて、信牌を與へて還らしめしが、後漂民は之を、將軍と共に吹上御苑に延見したりき。是れ俄船の公然我邊海に來りたる嚆矢なり。是に於て定信は伊豆の下田、相州の浦賀を巡檢し、江戸灣海の防備をなすことゝなりしが、長崎にも遠からず俄船が信牌を齎し來るべきを以て、鎖國の鍵鑰を握りて其守備に當れる肥筑兩藩亦、彈丸硝藥の膳羞を饗應する應變の準備は充分ならざるべからず、責任は懸りて其雙肩に在り。殊に佐嘉は、其領地の長崎と交錯したる處なり。乃ち我泰國公は業に已に早くより注意して、こゝに周到の準備ありたりき。

鍋島家は累世名君を出すとは、豈啻佐嘉人の自負誇言のみならんや。時代變化の跡について之を觀るに、偃武には、豐太閤東照公より敬意を拂はれし日峯公(直茂)を推戴して藩の結晶を見、元祿の崇文には、國文學に名高き光茂公、享保の尚武には、砲術を精研したる吉茂公あり。而して四海の風濤漸く險惡に、鎖國の末運日に懸れる此の秋に際しては、名君泰國公其上に臨めり。由來名君を奉ぜる泰平の繼續は、家中に服從的氣風を馴致し、奮興した

泰國公少將に昇任す

當時に於ける長崎番所の備砲

る當初の遺風は自ら銷磨する傾きありて、兎角意氣の不振を免れざるものなるが、我泰國公は、明和、安永の頃より、人材を擢用して、勤儉尚武、質素蓄積に努め、斯くて天明となり寛政となりて、外國の空氣の漸く險惡なるに及びては、江戸驕奢の央なるに拘はらず、軍國の用に備へ來りし資財を邊防に擲ち、遂に寛政の末には筑前と申合ひて、長崎番所に備ふる威力ある大砲を鑄て之を獻じ、且其戍兵を增す等、俄艦渡來に備ふるに用意怠りなかりしかば、其英名は天下の喧傳する所となり、遂に幕府の感賞を促すに至れり。 されば、寛政十年十二月時服三十領を賜はり、享和元年十二月出格を以て少將に昇任せらるゝに至るや、藩中亦深く之を光榮として欣戴し、後まで前少將樣と唱へて謳歌したりき。 當時に於ける長崎兩番所の備砲は、西泊番所附屬の武庫に、八貫目の大火矢筒一門、一貫目、八百目筒各一門、八百目短筒一門、百五十目筒一挺を藏し、戸町番所附屬の武庫に、一貫目筒二門、八百目筒二門、百五十目筒一挺を藏しきと云へば、兩關を合せて其備砲は十一門にすぎず。 されば七個所臺場防禦の準備は、蓋し此時兩藩が獻せし鑄砲與りて力多し。 是

にて、寛永の初度に家光將軍が、德川氏の存亡を賭して兩藩に下げ渡しゝ石火矢なるものは、威力微弱なる幼稚の製作物なりしを推知せらる。

秋役の職制

藩の實收米

佐嘉の領地は、鎖封するも他よりの供給を俟つ要なきほどに豐饒の地にて、田地の公稱高は三十六萬石なれども、明治の初年に書き出せる實收入は、支藩を合算して二十七萬石に上り、殆ど長州に匹し、紀州の次位、備前の上位に在り。されど藩の經濟は富裕にあらず。是は支藩以下に萬石以上の巨室十三四家ありて、總高三分の一を占有して聯邦の姿を爲したると、戰國の時膨脹して收容したる兩筑の士をして、藩祖の信義に由り、勉めて其家名を保存せしめたるため、遂に下士以上二千餘家の多き家中を算するに至りたるとに基因し、隨て藏入と稱する政府の收入は、僅に高十四萬石、實收は十萬石に及ぶこと甚だ稀に、凶年には八萬石にも足らざる程なりき。されば　いかに勸農に力を致すとも、爭ふ所は萬餘石の増減に過ぎず、藩主の公儀に對す

る江戸長崎の勤務と、家庭政務との經費を纔に辨じて餘裕なきの額なりき。水田の外に陸田の稼穡を勸奬したることは古來數あれども、其效力は甚だ微にして、徳川時代に至るもさして餘利なく、其他林野山海の面積は全領地の十分の九に及びしも、是等はみな小物成と稱じ、御側(勝手方)の支配として、嚴法の下に軍國の用に蓄へ、其收益はさして多からざるも、其倉庫の鍵は國老の多久家にて嚴重に保管せり。　藩の經濟運用は、此の如く、限りある藏入高を封建の階級に据ゑ付けたるものにて、制定せる例規の固著頻はしく、爲に才略を運用する餘地少かりき。　されば進化の歷史として研究する價値少く、且つ泰國公の初政より特に指擧すべき事もなければ、此に概括して、藩治の職制に秋役定役の二あることを略述するに止むべし。

藩制の歷史は、昔の地頭が、田所(たどころ)の差配によりて收入する租米(地子)を家ノ子郎黨に配分し、以て之を統率して盗賊追捕、卽ち地方警察に當りたる成行なり。　故に其主とする務は、兵馬の權、卽ち家中(卽ち家子郎黨)を統治する士政にして、之れに次ぐは庶民の取締、卽ち領内を靜謐する民政なり。　佐嘉は領地の各

秋役と定役

郡を數區となし、以て宗室國老等をして分治せしめたりしかば、郡政の名あり。藩の費用は租米を遣合する軍隊の小遣方に過ぎず、財政といふ程にもなければ、是を雜務と稱へて餘り重きを置かざりしに、泰平の世となりては、法制は拍子拔けの姿にて、政治は形式に成り行き、唯人事の發達につれて、もと重んぜざりし事務に才能を用ゐるべき必要を感ずるに至りしかば、天明寛政に及びては、自然と諸般の改革を喚起するに至りたりき。この推移は尤も研究に値することなりとす。佐嘉藩治の職務としては、古來の習法にて、秋役定役の二種あり。秋役は毎年農穀の登る秋の九月限りに年度を改め、其事務の主任者は年度終れば解任す、政府、郡區、若しくは雜務の藏方頭人以下多くは秋役なり。而して其重なるものを擧ぐれば、毎秋國老中より藩政の總務に當るものの一人を定む、これを當役といふ、其年度の當局家老といふ意味なり。元自邸に其局を引き受けたるによつて、政府を請役所と稱ふ、後には城内に廳を設けたりき。郡務は佐嘉郡(一)神埼郡(二)三根養父二郡(三)杵島、松浦、彼杵三郡(四)の四區に分ち、宗室國老より年々四人の頭人を命ず。

寄親組子

會所

其他小城郡は小城家、藤津郡は鹿島家、高來郡は諫早家の領地多きを以て、便宜之に委託し、卽ち總て七郡區なり。かくて藏方頭人は雜務を、年行司頭人は戶籍馬籍を總べたりしが、皆秋役とて、毎年改命する法なりき。其下に附屬する經驗熟練を要する各局の職務のみは、之を定役として任命したり。

此の如く、藩政の要職を秋役として年々改易したるは、事甚だ奇異に似たりと雖も、元來藩の組織は、家中の士卒を十五組に編制し、大組頭の下に諸組頭ありて、之を寄親組子と稱へ、恰も家族の如くに家中は團結親和したり。されば、士政の根本は全く此に立ちたりしにて、請役家老はたゞ異動を裁制するに止まりき。郡區にて庶民を統治するも亦其趣にて、是は自治のものなれば、政治の裁制を要すること少なく、畢竟は租役を課する多數の農民をして、稼業に勤勉して妨害を受くるなく、よく地力を盡して生活を遂げしむるに外ならざれば、定役として熟練を要する程の要務もあらざりき。秋役は藏方の雜務に於て最も其理由を認めらる。藏方は藩の米藏銀藏ある會所の內に設けられて、藏番に仕拂命令をなすを主たる職任となし、收納に鄕

方、檢見方、郷普請方の三役所を統轄せり。藏番は秋役にて、三役所は定役なり。會所とは、凡て官物を藏する倉庫の在所に、監守者と用達商人と立ち會ひて、其物の市價を定めて沽賣する所をいふ。譬へば長崎の外國貿易には、唐蘭に各會所ありて、幕吏、町年寄、咾其外定まりたる商人集會して、輸出入品の取捌をなすが如き是なり。これ古來官物を賣捌くの習法なり。其如く、佐嘉藩の租米は、會所に於て、藏方役人と用達商人との間に、年に數度の定價を立てゝ之を沽却し、若しくは大阪に輸送する數を定め、各郡の租米は郷藏に輸送し、其藏番之を査納して蓄へ、必要の分を會所の米藏に輸し、沽價の銀は銀藏に納む。又法規に遵うて銀米藏番より仕拂命令を發するを銀管米管といふ。かねて年度の終りには、決算納帳していづれも解任す。故に此兩藏番には、士の中より帳簿出納の才幹ある青年を選命したりしかば、隨て該役は他日財務に登用せらるゝ者の試金石となれり。其他の藏番は、小身の士の濟貧、若しくは褒賞に利用せられたり。藏方頭人以下も秋役なれど、是等は自ら經驗熟練を要するを以て、其任を繼續し、隨て定役の如く成り行

きたれど、藏番のみは嚴正に年役にて行はれ、かくて銀米の出納を明瞭ならしめたるは、藩祖の美法と認められたり。此外に年行司の戸籍は藩の鎖封を嚴格に守り、勘定所は年度を終へたる納帳を嚴正に檢査し、何れも獨立して情實を聽かざりしが、唯任命は多く繼續したり。但郡政に至つては、體面よりいへば最重要の任に似たれど、刑獄は政府の評定所にて聽斷し、租役は會所の藏方にて處理し、而して徵租は古來の大莊屋小莊屋等猶其權を保留したれば、只民業を勸め、風俗を正す等、廣き地境に漠たる形式を存しゐたるのみなりき。

大莊屋廢止

秦國公の郡政に於て特記すべきは、大莊屋を廢して任住代官を置かれしことなり。莊屋は古の田所の遺法にて、公田莊園に於る租、調、地子、課役の賦課を掌る、卽ち朝廷の命ぜる收稅官にて非武士の家柄なり。其が此時代まで猶存在したる沿革に就いては、研究すべき餘地廣けれども、兎も角も大莊

守護地頭（一）
田米押留（二）
當山

屋廢止は、古今稅法の變化に一大時期を劃したるものなりとす。田所が朝廷の規定を遵守して課稅の權を執り、守護地頭の支配を離れて獨立に職務を行うたるは、足利時代まで替ることなく、是を稱して公儀といへり。文明の亂より守護地頭が租稅を京都に輸送せざる樣になりたるは、南北朝の亂以來、朝廷の、朝敵追討、兇徒退治の綸旨、御教書を濫發しながら、兵糧軍費を給與せざりしため、遂に租米を抑留して居引合したればにて、卽ち賦課徵收は依然と行はれ、必ず田所を經由し、其帳簿に據らずしては、鄉村に對して稅を賦課する能はず。事實に於ては、總ての武士は田所より支配配當せらるゝ米を、柔順に收納したるに過ぎず、其狀は、恰も今日の株主が會社より利益配當を受取るが如く、計算の當否を仔細に檢擧する能力も無かりしなり。されど戰國尙武の世には、錢穀の勘定を賤しむの風增長し、文官(非武士)の田所を莊屋と稱して賤しめ、田所自身も亦往々之を不名譽としたりしを以て、彼等は、戰功を立てゝ武士に列し、以て世襲の家職を子弟に讓るなどして、自然に田所は下輩の接遇を受くるやうに成り下れり。豐太閤の檢地にて地租

法改まり、德川氏の封建より各藩に租課の裁定を許したれど、大莊屋の職務は猶存じ、彼等は舊來租稅役課の帳簿規則を手中に握り、武士の一向勘定に疎き所より、依前としてその下に天役莊屋、竝に各村の小莊屋を統屬し來る既に二百年、しかも政府はたゞ納租を遺ひ潰すを能事となすに因つて、大莊屋の抽錢(村費)次第に增加し、爲に農民其負擔に苦しむに至れり。蓋是經濟の膨脹し易きより生ずる自然の勢なりとす。儒學の發達するに從うて、孔孟の理想とする治國安民の政策、所謂王道の實行を主張する論は、まづ郡政を擧ぐるに歸納せられずんばあらず。是に於て寬政の末年、公の英斷にて郡區に在住代官所を設置し、古來の殘株として存在する大莊屋を除き去るを急務中の急なるものとなし、享和元年斷然廢止の令を下されたり。かくて農民は彼等の誅求を免れて多少負擔の輕減を見たりしが、藩亦、郡方の外、更に民政の手腕家を代官に擧げて、鄉村の興隆を謀ることゝなれり。

代官所設置

代官所設置と郷村興隆策

是時の代官所は七個所に置かれたり。一は上佐嘉、二は與賀、三は神埼、四は三根養父、五は白石、六は横邊田、七は皿山なり。代官には、物頭ともなるべき有力の人材を選みて任命し、屬吏を率ゐしめ、年限を以て其地に在住し、以て郷村の民と親しみ、習俗を熟知し、養生喪死に憾みなからしめて、王道の始をなさんとせられき。是れ學者の久しき理想にして、國を興す根本的の要務此にありとは、當時の政治家に於て誰も異議なき所なるべし。代官の下には郷普請、検者等をも分屬せられたり。郷普請は田地の灌漑、及び道路橋梁等の工事を掌り、検者は毎年農作の豐凶を巡檢して租賦の課率を定む、此兩職と現役の人夫を掌る郷方とは、定役として會所の三役所と稱ふること前に述べたるが如し。今兩職を代官所に分屬せしめたるは、各區分治して相競はしむる趣意による。されど其利害は全領地に渉るを以て、これまで獨立せる定役所を分解しては統一を缺くの失あり、因て程なく獨立役所に復せり。代官所の郷村興隆と學館の人材養成とは、共に巍松公一代の政治上に於ける試驗問題となりて、閑叟公に引繼がれたり。又六個所は農村なれど、

皿山は有田の陶磁器製作場、伊萬里の陶磁器市場、山代郷の漁戸を管轄する商工業の地にて、農田少なくして人口多く、他國との貿易盛んにして富豪聚り、民政の狀態自ら他と異り。因て代官の人選にも特に意を用ゐ、其就任には特別の鹵簿にて威儀を示すを許せり。佐嘉領中にて都府といふべき商工業繁昌の地は、有田伊萬里あるのみ。從て皿山は其風俗豪奢なるを以て、代官も外觀を壯にして威光を輝すの意ありしも、多くは俄仕度の行列なりしため、寧ろ市民の輕侮を受けたるに近かりき。佐嘉の質朴なる風を失はじとする市政の苦心よりすれば、皿山の如きは、亦難治の場所たるや論なしと雖も、時代の進步は稻田以外の財源を要求すれば、治國安民の道も是等の方向に活動を始むるに至り、かくて巍松公の代に迫りたりき。事は後記に委し。

六　府方の殖產興業

從來田籍にも上らず、藩の知行高にも結ばれずして、總て山野河海等の利

六府方設置

にのみ係りし小物成の收入は、特別會計にて內庫に屬すと雖も、經濟の膨脹、邊防の改善、其他費用の增進する當時となりては、遂に是に向つて殖產興業の途を講ずべきを餘儀なくせられたり。玆に六府方の設置を見るに至る。六府とは尚書の夏書に水、火、木、金、土、穀、謂之六府、正德、利用、厚生謂之三事、とあるに取りて名けたる者にて、泰國公の長尾東郭、石井鶴山、古賀精里等を顧問として、儒學を實用的に攻究せられし結果、東郭が古學より想到したる名稱たり、或は此設置を主張せる者も亦東郭なるべし。六府方は御側卽ち勝手方に屬する事業にて、偶然にも其役所は六個より成り立てり。其一は

山方と里方

山方、里山方なり、山方は總ての山岡谿谷を掌り、里山方は林野、隄塘、河渠、沼澤、海岸、潟鹵等、凡て田籍に上らざる土地を管轄し、城下の邸地町地などもみな其支配に屬す、支那古代の林虞職に當り、山には樹木を繁殖せしめて材木薪炭を饒足し、崖谷には或は楮を植ゑて製紙を營み、或は櫨を植ゑて蠟を製し、鹵沙には鹽田を劃して潮水を煮る。海產物採取も此に屬す。かくていづれも是を低廉價にて家中の士に拂ひ下ぐ。卽ち最も利益多くして、且つよ

牧方

陶器方

搦方

貸付方と講方

りて興すべき事業の尠からざる役所たり。其二は牧方なり。我領には牧地乏しく、馬牛は家厩に孳乳するのみにて、産出に乏し。よりて伊萬里港の西なる山代郷楠久の牧島に馬を蕃息せしめ、以て軍用其の他の需用に供せしむ。三を陶器方とす。慶長の頃、松浦郡の泉山に白泥を發見してより、朝鮮人を移して白磁を製造せしめしが、皿山を起す後、更に伊萬里郷の大河内に幕府進獻の陶器製作所を創め、以て精良の器を製せしめて、秘密の工技を傳へしめたり。陶器方は、即ち之を監督する局なりとす。又禁裏調進の御器は、有田の辻氏代々常陸大掾に任ぜられて製造し、其精緻なる工技秘法は彼家に傳へられたり。四を搦方とす。元來佐嘉灣海の潮汐は、高度にして海濱に淤泥を打寄するが故に、其處に杙を打ち柵を搦みて、淤泥をして自然に堆積せしむ、之を搦と稱す。搦方は此役を掌るもの、泥潟を開築して新地となす職任なり。當時杵島郡秀郷、白石郷の海岸に新搦を植ゑて泥潟を築き立てしに、文化二年に至り、秀郷、福富村の新地は豫期の如く成功し、其地に成租を課するに至れり。因て其新地を六府方搦と稱ふ。五を貸付方とす。

武器の製作と其年賦拂下

是は名の如く、內庫の金仕法所にて、金の必要者にして願出でたらん者には、金子を貸付けて融通を計らしめ、以て其利益を收めたり。六を講方とす。講は今の富札の類にて、萬人講、勸化講等の名稱あり。是より得たる利益を一の財源に充て、以て用帑の困難を濟ひき。此如き用度の補充は、既に公の時代より始まりゐたりしなり。

右の外、山方と共に山林の蕃殖を圖らんため、白石鄕醫王寺村の社人森日向なる者の請を聽き、城下の松原小路御鷹屋の西北にある空地を貸與して、苗木を仕立てしめたり。其後長崎の警備より促され、武具方六府方共同にて、家中の要求に應ずる甲冑、其他武器の製作を開始し、年賦拂下の便法を以て、家々の武器を供給せり。泰國公以來は外國の情勢漸く現形して、長崎御番方に要する經費は增加するのみなりしが、而も江戶の奢侈は退かざりしを以て、旁々農業の外に六府方を興すが如きは、實に必要の財源なりきと雖も、時は猶德川氏の全盛期に屬し、封建の例格に据ゑ付られて、士民の知識、習法、情態、需用等、更に發展の餘地なかりしかば、只質素儉約を守り、勤勉と勸農

泰國公の詩賦

とを厲行する以外には、何等の活動すべき方策もあらず。されば其政策は松平樂翁が幕政更張を圖ると同様にて、一方將に來らんとする外國の形勢に對し、邊防の擴張に費途を擲ちしため、末後には復寸儲を餘さゞるに至りたれど、而も其遺されし政績は、後の巍松公に好模範を垂れ、永き經驗を經て閑叟公に傳はりたりき。

泰國公の崇學は實に閑叟公を啓發したりしが、同公の詩文にして、世に傳はりたる尠からず。爰に記憶するを擧ぐれば、名所鶴てふ和歌題にて、

蘆花浦畔望將迷、王女祠前鶴夜啼、潮浸長洲無所處、月明華表又雙棲。

の詠あり。明人の氣格ありて其詩品の高きを概見せらる。甲子夜話に公の豪邁なる性格言行を記して、更に『此公文詩に長じたるは格別の事なり、彼家士古賀彌助(淳風)召出されざる間は人皆彌助が潤飾ならんと評しける、然れども府に召出されて後も文詩少しも降らず、人始て服せり。又寛裕の所あり、家臣ども他行して遲く歸る時は、言を託して溜池邸に行き遲刻せりといふ、(原註溜池に養母の圓諦院住す)それは聞流して咎めず、時として笑うて云、皆

泰國公卒逝

々は溜池といふ好き行所あり、我等は行所なしと。」と見ゆ。當時親しく交りたりし平戸侯の批評なれば、眞相として想見するに足らん。書は關其寧を師として學ばれ、筆力遒勁なり。安永元年六月朔日、日峯公の神號を受けて松原小路の川角に松原神社の創建あるや、公は大文字に昭明殿の額を書し、周鐫して神殿に掲げらる。今に儼存するもの之にして、其人神の筆蹟を窺ひ知るを得ん。寛政辛酉は革命の運に當り、享和と改元あり、實に西暦一千八百零一年なりしが、尋で三年甲子革命に又文化と改元ありき。折しも前年幕府が俄國船長ラックスマンに與へたる信牌を持ちて、同國の使節艦長崎に渡來したりしかば、我藩は、警固の當番年とて、鎖國以來の重寄を始めて實行する事態となりしが、公は六十の老齢にて病蓐に在りしを以て、世子齊直これを攝理し、長崎に守禦の兵備を繰出されき。然るに泰國公は、爾後病篤きを加へ、翌年正月遂に長逝せられ、かくて長崎邊防を擴張する時代に進入して、巍松公の苦心經理を見るに至れり。

第二卷　長崎防禦の變化

第四章　露國軍艦渡來裡の巍松公家督

長崎に露國使節レサノツフの軍艦渡來す

露國使節來航

先年幕府が、松前にて露國の船長ラックスマンに信牌を與へし同月に、仙臺領石卷の回米船、磐城海にて逆風に逢うて露領アラスカ地方の島に漂著し、生存の舟子は翌年オコック港よりイルコツカに送られ、更に享和二年に至り、露都の聖彼得堡府に送られてアレキサンデルに謁見したりしが、其內四人の歸郷を欲するより、露國政府は、辭を漂民送還に託して、我長崎に至りて通商を請はしめんと謀り、レサノツフ伯を使節、クルーゼンステルンを航海長とし、以て前の信牌を齎して日本に向はしめたり。　レサノツフ伯の發するに臨み、亞歷山帝は謁見を賜ひ、親諭を下して、微細の點に至る迄日本の感情を

害せざる様に注意し、使命を果す爲めには、露國の耻辱とならざる範圍内に於て、出來るだけの讓歩を爲すも苦しからざる旨を命じたり。其使命は、第一、長崎以外の港灣に露船の寄港を許さしむること、第二、もし日本が之を許すならば松前港を充つること、第三、萬一要求を容れずんば千島中のウルップ島にて露品の販賣を許さしむること、第四、樺太、琉球の所屬を明かにすること等其大要なりき。斯くて使節一行は、翌三年六月十六日コロンスタット港を出帆し、以て嗹海、英峇を經て北米より南米の海岸を過りしが、文化元年の春には有名なる險海南米の岬角を回り、赤道下を過ぎて太平洋に出で、五月甘察加に到著して、秋に至りて發航長崎に向ひたり。當時の軍艦は布帆を操りしが故に、十六個月の久しきを來航に要したりき、勞したりと謂ふべし。

時に東方の北米聯邦にては、千八百一年（享和元年）ゼッファーソンを三代目大統領に擧げて西海岸の加里福尼亞州を併せ、更に太平洋を横斷して支那海、南洋群島に船舶の航行を始めしを以て、爲に我寂寥の邊海も、繁劇なる航路の衝に當ることゝなれり。當時我邦と貿易を開かんことを要求したるは、獨

榜葛剌船來る

り露國に限らずして、享和二年には、印度商會よりの榜葛剌（印度のカルカタ）の使船も長崎に渡來して通商を乞ひしが、其年は筑前の警固當番年なりしを以て、黑田甲斐守長韶本藩を代表して多數の兵を派遣し、我藩も稍〻出兵したりしも、遂に其請求は拒絕せられたりしを以て、同船は程なく出帆歸國の途に就けり。是を雨雪に先立つ霰となし、翌文化元年我藩警固の當番年なるや、九月汛季の終了と共に、出張の家老鍋島帶刀茂鄉等長崎を引き拂はんとする折しも、七日の昧爽に野母崎の遠見より白帆見ゆてふ合圖ありしかば、扨は必定異國船ならんとて、人々驚き騷げり。白帆とは西洋船を唐船（卽ちジャンク）の蓆帆に區別したるの稱なり。長崎奉行は肥田豐後守（成瀨因幡守正孝も在勤せり）なりしが、定法の如く、僚吏は、和蘭人を率ゐて伊王島にて旗合を行ひ、その露國船なるを知りしを以て、船に上りて臨檢せしに、使節よりは信牌の寫を示し、且つ我漂流民を引合せ、之を送還するため、好意を以て特に本國より來航したる旨を告げたりしかば、奉行は其報を得て十六艘の引船を附け、露艦を外港の神ノ島前に引入れて碇泊せしめ、以て嚴重に之を警衞した

り。

此報の傳はるや、近國の驚愕は一方ならず。殊に佐嘉は警固の當番にて、しかも公は病蓐にありしを以て乃ち若殿の攝理の下に、豫ての準備に從うて出兵し、更に、非常の注進至らば直に先手二組、警固二組を出發せしむる手配を定む。就中諫早家は、其領地の長崎に近接したるため、最も防備の責任を負へるのみならず、當主播磨茂圖は國老中の最老功なれば、若殿より、特に緩急に應じて警固の事を考量處理すべき委任を受けて、長崎に出張せり。肥前の大村、唐津、平戸、及び筑前諸藩も、各〻警報を聞いて出兵し、長崎沿岸の陸地を警固し、海には兵船を増加して露艦を取卷き、諸臺場、其他の要地毎に各藩の幕を打ち廻し、旗幟を飄して陣營を列ね、夜は提灯の光星の如く、篝火は天を焚いて警備嚴重なり。此時佐嘉より繰出したる人數は詳かならざれど、明年の長崎仕組に、神代家は先規の如く家來三百人を諫早まで差越すべしとあるを見れば、本藩諸家を總括せば、非常繰り出し人數の衆多なりしを推知せらる。露人の記錄になれる奉使日本紀行にも、當時の光景を記して、

諸藩派兵

露使に對する長崎奉行の處置

陸上に幕を打回したる番兵は一萬五千人を下らず、番船の數七百餘艘と見ゆ。以て警固の一大事なりしを想見すべし。斯くて奉行は、國法に據りて露艦の彈藥銃劍等一切の兵器を倉庫に預かり、使節より呈せる國書其他を江戸に送致し、以て其命を待つ。露艦にありては、前記の如く十六個月の航海とて、船中に病を得たる者あれば上陸して治療をなさしめんと、使節よりの請求切なるものありたれど、目附は上陸は嚴禁なりと固く執つて許さず、奉行權宜の處置として、神ノ島の木鉢が濱に方百間の木柵を匝らし、九月の末より日中のみ此に上陸運動するを許せり。その觀、今より言へば乳牛牧場に髣髴たり。よりて使節は上陸を切願して止まざりしかば、肥田賴常は更に權宜の處置を以て、十一月十八日より內港の梅ヶ崎(今の外國居留地)に假屋を設けて使節以下將校二十人の旅館となし、艦の修繕には船渠を貸與し、附近にある豪家別莊の倉庫に其器械荷物を收藏せしめしに、此事江戸に報ぜらるゝに及び、老中牧野備前守忠精は、遠國の奉行は當に斯くあるべしと歎賞せりといふ。斯くて松平定信の議により、曩に與へし信牌を齎し來り

警備解除

たる以上、使節に對して守備の過嚴なるは穩當ならず、諸藩の出兵は之を還すべしとの命令、江戸より十一月末到著したりしかば、諫早播磨を首として、出兵の過半は一先づ陣を撤して歸り、こゝに其處置頗る平和になりて、人心も稍安きを得たり。

巍松公の家督、露艦の歸帆

巍松公家督

巍松公は泰國公の庶長子にて、生母は福岡幸大夫の女おりかなり。安永九年甲子九月十三日二の丸にて誕生あり。幼名を祥太郎といひ、十五歳の時、夫人壽姫の養子として世子と定まり、翌年元服、將軍の一字を賜はりて左衛門佐齊直と名乘り、享和三年因幡國主松平相模守治通侯の女姚姫(後に幸姫)と婚せらる。姚姫は實に直正公の御生母なり。翌文化元年露國使節の長崎に渡來するや、親ら警備の事を處理せられしが、九月使節等の梅ヶ崎に滯在するに及びて、警備もやゝ緩和を加へしに、十二月に至り、江戸の幕議は通商拒絕に決し、日附遠山金四郎景晋に應接の旨を含めしかば、景晋下向の

途に就くに及んで、長崎の警備は復嚴重を要することゝなれり。然るに會々泰國公の病御差重りとなりしを以て、二年正月の儀式は世子代りて行はれしが、同月六日に至りて病公の患容異狀を呈し、遂に同十二日を以て逝去せらる。齡六十一歲なり。これよりさき、出崎せる諫早の嫡子兵庫は、用終りて諫早に後命を待ちしに、突如公の喪となりしかば、之を祕し、急使を馳せて江戸に長崎御番の命を請ひ、更に鍋島越後茂順(武雄)を出崎せしめ、姑く滯在して、兩御番所、道生田等を巡檢せしめ、以て警備を注意して歸りき。是を御念入と稱ふ。かくて一方鍋島主水茂親亦急遽江戸に上りしが、二月に至り、齊直公長崎御番の封書到著したりしも、泰平の戰備は、形式のみ繁縟にて濫費徒費多く、遠山景晉の如き、亦行列道具等を繕ふために出發を延遷し、是月二十五日漸く長崎に著せりき。佐嘉には先公の殯斂葬式を行ひ、七七日の法會を是日に繰り上げて執行し、公は除忌を待たず長崎に發足あり、三月初め長崎奉行所に出仕し、兩番所以下を巡視して歸城あり、諫早播磨を出崎せしめて嚴重に兵備を督せしめらる。

通商拒絶露使退去

斯くて奉行は、長崎の官舍に金屛風數十雙を立て廻らし、室内を裝飾して露使レサノッフ伯を延き、三月六七兩日に亘りて談判を開きしが、其時奉行成瀬、肥田、目附遠山の三人が露使に答へたる大意は、「通商を望む貴意は頗る切なりと雖も、我國は累世固く封疆を護るを以て主義となせば、貿易は相互の利益にあらざるのみならず、通貨を失ふは國計の善なるものと謂ひ難し、故に蘭清二國以外の通信貿易は一切之を許し難きにより、速かに歸國せられんことを望む。」といふにありしを以て、露使も已むを得ず歸艦の用意をなせり。我藩は諫早播磨を名代として之に兵備を託し、更に鍋島内膳茂亮後に彌平左衛門を心遣として出崎せしむ。かくて露使へは、長崎奉行より米鹽、麵麭、野菜、薪水等を贈りしが、彼は送還の我漂流民を引き渡すと共に、出帆の時に禮砲を發せんことを提言したれど、其のみは奉行より固く差し止めたり。斯くてレサノッフ伯は十九日を以て拔錨して去りければ、各遠見番よりは其帆影の水面に沒するまで見送りて之を報ず。是を帆影みかくしの注進といひ、其合圖を見て長崎港の警備を解きしが、程なく汛季に移りしを以

て、我藩は兩番所を筑前に引き渡したり。

借金方設置

借金方を置きて巍松公參府す

露國使節艦の滯留は、約半年に亙りしを以て、兵士兵船の往來、武器陣具の修繕、道路改築の費用等、其警備に莫大の資財を糜したりしが、更にこの騷動中に、先公の大喪、長崎御番の命、當公の家督あり、露使談判前に當公長崎を巡視し、尋で江戸參府の豫定となりしかば、相續方にては本年度の豫算を作りて、御差支の目安を提出せり。御差支の目安とは、通常歲入にては費途給せず、大缺陷を生じたるをいふ。是に於てか、相續兼藏方の家老鍋島傳兵衞親房、鍋島源右衞門眞聖に命じ、附役片岡順大夫等を從へて大阪に金調をなさしめ、以て新に御借金方を設けたり。蓋し泰平の奢風の滔々たる半に、外勢の襲來に逢遭せるは、恰も飽暖に遲緩して風にも堪へぬ體質が、突如暴冷に觸れたるが如きものにして、その忽ち窮迫の負債に困しむに至るや、言を俟たず。而して巍松公の政輪は實に此に其軔を發したるなり。鍋島親房は

藤津郡吉田の八百石（高二千石）を領す。先公に信任せられて、加判家老に列せしが、今其喪に逢うて諫早播磨と共に出家を願ひしも、遂に聽かれずして、難局の衝に當るに至る。鍋島眞聖亦三百餘石の名家にて、專ら財政に當りし人なり。大阪の廻漕米藏屋敷には用達の豪商あり、普通の調金は出張の藏方附役にて辨ずるが故に、かく家老が相續役と打揃うて上阪せるは容易ならぬ事にて、當時財政の如何に困難なりしかを證するに餘りあるものたり。

當年は長崎非番にて在國の年なれど、公は家督の禮を修むる爲めに參府を急がる。是にも數萬兩の經費を要す（其額は後に述ぶべし）。家督の登城には、三人の家老に將軍の謁見を賜はる家格なり。かくて鍋島主水は前に出府したるより、供家老は鍋島越後に其命ありしに、彼は近年頻りに奔命に勞れしを以て、病を以て辭し、爲に其子石見命を蒙れり。他の一人としては御年寄成富十右衛門照純隨ひき。成富は六百石を領し、光德公以來加判家老たりしが、先公の時浪人し、後三百石にて歸參したる人なり。斯くて公は

藏究の延期

三月二十二日佐嘉を發して東覲の途に上られしが、當時江戸には、祖母圓諦院は剃髪の大夫人芳壽院と共に櫻田邸に、姚姫夫人は溜池邸に住まれしに、折も折芳壽院（法名智照院）不豫にて病勢漸く重きを加へ、四月十四日三十四歳にて逝去せられしを以て、其訃は公の遠州掛川本陣（旅館）に到著せり。よりて公は卽時喪を發せられしが、二十九日溜池に著して葬儀を行ひ、忌中の故を以て暫く登城は遠慮せられたり。

佐嘉家中の困窮

此の如く、長崎の非常兵備と大喪と家督とに大夫人の喪を加へて、藩の臨時費は莫大を致しゝが、佐嘉の家中亦、露艦退去後、これに對する戰時義務として仕拂へる經濟の負傷により、其困窮非常なりしを以て、遂に六月の藏究に近くに及びては、各組扱（組の世話役）より其內容の廉訪を遂げて、容易ならぬ書面を政府に差し出したり。是に於て重職等鳩首評議をなし、之を江戸に報道するも、文書にては迚も事情を疏通し難しとて、諫早播磨をして、五月

佐嘉を發して江戶に赴き、公の旨を承けて、其處分裁決に當らしむべく決せり。藏究とは、銀米會所の法として、每年度の收入を六月の盡る日限りとし、延滯の分は不納の處分をなし、凡て椰移の銀米、家祿引當の負債等まで、悉く此日を限りて必ず辨濟を了へしめ、若し此債務を怠りて不納せる者あらば、直に其家祿を沒收し、決して假借するを得ざる嚴法なり。是年各組扱より差し出せる容易ならぬ書面とは、さきに長崎の警報に接して、先手二組、警固二組に出陣準備を爲さしむるや、家中は總て狼狽の餘、武器を整ふるために、無理算段に借金して僅に耻を掩ひたりしが、さらぬだに遊惰華美の增長にて家計不如意なりしもの共とて、之が爲めに重ねたる借金に至りては、藏究の期に及ぶも其辨償の方法全く杜絕し、坐して滅家を待つより外はあるべからす。因て該書を提出して、飢餓に迫れるものも少からざる由の事情を稟告したるにて、當時の窮態は實に諒察するに餘りあり。此破滅を救ふには、已むなく破格に藏究を延期して、借金の辨償を緩やかにするの外はなく是に於て二十五個年賦辨償の請願となり、四個年の歲月を其詮議に送るに

至りたり。

抑も露艦の渡來は唐突の事件にあらず、既に十二年前松前にて信牌をも與へ、且又前年榜葛剌(ベンガラ)船も來りて、邊海の波荒きを警告したる程なり。されど猶其準備を怠りて、かゝる藩士の大困難を來さしめしは、歷史上大に研究すべき問題なりとす。今人は、國防は大政府の國費支辨に俟つが正當なりと言はん。然れども其は時代の相違に想到せざる見解にして、封建の政體に在りては、軍費は悉く藩の負擔たり。當時の農夫が侍を嘲りて、彼等は有りもせぬ合戰を請負ひたる穀潰(ごくつぶ)しといひたる如く、我藩は久しく攘夷を請け負ひて特典を受けたるもの、而して今や其義務を果すの時期は到來し、諸組の侍も亦同じく其戰を請負ひて、永年食み來れる家祿の義務を果すの時期に逢著したるなり。然も之を實際に問へば、既に二百年を經過せる元和以前の經驗に基く條件を、其儘今日に實施せん事は困難なり。爰に其比例を擧ぐれば、天明の末年、かの松平樂翁侯の老中となるや、萬石以下の旗下へ享保の儉約令を再申したる條件中に、『常々分限に應じて成るべき程は儉約を

家中の武器不用意

用ひ、勝手向亂し申さず、御奉公出勤相勉め專要に候、儉約を相用とて、知行高相應の人馬武器等を相嗜まざる儀は有之間敷候云云」といへるは、まさに十八年以前の事にて、佐嘉に於ても這般の警告は每々仰せ出されたれど、其謂はゆる知行相應に人馬武器を嗜むことは、大身に對しては望むべけれど、小身侍には不可能の事なり。經濟は時代の進化に伴うて膨脹す、生活だに容易ならざる者が、如何でか從者武器までを用意し得べき。かの小說などに、武士の軍用金を貯ふべく飢ゑと闘ふを說いて、そら楊枝をつかふなどゝいふことあれど、そは、到底一般に期待し難し。且つ武器には甲冑、陣羽織、旗差物、鎧櫃等を含み、馬上格の士には鞍鐙などもありしが、富家は骨董的にこれを嗜みて、更に外見の美を粧へば、さなきだに長崎は晴の場所とて、諸藩士のこゝに集まる者は、思ひ〳〵に華麗を競ひ、因て、其爲めに失ひたる冗費も少からざるべし。況や商人の、其機に投じて利を圖るに敏なるあるをや。現に露艦歸航の後、佐嘉にて幕を新調せしに、木綿拂底にして用に足らず、因て手明鑓(下士)吉原太兵衛は、幕木綿百張分を獻じたり。後二年を經て、露船の

武具の用意に借金するもの多し

擇捉島を騒がしゝときも、其風說は針小棒大に江戶へ喧傳せられ、爲めに町々の鍛冶屋は番具足を鍛へ、古著屋は軒每に陣羽織を掛くる等、忽ち其價の騰貴を來したり。現地に遠き江戶の混雜すら此の如く、其事に與からざる者までも互に風說を傳へ、想像に想像を加へて安き心もなかりきといふ。されば當面に露艦を迎へたる當時の佐嘉上下の騒ぎが、如何に甚しかりしかは、以て類推し得べく、侍が其爲めに借金を生じて惱みたるも、亦怪しむべきにあらざるなり。斯る經驗は、佐嘉をして大砲を鑄造し、臺場を改築し、或は武具方の甲冑製作を開始せしむるに至りしが、かくして益々財政の窮乏を加へ、遂に時代の要求の閑叟公を起たすに至れるは、乾ける地の雨露の惠を待つに似たり。

巍松公家督の登城、幕府の褒詞

此の如くして露艦を迎へししが、其結果は、通商拒絕となりて平和に局を結ばれたるにあらねば、其後風雲の變化は豫測し難く、益、邊防を整へて異船

の再來に備へざるべからず。弘安の昔蒙古軍を打ち沈めし時も、其後の海防は、北條氏を疲弊せしめてその滅亡の端をなしたるが、今亦歷史は同一事を繰返しつゝあり。唯一度の露艦來航にだに御差支の目安を見たれば、將來は果して如何なるべき。時人は只昏々として猶鎖國の眠を覺さゞれば、さまで吾人の憂慮するほどには神經に感ぜざりしならんと雖も、事實に於て、その未來に想到すれば、甚だ痛心に禁へざるものありき。さて、長崎にては、談判を了へて露艦の去りたる後、奉行肥田、成瀨、目附遠山の三人警備の方法を評議し、適當の處分を定めて、近海に異船を見ば打拂ふ手配を定め、石火矢の數を仔細に調査し、露艦來航以來、佐嘉藩にて執りし處置に關する詳細なる始末書を徵し、乃ち成瀨、遠山は江戶へ復命の途に上りたり。

襲封公初登城

江戶にては、六月十二日に忌明となりしを以て、襲封公は、十八日に至りて登城し、家齊將軍に謁見して家督の禮を行はる。將軍の、家老鍋島主水、鍋島石見、成富十右衛門の三人に謁見を賜ふこと、先例の如し。是日幕府より、『俄船長崎入港の際には、早速人數を繰出し、爲に萬事行屆きたるは、家來共の出

政務雜務の改正

精骨折りたる賜なり。」との褒辭あり、家督早々大に面目を施して歸邸ありき。翌日肥前守と改稱し、壁書高札を書き改め國家興隆の仕組を定めて、萬事古格に復すべしと仰出さる。先代よりの例なり。家督始めには、德政を議するを古例としたれど、當時は非常の際なりしを以て、國家興隆といふも、財政は焦眉の急に迫りたる重大問題なりき。

佐嘉の政務雜務改正の議

江戸邸には、三家老の外に諫早播磨も藏究年度の用向にて滯在したりしが、閑叟公は、其初政に於る秋季となるに及び、賢慮を以て秋役を定められ、請役家老を鍋島越後に命じ（執政）、相續方兼藏方を諫早兵庫に命じ、多久長門にも藏方心遣を命ぜらる（卽ち、武雄諫早多久の三國老にて新政を輔くるなり）。かくて八月其告知佐嘉に達して夫々任命ありしが、九月の初には政務雜務の改正取締を仰せ出され、困難を救濟する策を協議せしめらる。卽ち其仕組掛の委員には、請役所、相續方、藏方の相談人を首とし、米倉權兵衞、藤崎十兵

獻金據出

衛、相續方附役牟田口久兵衛、久保重助、片岡四郎兵衛、宮富友之丞等に命あり。財政は内庫と關係緊切なれど、内外反目の情因あれば、御側頭長尾矢治馬、御側目附原田伊右衛門、賄頭三好五右衛門、其他掛硯役、米方等より掛合を命せらる。蓋し其の施政は先君の後を承けたるに近し。當時財計の困難は領内に暴露せられたりしを以て、六月の藏究には、杵島郡横邊田、橋下兩郷の百姓より、去年來打續き御入費の莫大なる趣を承るとて、貧民救助費に銀二百枚を獻じ、八月には、手明鑓吉原太兵衛より金二千兩を獻じ、明年六月には、掛硯方用達商眞崎長兵衛金千兩を獻じて藩費を助くる等の事あり。四年三月には、市中有福の者數人に五千石の圍米を命じたりしが、其五月に至りては、更に幕府に請ひ、幕命によりて寛政二年以後貯蓄せし圍米五個年分の半と、文化二丑年に蓄積せし圍米四千四百六十二石餘とを領内凶作貧民救助と稱して使用せり。これ皆一時の危急を救ふ窮餘の策に外ならず、其困難の狀想見すべし。

此困難を凌ぐは大問題なりければ、十一月に及び、今度の政雜改正には、上

下一致して諸事遺漏なからんことを、口峯社、德善社に祈願せらるゝに至れり。啻に藩士のみならず、鄕村も亦衰微したれば、享和に七箇代官所を置きて檢者役を附屬せしめしに、在住代官の治績當初に似ずとの聲ありしため、神埼、橫邊田を減じて五代官と爲し、檢者方に頭檢者兩人を置くとゝもに、代官は佐嘉に入江善次郎、川副に古賀太郎右衞門、白石に加賀市郎兵衞、皿山に成富治兵衞、三根養父に村岡喜右衞門を命じ、福井甚兵衞、江副利兵衞を頭檢者に命ぜらる。古賀は精里の長子穀堂なり。先公弘道館設立の旨を遵奉して、學校の有力者を有爲の職務に任用せられたるなり。其後鄕普請を代官に附屬せしむるの弊を實驗し、舊に復して獨立せしむ。又御側頭田中覺大夫に代官を兼ねしめ、代官肝煎と稱へ、各代官所を巡回して諸鄕の盛衰を檢察せしむ。御側頭が鄕村の職を兼ぬるは異例なり。これ公の特旨に出でたるにて、肝煎代官所費は內庫より支出せられしが、數年にして罷めらる。民政勸農の、財政上の要務なるは勿論なれども、當時の如き非常なる政雜政正の財源を求むるには、六府方の殖產興業を極めて必要とするを以て、是も

亦從來の如くしては事務行屆かざれば、中牟田源藏、伊東利兵衛を六府方に任じ、増田安兵衛を山方に任じ、以て之を勵行せしむ。中牟田は兵學に通じ、御備立役より轉用せられて才力を展べ、當時最も經濟的手腕を有したる人なり。されど上下共に切迫を極めたる困難を濟すは、七年の病に三年の艾を求むる譬に近く、國家興隆の名義に隱されたる政雜政正の仕組は、經費を痛省するより外に策はなかりしを以て、公入部の後、三年正月遂に御相續行詰りの口實を以て、長崎仕組にも成し得るだけ省略法を講じ、露船の警備に要したる深堀詰の人數を減少するのみならず、其他施設の膨脹したるものをも緊縮したりき。魏松公の治世は、實に此の如くして始まりたりしなり。

第五章　巍松公の入部

初入部の行装、長崎巡視

入部の意義

三年丙寅二月、公は例の如く御暇になりしを以て、直に歸國の理裝ありしに、會〻三月の初、高輪の泉岳寺門前より出火し、江戸市中殆ど灰燼に歸したり。世に之を牛町火事といふ。藩邸は幸に其難を免れしが、此度は初入部なれば、通常よりは鹵簿同勢を增す例式にて、其入費も一層宏多なり。入部とは鎌倉時代より習用せる語にて、大名が一國の守護職となりて始めて任國に赴くに、多數の兵を引率して威勢を示したるに起る。又禁入部の語もあり。社寺に關して用ゐる。社寺は多く獨立にて、戰時には中立を守り、守護地頭の支配を受けざるが故に、たとひ其境內に追捕を受くるものを生ずとも、他より侵入して其犯人を捕ふるを禁ぜり。守護禁入部是なり。乃ち、其語義によりても、多く同勢を引率して管內に威勢を示したるを想知すべし。後

世の入部といふも、初ての入國に行裝鹵簿を盛にし、士民歡迎の目を悦ばすやうに刷ふを意味せり。我、初入部の同勢にありては、御年寄は兩人にて、一人は陸路より先發し、豐前の大里驛に待受て行列に加はり、同所より行列に十挺十本を加ふ。十挺十本とは臺弓十挺、猩々緋袋入の鐵砲十挺、大鳥毛鞘の槍十本を前列に立つるをいふ。卽ち弓砲槍の三兵隊なり。佐嘉よりも亦騎馬供其外來りて行列に參加し、すべて九州路にかゝりて同勢の數を加ふる例なり。さて公は三月十一日櫻田邸を發せらる。侍以下坊主まで、持來りの絹布羽織は隨意に著用するを許し、大里に到り一同綿服に改めしむ。九州路より行列同勢の數を盛んにするに反し、衣服は、都路を通過する時に取り繕ふのみなるは、亦一の矛盾にして、些か理解に困しむべけむも、こは江戸の奢侈風を參勤交代の往來につれて田舍に齎し歸れる反動の一端を語るものなり。蓋し佐嘉は藩初より質素を主とし、普通は綿服にて押し通し來れり。此風は、都會の奢靡、田舍の質素によるものといふにあらず、家光將軍が、西國は異敵に心を碎き心遣ひ隙なしと言へる、其遺風の結晶を語るも

燃松公の入部と行裝上の矛盾

享保儉約令と佐嘉の質素

のにして、九州は大藩多けれども、風俗は質素なりしに、九代、十代將軍の奢侈に虚飾心を惹起したるがため、肥後に儉約の制を講じ、次で我肥前にも之を厲行して、盡く木綿を著用しゐたる事實あり。此初入部の行裝は這般の消息を語るものなり。又持ち來りの絹服の著用を許すとは、新調費は與へられざれど、從來所持のものは用ゐて可なりといふに止まる。されど事實としては、他が絹服を新調するに、獨り著古しを用ゐるを耻づる人情上、新調の絹服を裝うて江戸を發足し、或は其榮を鄕里に誇らんと過分の物を調達したるもあらん。江戸にても、松平樂翁侯の初政には、質素儉約令を發布厲行したれど、佐嘉の質素とは自ら逕庭あり。比較のために、樂翁の申達せる享保儉約令の個條を引證せん。曰く、衣服諸道具等は隨分有合せを用ふれども、見聞に構はず之を用ふべし、新規の義は無用たるべし、朔望二十八日御儀式等の節は格別、平日は白小袖著用に及ばず候事、但し上著に只今までは縞類之なく候へども、向後は著用すべし、云云（以上一條）、家來の衣服は倘以て見苦しく候とも取用ひ候ほどは之を用ふべし、絹布に取交ぜ候とも勝手よき樣に

申付くべく候、尤も女の服も同然たるべき事(以上一條)と。此の有合せなる語は、前の持來りと意味殆ど相同じけれど、是は萬石以下の旗下に適用せる條項にて、藩士は次項の『見苦しく候とも紬布に取交ぜ勝手』とあるに準據すべきものとす。されど田舍侍は、常は木綿を著用したれど、江戸の都會に出でては紬布を新調しゐたれば、上國道を通過する間は、晴に著用するを許されたるものなり。縞類を著て登城を許したるは、樂翁を以て開始となす。而も之は、江戸にては大儉素に屬すれども、田舍にては猶奢靡の部に入るものとす。九州にては、侍の妻女は白木綿を手織り、これを紋服に染めて良人登城の晴衣に充てたりしが、漸次に洗うて常服に下げ、更に洗ひ洗うて、終には耕作の汗著とまでになし、これを洗剝の紋付といへり。近き頃まで肥後、薩摩の田野を行かむか、侍が洗剝紋服に一刀を帶して耕すは、常に目擊する所なりき。かゝる風俗に慣れたる眼より見れば、縞類は猶綾ある華奢の物たり。但佐嘉に於て、上述の洗剝紋付を著たるを見る少かりしは、江戸の奢侈に感染したることの比較的高度に達したるによるものと謂はざるを得ず。

巍松公の長崎巡視

四月公は大里にて同勢鹵簿を加へ、二十二日佐嘉領に入部あり、十二組の侍は日達原松原に於て、組並に列して駕を迎へ、簇々として後塵を擁しつゝ入城に扈從せり。かくて五月三日より更に長崎へ發駕あり。蓋し賜暇の早かしりは長崎警固の故なれば、佐嘉入城も只旅中滯留の姿にして、先づ長崎巡視を行はんとするなり。代始めなるにより供家老も陸路（常は海路先發）を隨行したりしが、時に長崎大番頭の家たる深堀の領主鍋島袈裟太郎は、幼少なりしも公の歸城と同時に元服し、七左衛門茂辰と名乘りて大番頭を命ぜられ、先發して深堀に赴けり。當時長崎は復常の狀態なりしかど、我藩は尚數百張の幕を新調して、露船の警備に用ゐたる武具と共に之を深堀の武庫に貯藏し、筑前と協議して戸町の番屋數宇を修理し、彼の當番中に石火矢の火通し（裝彈試發）をなして番代を行へり。六日公は立山（たてやま）奉行所に出仕し、七日兵船に乘りて兩番所、各陣場を巡視し、深堀に至り、武具を檢閱し、深堀領主の宅に臨みて船を長崎に返さる。斯くて歸城の途に就き、六月六日より家督入部の祝典を擧行あり。是より先き、長崎渡來の異船砲擊のため、臺場附近に守

兵を備ふることを筑前と協議し、畢つて相共に地所を檢査し境域を定めしが、七月七日公再び長崎に赴き、此度は出島の和蘭館、梅ヶ崎の唐人館を巡覽して歸城あり。十月十五日汛季の終りに、重ねて長崎に赴き、大番頭鍋島茂辰より、先規の如く現番には物頭二人のみを留任せしむる由の上奏を聽いて歸城せられぬ。番年に三度長崎巡覽をなすは、從來の慣例なり。

國家興隆の議

御馳走米增收の議

露艦去りて豫算は既に御差支の名稱に陷り、家中は負債に沈淪し、郷村は衰微の狀を示せり。去年より國家興隆、財政更張に評議を凝らすと雖も、限りある水田の收穫とて、俄に餘剩を生ずべき理由はあらず。但六府方の築き立てたる杵島郡白石の秀郷、福富村の新搦、去年略ぼ竣成し、本年度より物成をかけたる一事あるのみ。此際の財計を濟さんには、御馳走米を增すと政費節減との外に術策あるなし。されど又、家中の借銀返上、納米猶豫等の急務あるを以て、公の七月長崎巡視前に、御馳走米を增すの已むを得ざるを

決議したり。御馳走米は一に獻米と稱す。一門國老以下總家中の知行切米より、等差の歩掛を以て幾割を獻納するものにて、藩政の初よりあり。今の所得税に似たり。其歩掛の率は祿高の多寡により、大身者に多分を割掛け、以下、遞減したるものとす。前に述ぶる如く、佐嘉の領地は其總高の三分一は大配分の占有するところにして、其家々は應分の家士を養ふと雖も、江戸の勤務なき故に、同高の大小名に比すれば多分の餘裕あるべきを以て、一門國老等自ら發意協議して、收入の幾割を政費に進獻するに至れり。御馳走米とは之を稱せるなり。しかも今や其御馳走米の率を增し得べき餘地の存在するや否や覺束なく、且つ是とても多くの家士あることなれば、此折柄に增納するは困難の事なり。小配分の者に至つては、反て救濟を要するほどに窮乏を告げ居るものも多く、迚も增納し難き事實あるが故に、公は御馳走米歩掛を增すを允可せずして再議に附せらる。九月に至り、政府より重ねて、御勝手向累年相迫り、借銀高ます〳〵增加し、今は御差支の名に陷りたるを以て、當秋の御馳走米を增さんと吟味す。されど家中の成行は、知行切

五千兩獻納

米の過半は諸返上、及び御加入講の抵當に沈み、殆ど無祿同樣の姿なるもの多く、却て諸返上、出銀等の取立を弛めずしては增收の道つかざるにより、講方其他の利息を停め、若しくは年延を仰付られたしと伺出づ。公は猶御馳走米を增すを許さず、其餘はこれを聽許せられたり。御加入講とは賴母子講の類にて、其の方法は會の協議により相違あれど、之を願出づるや、內庫よりも幾股かを加入あるを以て、御加入といふなり。講金を受取りたる後の掛金不拂を防ぐために、知行切米を擔保として證文を入れしめ、藏方にて之を保證し、若し不拂者あらば、藏究に其擔保の員數を徵收する法にて、當時金融の便法として專ら行はれ、六府方の利孔となしたるものなり。斯くて家中には困窮の極まゝ滅家に及ぶもの數多あるにより、飢渴に及ばぬ程度に救濟せよと仰出さる。結局當秋の御馳走米は、別に金五千兩を割合うて獻上せしむるに決せり。

鍋島源右衛門は銀談取り組みのため大阪に上りしが、十月には、鍋島越後、鍋島圭水、鍋島匡三人、公の前に進みて、御相續の逼迫を委しく言上し、公より

も親しく書取を以て三人に仰出さるゝ旨あり。尋で御年寄を召して、近頃家中華美に流れ、古風の衰へたるが爲に、相續に差支へて困窮に陷るに至る、憐憫の至りなり、其小身にして極難の者を取調べよと仰出さる。かくて其れ等に扶助を加ふべきに至りしも、御相續の差支より、救助費は政府御手元への納金中より之を控除して充てしむ。因て小身極難の侍には銀二百五十目づゝ、手明鑓には百五十目づゝ、諸職人には八十目づゝを賜へり。斯くて諫早播磨を御仕組方頭人となして國家興隆仕組の大意を定め、又御側仕組所にては、御側諸役人の遣料も安永子丑（九年十年）の定めに準じて支給するに決す。歲末に家中困窮して、知行切米の借銀抵當に沈める爲め、一向取納する能はざるものも、猶相續米だけは取納するを得しめ、扶助を仰がずして相續の基本を立てよと、相續方頭人より令達あり、寔に悲慘なる歲末なりき。

邊防に費用を擲ちたる結果は、此の如き一藩の大困窮となれり。巍松公の初め、家中の知行切米の、負債の抵當に沈みたるは、即ち田地將來の收入を過去に消耗したるものにして、佐嘉領地の米穀の、債主の懷に收められたる

藩士困窮

成行なり。此事、古賀穀堂の論に「今お上も差支、御家中も困窮に及び、專ら證文其他の御吟味最中にて、諸組に困窮人の甚だ多きことなれど、實に飢寒に迫りしものは一組に二十人許りと聞く、是に及ばぬものは一般なれど、云云」とあれば、十五組を通じて平均三百戸の士が飢寒に迫りし譯にて、隨分の困難なり。農本主義にて圖入制出を基礎となしたる東洋の國民は、生存競爭の微弱なるによりて生産の進歩の遲鈍なるに拘はらず、氣運の發達につれて、家族の繁殖と經濟の膨脹とを大速度を以て進むるにより、一世紀を經過する間には必ず困窮を告ぐべきものとす。古語に四海困窮天祿永終といへど、天祿の終らぬ先きに人祿の終らんとするを頻りに繰返せるは、由來東洋歷史の通例なり。就中日本は、豪族水田を分占して其收米を唯一の賴みとなし、武士は他の侵害を防ぐ爲に是等豪族の手によりて養成せられたるものなるが故に、彼等は、其分配せられし知行地に莊官等が割り當てたる收入を以て、其生計を立て、以て累代遺傳の習法を承けたりき。故に武士と言へば社會の生存競爭には一向無頓著にて、其意識はたゞ他の侵害を防ぐ戰爭に

あるのみと思惟せられ、日本全國舉げて生業に向つての彼等の大活動力、所謂泰平の戰爭に於る其機能は、全く鈍了し終りたりき。殊に佐嘉藩士の崇尙する『葉隱』(卷一)に、『勘定者はすくたれものなり、仔細は勘定は損得の勘定をするものなれば、常に損得の心絶えざるなり、死は損、生は得なれば、死することも好かぬ故にすくたれものなり、學問者は才智辯口にて本體の臆病心など仕隱すものなり、人の見誤る所なり。』と。斯かる敎訓が强き感觸を與へたるが爲めに、佐嘉侍の理財知識は最も鈍かりき。『葉隱』の著されし後、一世紀にして、飢寒に迫る大困窮に沈むに至りしは、固より當然なり。されば、先天的理財に長じたる勘定者よりは、其空疎の間隙を洞見せられ易く、よりて雜務役には常に私曲行はれつゝあり。さきに幕木綿を獻じたる吉原太兵衞は、微賤より身を起して富を作りしが、是年の末に其破綻發覺し、四年正月に『手明鑓吉原太兵衞は舊格以來諸役所其他銀米の筋へ多分に相携はり居候處、今度隱居して遠在に引取り、永く謹愼罷在る樣に御手當(責罰)仰付られ候に就ては、是迄相携はり居たる銀米筋は、向後彼者の手を離して、役々互に調

べ合ひ、御損失に相成らざる通り取計ひ候樣。」と達せらる。其後太兵衞は多久に取入り、富力により權要に結びて不謹愼なりしにより、遂に永蟄居を命ぜられぬ。財務に於ける這般事は、累世に亙りて毛擧に遑なきほどにて、勘定者を嫌ふ武士社會に在つての會計困難が、容易に收拾し難き事情なるは、須らく度を加へて推想すべきなり。當時の大識者と稱せらるゝ古賀穀堂の學制管見に、

金銀を貸付け利分を貪るは、武士道の廢たれたるにて、士といへども實は町人なり、今は箇樣の習はしになりて、生來講會證文の事にのみ專ら心を用ふる故、間には殊の外貨殖して、町人も却て其人に金を借ることある由。出家などは清淨無慾を主とすべきに、是も矢張金銀の事に公事(訟訴)を致し、貪慾邪智の振舞多し、是畢竟奢り強く、金の收入過分にある故、平生町人銀主と心安くなり、其榮耀の眞似をする所なり。かく樣のものは武士の風俗を破る、假令職務に過誤なくとも、甚だしきものの二三人を罰せば、風俗自然改まるべし。尤も極微祿の三人扶持、五人扶持位にて、妻子を育み難き侍

は尚ほ吟味あるべしと雖も、其他の町人より金調を爲し、據所なく手を下げて機嫌を取り、自然と武士の心薄くなるは、是非なき義ながら、借銀せざれば、端的（支那語より轉訛したる方言早速の義）差支ふ、此等のことも尚ほ吟味ありて、武士の意氣地を取失はぬ樣にありたきなり。

と。之を見ても、勘定に疎く學問を嫌へる武士が、當時に至りて如何に墮落の極にありしかを推知せらるべし。

學館に臨みて教育を奬勵す

靚松公弘道館に臨む

七月より家督入部の祝宴を擧げ、家老以上は一格一格より饗膳を獻じ、領内に罪科一等を減じて、嚴罰の者を宥免す。十一月將に學校に臨まんとして、古賀太郎右衛門を教授に任ぜられ、同月二日鬼丸の聖堂に詣りて聖像を拜せらる。聖堂番實松新助喪中の故を以て、音樂方伊藤利兵衛代理せり。三日弘道館に臨み、教職を召して旨を諭し、俊秀の書生に恩賜あり、弘道館創立よりの始例なり。教授古賀穀堂は年二十九歲、助教石丸禮介は七十二歲、

穀堂の學制管見

教諭高柳忠助は七十一歳、野田元右衛門は四十八歳、實松新助は穀堂と同年なり。教諭差次東島文大夫、修業館心遣原田多嘉士も參列す。指南役は牟田口藤右衛門、井内官平等なり。實松は非常の才學にて、尋で政務に關係し、財務を掌りし有力の人物なり。牟田口、井内は、後に穀堂の吹擧にて、閑叟公を翼贊したり。此他學者には、大塚松處の孫頼母(桂山と號す)も亦才學を以て任用せらる。中村成一は穀堂と年歯を同じうし、最も篤學者たり。枝吉種彰、吉村璞等はなほ二十歳の學生なりき。而して、精里が去りし比までは、弘道館の學風は甚だ蔚然たるものありしも、年月を累ぬるに從うて衰微を示すに至れり。是は武士の、漸く勘定者に墮落せんとする變兆あるに拘はらず、學問を嫌ふ風習の尚改まらざるに起因するものにして、やがて巍松公入部の當初に於て、弘道館に臨み文武兼修を奬勵ありたるは、先公の意を體して藩治の根本を此に立てんとの誠意に出でたるなり。其後穀堂は學制管見を草して公の内覽に供せり。其大要に曰く、

泰國公の弘道館創立は、有用の人材を養ひ、風俗を正しうし、政治の根本と

なす御趣意なり。創立の初は定詰(寄宿生)通學夥しく、式日講釋の出席人は館內に入きらぬ程なりし由、いづれも事珍しく連拍子になりたれど、元來退屈の生じ易きものにて、泰平遊惰に流れしもの、箇樣に六かしき事は難澁がり、數年の間に出席人も最前程盛に無之、學問も漸々記誦詞章に流れ、政務に疎く、役方に選擧しても其效なく、却て今日有用の事は無學のものよりも不通なるもの多く、世の信仰漸々薄くなり、近年に至りては選擧も行はれず、世間にては學校は大國の手數までに建てられしものにて、今日の實用には立たぬものと心得、且は官途の念深く、何事に就ても役人になりたしと思ふに、學館のお試も手數ばかりにて、格別身の出世にはならぬと量見し、却て學問を謗る樣になり、往々學問を止めて世流に變ずるあり。近年は學館詰の人數も小身者、貧者、二三男、陪臣など僅になり、外生の童輩も身長ずれば廢學し、寺子屋同然になれり、殘念の至なり。今は御代始にて諸人學館の興廢に目を著くるところ、學館に御成あつて衆生一同自然に發起の心あり、學館の興隆も是時と見えたり。教職は文武兼備、才德衆

學問奬勵の嚴法を立てよ

に超えて史籍に通達し、諸人の信仰するものありて、此衰弊を改むるを得べし、其等未熟者の任にはあらざれど、已に命を辱うしたれば、心を盡して御趣意を貫徹せしめざるべからず。學校は緩かに人材を教育する所なるを、時人は只書を讀習ふ場所と量見し、學問嫌の人は一向見向もせず、全體學館は國中の人を盡く教導する場所なれば、今の師家々々にて書籍を教へ、軍法を授け、槍術を稽古する如くに流々立て分るゝことなく、全國を一視し容れざるなく、邪辟妖妄は嚴しく絶つべきなれど、門弟にするなどといふことは有まじきなり。斯く規模を廣大にして教を施すべきなれども、遊惰の風久しければ、自身より立志しては來るまじ、然れば御家中としては學問を爲さねばならぬと嚴法あるべし、それは刑罰を施すにはあらず、勸意の吟味を詳密にして、惰弱放逸のものは人中に顏を出されぬ樣に嚴にするなり、よつて選擧の道を正しうすること大肝要なり。

と。官途の念深く、萬事につけて役人になりたしと思ふは、給祿にて養はるる武士の平時に於る通習なれど、殊に二重鎖國の中に在る佐嘉のかゝる氣

習は、一層他よりも深きものあり。泰平に遊惰を極めし士氣を鼓舞するには、一面に德義を以て自奮せしむると共に、他方面目を挫いて懲罰を下さゞるべからず。是當時に於て最も要を得たる處置なれど、惰氣滿々裡の嚴肅てふことは、畢竟永續し難き事なるべし。さて其次に、

學館も先年までは選擧の型殘りたれど、是は僅か內生の詰人より進むることにて果敢々々しからず。宗室大夫(親類家老)などは、國家の大政を議すれば、性質器量の人なりとも、忠孝仁義の道を學ぶべきこと言ふを待たず。番頭、侍より手明鑓、足輕まで高下の差はあれど、一向道理の詮議をせず、生の儘にて奉公するは間落なる事なり。下賤微祿のものは生產の營みあれど、志深く器量なるは學問にて御立あるべし。先度の樣に御親類に講習を命ぜらるゝなど不意にあれば、下人も大に勵みあるべし、大夫以下番頭などにも斯樣のこと折々ありたきなり。又御成の上にて詩文の題、時には作文などありて、漢文和文に限らず、銘々の見識を試み、不時の御成もありて俄に呼出し御試みあり、格別宜しきは卽座に御褒美などある時は、

官吏選擧の議

一統學に競ひ走らん、云云。

と。其の抱負の大なるを見るべし。此の意見も略ぼ實行せられたれど、惰氣滿々遲緩を免れずして二十餘年の歲月を經過し、閑叟公の治世となるに及んで、始めてその遺憾なき實現を見るに至れり。されど先代より、時勢の變化の徐に起るあり、こゝに人材養成の必要を感ぜられ、**齊松公は入部早々まづ學館に臨みて旨を諭し、弘道館に於て評議せしめられしを以て、明年に至り、選擧法を當任者より提出し、其裁可を見るに至れり。**爾後公は學館に數〻臨み、教諭の實松新助を吟味所附役に擢んで、穀堂を御番方附役に轉じて學館を兼任せしめ、學館には微賤の中村咸一を擢用せらしかば、穀堂の素志も頗る達せられたるものあり。學校教職はたゞ懇篤に薰陶して、被教育者の德性を誘けば足る、必ずしも時用の才を存留するの要なし。故に從來學館にある者は、他より之をさまで敬重せざりしに、今や此を以て人材養成、官吏選擧の場とせんずる理想の出現を見るに至り、而して當代よりの經驗は、此理想の實現に幾多の裨益を與へて、遂に閑叟公の時代に到達するに至れ

知識を世界に求むる思想

蘭學研究の端

るなり。知識を世界に求むる思想も、亦其端を學制管見に發したり。

蠻學も當今江戶上方などに流行し、奇怪を好む人などの爲す故に、世に異人と見做し、只慰み事と稱ふれど、全くさにあらず。蘭學は和蘭の學にあらず、世界の事を窮むるなり、西洋諸國は天文、地理、器物、外科等唐土より精しきは諸人の知る所にて、治國の制度も面白く、經濟の助になるべきなり。肥筑兩藩は長崎に萬國の抑へをなせば、蘭學人なくてはならず、筑前には蘭學の家ありて長崎の事に携はる由を聞く、さもあるべきことなり。先年オロシヤ渡來の時にても、誰も海路を定かに知るもの少く、萬國の成形は皆江戶にて初て見たることにて、不信仰の人多しと聞けり。異國の樣子は大概なりとも相知り居たし、他より蠻學のことを尋ねられ、一人も無きは缺點なり、長崎も近ければ、誰ぞ技倆の者を選みて稽古に遣さるべし。

此の如く毅堂が、蘭學研究の開始を既に當時に於て學制の條件に加へゐるは、實に先見卓識と稱すべし。蘭學は、三四十年前より徐々江戶に起りたるものにして、寛政の杉田玄白、前野良澤、大槻玄澤等の醫師、其楷梯をなしたる

も、當時は字書の譯だに無き時代なれば、萬國地理乃至地圖の知識すら甚だ幼稚を極め、露使の渡來に當りても、幕府は玄澤に命じ、蘭書に就いて纔に北邊探事を輯錄せしめたる程なりき。されば當時世間にて萬國の說話を爲すものは、三才圖會の餘流とも見るべき、書肆須原屋等發賣の節用集に錄したる萬國圖解の類に過ぎざりき。佐嘉にては、露船渡來に際し、弘道館の敎諭野田元右衛門當尹に質して其國情の一斑を知りたりといふも、當尹は何書によつて之を知りたるか、恐くは亦新井白石の采覽異言、西洋紀聞の類を讀みたるに過ぎざりしならん。筑前藩に蘭學者ありきといふも、長崎の和蘭通事の徒を抱へし迄なるべし。佐嘉藩にても、長崎町年寄の一族後藤氏、及び町醫師の楢林哲を抱へ、露使渡來以前より彼地居住のまゝになしおけり。蓋し、長崎より外國の知識を輸入するの機關として、彼等を抱へたるものなり。當時此の如くして徐々世界の知識を誘致しつゝありしに、露使、英艦の變は一層其必要を感ぜしめしを以て、乃ち弘道館に於て蘭學研究の端は開かれ、遂に閑叟公に至つて盛に之が奬勵を見るに至れり。

復又露船來崎

第六章　露船擊攘令と英艦長崎突入

米船長崎に渡來し、露船擇捉を騷がす

文化四年丁卯の春は、巍松公の武藝上覽、三段田巡視、千栗社參など初入部の例典擧げらるゝと共に、財政の救濟議せられしが、やがて汛季に入るや、四月二十六日長崎に異船の渡來を見たり。是は露米商會が、甘察加、及び北米洲西北海岸との貿易の目的を以て、支那の廣東にて雇入れたる船にして、入港の際は露國旗を飜へし居たりしが、蘭人より、日本の露人嫌惡の旨を說いて、國旗繋揚の不利益なるを忠告するに及び、直に之を撤し、北米ボストンの船にて、淸水、野菜等を求めんが爲めに立寄れりと稱す。就いて之を檢視するに、何等の異狀もなく、穩かに海口の伊王島に碇泊せり。去る享和二年の榜葛剌船は、通商を請はむための渡來なりしを以て、嚴重に警戒したれど、此度の米船は薪水を求むるにあるが故に、番兵を附する等の事を爲さず。か

くて露船は、居ること六日にして出帆し去りしが、同時に蝦夷地に於て露船の暴動起りたり。

幕府の蝦夷直轄

是より先き、露西亞と我蝦夷樺太との關係の、次第に世人の注意を惹くに從ひ、寛政の末、幕府は松前若狹守昌廣に武州の久喜領五千石を加賜して、其所領蝦夷地の箱館以東を收め、羽田安藝守正養、戸川筑前守安倫を松前奉行となし、南部津輕兩藩に命じ、人數を出して箱館及び東蝦夷擇捉等の島々を守備せしめたり。然るに、文化元年露使レサノッフの一行は、半歳の長きに亙りて長崎に拘禁同樣の虐待を受け、しかも命令の目的は少しも達せられずして、空しく北歸するに至りしかば、彼等は憤慨措く所を知らず、即ち總督クルーゼンステルンは北海侵略策を述べて、樺太アニワ灣を占領するは易々たるのみ、吾人に十六門の大砲を備ふるコッテルス船二艘と六十の勇士とあらしめば、日本が大船に一萬の兵を載せて防がんとすとも、忽ち之を撃破し得べし、何となれば日本には我に敵すべき兵器軍艦なければなり、而してアニワ灣を占領して、陸上十二門の砲臺に砲兵一百を配置せば、亦日本の攻

撃軍を鏖殺し得べしと豪語せり。されば其僞憤を漏さんが爲め、其の部下にして冒險の徒たる士官フヴォストフ及びダヴィドフの輩は、是より數、擇捉、國後、樺太等に來寇して、我國人を驚かしぬ。是年三月、幕府は松前昌廣に、國政紊亂の故を以て、別に九千石を與へて其所領蝦夷地を悉く收め、東を南部、西を津輕に守禦せしめき。然るに翌四月二十三日に至り、露船更に擇捉島に來りてナイホといふ處に上陸し、番人を捉へ、倉庫を燒いて去り、二十九日には遮那會所に至りて大砲を打ち掛けたりしかば、南部藩の番兵之を防いで殺傷頗る多かりしも、夜に入つて裏手の山より大砲を打ち掛け、以て彼の船を燒打せんとするに及び、彼は驚愕狼狽、倉皇碇を拔いて遁れ去れり。事實は此の如きに過ぎざりきと雖も、交通不便の當時なる上、蝦夷邊境の椿事なれば、此大砲の響きは士民の耳を驚かし、其報知の松前に傳はり、江戶に轉報せらるゝ間には、針小も棒大を爲すに至りたり。夫さへあるに、五月十七日に、忽ち津輕沖に異船の見ゆる報ありければ、松前地方はすはや露船襲來すと一時大驚慌をなしゝが、其船は何等陸地に接近することなく、箱館附近を通

過して西方の江差崎沖へ消失せたり。是ぞ曩に長崎を出帆したる米國船にてありける。されど彼地の人々によりて江戸へ輸さるゝ風説は引も切らず、而も千狀にして萬態、曰く、擇捉に露船襲來して南部、津輕の兵と接戰の最中なり、勝敗の決は如何あるべき、曰く、露船數百艘にて津輕の御廐口を塞げり、曰く、松前奉行羽田安藝守は恐怖の餘り發病したりと。蜚語流言實に紛々たり。六月若年寄堀田攝津守正穀、大目附中川飛彈守忠英、目附遠山景信、蝦夷地の巡察に赴きしが、尋で、その報告により、曩に蝦夷地に來りし露船は千石積と三百石積ほどとの二艘にて、ひたすら通商を請へるのみ、今は既に歸國したりとの趣を老中より公達し、以て人心の動搖を鎭靜したりけり。

露船打攘令

されど、此騷動は決して等閑に付すべきにあらず、特に長崎には何時復た露船の渡來すべきも測られずとて、長崎奉行より肥筑兩藩に露國の形勢を內諭し、警備を嚴重にせしむ。是に於て、其警備のため、從來只五挺を深堀に

武器類の拂底

藏するのみなりし、我領内伊王島、神ノ島、陰尾島、三箇所の隱し臺場用の大砲を増し、更に十八挺を廻米船にて輸送したり。　長崎兩番所に備ふる戸町の太田尾、西泊の女神、神崎幷せて内目三箇所と、白崎、高鉾、長刀岩、陰尾の外目四箇所とは、これを七箇所臺場といひ、火藥庫は別に道生田に在りしが、此度の警備に關し、砲擊に備ふる兵營の場所について、更に筑前藩と協議を開けり。

さて江戸に於ては、蜚說紛々として騷擾甚しく、市中には店頭に甲冑陣羽織を賣るもの多く、何時露船江戸灣に乘り入るべきか知れずと犇めきて、外國の形勢はこゝに都府泰平の惰眠を打破し、諸藩も亦報知の傳聞につれて戒虞の念に驅られたりしかば、人心の頗る恟々たるに從つて、武器類の賣買は次第に物品拂底となれり。　されば我佐嘉にては、廣く手を配りて鉛煙硝を買ひ入れさせ、又武具方に命じ、片田江の御用邸に於て甲冑製造を始めしめ、内庫より金三千兩を支出して其費を補助し、御備立方、六府方並に御側役にも協力すべきを命じ、家中の甲冑を所持せざる者には、其願出でに應じ、年賦拂ひにて購入し得る便利を與ふ。　製作方の鎧は此時より起れり。

露人の來航により始めて露西亞の位置を知る

此の如く、東西の邊警は皆露西亞より起れるによりて、我國人は玆に始めて露西亞國の東界の我蝦夷樺太と接連するを知り、士民皆我に取りてその容易ならぬ敵國たるの觀念を有するに至りたり。斯くて今年擇捉島に露船の陸梁を受けしにより、幕府は諸藩へ對し、露西亞船もし諸國の津々浦々に渡來するあらば速に打攘ふべしと觸達したり。是れ我日本全國民をして、露西亞とし聞けば必ず砲撃すべきものとの觀念を懷抱せしめたる基なり。かくて露船は、一旦擇捉を引上げたる後、數月にして復た松前の西方に出現し、我船一艘を燒打し、其傳馬船(端艇)を奪取りて樺太より捕へ來りたる我番人四名を乘せ、これに書翰を附して追放しければ、其傳馬船は松前に到著してこれを官署に訴へたり。然るに此附せられたる書面といふは、通商を乞へる者にして、若し許されずば、明年大軍を率ゐて押寄せ、大に威力を見せんとの文意なりしかば、幕府に於ても棄置く能はず、乃ち松前奉行羽田を罰し、戸川を免じ、仙臺會津の兩藩に兵備を增すべき旨命じたり。かくして松前も長崎も、愈、警備の嚴を加へしを以て、江戸の人心、益恐怖し、蝦夷地騷動の

傳聞せらるゝにつれて流言蜚語盛に起り、識者は之が說をなして、俄羅斯は北境より次第々々に領域を擴めて日本に迫り來る國なり、昔蒙古襲來の時には、神威によつて能く之を鏖殺し得たれども、今の世にてはさる神風は賴み難し、彼國にては船をば海城と名づけたるが、そは中々に堅固に、而して其操縱の術は諸國に超越す、此江戶海の潮の直に萬國に通ずることを思へば、決して油斷はならざるなりなどゝ說明したりしかば、民心の動搖益々甚しきを致せり。因つて、町奉行は、流石は知識の都會とて、肯綮に中りて聽くべき言も少からざれど、其沈靜策として一切かゝる說をなすを禁じ、更に書付を以て、此種の說の虛妄なるを論じたりしが、一面には、砲術家井上左大夫命せられて、伊豆の下田、相州の浦賀及び安房上總の海岸を巡視し、乃ち砲臺及び燈明臺を築く等の手配の著手を見るに至れり。是れ松平樂翁侯の、其辭職に先ち、會津侯松平金之助と共に、輕裝野服して、豆相房總の諸砲臺を巡視するの因をなせるものなり。

此の如く、當時の日本人は、露西亞を侵略の野心を包藏するものと推知し

たりしが、擇捉樺太の騷動ありしを以て、愈〻其所信の謬らざる思をなしき。然るに是年南部藩より探偵を遂げたるに、今度の騷動は露國政府の意志にあらず、前年渡來せし使節レサノッフが、長崎にて志を得ずして失望したる餘、歸途、甘察加に本國より移住せしめられ居る無賴の暴漢等を語ひ、此徒をして同地方の住民を募りて、日本の領地に侵略を試みしめたるにて、即ちかくして奔命に疲るゝに至らば、遂に力屈して貿易を許すに至るべしとの彼が教唆に動かされたる者の暴行に過ぎずと報告せりといふ。是年九月、巍松公は江戸參覲の途に上られしが、其在府中は、長崎警固の關係により、江戸に於る蝦夷の事情の如何は委しく承知ありたるなるべし。されど江戸とても尚鎖國の裡にありたれば、海外の狀勢の如きは、只暗中に摸索するの態を免れず。即ち我邊海の風浪の、北海の氷島よりする小波浪にあらずして、西南よりする英佛兩國の洶濤なるには、未だ想到するに至らざりしならむ。

佛帝拿破烈翁大亂の波動

世界當時の大勢を案ずるに、拿破烈翁の佛國大革命後に擲ちたる一拳石は、全歐洲の大波瀾を捲起するに至り、こゝに和蘭も西班牙も、將た伊太利も皆其渦中に陷りて、共に怪傑の手に飜弄せられて滅亡し、佛國は宛ら口腔に怪燄を吐く蛟龍の如く、諸國の山河は皆其怪燄を蒙りて赭にせらるゝの觀あり。かくして此影響は遂に東洋に及びて、從來久しく東洋に勢力を振ひし和蘭本國の、其年全く佛國の一領土と化し了るや、植民地も亦自ら佛領に歸し、黃白靑の國旗は盡く竿頭より撤せられて、佛國旗之に替るに至れりしが、其間此の形勢に對して獨り屈せず、能く優勝の位置を示したるものは英國なり。彼は此の如き際に次第に佛領を蠶食し、喜望峯、爪哇も皆其手に移したるのみならず、佛國の印度に分占せし領土までも、亦之を把握するに至れり。歐大陸に於ては其勢捲席破竹の如く凄まじき佛國も、海上權を以てしては到底英國に拮抗する能はず、英國の獨りその巨腕を伸ばして行動するに任ずるのみ。乃ち其行動は、文化五年に及んで、遠く我長崎にも現はれぬ。而して是れ實に我日本全國民の記憶すべきところにして、殊に佐嘉藩

蘭國滅亡と蘭船不到

士民に於ては、長へに忘るゝ能はざる痛恨事たらずんば非ず。

文化五年は我藩長崎警固の瓜期たりしが、既に汛季になれるも和蘭商船は入港せざりき。蓋し和蘭本國は去る寛政六年に佛國より滅ぼされ、爾來屬地の瓜哇も佛領となりたるを以て、佛國の強敵英吉利の東洋艦隊は東南海洋を捜索し、佛國に屬する和蘭の船舶を捕獲掠奪したりしかば、當時長崎に渡來せし外船としては、文化元年の露使レザノッフ一行の船艦以外には、英船エリザ號、米船フランクリン號、エリッブス號等前後三艘の、和蘭船と詐稱して貿易の利を得んと企てしものありしのみ、眞の蘭船は一艘も入航せず。本國船の來航を待てる長崎出島の和蘭商館は、我國の歐洲形勢の推移に暗きを幸とし、本國の政變ありしにも關せず、猶獨立國の體面を裝うて和蘭の紅白青の旗を揭げしかば、當時、蘭旗翻るところは、全世界中只長崎出島の小天地あるのみなる奇觀を呈したり。されど海外事情に殆ど盲目なりし日本人には、汛季に蘭船の渡來せざるを怪しき現象と感じて、注意をなすほどの知識もあらず。たゞ去年蝦夷地に起れる露西亞との葛藤以來、專ら其形

露艦襲來の防備

勢にのみ張膽戟手し、いざといはゞ撫斬りにしてくれんと力身たりしを以て、長崎奉行松平圖書頭康平よりも、獨り長崎のみならず、最寄の津々浦々いづれの地にても魯羅斯船の襲來するあらば、迅速に防禦の行屆く樣にせよとの嚴達ありしが、佐嘉にても、江戸を始め諸藩に至るまで、皆魯羅斯の襲來に備ふること甚だ嚴重なりと傳へらるゝ者あるより、倦怠疎漏の事ありては容易ならずと議し合へり。從來深堀領の沖ノ島番所は、多久長門、鍋島越後兩家隔月交代にて守衛の任に當りしに、隔月は却て執務に不便なるを以て、三箇月交代に改め、深堀に圍へる槍柄一萬本の中、腐朽せる分を新調補充し、仕組方相談人米倉權兵衛を彼地に遣はして總ての相談に與からしめ、猶吟味所附役（文化三年仕組所を改稱す）石橋寛右衛門を深堀に遣し、長崎臺場の石火矢方には、大隈彦兵衛、大塚仁左衛門以下其心得ある人々に、萬一の際には早速立を命ずべく豫て其用意を爲さしめ、事變に際しては、道生田警固として、長崎警固所詰の中より組頭一人を出張せしむべく、又番所は無人の嫌あるを以て、增番として嘉村源左衛門を遣はし、深堀見張りの島々、脇津、伊王島、高島、神ノ島、沖ノ

長崎における烽火の手順

島に石火矢を備付け、三月より筒役を配置せり。四月に至り、自然の節は早速立にて長崎に出張すべき用意を十五組に嚴達あり。七月には深堀詰の諫早豊前、及び鍋島七左衛門組下に出崎の手筈を定め、豊前も其家來任せにては行き屆きかぬるを以て、自身領所に歸りて親しく事を看ることとなし、古賀の藏より石火矢用の火藥、及び長崎番所足輕用の具足等を深堀に廻送し、深堀に貯藏する旗印等までをも新調し、少しも手落なきやう充分の注意を拂ひて、困難を窮めたる藩費中より、成し得らるゝだけの準備を試みたり。長崎奉行松平圖書頭も、自己の職責上急報の手筈を命じ、王代には肥の御崎（野母）警固所を高來郡に屬せしめ、同郡の警固所より基肆郡警固所への烽火の手合せをなして、緩急相應じたる大宰府の遺法により、長崎鎮臺に於て烽火山に烽火を揚ぐれば、肥前高來郡の多良崎に受けて烽火を揚げ、以て佐嘉の諸家に急報し、更に之を三根郡の朝日（あさひ）山にて受けて兩筑に知らしむる準備を爲さしめたり。

英國軍艦の長崎突入

斯かる處に、八月十五日の天明に及び、遠見所より三瀬(深堀の南海小嶼)の午未の方位に白帆船見ゆとの報あり。長崎奉行所は、迂濶にも從來の例により、其日の午時頃に、旗合せとして檢使船と蘭人二名を乘せたる端舟とを伊王島へ遣はしゝに、砲門を開きたる軍艦と知れたり。されど黄白青の旗飜りて、和蘭船に紛なかりしかば、彼等は、本船近くに漕ぎ寄せて聲をかけたりしに、蘭語にて和蘭陀と答へ、間もなく本船より端艇を卸し、壯丁を載せて蘭人の端舟に近づかしめ、和蘭船にて咬𠺕吧(シヤカタラ)より來航したる由を告げて、我端舟より蘭人を拉して本船に伴はしめんとす。蘭人は、日本の檢使と共に到るべしとて之に應ぜざりしかば、本船より高聲の合圖を聞くと共に、壯丁は直に拔劍して蘭人を脅嚇し、無理に本船につれ往けり。檢使は、形勢の不穩なるを認めて、蘭人と共に本船に乘り移らんとせしに、彼は檢使の槍を奪取り、鐵砲を擬して將に發射せんとす。咄嗟の事とて、檢使も術の施すべきなく、手

英國渡來の目的

を束ねて彼の爲すに任せて空しく引還れり。長崎奉行松平圖書頭は事の由を聞き（伊王島より長崎までは三里の海を隔て早舟にて往復すと知るべし）、何故に異船が蘭人を捕へしか、何國の船にして何の目的を以て來港せしかを探知せんが爲め、和蘭商館長ヅーフへ使者を往復せしめしが、一方異船にありては、前に捕へたる蘭人の胸に鐵砲を擬し、和蘭船二艘當港に碇泊せりとて其船の所在を詰り、少しにても隱匿する所あらば直に射殺すべしと脅迫したり。捕へられたる二名の蘭人は、來港の船舶なきことを百方陳疏して辯明すと雖も、異船は猶も信ぜず、直に本船を進めて神ノ島の前を駛行し、長崎の外港たる高鉾島の前に止まりて、玆に投錨したり。抑此船艦は、英國の水師提督ドルリーが率ゐるフレガット型の軍艦にして、フェートンと號し、長さ約卅間、大砲四十八門を二段備へて、乘組凡三百五十人あり、艦長をペリュードといひ、ドルリー提督の命により、毎年バタビアより長崎に來る定期の和蘭船を捕獲するため、印度のベンガルを發してより四十九日の長航海を經て、始めて我國に到著したる者なり。されば場合によりては開戰を避けざる決心を有し、初より不遜暴慢の擧動

長崎番所の無能

をなして、强壓手段を執りたりき。

是日まさに中秋に當り、暑はまだ殘れど秋氣清く、一天隈なく晴れて風和ぎ渡り、名にし負ふ瓊の浦の海上漣波をたゝみて、松浦五島の島々まで遙かに澄みて壺中の景を描きしが、やがて明媚の峯巒につゝまれたる港內には、日の沈むを待たずして皎々たる明月輝き渡りぬ。英艦は直に端艇を下して我祕密港たる對岸の小鹿倉より上陸せんとしたりしが、深堀の士某の誰何に逢ふや、乃ち勾竿を伸べて直に之を捕へんとし、某は水に投じて身を以て免れたり。然るに彼は、一面端艇三隻に武裝せる三十餘名の海兵を分乘せしめて、內港に向うて戶町、西泊兩番所の前を乘過さしめしが、急遽の事とて番兵は爲す所を知らざりしを以て、物頭嘉村治兵衛溫觀はもどかしさに堪へず、赫とばかりに怒を發し、拔身の槍を提げ船に跳り上つて之を追掛けんとしたれども、敵艇の駛行すること急速にして及ぶべきにあらず。溫觀は無念の切齒をなしつゝ、後を白眼んで突立ちゐたり。三雙の端艇は遠慮なく長崎港內を乘り廻り、扇狀の出島に至りて、和蘭商館の下に暫し踟躕せ

り。蓋し彼の國旗を偵察したるなるべし。かくて普く港内を捜索したれど、固より來港したる蘭船なければ、何の得る所なくして引き去りし、木船をさして再び歸り去れり。嚢を括るが如き形勢を扼したる長崎南番所が、その前を異國の端艇の去來に任せて、銃一發砲一彈をも酬いず、番船亦出で支へて、之を捕獲せんとするものも無く、袖手坐視して空しく之を逸したるは、如何に見るも間拔けたらずんばあらず。後に至り、奉行之が陳辯をなして曰く、今年は何故にか定期の蘭船も來らざる上、汎季も既に終期に近づきければ、佐嘉藩は幾分の兵を留めて他を撤退し、旁々餘す所の人數甚だ少かりし爲、此不祥事を致せるのみと。されど帶水に若かざる兩關の海峽とて、二隻の端艇を拒むに豈多數の兵を要せんや。或は曰ふ、其夜は番頭始め明月を賞せんとて、夕刻より茂木に赴いて營にあらざりし故のみと。さりながら當日天明より白帆注進のありたる以上、營を空しうして觀月に赴くは餘りの油斷なり。又例の蘭船が檢視を了へて入港すと想ひ定めたりとするも、まさしく外港にフレガット軍艦の碇泊せる以上、そはその非を掩はんとす

る通辭のみ。蓋し泰平の惰氣の充ちたる時代には、如何にも常識に外れし事態の生じ易きものなれば、此度の事變も亦畢竟ずるにそれに外ならざるべし。或はいふ、鎭臺の號令に差池せる事の多かりし結果のみと。

かくて異船の端艇が港内を漕ぎ廻りたるは、和蘭商人を捕獲する爲めなりとの流言長崎市中に起りしを以て、出島館長ヅーフ等は他の蘭人と共に奉行の宿所に避難し、市民亦今にも開戰すべしと狼狽して起つ等、上下の混雜は筆舌の及ぶ所にあらず。奉行圖書頭は佐嘉、福岡、大村、平戸等の諸藩に出兵を命じ、一には長崎の防備を嚴にして英船を討ち、一には捕へられたる蘭人を奪ひ返さんと謀ると雖も、諸藩の兵は急に集まるべきにあらず、十五日の夜は徒らに詮議の裡に天明となれり。翌十六日の朝英艦長ペリユーは昨日捕へたる蘭人ホーセマンに書面を附して、之を奉行所に送還せり。其書面の大意は、余は我ボートをしてホーセマンを海岸に送り、我爲めに食糧及び水を求めしむ、若し夕刻までに所要の物品を持ちて歸來らずば、余は明朝早く出帆し、港内にある日清の船舶を燒盡すべしといふにあり。因て

蘭人英艦を怖る

奉行松平圖書頭始め條屬等は、其暴慢不遜なるを怒り、ホーセマンを留めて還さゞらんと議したれども、ヅーフ等の蘭人は、切に無事を希うて已まず、英艦を恐怖すること甚しくして、百方奉行所の役人に力說し、更に薪水食糧に亙つて船主の要求に應ぜられたき旨の歎願書をも呈出して、「御手當等(打攘ひをいふ)被仰付候儀にも可有御座候得共、萬々一船等損じながらも歸帆仕候樣御座候時は、(打沈められずに逃出するをいふ)却て諸事の害と相成可申奉存候へば、彼者共の申立候通り、早々歸帆被仰付被下度奉願候」とて、若し討ち損じて出帆せしめなば、必ず彼艦は再擧して復讐に來るべく、其後難測るべからざるものあらんと、暗に脅嚇するところあり。松平圖書頭は、之を打ち攘はんと欲するも兵力足らず、迚も勝算の見込なきに困じたりしを以て、若し英艦の要求を納れずんば必ず此上の亂暴をなすべしと左思右考し、遂に如何とも爲る能はずして、要求に應じて需用の物品を與ふべければ、必ず蘭人を還して無事に出帆すべしと約せしめ、其夜半野菜薪水等を送りて蘭人を伴ひ歸れり。此際英艦は端艇を卸して我檢使船を取り卷き、檢使の乘艦を拒む等、倨傲不遜の

擧動多かりきと雖も、我は其爲すがまゝに任せて制すること能はざりき。

此際に於る松平圖書頭の苦心には、大に同情すべき所あり。抑今回の英艦は、從前渡來の外船とは目的を異にし、日本の港内を憚らず、蘭船を捕獲せんが爲めに來りしものなれば、其應對の强硬にして擧動の傲慢なるは、他の通商貿易を求めんが爲めに、來りしものとは同日の談にあらず、日本の應對次第にては、開戰をも辭せざる決心なりしなり。然るに、我長崎の防備に至つては、砲臺の不完全なるは固より、兩番所の鐵砲すら其時に臨みて漸く他より運び來るほどにて、到底急遽の間に合ふべくもあらず。加ふるに汛季も已に終期に近づき、剩へ近年は外船の入港も少かりしを以て、我藩の警衞も内々減員をなし、番頭以下も亦泰平遊惰の風に流れて、死を冒して一擊を加ふるの勇氣あるものなく、爲めにかく英艦の亂暴を眼前に見ながら、手を束ねて彼の爲すがまゝに任せ居たるなり。而して一方彼我の間に立ちたりし和蘭商館のヅーフ等も亦、大に英艦を恐怖し、通譯に當りては、其言辭を曲譯せざるまでも、故らに婉曲に威嚇を言ひ廻して百方說得せしを以て、奉

茅船

行所の意見も亦幾度か變動轉換したり。卽ち十五日の夜には追討の命を傳へ、間もなく之を改めて檢使船の護衞を命じ、十六日に至りては高鉾陰尾間の張切船を命じ、再び之を改めて燒打の計畫を定めしが、復又張切船を命じ、夜半四度命令を更へて復燒打の計をなし、やがて蘭人の說を聞いて無事に歸帆を許すに至るや、間もなくまた〲石火矢其他の手當を命じたるなど、以て其間松平圖書頭が如何ばかり苦心焦慮し、周章狼狽したりしかを觀るべきなり。こゝに燒打といふは、船に茅を滿載して敵船間近く乘り寄せ、これに火を縱つて風上より流し掛くるをいふ。此仕組も俄かの事とて深堀に茅の準備あらざりければ、已むなく民家の茅屋根を解いて船に積んで急に應じたりと。此茅船について一小話あり。佐嘉にて飴を賣る老叟の太鼓を打つて城下を廻るを凝煎替（凝煎飴に替ふる略なり）と呼べり。其飴を替へんと呼び掛くれば、彼は太鼓を打ち止めて佇立す。よつて馳せ寄つて之を買ふ。老叟が招呼を受けて引き返すこと絶えてなし。此凝煎替は茅船船頭の養老に特許せられたる業なるが、其招呼を受けて道を返さざるは、茅船船頭の事

あるに當つて往いて再び歸らざるを法とする故なりと言ひ傳へたり。

佐嘉の出兵騷ぎ

佐嘉に於ては、異船渡來の事を十六日に聞き、すはや俄羅斯船の襲來ぞとて、國老以下城中に參集したりしが、會議は大沸騰を見れども決する所なかりしを以て、遂に其夜を徹して十七日に至り、先づ以て請役所相談役(參政)相良內記貞英、及び御番方附役百武善左衞門兼明等を長崎に急行せしめ、引續いて先手組の鍋島主水、成富十兵衞兩組に命じ、警備として早速立にて佐嘉を發せしめ、更に警固二組にも出陣の用意を爲さしめたり。是日まで長崎には兵未だ集まらず、唯諫早豐前は、最も近接の所とて、注進に接するや直に兵を率ゐて出發し、當日長崎に到著したれど、大村上總介は未だ到著せず。諸藩の兵に至つては固より影だになし。是を以て、奉行松平圖書頭は、打攘の決心を爲す能はずして躊躇せる所に、一方には英艦の强請あり、一方には蘭人の哀願ありしを以て、號令變幻、遂に薪水牛菜を英艦に附與したりしに、蘭

世人猶英吉利の存在を知らず

人亦牛二頭豚數頭を餽りしかば、英將は之を得て滿足し、十六日の夜拔錨して長崎を出で去れり。佐嘉にては其れとも知らず、十八日を以て、四組の士卒それ〴〵一定の場所に著到して出發すべき筈なりしが、準備無き者の、期に後れて到らざりしも少からざりしを以て、成富十兵衛が先手組のみ、先づ與賀社に勢揃し、田中藤兵衛等第一に著到につきて、順次に長崎に進發し、小代弘之進、伊東利兵衛等は眞先に長崎に到著したれども、機は既に逸せられて英艦はあらず、僅に長崎市民人の意を强うせしむるのみなりき。斯くて是日は公も親ら出陣の用意あり、御側四組にその準備を仰出されしが、異船出帆の注進到るに及んで、先發の兵は途より引返し、かくて其夜の與賀社の境内は、提灯の光星の如く輝きて喧噪を極めたりとぞ。穀堂の日記に、魯西亞船所乘之船、蓋諳厄利亞船也とあるは、魯人が英國製の船にて渡來せりとの意にや、或は此船は魯西亞兵を載せて渡來せる英國船なりなどゝ世間にて取沙汰したるを、かく記せるか。而して此船の態度の、餘りに麤暴を極めて、前年來りしレサノッフの態度とは雲泥の相違ありしにより、日本人は其腦

裏に未だ之を英吉利てふものと感知する能はず、依然吾國とのみ思惟して、俄羅斯といへば、日本唯一の敵國なりてふ思想を、深くも印象したりき。同じく穀堂日記に、十八日の出來事を記して、佐嘉之危如累卵、崎陽之鎮、萬國之防、至爲緊要、而舟之備虚弱、兵卒寡少、官無統機之術、軍計如兒戲、可嘆とあるに徴しても、當時外國に對する佐嘉の防備の薄弱なりし光景は、之を推想するに難からず。

長崎奉行自殺

長崎奉行自殺の理由

長崎奉行松平圖書頭は、十八日に至り、異船帆影見隠しの注進を大早宿繼(おほはやしゆくつぎ)にて發送せる後、陣服のまゝ御用の間に入つて書類を認め居たりしが、數刻を經過するも出で來らざりしを以て、近習のもの覗き見て其伏したるを異しみ、入つて起せば、既に切腹して絶命しゐたり。其遺書の大意に曰く、

旗合せに紅毛人(おらんだ)を奪はれて檢使のもの引取り、柔弱の取扱は日本の恥辱になれり、家來の臆病は主人の不行屆にて申譯無之、是一なり。

異國人端艇にて港に乘入りたるは案外なり、陸手の備のみに頓著して此處に氣付かず、肥前の兩番所にて防ぎ止めの指圖を別段致さゞるは油斷の至りなり、是二なり。

其日は晴夜にて、端艇三艘兩番所を通過するを、肥前の番人見ながら、人數少くして遮り得ず、今年は紅毛人至らずとて私に引還り、殘兵は百五十人も詰めたるやにて防ぐを得ず、態と見遁したりと、鍋島家の不埒を見聞し、內糺しを怠りたる不念の至り、是三なり。

英人より法外の横文字を出しゝに、肥筑に燒打を申渡したれども、人數到著せず、是非なく紅毛人の嘆願に任せ、薪水牛菜を給して平和の取扱をせしは不調法、是四なり。

大村上總介今二時間も早く到著せば、當役所及び諫早播磨の人數を合せて燒打すべきに、遲參して間に合はず、出帆し去れるは殘念の至り、是五なり。

淺智にて行屆かず、向後當奉行は大身の者に仰付られ度、御斷りとして切

佐嘉藩の不評

腹す。

と。此時に於る奉行の狼狽と我藩の緩怠とは、此遺書によつても其大略を想見し得。

さて表面には、松平圖書頭は病なりとて、曲淵甲斐守代つて事を執りたれども、康平の家來の、主の後を追うて自刃するもの六人に至るに及び、自殺の事は世上に聞えて隱れなかりしかば、長崎市中に於る我佐嘉藩の評判は散々にて、兩番所の守兵は、皆臆病者の、事に堪へぬ愚物揃ひなり、鍋島は迚も防禦の任に當らしむるに足らずと罵られたりければ、我藩の氣力あるものは盡く憤慨し、速に在崎の大番頭以下を嚴罰に處したる上にて、更に防備を整へて天下に謝し、藩中の將來を戒飭する處置なかるべからずと論ずと雖も、國老以下みな昏惰にして決斷なく、其中には兩番頭を曲庇し、以て其罪を掩はんとする老姦もありたり。蓋し凡庸の役人等は、只國際的に形式の彌縫をなし、只管回護を勉むるの外は、些の見解を具有するなきを以て、盆:世評を害ふも、日又日を因循して時機を逸失し、而も自ら覺らざるなり。試みに其

古賀精里の忠告

一例を言へば、曩日公の親ら御側四組を率ゐて長崎に出陣せむとせらるゝや、即ち御側組は武備を整ふる所ありたりと雖も、是組には大身侍多かりしを以て、尚更平常遊惰にして、爲に用意の乏しきもの多かりき。因て國老等の中に、御側組の武備上覽を行ふは此際の機宜なるべしとの議動き、執政鍋島越後を公の名代として檢閲せしめんと評議一決して、既に期日を定めしに、此事は大身侍殊に側衆の大苦痛にて、權要に居るものゝ嫌厭する所なりしを以て、前日に及んで宗室鍋島安藝の激論を見るに至り、かくて暫く延期となり、果ては、遂に其議の實施を見ずして、多久長門、鍋島內膳等の相談によりて中止に決せり。佐嘉の評議の一向に要領を得ざるは、大概此類なりき。新に家督を嗣げる宗室鍋島山城直章は、年齒漸く二十七にて、英氣に富める人なりければ、此度の長崎に於る失態を以て、當家の體面を毀損する甚だしきものとなし、竊に古賀穀堂を招いて、當時江戶の御備者衆たりし父の精里に其斡旋を囑託せしめたり。然るに精里よりも、また引き違ひに穀堂へ書を寄せ來りて、此際宜しく警備を擴張し、失律者を所罰し、以て幕府に謝せざ

るべからずと忠告したりといふ。

兩番所番頭に切腹を命ず

兩番所の張切船

是等の事どもにて八月は經過したりしが、九月に入るに及び、佐嘉にては、自藩に對する幕府の意向の漸く好からざるを見て俄に狼狽を始め、當時尚若年なりし大番頭鍋島七左衞門茂辰をして病と稱して深堀に屛居せしめ、鍋島彈右衞門茂鄉をして代つて大番頭たらしめたり。兩番所の番頭千葉、蒲原以下は、尚在營したることとなるべし。公は十五日より發して長崎に越さる、國老には鍋島安房茂堯隨行したり。長崎に於ては、奉行曲淵甲斐守の執務以來、警備を督して、外港の要處乃至兩番所前の間を擇みて張切船を設け、以て異船の出入を闌止する用意を爲すべく促したるにより、番頭等は、佐嘉へ對し、物頭十一人の足輕を引率して來崎せんことを請求せり。この張切、船、は我藩の計畫に係り、既に鎭臺にも禀告を經て、侍五人に深堀の士を加へて設備するに決し居たるを以て、公は此上の增員は無用なりとして、旅中

長崎新奉行の詰問

より其請求を斥けらる。兩番所に張切船の設けあるは此に始まる。また其頃筑前よりは、兵船數十艘を遣はして滯泊する由の聞えありしを以て、佐嘉も亦之を增すべきやと奉行所に其都合を問ひ繕ふなど、依然たる國際の形式的辭令に腐心しゐたり。鎭臺にては、英艦の闖入後既に三十餘日を經たることゝて、江戸との往復も數回を累ねたるならん。曲淵甲斐守は我聞役關傳之丞を召喚し、屹と語氣を改めて、前月異船の渡來するや、兩番所警固の人數番船を、亡松平圖書頭より指圖ありし外、出役よりも防禦手當の事を每々談合したるに、石火矢の配當も捗々しからず、異人をして恣に、番所の前を航行せしめたる由、彼是番頭共は如何心得居るか、甲斐守承知致したしとて、書面を渡して難詰に及びしかば、その通報を受けたる佐嘉の藩廳は、今更の如く驚愕し、相良內記は俄に長崎に馳せ往けり。されば十九日の公の立山役所出仕には、鎭臺の氣色頗る嚴厲にして、曲淵は鍋島安房に對し、去月の兩番所異船乘入に關する事件を問ひ合せければ、安房は驚愕恐怖して度を失ひ、一言も發する能はずして退けり。而して此應接は、更に藩の面目を

兩番頭死を賜ふ

めたりしを以て、非難囂々、ために益、佐嘉藩は怯懦なりとの評判を諸國に流布せしめしかば、藩中の士は、一人として痛嘆せざるは無かりき。蓋しさきに英艇の兩番所前を通過したるは、事實を究めむか、尙責を分つべき所もありたれど、其後に於る我藩の處置は、只管失態の糊塗にこれ勉めて、愈、沒要領となれるより、却て怯懦を世に表示するの結果を釀成するに至れるなり。

公は翌日兩番所を巡視し、嘉村治兵衛が、異船に對し、他に雙びなき働きを爲したるを聞きて、褒詞あり。翌日駕を矢上驛に返し、諫早豐前を御番方總心遣となして長崎の指揮を委任ありたり。斯くて歸城せらるゝに及び、長崎番所の守を失ひたる千葉三郎右衛門胤明、蒲原次右衛門好古の兩人に死を賜はりしかば、二十七日兩人は各、自宅に於て法の如く自盡せり。千葉は從容と死に就きしが、蒲原は先代より緊要の地に當りゐしにも似ず、頗る度を失ひたりといふ。穀堂日記(二月十三日)に、澹寧公孫(鍋島山城)見招、往而密議、蓋廷議舛錯、有老姦誤國、將掩敗遁罪、推託遲滯可甚惜、予吐心腸激談、公孫之談甚合時宜、因而勸勵、令濟國事とあり。謂はゆる老姦とは誰なるか、尙考ふべし。而

目附以下處罰

して、初めより此事に關して、番頭以下を曲庇することに努めたる重役數人ありて、益事體を錯まり、爲に遂に之を處罰するに至らしめたるは、もと鎭臺の權幕を恐れたるに出でたるにて、實は政府の本意にあらざりしもの丶如し。即ち明年七月に至り、兩人の長崎に於る不意の成行を不憫に思召すとて、特に弔料を賜はりたりしが、二年の後には、遂に其子の歸參を許されたり。該日記に又曰ふ、諫江大夫見崎陽鎭臺、見詰無辭、丹丘大夫(多久長門)赴崎陽、將解其紛、政本不立、絕無定見、と。以て當時の重職の狀態を見るべし。かくて十五日に兩番所を戍りし目附以下の組頭秀島平之丞、武雄權大夫、鶴皐之進、牧環、石井小右衛門、大野吉兵衛、岩松源吾、石井傳作、中野又兵衛、志波喜兵衛十人の家祿を收め、鍋島茂辰の深堀在住は、長崎奉行に對して然るべからずとて、之をも佐嘉邸に歸住せしめ、其家士等は姑く鍋島茂郷をして監せしめ、聞役關傳之丞が職をも褫うて、之を召還せらる。深堀の士松本三郎大夫は、評定所に召喚せられて糺問せられんとせしが、先だちて自刃せり。彼の英船誰何の時、匂竿を遁れて水に投じたる者ならん。目附以下九人は、翌々年に至りて

皆歸參を許さる。此人々は孰れも大身者なりしが、無學無智なりしを以て變に當りも事に處する才能なく、ために頻りに大失體を演じたるなりき。蓋しこれ、泰平打續きたるため、套格をのみ守りたる封建の餘習の然らしめしにて、必ずしも我佐嘉のみならず、諸藩の爲體亦盡く然るべく、敢て怪しむに足らざるなり。

幕府公に逼塞を命ず

此度の英艦突入事件に關し、長崎奉行は責を引いて自殞を遂げたるに拘らず、我藩は毫も引責の意なくして、只失態の糊塗にのみ努めたりしを以て、衆の指彈は遂に幕府の譴怒を促し、爲めに今は江戸邸内に於ても、日夜恂々、額を鳩めて謀議に耽る等、人心甚だ穩かなる能はず。しかも佐嘉の意思と江戸の巷説とは、當初は雲泥の相違ありたりしが、事態日を逐うて切迫し來るとの聞えは、端なく事實となりて長崎まで到達したりしを以て、諫早豐前は、事容易ならずとて、十一月二十三日長崎より歸來して警告するところあ

公の逼塞

り、よりて、鍋島主水は相續方藏方等の職を免ぜられたり。かくて、翌二十四日に至り、江戸より進物役藪内小四郎早打にて到著し、去る十日老中御用番牧野備前守、より鍋島甲斐守を喚出して交附したる書面を傳達したりき。其文に、

松平肥前守當八月長崎へ英吉利船渡來致候節、港口へ端舟乘入り、御番所前まで往過致候處、家來共心付ず罷在候段、油斷なる次第、一體當番人數手當もおろそかなる樣子に聞え、不束の至り、因て不調法として逼塞被仰付。

と。これと共に、長崎の番所は筑前に引き渡し、非番の心得をなすべしと併せ達せられたり。是に於て長崎番所は俄に交代となりしが、筑前よりは故らに人數を增して外形を張らんとする由の聞えありしかば、我藩に於ても亦、其權衡を保つために增員せんと欲したりしが、俄に增すも如何との遠慮もありて、遂に非番の手配を嚴重にする爲めに、外目四個所臺場の守備を增すとの口實を以て、兵數を加へたり。當所御番方の經驗熟錬ある巧者といへば、何事にも外交的手腕あるものを意味せるにて、卽ち斯かる場合になれ

ば、猶更惴々として、飽くまでも形式的の穏便なる態度に腐心するを能事となしたりしなり。凡庸の器が習慣に壓制せらるゝこと、何事についても大率此類なりき。

佐嘉城下逼塞の狀

さて此逼塞の譴罰を受けてより、佐嘉城下は、市郡の別なく上下みな門戸を閉ぢて謹愼し、庶人は鬚髮月代を剃るを止めて恰も喪に居る如き狀なりしが、其他城内の寄合、評定所の式日、學館の會試、内試等は勿論、旅行、謠、亂舞、鳴物等は停止せられ、町家は店蔀をおろし、行商は觸聲を揚ぐるを得ず、唐碓、油搾、棉打、鍛冶、桶屋細工等をなすを得ず、家作修繕、乃至、神社佛閣の祭禮法會、萬人講等の群集を停止し、別府、高橋、伊萬里等の市場を禁じたりしを以て、小城以下各私領の番所には增番を命ず、其爲めに業を失うて糊口に窮するものを生じ、よつて救助米を出すに至れり。江戸邸も亦此に准ぜしが、時まさに年始に際したりしを以て、邸内の上下の、鬚髮ばう〳〵として出入せるは、甚だ見苦しかりきといふ。

第三卷　巍松公の政治

第七章　財政困難の源因

概說

德川將軍十五代中、最も長壽多子にして、器量亦最も優秀なりし家齊將軍は、閑叟公の出世時代、卽ち巍松公の代に於て、天下の大政を總攬せり。由來將軍の如き尊貴の地位に備はるものは、多くは蒲柳の質にて風をだに厭ふほどなるに、家齊將軍は獨り伍を逸し、體質頗る強健、天壽至つて長く、五十餘の子女を擧げしほどの多幸なる人なりしが、亦其將軍としての生活も歷代の積威を誇耀して、榮華の頂上を極めたるものなりき。當時に於て、近き將來に事變の生ずべきを慮れるものは甚だ少なかりしが、こは、歐洲政變の波動の、急性的に襲來せざりし爲めにして、幸か不幸かは姑く之れを舍き、その

到來は極めて慢性的なりしなり。蓋し當時は未だ汽船の發明なければ、航海は今日の如くに便利なるを得ずして、歐洲より東洋に向ふには、依然喜望峯を迂回せざるべからざると共に、落機（ロッキー）大山脈の蜿蜒として其間を扼するあるより、北米亦マゼラン海峽を迂回し來るより他あるべからず。更に露國に至りては、その屬地は北偏して氷に鎖され、しかも、本國を距る甚だ遠くして、所謂長鞭も馬腹に及ばざるものありたりき。然り而して、歐洲各國は、皆佛國の大革命、奈翁の大擾亂に攪亂せられて、東洋を顧みるの餘裕なかりしを以て、旁ゝ其波動の我に來るは、極めて徐漫遲々たりしなり。されば聰明の人のみは、能く雲氣を察して晴雨を候知し、國患の將に近き將來に迫らんとするを先覺して、潜かに焦慮したりきと雖も、滔々たる時流は、依然として尚昏夢懵々の裏に在り。蘭學の禁も亦此の如くして復活し、表面は再び昇平無事の舊態に復し、多數の人民をして偏に大御所樣を謳歌せしめたり。之を綜合し見るに、歷代の將軍中、家齊公こそ最も多福の人なれ。即ち同將軍は、藤原氏の榮華も、淨海入道の驕慢も、豐臣太閤の豪奢も、尚且つ一歩を讓

るべき逸樂を極め、天の恩寵に飽き盡したるなり。財政は富裕ならざりしに拘はらず、且、儉約令の年限を延べたりしに拘はらず、勤勉其初めを佐けたる松平樂翁は野に下り、之に代れる反對派は、實父の一橋穆翁を擔ぎて、只管宴晏に耽り、奢侈を煽るを事としたりしかば、上風忽ち下に靡き易き習ひにて、船の順流を下るが如く、全國は滔々として皆肉體の慾を逐ひ、邊幅の美を飾るに競奔す、岳翁の薩摩然り、備前然り、安藝、長州も皆然り。而して此大勢に捲かれては、諸藩等しく困窮に陷るに至り、加賀、仙臺の如き大藩さへ、財政の窮乏に苦しみしが、而も窮苦の裡にも尙豪奢に耽溺して自ら浮み自ら救ふを知らず。時代既に此の如し。されば四周の雰圍氣の、長崎邊防に力を專らにすべき我佐嘉をも、其外に超在するを許さゞらしむるに至るは、亦自然の勢なり。卽ち我巍松公の如き、其榮は一國の主に過ぎずと雖も、子女を擧ぐる三十餘人、爲に藩の收入の多くを其用度に費して、闔藩の士庶をして、大に惱む所あらしめしは、亦長壽多子なりしかの家齊將軍と同じく、榮華に飽ける多幸の人たらずんばあらず。是は畢竟前述の如く、時代の致せる罪

として、獨り公をのみ驕泰なりと責むべきにあらざるべく、又如何ともする能はざりしかの財政の困難の如きも、佐嘉藩のみ然りしにあらず、四海を擧つて同然たりしなり。

鍋島は一代交し

鍋島は一代交し

近代の人は、「鍋島は一代交し」なる佐嘉の諺を以て、前少將公より巍松公の一代を隔てゝ、今の少將樣、即ち閑叟公の代となりたるをいふと解釋し居れど、寛政頃の御部屋に勤めし老女の話に、「光德公(宗敎公)は上下一般其仁德を仰ぎしを以て、早朝、北の御門に來り神酒を供へて去るもの屢次ありしが、其御隱居後、御舍弟大弘公(重茂公)の家督を嗣がせらるゝ比より、御勝手差支へ追々と迫り、又移つて御舍弟泰國公(治茂公)の御治世となるや、これを立て直されて、官も少將に進みたまへり。さるに當御代(齊直公)の治世となりて、忽ち又御差支となりたりしは、實に鍋島は一代交しといふ諺の通りならずや。」といへる由聞きぬ。此諺を累代に對照して歷史的に考ふれば、日本の時勢が一起

一代交は當主才德の清濁によらず

一伏迭に消長する狀態あるより、之を佐嘉に縮寫して「鍋島の一代交し」を描出したる觀あるべし。昔、水戸黃門光圀卿は、我乘輪公(光茂公)と深く交りしが、嘗て小城二代目の元武に向ひて、鍋島の家風は丹州限りなり、其方共は旗本ものぞといへりとぞ。是れまさに、玄梁公(綱茂公)の元祿襲世以來、一代交しの端の發せるをいへるにて、次の法性公(吉茂公)は、享保に出でて砲術の模範を貽して英君と稱せられしが、次で海量公(宗茂公)は眼疾に罹りて隱居在國し、かくて更に光德公の家督に接して、自然に所謂一代交しの一起一伏を系統的に畫し出でたるは、蓋し氣運の然らしむる所にして、あながち當主才德の清濁にあるにはあらざるなり。かくて大弘公の、壯年にして家重家治兩將軍の驕奢に應接し、藩の經濟の困しみ始めし際に、暴かに疫疾に罹りて世を早くせらるゝや、國老間には、多くの土産金を要求して肥後より後嗣を迎へんてふ破格の議さへ行はれんとせしも、こは正論に破られて、泰國公を鹿島より引戻して立つるに至りぬ。當時君側に多數の罪人を出して、破産の光景を現出せりといふ。かくて泰國公の在位となるや、同公は時代の思潮が外國

時勢改革の積極主義と變化の奢侈

の形勢に感應して變化する機運を導き、以て昇平の華奢を抑ふるに努力せられしかば、窮すれば囘るの理に違はず、我藩は茲に此賢主を戴くの幸を得たり。此公は松平樂翁と同じく消極的改革派なりきと雖も、其政策には自ら別個の見識を具へられたること、第三章に舉げし松平靜山の甲子夜話に批評せるが如し。當時、時代の氣運が社會の變革を促すに乘じ、有力の主は、概して勤儉自強によりて名を得たりと雖も、亦必ずしも消極的なるを定策とせしにはあらず、自ら積極的の英主も出でたり。同書（四巻）に『松平榮翁（原注、薩摩の老公名は重豪）人と爲り剛氣あり、一日或席にて越侯と相會し、何か興に乘じて榮翁の曰ふ、若し今一戰に及ばん時あらば、我軍卒を率ゐる一方を指揮せば、人に後れは見せじと、居丈高になりて言はれければ、越侯甚だ恐怖して潜に餘人に向ひて、彼人は重ねて相會する人にあらずと言ひける、座客指して越侯の怯懦を笑ひしとなり、今の武家の人は此類の人多かるべし。』と見ゆ。越侯とは樂翁侯を謂ひ、此類とは越侯一派の人を指すならん。榮翁は、一橋治濟卿と共に、樂翁の消極主義反對の張本人なりしなり。當時の奢侈とし言へば、

只懦弱なる意味に聞きなさるれども、決して然らず、却て武家の豪氣を表章せるものにて、貧賤威武も屈する能はざる底の人物が、此積習の膨張力に乘せるにより、其抗力は中々に強く、之に撓まされて一時經濟の節約も次第に退潮を示し、文化の初めより全反對の風潮を增進する勢となりて、巍松公の代には移りにき。

長崎兵備の起債

此の如く時代の趨勢は一起一伏の波を畫くものにして、かの歷史進化說に謂はゆる、一の時代は次の時代と聯絡し、時代は人物を產み、偉人は時代の產物なりてふ言の、決して吾人を欺かざるを知る。巍松公治世の財政困難史は、露國使節を迎へたる警備費より始まれり。蓋し露國使節の來航は、鎖國以來未曾有の出來事にして、砲火を交へざる戰爭に等しきが故に、莫大の費途は直に歲計の窮乏を告げしめしが、更に先公の喪を送るに及び、忽ち御差支の目安を生じて、當公家督の最初には、借銀方を置いて大阪に起債せざ

如睦、甲冑、虎口前、

るべからざる等、筆舌に上す能はざる滅家飢寒の危態に瀕するに至れり。如何なる理財の手腕を有する者と雖も、俄に救濟の術のなかるべき以上、泰平の庸吏が尋常の手段の如き、亦何等の裨補するなきは當然なり。されば鬱蒸したる民庶怨恨の氣は、時勢の起伏を急劇ならしめ、大改革を喚起する所以にあらざるなし。斯くして氣運の遷轉し行ける點は、歴史家の潜心して闡究するに最も興味多き問題なりとす。今日より漫然これを論ぜしめなば、國防費は須らく國費を以つて支辨せらるべしとなし、幕府にこれを要求するの議を爲さゞるを異しむべけむも、事實は大に然らざるなり。蓋し前にも述べたる如く、封建時代の戰費は、家祿に附帶したる義務にして、之に如睦、甲冑、虎口前の稱あり。如睦は平時をいひ、甲冑は戰時をいふ。虎口前は此兩者に附帶して、祿高に賦課せられたる義務をいふ。祿を食みたる侍は、素より豫て承知し居るべき事なりとす。さはさりながら家族生活の實際をいへば、例へば百石内外の武士は、此定收入にてその家族と若黨とを養うたる上、更に經濟的膨脹に追隨するの要あるを以て、迚も甲冑の虎口前ま

で、之を濟ます餘裕は有るべきにあらず。從來すべての士は、みな合戰は百年目と言做して、如睦の虎口前にのみ家祿を消費し、甲冑の虎口前は、之を忽諸に附し來りしが故に、露艦の渡來てふ其所謂百年目の到來には、いかで周章狼狽せざるを得んや。よつて已むを得ず、藩に向つて需用の金子を借用し、其補助を望まざるを得ざる窮地に陷りたり。其は藩の政府とても同一事情にて、亦百年目の到來には忽ち財政の困窮を告げしを以て、只管省略節減の法を講じつゝ、あはよくば幕府に向つて補助を仰がんと欲したりしが、幕府も亦、歷代の餘習を積んで奢侈費のみ向上し、彌が上にも費用を要したりしを以て、さる諸藩の望みは叶ふべくもあらず。茲に於て上下窮迫の餘、公の家督後未だ幾ならざるに方りて、怨嗟の聲は已に紛起したりしも、畢竟是れ時勢のなせる孽にして、泰國公の治世なりとても、亦免れざる困難ならずんばあらず。

家中の困窮は、藩の內情にすぎざるが故に、その爲にて公の公儀に對する勤務を怠る能はず。されば公は、露國の使節艦を見送りて警備を解きたる

後は、直に家督の大禮を修むるが爲、三人の家老を隨へて、鹵簿堂々として江戸へ參府ありき。然るに其間太夫人の喪ある外、又長崎の防備として、舊に倍蓰する大砲を臺場に運送し、兵營を增建し、佐嘉にては彈藥兵器を新調、修繕せるのみならず、家中には甲冑を製造して拜領買せしめたりしを以て、諸種の費途甚だ多きを致し、爲に翌年擧行の歸國初入部の式の如きは、盡く起債によりて纔に其費を支へしのみ、財源の充つべきものはあらざりき。かくて丁卯を過ぎて戊辰に至るまで、藏方頭人以下は大阪に奔走し、一方には吉原太兵衛の如き蠹奸をも生じたりしかば、是に於て、大阪借銀の利息を輕減せんとの議起り、其協議の爲、藏方頭人鍋島源右衛門、附役藤崎十兵衛等は、八月十五日佐嘉を發して大阪に赴けり。穀堂日記に之を記して、減借財之利、裨益度支、蓋大業也、唯衆議不免異同、世論沸騰可慮と。然るに引違へて、其日に英艦の長崎に闖入せる報ありしかば、佐嘉は忽ち鼎沸の騷動となり、公は、御側組を率ゐて長崎に出陣すべき旨仰せ出さるゝに至る。蓋し其英斷に出でたるならん。穀堂は之を記して、君侯將以近日發軍、御前隊亦應速設

穀堂一派の改革熱

備之由、蓋當此時佐賀之危如累卵、其故何也と謂へり。而して大身侍の團隊たる御側組の出陣の設備は、事最も財利に關連し、彼等に苦痛を與ふる大なり。前年の露艦警備によりて滅家飢寒に瀕せる小身者を救助せんとしたりしは、端なく有力者の口實に利用せられ、即ち續々として、彼等はその救濟を政府に仰ぎ、其借銀講金等の無利息二十五年返濟を願出でたれば、藩廳は之を内庫の補給に仰がんとし、内廷は之を拒む等、押問答のまゝにて今に延遷決せず。其の間に甘きは之を嘗めんと競望し、殊に權要に姻親ある大身者の中には、醜態百出したるもの多かりしが、同時に此出陣の騷ぎとなりしを以て、實に家中の狀態は、累卵の危きに陷れるなりき。其故何也の言、蓋し時代の斯く變化し來るは、既に先公在世當時より推知し得べく、寛政以來は一般儉約を勵行して大改革をなすべきに、却て舊の惰怠に逆行し、江戸の華にのみ傚ひて、此窮狀と成り行きたるをいふなり。同日記に又『廿日成富十兵衞進行甚遠、武評殊佳、饒予後機可惜、遣家僕當武器事。』とあり、諸士中武器等の整備しゐたるものは依然少なく、其多くは唯呶々と借銀證文の事をのみ

江戸邸費の窘竭

議しゐたるなるべし。此の如く幕府奢侈の逆行は、藩を困竭に陷れしため、飢寒を支へ得ざるもの少からざりしが、一方には亦外患頻り至りしを以て、やゝ識見あるものは大息に堪へざりき。されば穀堂一派のすべて學識ある者は、藩のため、天下のため、改革主張の熱度を高めたりしを以て、公の初政以來、早くも其施設を緩漫となして、激烈の論評を唱道するものあるに至れり。

又穀堂日記に、時弊を列擧して、まづ江戸の浪費より說きて曰く、「東都藩邸窘蹙殊甚、上銀不給、世子以去月七日薨、國之大葬莫急焉。」と。世子は名を弼太郎といふ、閑叟公の同母兄なり。當時に於る江戸邸費空竭の狀は、亦言語道斷にして、御前樣の衣裳料としては藩費より每年二百兩差上げ、不足の分は內庫より之を補ひたりしが、尚不足を告ぐるに及んでは、これを給するを吝み、乃ち三年の暮に至り、其資として御里の因州家より每歲廻金ある七百兩の中より、三百兩を支出すべく內外協議し、以て翌年より更に二百五十兩を增したりき。是に由つて之を觀れば、因州家よりの廻金中なほ二百五十兩

を藩に捲上げ、而も夫人の衣裳料に尙不自由を感ぜしめたるなり。公家督の當初より、經濟の逼迫は已に此の如し。亦以て藩邸すべての費用の窘罄を推知すべきなり。

米筈濫發、家中の負債利留十五年賦

米筈濫發

次條に曰く『浪華借銀之故、鍋島源右衞門、藤崎十兵衞已發、東門大夫等將下以近日發中空穀之劵上岌々乎危哉、而諸人不顧其危、尙爲逆情之策、有心者拊心長嘆、近日浪華邸吏堤源藏急歸、告浪華之事、而肉食無長慮、可嘆。』と。東門大夫は鍋島主水なり。彼は當時相續方藏方頭人たりしが、出發に先ち、長崎英艦の失體を引責して免職したり。空穀之劵とは米筈を發行し、而して其米の既に賣拂はれたるをいへるなり。

筈劵

筈とは凡て證劵をいふ。當筈乞筈、米筈等の名あり。當筈とは之を證に當てゝ銀米を拂はしむる文劵なり。今の支拂命令の如し。乞筈とは請取人より書出す請求書をいふ。主者これに支拂ふべき證を書添へて當筈に代用するものなり。此等を銀米會所、若しくは

諸役所よりの支拂に用ゐる文券の定式とし、是を以て出納する習法にてありたり。筈には強靱なる質に漉きたる大判紙を用ゐる、因て是を筈紙と稱ふ。佐嘉郡名尾山の産を以て最良とす。故に佐嘉俗間の使用には大判紙なし。普通の物を白紙といふ、元は筑後上妻郡溝口より漉出したるを以て、溝口紙の名あり。普通の文券は其紙にて乞筈、當筈を作る。又米筈にも當には之を用ゐたり。但此にいふ所の米筈には、藩には紙幣發行の權なきより、以て紙幣に代へんとしたるものにて、少し色をつけたる厚紙を截つて其券子となし、之を米筈として發行したるもの、一年度を限りて引替へたり。紙質も別製に漉き立て、年々色を改めて製造發行せり。一にこれを米札と

米筈の雛形

米壹升〇當戌秋御成物之内可
被相渡候〇以上
年月日
米會所〇

圓圏は共に主任者の印なり

いへり。是は嘉永の初年まで毎年發行し來れり。上圖は其形式なり。其札は壹升、貳升、五升、壹斗、貳斗の各種あり。一升は定價四十文に通用せり。是は寛政文化頃の最高價に準じて定めし價なりといふ。此券に會所の米を引き受けたる用達商人が裏書して之を發行し、翌年の秋に新穀登れば新米筈に改めて引替ふるを法とす。即ち一年度の米の當筈にて、通用期間の燒失其他紛失の分を以て利益となす。紙幣と性質の似たるものなり。是歳の米筈は、去年秋の米筈仕法について、御掛硯方の米筈胴銀備より、例の如く三千兩を相續方に差出す由記錄に見ゆ。例年の金額とあれば、發行額も亦常例の定數なるべき筈なれども、果して然りしや否やは疑問なり。胴銀とは準備金の義なれども、元來米筈は米券なれば、此胴銀は兌換の際に於ける米の不足に備へたるものにて、二重の準備金をなして信用を厚くしたるなり。是歳の米筈を容穀之券といひしよりすれば、大阪借銀の嵩みたるにより、彼方への廻漕米を増加し、米筈に渡すべき米まで實は已に賣り盡したるを以て、秋に至つては其引換に窮したりしことなるべし。

家中借金年賦返濟議決

今次鍋島(源)藤崎の上阪は、借財の利息を減じて度支(たくし)を裨益する大業なれど、衆議の異同、世論の沸騰を慮るべしと論じあれば、利息輕限の事を大阪の商人に協談するが主としたる用務にてありしなるべし。而して、爰に夯の危きに論及し、逆情之策といひ、肉食無長慮といへるは、蓋し財政に迂疎なる國老重職等の、只眼前の姑息をのみ圖りて、阪地豪商の信用を失ひ、協談の蹉跌を招くべきに想到しての誹語ならんも、門閥政治の官僚が理財の道に暗きは、強ち怪しむに足らざるなり。

斯くて大阪に協談を遂げしが、奎夯の破綻もなかりしにや、是歳の暮に至り、多年家中より願ひたる借金年賦の事も漸く議決せられたり。左の如し。

三家始め御家中一統勝手向追年困窮に付、諸返上其外借銀、將又證文等を二十五ヶ年賦に被仰付、是まで御手副被成置候面々の義は被差返候樣、當八月外向(政府なり)より申上相成候處、二十五ヶ年の義は不被相叶、御手副の義は被差返旨被仰出候、猶又此節吟味伺之末左之通被仰出。

御家中知行切米之内貳部廿(つゝきろ)をも被仰付候へ共、相續之道不相付趣

被聞召、甚御氣之毒に被思召候。依之今又格別之御賢慮を以、諸返上其外證文等、一統利留十五ヶ年賦被仰付候間、内外役々遂示談、程能取計候樣被仰出。

かくて全藩久しく泄々隤々たりし借財年賦の事は、茲に解決したりしが、此事、穀堂日記に『十二月十九日聞證文將許十五年賦、此事自起議、四年餘不決、可謂長議、聞內府出銀三百貫目、濟外府之急。』と記す。即ちこは、公の家督以前より起りて、前後四箇年に亘りたる長詮議にてありたるなり。

學館の人材登庸

學問の奬勵と人材の養成

公はその難局に遭遇するや、益、學問を以て才能を養成するの必要を認められしを以て、古賀燾(穀堂)をまづ長崎仕組方附役に命ぜられしに、穀堂は偶眼を患ひしを以て、萬事を拋ちて靜養せば一年ならずして治せんも、然らずんば生盲となるへしてふ眼醫吉田知三の診斷により、已むを得ず辭して職に就かざりき。時に弟の洪安胤笏に告げて曰く、此度の拜職は拔擢の端な

人材登庸

り、公には無人の嘆あるより、この特旨あるに至れるなりと。是れより先き、八月十日、公は穀堂の說を納れて不時に學館に莅み、穀堂に書經の講義をなさしめて聽かれたり。穀堂日記に之を記して『余講書經、諷諭激烈、引想帝趙高等之事、或窃有諫其過甚者、余亦自謂、應觸內廷之意、而上意如此、小人亦不以此猜歎、感戴特旨殆至流涕、甚於褒賜、甚憾病軀不任官事、固辭之事實覺不遜、然無可奈何』と。以て當時藩中に於ける人物缺乏の狀を知るべし。

かくして時代に適應すべき智能の輩出を要望せる際に方り、學識あり能力ある藩士にして登庸せられたるものには、先づ長尾矢次馬(東郭)の御年寄相談役となれるを首とし、大塚文七郎(雌山)は請役所附役となり、實松新助は吟味役御相談方附役より銀方をも兼ねたり。孰れも學館出身の人才なり。而して學館には、古賀精里の門人にして、篤學博識第一と推されたる、微賤の人中村威一あり、當年三十一歲。乃ち之れを拔擢して手明鑓となし、破格を以て國學指南として教鞭を執らしむ。此外英艦の變に迅速に組を率ゐて出陣したる成富十兵衛を大目附となし、聽て長崎仕組方相談役となせり。其

後長崎沖に再び白帆見ゆとの風聞あるや、長崎聞役の缺あるにより、田中藤兵衛を助役となして鎭臺の交渉に當らしむ。當時の藩中甚だ人材に渇したることゝ、之を見ても證せらる。公は更に學問を奬勵し、翌年三月には穀堂を御前に召して講釋を命じ、以て御側侍中に聽講すべく仰せ出されたるが、程なく穀堂は御進物役に轉じたり。然れども、如上の登庸を見しより考ふれば、多士濟々とは稱し難からむも、強ち人物の沈滯したるにはあらず。されば當時の藩政衰頽したりといふは、畢竟此時代の士風の衰へしを慨嘆せし者の、慨嘆の聲を高めたる結果のみ。

財政整理の無策

一方には、財政の大窮迫に關して其處置を凝議したれども、是も亦朦朧として、只御都合御都合を以て當面の事件を迎ふるに止まり、根本的改善の策を樹立するものなかりき。かくて家中の人々は借銀の打切にのみ苦心したれば、政府は外庫の逼迫を救ふが爲めに、只内庫の助力金を引き出さんと腐心し、内廷は勉めて之を拒む主義を採りしを以て、政雜改正の評議も、爲に年久しきに亙りて決するに至らず。銀談の爲めに大阪に在りし鍋島源右

衛門は、書面の往復にては複雜の情實を盡し難しとて、去年遂に喚び戻されたりしが、大阪にも亦財務に熟練したる者を置かざれば、用務辨じ難しとの中條により、更に洪助右衛門を遣はして之に代らしめたれど、是も亦今年召し還されて御年寄となれり。因て秋に至り、源右衛門は復又上阪せしが、大阪借銀の協談は益、困難を極めて、如何ともなすべきに非ず。しかも其最中に、長崎警備に改良の必要を生じたりを以て、藩廳は進退谷まつて狼狽を重ね、遂に其結果、公は逼塞の嚴罰を蒙らるるに立ち至りしを以て、世の誹議を受くる一層甚だしく、長崎御番は肥後に改命あるべしとの風評さへ傳へらるゝに至りたり。されば在職のものは、憂苦に憂苦を重ねたりしが、さりとて、更に施すべき術もあらざりしを以て、御番方の安全を、宗廟の白山八幡宮、日峯社、德善社に祈願し、國老以下の家中一同は固より、足輕、小道具、船手に至るまで、悉く願文を奉らしめきといふ。穀堂日記に『此時崎番之事、難保其不動、若此事有變、則國力不給、幾於滅國、憂殊不尠、然或有所憑、不至奪宮。』とあり。幕府に御番方改易の意ありとの聲は、有志者の耳朶に痛劇の感を與へて、其憤

慨を燃えしめたり。又曰く『二十八日晩、牟田口生至、教職俗狀實可レ憤、爲二我黨一長大息。』と。牟田口は弘道館指南役藤右衞門禹圭にて、後閑叟公の初政以來、その輔佐となりたる人なり。俗情とは如何なる事か、世俗的の財事を指すにや。是時學校教諭野田元右衞門は、英國の地理に就いても質問を受けしを以て、其概略を說明したりしが、明年病を以て職を辭し、年を越えて五十四歲にて歿したり。世界の波濤に始めて鎖國の夢を攪されて、二百年來の泰平の惰眠の、漸くこゝに醒めんとする際なれば、內外の事務に快刀亂麻を斷つ底の解決を望むは、未だ不可能の事なり。慢性病の治癒に、長年月を要するは已むを得ざることにて、外來壓迫の勢力より與へられたる藥石の刺戟も、其奏效速かならず。穀堂日記に『十二月十六日、洪弟至話、官吏蓄縮庸儒、時勢如二漏甕熯釜一、而尙爭二證文之末利一、不レ通二事態一也亦甚、余曰、斷之曰苟棄一官、時事必可レ觀、託二口奉公一、徒爲レ保二官之事一、何望三其致レ身殉二死乎一、嗚呼、此容容嘿々、脂韋含糊之爲レ病也、然原二其病一、則不學無術以誤レ之耳。』と論じたるは、當時藩中一般惰氣の中に蠢動したる狀態を形容し得て、盡せりと謂ふべし。

第八章　長崎防禦の擴張

露英襲來の警備

長崎防備益嚴

巍松公の家督以來、英艦突入の譴罰を受くるに至る僅々四年の間に於て、佐嘉は財政上大困難を來せり、前に略述するが如し。其原由する所は、西方東漸の大勢にして、この大勢に應接するに要する宏費は、殆ど豫測し難きものありしが、當時の人はさなり知るや知らずや。さて英艦の去りたる後は、長崎奉行所に於ても、筑肥兩藩と謀り、急に防備を嚴にして過ちを再びせざらんと勉めたりしが、是れ火災後の火用心、盜難後の戸締と一般にして、亦人氣の然らしめし所のみ。さはれこの警虞に關する周匝の用意は、單に英艦突入の事にのみ促されたるに非ず、當時の日本人は、鎖國の底に在りて外國の事情に晦かりしを以て、今度の英國軍艦の突入をも、亦以て俄羅斯國と關係ある事となしたりき。されば穀堂日記の記する所も、あながち誤聞にあ

らず、幕府の要路にある人々も、亦同一の思想を有したるなり。當時に於て、泰西諸國の事情を探知するに唯一の機關たりし和蘭の商館長ヅーフは、此際幕府の諸問に應じて存寄書を提出し、

何故にエゲレス船御當所へ渡來致し候哉と得と相考候處、去年來御當國北地にヲロシヤ人乘渡及亂暴候譯も有之候に付、ヲロシヤ船御當地へ乘渡候はゞ、究て可被爲害候、依之ヲロシヤ、エゲレスの兩國兼て好身を結び罷在候に任せ、幸エゲレスより毎年商賣として唐國廣東へ阿蘭人八九月の頃（日本六七月に相當申候）頃乘渡候、右商賣船往返の洋中、敵國よりの妨を相防候ため、軍船四五艘差添へ、一同乘渡り商賣中、右軍船空敷廣東に滯船仕候、依之御當所御要害何樣の樣子に有之哉爲見分、右軍船の內一艘御當地へ乘渡り、尤右の趣意を隱し、阿蘭陀船を妨候ため渡來仕候趣僞り乘渡候時は、格別害も有之間敷相心得今度渡來仕候儀には無之哉。右の譯にて乘渡候儀にて御座候はゞ、此際彼船主見分仕候一體の樣子等、委敷エゲレス國王へ上達仕、其旨ヲロシヤ國王へ通じ、此度彼兩國示し合せ、御當地へ押寄候樣

長崎防備改革の議

の儀御座有間敷哉。將又今一應存付候は、去年來於蝦夷地ヲロシヤ人差出候フランス語の書面に付、私儀存付候趣をも其節申上候、右書面の中「日本の人永く癖なる所より自ら國を失ふ事あるべし」右樣の趣意によりヲロシヤ人エゲレス船を以て御當所の樣子窺ひ、其後押寄可申と相謀り、此節乘渡候儀には御座有間敷哉。是等の儀は勿論御鑑察も可被爲在御儀と奉存候へ共、私儀存付候儀も御座候はゞ可申上旨、去年來被仰渡候に付ては、恐多くも前段の趣奉達御內聽候。

と答申せるを以て、時人一般露國の東北寇掠に思ひ較べて、肯綮に中れる推測なりと斷じ、さてこそ長崎の警備に多大の注意を拂ふことゝなれるなれ。

長崎兩番所の防備改革

曲淵甲斐守の長崎奉行の職に就くや、大に防御の法を講じて、更に肥前筑前の間に烽火の配置を增加し、兩番所の間には張切船を設けて賊船の闖入を遮斷せしめ、又水を潛りて海底の錨綱を斷つ策を運らし、水練組二三十人

伊王島其他の防備施設

を習熟せしめおくべき樣、肥筑兩藩に協議せり。

寛永以來、長崎兩番所は、海峽の括嚢の如く狹隘なる地理を利用して兩關を設けたれど、其守禦は極めて、薄弱なるものにて、七個所臺場用に備ふる百目以上の大筒も、從來僅か其十一挺を兩關の石藏に貯藏したりしに過ぎず。即ち是を恃みて西洋のフレガット軍艦を防止せんとし、兩藩亦戍兵を配付したりしにて、天下に揚言せられたる長崎御番の警備とて、唯これのみ。されば英艦が三隻の端艇にて其前を乘り過ぐるや、之を關止すべき應急の設備はなくして、徒に拔身の鎗を提げて睨むより他策なかりしは、亦もとより其處たり。故を以て鎭臺にては、今更の如く狼狽し、俄に從來の設備を改めて、兩關に賊船の乘入る以前、外港に於て之を砲擊する手順に變じたりしを以て、佐嘉にても熟議を凝らし、兩關の附近は幕府の領地にかゝれば、嚴重なる國設砲臺のそこに建設せらるべきは勿論なれども、賊船必由の海門に位する、伊王島、高島、神ノ島以下高鉾島に至る各島は、みな我佐嘉領に屬するが故に、こゝに火矢石火矢を備へ、以て賊船を著彈距離に待受けて擊破すべしとて

水練奬勵の起原

其設備方法計畫し、乃ち之を奉行所に提出したり。此海門に防止する經畫は、誰人の意裏に出たるか之を審にせずと雖も、長崎仕組方附役を命ぜられし古賀穀堂の、眼病の故を以て之を辭したりしは、正に此計畫討議の時期に當り、而して此企畫が、他日閑叟公の英斷によりて遂行せられたるを見れば、亦彼兄弟の持說なりといふも、大なる誤りにてはなかるべし。

奉行曲淵甲斐守も亦外港防止の必要を認め、港口現存の砲臺にては賊船を打攘ふに不便多かるべしとて、改めて適好の地點に築堡し、且つ道生田の火藥庫も要害惡しければ、兩番所附近に石庫を建て、更に五箇所の砲臺を增築すべしとて、其旨を老中牧野備前守に建白したり。六年正月砲臺の改築につきて兩藩と協議したれども、事體甚だ重大とて、俄に決定著手せらるべくもあらず。かくて江戸にては、家齊將軍驕奢を極めつゝありしを以て、此等宏費を要する計畫は、遂に畫餠に歸し、爾來烽火の排置、潛水の策なども、事實となりては現はれざりしが、佐嘉にては、是よりして、水練術を武藝の一となして奬勵することゝなれり。又張切船を設けて兩番所の前を扼するは、

砲臺の增築と備砲の充實

必要の防禦と思惟せらるゝに至り、乃ち二三百石積の船を大綱に連貫して港口を閉ぢ、其中央僅か十餘間を開いて舟船の往來を許し、此の如くして開國時代に接したり。伊王、神ノ島間の砲臺建設は、國防上最要の大問題なりしを以て、幕府筑前と數、協議を累ねたれど、容易に意見の一致を見るに至らざりしかば、因循延引、閑叟公の出づるを俟つて其解決を見るに至れり。

長崎臺場の砲數劇增

其後も曲淵甲斐守は、我非番の手配を詳密に督課したりしが、時に江戶の老中よりは、朝鮮國信使來聘するにつき、諸藩同樣高役、石役を課し、石役の賦課を新田に及ぼし、以て其費に充つべき旨を達し、また一方長崎奉行よりは、肥筑兩藩に對し、五月までに石火矢十四挺、大筒二十挺を備ふべく命ぜり。適、大村藩より大筒十挺を出したるにより、我藩よりは八百目の大筒七挺、百目及び三十目の筒三挺、併せて十挺を出し、之を以て所要の數を全うして事を了へたり。其後砲臺の增築、備砲の充實等漸を追うて成りしが、今、英船渡

來の文化五年と、其後四年を經たる文化九年との、長崎港口に於ける防備の比較を示せば次の如し。

文化五年

西泊番所附屬藏納の備砲

八貫目大火矢筒	一	一貫目筒	一
八百目筒	一	八百目短筒	一
百五十目筒	二		

戸町番所附屬藏納の備砲

一貫目筒	二	八百目筒	二
百五十目筒	一		

兩所幷せて備砲は總計十一挺に過ぎず。是まで臺場は、太田尾、女神、神崎、白崎、高鉾、長刀岩、陰尾の七箇所なりしが、英船突入の後に至り、文化六、七、八の三年間に、新にすゝれ新臺場、女神新臺場、長刀岩新臺場、神崎新臺場、增臺場、高鉾新臺場、增臺場、魚見岳新臺場、增臺場等の九箇所を增築したりき。而して、英

大砲を砲臺に据付く

船の侵入までは、大砲は之を石庫に納め置き、必要に應じて備へ付くる用意なりしが、斯くては應急の間に合はざるを實驗したれば、是時より凡て砲は臺場に据え付け置くことゝなり、旁々砲門は左の數に上れり。

太田尾臺場	石火矢	五	大筒	三
すゝれ新臺場	石火矢	五		
女神臺場	石火矢	五	大筒	三
女神新臺場	石火矢	五	火矢筒	三
神崎臺場	石火矢	五	大筒	三
神崎新臺場	石火矢	三		
白崎臺場	石火矢	四	大筒	一
高鉾臺場	石火矢	四	大筒	三
高鉾新臺場	石火矢	三		
長刀岩臺場	石火矢	四	大筒	二
陰尾臺場	石火矢	三	大筒	三

陰尾新臺場　石火矢　三

此内石火矢十挺は肥筑兩藩より備へしものに係る。此外に肥筑兩藩にて內々港口に備へしものは左の如し。

神崎增臺場　上段石火矢　四　中段同　七　下段同　五
魚見岳增臺場　上段石火矢　八　中段同　九　下段同　五
高鉾增臺場　上段石火矢　二　下段同　八
長刀岩增臺場　上段石火矢　四　中段同　四　下段上同四
下段下石火矢四

石火矢の總數百九挺、大火矢筒一挺、大筒二十挺、都合百二十四挺にして、五年に比すれば實に倍蓰の劇增となりたり。前章(第一章)に述べたる如く、砲彈三十目までは頰に當てゝ發射する小銃に屬し、五十目筒以上の腰臺にて發射するを大筒といふ、皆鐵製なり。石火矢大筒といふは、百目以上のものをいひ、臺に据付けて發射す。卽ち眞の大砲にて、靑銅(鑄)にて鑄造せるものなり。されば佐嘉には、經濟逼迫の中に鑄砲の業起り、領內に鑄地金の獻上を促

鑄製砲の廢滅

したりしかば、大阪詰の下目附吉岡儀右衛門なるもの之を聞き、泉州堺に於て製作したる萩野流の鐵砲十挺を獻上し、又白石家の職人橋本兵馬は、石火矢を刳る錐を製造して獻上す。是、後年閑叟公の反射爐を起して大砲を鑄られし發端を爲すものなり。尙鑄製砲の終りを茲に略述し置かん。閑叟公の熔鐵による巨砲鑄造の成功は、鋼製砲を使用するまでに進歩を促したれども、幕府時代を終るまでは、長崎港を防禦する内外七箇所の臺場には鑄砲を備へ付け、圓極流の四貫二百目の大砲にて敵艦を碎くべき我藩砲船の備砲も、亦鑄砲にてありたり。日本に鑄製砲の廢れたるは、明治以後の事なりしが、西洋にても、明治六年岩倉全權大使の巡聘して墺國維納府に至るや、彼武庫に鑄砲多く貯藏せられたりしを以て、同大使は之を異しみてその實用如何を問ひしに、主者色を正しうして、是は經驗ある兵家に於て其威力を確信する所のものなりと答へたり。其時恰も維府に開催中なりし萬國博覽會に於て、英國のアームストロング會社、獨逸のクルップ會社等より出品せる鋼製砲を廣場に集め、試射比較して砲力を競はしめたることありしに、天

地も裂けんばかりなる其猛威を目睹したる兵家等は、腰を抜かさんばかりに驚かされ、其時より墺國も斷然鑄製を廢したりき。其れ然り。先進の西洋にありてすら、火器の進歩に遅れたる國は此の如き有様なり。況や其れより早き六十五年以前の文化六年に於て、我國が砲彈數百目の鑄砲を備へて海防を遂げんと擬しきとて、強ち怪しむべきにあらざるなり。

露船打攘令の解弛

朝鮮信使來聘

其後八年三月に至り、朝鮮の信使金履喬對州に來聘す。乃ち小倉侯小笠原伊豫守忠固往いて應接し、林述齋、古賀精里等隨行したりしが、其時我多久の草場磋助は、精里門人の少年才子とて亦之に隨ひ、朝鮮人と唱酬して、對禮餘藻の著あり。是も亦我藩の多忙裏に附加せられたる一事件として、少からざる費用を要したりき。

英艦の闖入は佐嘉藩に大打撃を與へ、百日間の逼塞は大耻辱を蒙らしめぬ。外聞よりは、佐嘉は怯懦にして邊防の任に堪へざるものと嘲られ、御番

昏夢依然

方を改易せらるとの評さへ紛々たりしを以て、藩の氣力あるものは皆等しく憤慨措く能はざりしが、こは他日閑叟公を迎ふるの氣運を導きたるものと謂ふべき歟。當時に於る他藩の狀況を顧みるに、寛政の改革に覺醒せんとしたる人心も、何時しか銷沈して再び鎖國昇平の夢を續け、江戶亦昔日の華奢に背進しつゝありしなり。一時は東北の險雲を望んで驚き怖れ、諸藩いづれも國防の注意を惹起したりと雖も、兎角する間に、俄羅斯船の北邊襲來も程なく鎭定し、諳厄利亞船の長崎渡來も一般人士には只俄羅斯の所業とのみ思惟せられたれば其憤激も何時しか意識より薄らぎ去り、今は却て之を云云するは怯懦漢の杞憂と見做され、豪懷を稱する士大夫が嘲笑の資料となりたり。勿論當時とても、海外の事情は、長崎の和蘭商人を通じて一縷の消息の傳へらるゝありしを以て、當局者の間には、朦朧ながらも世界の大勢は知られたりしならんが、一般國民の眼は、只暗黑なる深夜の帷に蔽はれゐたり。されば此間に於て、蘭學の耆宿大槻玄澤が、幕府によつて蘭書に關する婆心祕稿なるものを著はしたる程の事はありたれど、泰平の日本は

依然として尚ほ泰平の日本にてありき。但我佐嘉藩のみは、露國使節の警備を解いて僅に三年を算する間に、又英艦の闖入に逢ひたりしを以て、其受けたる費用の損害は言ふべからず、借銀は更に借銀を重ねたりしが、之を戰爭に譬ふれば、創痍未だ癒えざるに又創痍を負ひたるに異ならず。而も爾後、亦之が爲めに砲臺增築、大砲鑄造、戍兵增員等の督責を受けたりき。若し此際に、此等の諸事が嚴しく勵行せられたりしならば、佐嘉は滅國に近き苦痛を見るに至りしならんも、倖に其はたゞ當局者が一時の恐怖心より出でたる命令にして、江戶は依然たる江戶にてありしが爲めに、無事今日あるを得たるなり。

恐露病

これよりさき松前奉行は、露船の與へし書翰を樺太の番人より得たりしを以て幕府は乃ち警虞を進めて、更に仙臺、會津の兩藩に樺太擇捉の警備をも命じ、而して日本全國に、俄羅斯船を見れば直に打攘ふべしとの布令を發したり。此令ありて以來、遐邇の人民は、皆、外國の賊船といへばヲロシヤなり、攘夷といへば露船燒打の事なり、外寇といへば其根源はたゞ蝦夷樺太よ

り起る事なりと信じ、其賊船の江戸海にも來らんなど〻言ふをば、遠慮深謀あるものゝ言と見做したるほどなりき。されば外交の正門たる長崎のみは、砲臺の防備も整はりゐて、少しは實地的に警備を謀りたりと雖も、他の諸海岸に至りてはたゞ攘夷といふ聲を大にするのみにして、空拳を固めたるに過ぎざりき。

飜つて世界の大勢を顧みるに、時は恰も西暦第十九世紀の初めに當り、佛帝拿破烈翁の兵力は、向ふ所その敵なく、和蘭を併せ、墺帝を廢し、今や將に英國を窘めんと計りたりしを以て、英艦は蘭人の居留地を探偵せんとて我長崎にも渡來したるなりき。當時出島の蘭館は、紅白青の國旗を撤して、佛國旗を繋揚するが當然なりしかど、彼は我日本の泰西事情に暗きに乘じ、尙その佛國領民となりしことを祕しゐたりしなり。此の如く、當時の歐洲は頗る多事なりしを以て、魯西亞國も亦歐洲にその全力を傾倒し、ために遠く極東に示威する餘力なかりしかば、乃ち蝦夷の騷動も續生する事なくして止み、我邊海の波は稍穩かなるを得たりけり。時しもあれ、江戸には、將軍の父

一橋治濟卿、御臺所の父島津重豪侯等を首として、多くの諸國主皆・家齊將軍を擁して豪奢を極めしかば、我藩亦其大勢に捲かれて、長崎よりも却て江戸の交際に巨費を散ずるの已むを得ざるに至れり。

蝦夷の外患和平

露艦出現

我藩財計困難の内容は、略、前章に述ぶるが如し。而もまさに襲來せんとする外國に對しては、その守禦の責任を有すれども、一脈の消息を通せりし和蘭の商船さへ、今は出入を絶ちたる程なりしを以て、當局者と雖も、歐洲に於る大亂の現狀などは、何程も之を知り得ざりしならん。文化八年には、恰も佛帝拿破烈翁一世が、百萬の大軍を率ゐて俄羅斯を伐たんと計畫しつゝありたる年なり。日本に於ては、其四年前に、俄羅斯船と見なば直に打攘へ、との嚴命諸藩に下りたりしが、爾後暫くは彼船も再び來らざりしに、八年五月に至り、遮那艦（ヂャナ）（東察加に繫ける軍艦）と稱する俄國の一軍艦、乘組員六十餘人を搭載して蝦夷のリイシリ島に到著したり。よりてセンヘコタン役所の守備に當

れりし南部兵は、大砲を放つてその八人を捕縛したりしに、俄艦は少しく應砲したるが、所詮かなはじとや思ひけん、甘察加を指して逃げ歸りしかば、その捕虜は厚岸(あつけし)より箱館に押致したり。 翌九年に遮那艦、復センヘコタンに來り、去る五年樺太にて捉へたる番人四人と備藝の漂民二人とを送還し、以て前年の俘虜八人の返還を請ひたれども、擊攘の嚴命幕府より下りたる後なれば、我役人は、挨拶にも及ばず直に戰鬪準備を爲すなど、氣色甚だ峻嚴なりしを以て、恐怖の餘、急遽俄艦は引き返し、海上に蝦夷人を捉へて、其言により、八人の俘虜の、今尙生存せる狀を察知したり。 時に淡路の商人にして高田屋嘉兵衞といふ北國通ひの船長あり。 幕府に雇はれて酒田松前間の產物を運送し、擇捉(ゑとろふ)島の囘航を請負ひたりしが、その國後(くなしり)に船を泊し居るや、俄艦これを見付けて大砲を打ち掛け、遂に端艇を其船に漕寄せて、高田屋始め、乘組の者を盡く捕縛したり。 かくて、其際嘉兵衞夫妻(妾二人といふ)が紺服を纏ひたりしより、貴人と認めて之を尊敬し、饗應すること甚だ厚く、珠玉綢緞などを其妻に與へなどして、甘察加に伴ひ去りたりき。

蝦夷粗平

九年は拿破烈翁が莫斯科（モスコウ）にて大敗し、歐洲列國合縱して彼と大合戰をなしたる年なり。十一年五月に至り、遮那艦復センヘヨタンに來り、艦長リコルトまづ高田屋嘉兵衛を還して事情を陳述せしむ。其要旨は、樺太擇提等の諸島にて亂暴の行爲をなしたるは、決して露國政府の關知する所にあらず、甘察加地方に居住せる無賴不逞の徒の所行なり、此事情を明白に陳述せんとて來りしに、嚴重なる接遇に會ひて當惑せり、願はくは八人の捕虜を還されて、關係を平和に復せられむことをといふにあり。よつて其趣をセンヘヨタンより松前に報じたりしかば、松前奉行服部伊賀守は更に江戸に申出でたりしに、幕府は高橋三平、神本兵五郎の二人を差し遣はし、艦長リコルトに八人の俘虜を渡したりしを以て、リコルトは大に悦びて方物を獻上したり。かくて我よりも亦薪水食料を給して、彼艦は本國に歸航したりしが、是より蝦夷地は千島の外までも波立たず、海上極めて平穩となれり。

かくて、一時は非常に戒心したる北門の險雲も自然に消散したりければ、江戸には愈、大御所樣謳歌の聲殷なりしが、かく、將軍のその顯榮を極めたり

しに反し、旗本以下は年月を追うて疲困の骨を露はし、佐嘉亦之と同樣に、一門國老始め家中一般財計に困憊したり。しかも巍松公をして幕府の奢侈に副はしむべく勤めたる江戶費用は、曩に大阪借銀の利息を强制的に削減じて得たる所なれば、參勤の二度三度と繼續し行くに從うて、復、藩の財政困難を來すべきは、固より數の必然事たり。穀堂は是を逆情の策といひ、肉食者長慮なしといへり。勘定を知らぬ武士の、而も大身者の、理財に暗きは當然の事のみ。蓋し年々藏究の期迫り來れば、家に堅臥して親戚の來り救ふを待ちたりきといふが、當時に於ける大身侍の貧乏の通態なりしなり。さて以上に述べたる巍松公の衣食住儉約其他の事項が、軈て閑叟公時代となつて如何に勵行せられたるかは、後に述ぶる所を見て知るべし。

「奢淫無度」

第九章　文化の奢侈狀態

佐嘉の女寵倖幸

斯かる境遇なれども、藩吏庸懦の狀態は依然として、俄に智能の發達を期すべきにあらず。穀堂は五年八月の日記に既に之を痛罵して、「奢淫無度、女寵倖幸、蠹毒國本、人情懈怠、而度支困竭、絕無金穀、武備荒廢、人才庸惰、奸慾、無一依賴、有燃釜之急、而泄々沓々、猶如舊云云。」と激語せり。此の奢淫無度とあるを、公入部當初の仰出しなる、近年御家中華靡の風俗に流れ、古風衰ふ云々の令に對照すれば、當時佐嘉の奢侈も亦高度に上り居たるには相違なく、而して畢竟は時代の習風に歸すべき範圍にあるものには論なけれど、女寵倖幸の兩事は尙研究の要あり。

穀堂は當時佐嘉第一の人物なるのみならず、之を日本の大舞臺に立たしむるも第一流の學者たり。而して佐嘉の一隅に僻居せず、都會にも廣く交

はりて有名なる人なれば、其批評は時代の思想に本づける卓識なりと信ず。而して其本領たる儒學は、由來女子と小人とを論ずる苛酷に過ぐるを以て、其德義の準繩は、直に男女交際には適應し難けれども、毅堂は比較的濶大なる氣宇を有する學者なり。斯人にして、魏松公の家督後短歲の間に、奢淫無度女寵佞幸等の語を下したるは何ぞ。孟子も齊宣王に對し、肥甘、輕暖、聲色の口體耳目に滿足し、便嬖の前に使令するなどは諸臣の之を供するに足ると許したる程にて、所謂孔子の燕居申々夭々の範圍内に於て、貴人のその精神を慰藉するは、當然有り得べき事といふべし。されば但程度問題として、多少の差を論ずべきに、女寵佞幸に聽いて奢淫度なく、國本を蠹害すといふが如きは、事實の有無淺深果して何程なりしか。當時公は三十歲前後の若盛りにて、家督後未だ幾年ならず、且、當時の江戸藩邸は其費用の窘蹙甚だしかりしかば、佐嘉にて奢淫度なしといふは、對照上いかにも佐嘉の變姿が江戸の其れを壓倒したるが如く聞ゆれど、事實は果して然りしか。蓋し、諸大名の皆江戸を住居となす中に、黑田鍋島のみは、長崎警固の任務あるに由り、

藩室の内房

前にもいへるが如く、僅か二年間の五分一を江戸に消光して家族と同居するに過ぎず、これ百日大名の稱ある所以にして、随て日數上よりしては、佐嘉の嬖妾が閨房の寵を專らにするの姿あるを免れざれど、而も其は常事なり。

佐嘉にては君公の妾を御通女中といふ。御寢間に給事する婢の意味にて、目かけ手かけの稱と一致す。他藩に於ても略ぼ同例なるべし。故に通女中の數は四人以上なるを要す。大藩主にありては、其倍數を給仕せしむとも、荒淫度なしとはせず。公の通女中數人の中、最も寵愛せられたるは、穀堂日記の五年九月廿七日の條に『今後宮之淫侈依然如舊、世有金毛九尾狐之目、及兩綾川之目、壞亂之勢實在眼前。』とある者に相當すべし。九尾狐とは女中の綾川をさす。是女は直塚孫八の妹にて、名をお光といふ。享和三年未だ世子たる時、公は江戸にて姚姫と婚禮し、やがて歸國の後、此お光を擧げて御通女中とせられたるにて、文化二年五月庶長子祥太郎を生み、七月公の祖母圓諦院より綾川の名を賜はりて、上臈となりたる女なり。かくて程なく江戸には嫡夫人姚姫も姙娠せられ、三年鶴松世子（卽ち彌太郎）の誕生を見たりし

二の丸御部屋を奥と稱すべき命

が、其後綾川は、毎年の如く公子女を生み、而して江戸の嫡夫人も亦隔年に分娩せられたり。されば一年五分の四の在國日數よりせば、綾川の寵は亦寵なりきと雖も、嫡夫人を壓倒したる形跡は嘗て之なし。かくて五年正月、二の丸の御部屋を奥と稱ぜよとの命の江戸より佐嘉に達するや、國老重役皆承けず、執政鍋島越後より御斷りを申出でたりしに、公よりは其に對して何の沙汰も無かりしかば、内廷にてのみ奥と稱へ、外廷にては依然御部屋と稱したり。世間に、綾川をば國御前と稱ふべき命ありきと云ふは、事實を誤傳せるなり。綾川以外の御通女中には、辻氏を瀧浦といひ、中野氏を歌山といひ、倉永氏を瀧江といへり。又公家督の當年、江戸に於て三田玄仙といふ醫者を抱へられ、お秀と云ふ女を玄仙の養女となして御通女中に進めしめ、尋で醫師津田松園を假親として佐嘉に下されしが、其後お秀は、老女となりて名を唐橋といへり。又おます(園岡と稱す)と云ふ女も松園の養女として召使はれぬ(後に鹿島侯の養女となる)。其他峯本氏、大須賀氏等の女中ありしも、其中には程なく御側の侍に賜はりて嫁したるもあり。

旅女中の二の丸入り

國人をして女寵倖幸と稱せしめ、後世をして荒淫度なしとまで極論せしめたる事實も、その眞相を極むれば、此の如きに過ぎず。議すべきの事は少くして、非難するの聲の大なるは、畢竟閑叟公時代のそれと比較評論したる言に過ぎざるなり。尤も二の丸御部屋を奥と唱ふべき命令と、江戸抱への旅女中の二の丸入りとは、大に藩士の感情を害し、其舊例故格に反せる處置なりしと、藩士等が二重鎖國の保守的思想を懷抱せしとの爲めに、重臣の引責となり、反對となり、嬖妾女幸の甚だしきを思はしむる結果を生めり。而して前者は文化の初めなるが、後者は十餘年を過ぎたる文政四年の事たり。蓋し、是年江戸藩邸は經費節減の大整理を斷行し、江戸抱女中の數を減じ、其内二十七人を佐嘉に送還したりしが、その中に幾浦といふ嬖人あり、江戸の産にて飴屋の娘なりしが、公の寵愛を受くるに及び、江戸邸にて表御部屋と稱せられ、一般よりは御前樣次席とまでいはれたる程なりしが、是年十二月儲君に從うて佐嘉に來れるなり。然るに由來佐嘉人は、他國人を旅の者と斥稱して嫌ふこと甚だしく、藩法亦他領の者の城中に入るを嚴禁したりし

外廷の引責

を以て、其收容せらるべき三の丸の修理出來ざりしより、是等幾浦以下從隨の二十七人の旅女をして、神埼驛より直に公の居城二の丸に乘り込ましむるに至るや、こゝに忽ち議論の沸騰を來し、當役鍋島大隅は［御規則違ひに相成るを氣付ざりし］の痛入書付(引責書)を呈出し、政雜申談の命を蒙りたる鍋島越後亦同樣の書面を出せる外、請役所相談人も用捨書付を捧げんとしたりしが、御年寄鍋島主水のみは、御規則違ひと稱するは之を過重視する嫌ありとて、獨り此議に反對し、越後と激論に及び、重役の間議論は自ら二派に分れたり。元來御側の重役等は、彼等をして江戶を出發せしむる際より、此に氣付き居たるべきに、遂に何等の通告する所なかりしため、かく外廷の國老以下袂を連ねて引責謹愼の書面を上るに至らしめたりしが、しかも內廷の重役は、是を對岸の火災視して、一人も用捨書付を捧ぐるなかりしを以て愈〻內外の反感を來せり。然れども外廷のみ用捨書付を出さば、其責任は外廷のみにて負ふことゝなり、隨て主として引責すべき內廷の者は自ら責任を免るゝ結果となるべきが故に、主客顚倒の論外廷間に起り、請役所相談人先づ

醫者茶道

用捨書付を撤回したれば、御年寄其他の人々亦これに倣ひ、かくて鬱勃たる不平は外廷間に充滿しつゝ、旅の者二の丸入りの件は曖昧の裡に經過せり。是れ藩內の人が女寵倖幸を云々する一因となすべし。

却說、穀堂の所謂兩綾川の中、一人は彼唐橋を指すとは思はれず、倖幸も亦三田、津田等を指すにはあらざるべし。抑も醫者茶道は、共に侍の末に列すれども、剃髮して十德を著し、奧向婦女の間に交はりたりしを以て、その俳優幇間の如き接遇を受けて、宴席の歡を助け、公子公女に昵近し、婦人緣談などの媒介手蔓となるなど、倖幸を其本分の如くなすは、是れ大名家庭の常事にして、敢て異とするに足らざるなり。されど醫者茶道の中にも學識あり氣力ある者は、此の如き接遇に甘心せず、侍の本領を存したりしが、中にも醫家には多く學者を出すを以て、公の燕間を候して、時政に關して慫慂するもの無きにしもあらざるべし。即ち前の大須賀、津田は、共に醫中の大身者にて、大須賀は侍醫となりたれど、奧向には昵近せず、津田も亦、現に通女中二人の假親となりて媒妁の痕跡はあれど、其人格は頗る高潔に、操持堅固なりきと

聞ゆ。其れ丈或は却て倖幸と斥稱せらるゝ迹を示したるかも知るべからず。其頃の學醫古賀安道（あんどう）は、朝陽と號し、有名なる詩人書家にして、亦侍醫たりきと雖も、さる指目を受くべくもあらず。尤も牧春臺なるものあり、其父は横仲禮といひ、泰國公に昵近して牧氏に改め、やゝ大身の醫師たりしが、春臺は其次子にして家業を繼ぎ、亦頗る學力才能ありて侍醫となり、政務に干與して内外の間を斡旋したる跡もあれど、尚之を要するに、醫者茶道に對して倖幸の評語を下すは、迂濶の譏あるを免れざるなり。是等の奥向に於て男女相交はる積習は、閑叟公に至りて、嚴格なる清潔法の下に一掃せられたれども、然も閑叟公時代にても、外間の書生等は、醫者茶道を目して倖幸の語を下しゐたれば、其以前にあつて、所謂君前に使令する便嬖の中に含めて批評せられたりとて、必ずしも之を信ずべきにあらず。但し穀堂が兩綾川といひたる以上、公の近習に綾川に比すべき倖幸の巨魁尚一人ありたるには相違なし。蓋し公家督の初めより、御小姓頭は有田權之允、諸岡隼人、石井茂手木の三人なりしが、就中有田は松浦黨有田氏の分家にて、物成百石を領し、

両絲川の一人は有田權之允

權之允保と名乘り、昵近して寵を得、御腰物役を兼ねたりき。かの幕府寬政系圖の編輯せらるゝに當り、當家提出の諸村料の、權之允及御進物藏内小四郎圭查の下に取調べられたるを見れば、彼は多少學問もありたる人なるべく、而してその後に百五十石に加增し、御年寄、御側頭、御側目附を一人にて兼ねて、切腹を命ぜらるゝに至るゝまで、擅に權を弄するに至りたりしよりせば、或は必ず之を倖幸と斥したるにてあるべし。

又穀堂日記の、十月三日鍋島山城に招かれて密議したる條に、「蓋廷議舛錯、有老姦誤國、將掩敗遁罪、推託遲滯甚可惜、（中略）深宮宴安、拒諫崇奢」とある老姦は、長崎の番頭蒲原等が緣者にして外廷の權要に當りたる者を指したるにて、前の倖幸と別なり。佐嘉の職制は秋役にて組織せられたれども、滿期に解任するは藩番にすぎず、重職は重任するを常とせり。而も門閥より進む は家老以上に止まり、參政（即ち相談役）以下は番頭等より員に備はりたりしが、政治に手腕を揮ひたりしは、侍より擢用せられし一二の人材にして、謂はゆる方策の道は其人存すれば則ち其政擧るといふ自然の命令は、歷史の經驗に

より行はれゐたりき。かくて時勢の變化に促されて、泰國公に至つては弘道館を建てゝ人材を養成し、以て官吏選擧場となしおかれしを以て、今や公の治世は之が實行期に當りたれど、建學より纔に廿餘年を經過したるにすぎざるが故に、精里穀堂の古賀父子が精力を籠めて振鐸したる人物の、まさに少年英氣にして更張を主張するあるも、期尚早にして其言は行はれず、當局には、自ら練達の功者ありて專ら事に當りゐたるなるべし。公は凡庸なる大名の儕輩にあらずして、政務斡旋の能力を備へよく、先公の旨意を遵守せられたりしかど、此過度期に處するには自ら權宜あるを以て、局外よりは庸惰奸欲の徒多しなどの惡聲を生じ、自然其中には、老奸と指目せらるゝ者もありたるなるべし。

當時の參政

公の初政を佐けたる政府の參政には、請役所に相良内記、米倉權兵衛、相續方藏方に鍋島傳兵衛、其下に鍋島源右衛門あり。是皆先公の時より任用せられたる熟練者なりしが、公の入部後、村山寛三郎、入江又右衛門の資格を著座に進めて相續方藏方の相談役に任じ、尋で傳兵衛老齢の故を以て其子寛

硬骨石井捨五郎

大夫を請役相談役となし、洪助右衛門を相續方相談役格となせり。坂部八郎大夫、秀島平馬、多久勘助等局員に充てらる。是あながち菲才の人にあらず、亦衆意を壓するに足る有力者たり。學館よりは、新に實松嶽甫吟味所附役に擧用せられたるが、これは彼の脫穎の地位にこそありき。以上の參政中、吟味所掛となりて機密に參したるは、相良、米倉、村山の三人にて、鍋島源右門は借銀方として大阪に盡力し、相良は御番方を擔任して、英艦闖入の際には數、長崎に往復奔走せり。米倉はもと多久の士なり。先公の時本藩に召抱へられて請役所附役に任用せられしが、其頃は多久長門執政となりて專ら局に當りゐたる爲め、轉じて拔擢せられて相談役となれり。時に石井五郎大夫なるものあり、捨五郎といはれし硬骨の人にて、米倉と同じく附役となりて上席に居りしが、米倉の人となりしを賤しみたりしを以て、彼の、相談役となるに及びて、その昇進を石井に吹聽するや、石井當面を憚らず『然るか、貴公にては勤まらぬ、辭退せられよ。』といへりしを以て、米倉聞いて容を改め『不肖ながら、公の御賢慮によりて仰せ付けられたる拙者なり、さるを勤まらぬと

一格上りの「どん」

は。』と言ふを、『さればこそ申すなれ、御賢慮にて仰せ付けられし御政事の相談役ならむには、若し當役に不所存の者あらば、國家のために其座にて打果す覺悟なかるべからず、然るに今の當役は貴公の舊主人ならずや、舊主を打果す覺悟にて職務を御受けありたるや、貴公にては勤まらぬ、御斷りあれ。』といひければ、米倉は辭窮しながらも平氣を裝ひて、『若し左様の場合には、其時宜に從ひて、拙者に致方のあることなり。』とて去れりといふ。其後石井は、是迄己が下座に坐したる米倉が、敷居を隔てゝ上坐するを忌々しく思ひ、常に米倉の前にある煙草盆に烟管をさし伸べて喫し、且つ常に米倉を權兵衛どんと喚べり。當時、侍の番頭の名をいふには、陰にても某殿といふべき作法なりしかば、或人聞兼ねて、上役に對して『どん』とは不遜ならずやといひければ、石井苦笑して、何か苦しかるべき、一格上りの『どん』なりといへりといふ、其頃の話柄なり。蓋し一格上りの『どん』とは、文書に書く殿の字の崩し様に、一格上りと等輩とには、少しく繁簡の差あるによつて言へるなり。石井が政府を出でゝ皿山代官となりたるは、斯かる嫌隙によることならん。米

倉の出身は此の如し。當時政府にて最も權勢ありしを以て、頗る世議も多く受けゐたり。相良は御番方に主となりたれど、老奸とは米倉を指したるならん。洪助右衛門は後に六郎兵衛といへり、穀堂の弟晦卿の養父にて、財務に手腕を有せし人なり。穀堂日記五年八月二日の條に、聞洪翁從參政格轉監察官、此左轉也、然安知不爲塞翁之馬乎、但官階升黜、妬害朋黨之風可惜、余竊論、翁歸自大阪之時、急流勇退、失其機可惜。と謂ひ、英艦の變に逢へるに及んでは「九月四日、洪六郎兵衛有特恩、爲著座賜二百石、即拜大監察、實不世之榮顯可賀。」とありて、程なく御年寄となりたりき。かくて成富十兵衛を大目附となし、諸岡彦右衛門、伊東四郎兵衛を著座となして參政に任ぜらる。其後米倉は、專ら御番方主任となりて、やゝ權勢を失へり。

凡て人選には、才嫌ひありて人身攻撃の起り易きものなれば、學館有志の士よりしては、指目すべき姦佞の人も多かりつらん、拒諫崇奢等の批評は、激烈に過ぐるを免れず。蓋し穀堂の性格たる、儒者としては峻嚴の人にあらず、妻のヒステリー症なりしため、妾を蓄へしことも事實なり。唯世に之

批評の峻嚴は政治革新の方便のみ

を傳へて、彼の書齋を琴鶴堂と號したるを、愛妾お琴お鶴の二人の名にとれりと言ふは誤りなり。琴鶴堂は、閑叟公の御入部に從うて歸れる彼の、南隣の宅を買うて建てたるもの、而して其妻の癇を患へたるより、妾お榮を入れ、數月にてお倉に換へ、又お律にかへたることは、日記に詳記せる如く、晩年の事なり。武富圯南の話に、穀堂先生の初めて書生に逢ふや、先づ近隣に如何なる娘あるかを問ひ、是より漸く話端を啓かるゝを常としたり、或人忠告して、此の如きは猥褻にわたる、先生たる者の態度に似合はしからずといひければ、先生答へて、初對面の人にても、容易に答へ得るは女兒の事なるを以て、爾かするなり、さまで頑固ならずとも可ならんといはれきと。然り、穀堂の氣象は此の如く豁達なり。されば其日記の、巍松公に關してのみ、その初政より嚴峻の筆を下せるは、事實にふさはしからず。思ふに、寛政の末より幕府の更張弛みて舊態に逆戻し、世波一起一伏して、精里一派の志望を阻害したる甚しかりしを以て、彼等はその本領たる王道を行はんとして、意氣を軒昂にし、從つて其教訓を受けたる學生まで、皆憤慨して、一時輿論を成すに至

りたるより、この嚴峻の批評あるを致せるなるべし。

誹謗公の身邊に集まる

時に外廷には用度困竭したるを以て、生活に窮せる家中は、內庫に救濟を競望するに至りしが、其の途に拒絕せらるゝに及び、誹謗は公の身邊に集まれり、側衆の都治にして宴安に耽るを指彈する等、種々の惡聲を聞くに至れり。されど顯はれたる政令を見れば、利留十五年賦は解決せり。又內庫の利源たる六府方の中、山方、里山方を除くの他を外廷に附したる等、時艱を濟ふの道は運ばれつゝあり。畢竟只緩急如何の問題にすぎず、且、其は自ら主者の乘除に存するものなり。されば奢淫度無しとは、適評とするを得ざる言といふべし。又穀堂自身に就て見るも、彼は、公入部の初めに方りて學館の教授として教育の重任を委託せられし外、其學政意見も多く採用せられ、直言の建議も容れられ、公又親ら數、學館に臨めるのみならず、御側衆にも其講義を聽かしめられたりしを以て、其値遇はあながち惡しとは斷ずべきにあらず。されば當時人材に乏しくして、庸惰奸慾の事に當りたりし如きは、是れ寧ろ積弊の致す所といふべく、隨て公をのみ責むべきにあらざるなり。

是等の事情を綜合して考一考すれば、女寵佞幸、奢淫無度などの語は、畢竟佐嘉の有志の士が時勢に對する憤慨の聲を、其儘に用ゐたるのみ。されど此等の批評語が、次第に事實となりて顯はれ、終に閑叟公を喚起して大淸潔法を行はしめ、以て時代の適應を營ましむるに至りたるには、能く酌量を加へて考察せらる事を要す。蓋し公の內廷に於る狀態と家中の困窮との對照が、一般の怨讟を招致せるは事實に相違なく、隨て是等怨讟の由來するところを明にせんと欲せば、一面公の性格に就いても亦研究せざるべからず。

巍松公の性格

封建時代に於る藩主の生活につきては、嚴法ありて、左右に昵近するものとても誓詞をなして之を祕したりしを以て、藩主の品行性質は、當時の藩內に於ても知る者少なし。されば後世に至つては、その知らるべきにあらざるは勿論なれども、幕府登城中に於ける同間大名の交際に於て、或は諸家の宴席に於て、親しく耳目せられたる藩外よりの消息が、藩內に於る事實の表

現に照合せらるゝ時、比較的に鈎知せられ得るものなり。即ち泰國公の性格が、平戸靜山侯の甲子夜話にて知らるゝが如し。

巍松公の才學

巍松公の詩文及び書は、佐嘉にても餘り見聞せらるゝことなけれど、亦公は學問に堪能ならざりきとも聞かず、何事にも多藝にして器用なりきとこそ傳へらるれ。唯、天稟器用の人は、事に凝ることなきものにて、造詣深き特長を有せざるを常とす。公も亦其類なるべし。編者の祖父久米邦彥は、公の御性替たり御性替とは宗教上の身替になるものにて、當時公子女の誕生あるや、必ず同年生れの御側侍の嫡子中より選みて充つるもの、凡て公子女の疾病患難厄運等を神佛に祈禱し禳除するに、替人として立つものなり。故に平日は同居同乘、衣服まで同じうする榮を有し、常に公子女の左右にありて最も親昵したるものなり。

才性器用の人

故に祖父は公に昵近し、共に讀書、詩文、習字を學べるのみならず、觀世流の謠、仕舞をも習ひしが、毎に公の才性の非凡なるを語り、貴紳は凡人に超越したる所ありとて嘆息讃美したりしよし、祖母の言なり。又數多ある公子の中には、予の親近したる人も多けれど、皆才性器用ならざるはなし。閑

瑣細なる嗜好あり

叟公の、其庶弟鍋島茂快の邸に於ける賞花の詩に、我家兄弟都鱗鳳、鈍劣如予亦不凡の句あるが如し。思ふに是は泰國公以來の遺傳たるべし。凡て歷史の表面に現はれたる行動より觀るも、閑叟公の偉業は、巍松公之を開くといふに躊躇せず。されば其遺傳の神經質が、些細の拘忌に發することも、亦諸公子に見ゆるところなり。巍松公にも亦、必ず神經質の遺傳あるを免れず。其發露の一例を擧ぐれば、公の家督の初めに於て、御居の間を御座の間、御次頭取を御小姓頭、御次詰を奥御小姓と改稱せしめ、酒或は料理の拜領を頂戴と改めしめ、或は御小道具方を御小衜具方と書かしめ、或は側役に正親(中山)、茂手木(石井)、清記(横山)、百(牟田)、學(久米)、等(清水)、晋(吉井)等の名を賜はりて、遂に小姓役の名を一字名に定めたるが如きは、瑣細なる嗜好といふべく、其他或は御部屋の上﨟、老女、若年寄を御上﨟、御老女、御若年寄と稱へしめ、或は面前に出づるもの、若しくは役格あるものに必ず肩衣を著せしめ、文化四年儉約令の發布と同時に一時中止するの命ありし能興行を、六年五月以後より毎年興行するの例を開き、八年には、六年以來省略せし行列を御大家にて御不都合にも相見ゆ。」

屢に土木を起す

との理由の下に復舊せしめ、著座以上は平常にても繼綽を著用すべく命じ、鶴拜領の式等を再興せられたるなど、皆然らざるはなし。舊例故格を墨守して之が改廢を知らざる時代にありては、手數を省略し、事務を簡便ならしむる事をば、家格を下し、尊嚴を傷くるものとなす習風あり。奥向に仕ふる侍臣若女等に、其偏見は殊に甚だし。されば如上の公の性格と共に、左右に侍する者に此氣風ある以上、乃ち格式を尊大にし、手數を煩瑣ならしめて、言辭儀容を整へしめたるは、固より其所にして、勢奢侈に流れ、不用の經費を要するに至るは、言ふ迄もなし。又入部の翌年三月に、再度の上棟式を行はれたることあり。家作の美惡は知るに由なけれど、御部屋を裏御門に沿うたる里山方持の地域（向陽軒に通ずる處）まで建て廣め、而もそが御部屋にてありしは、是れ奢淫の度外に進出したるなり。後に弘道館の講堂に引き直したる廣廈は、もと三の丸に在りしものにて、黄檗宗の大施餓鬼になす音樂節度を採用し、娛樂に供したる時の建物なりし由なるが、其構造には格別華美と見るべき點を發見せざれど、頗る廣大なる建築にてありき。而して此時代より

當時の武士の住居

儉約の主張せられたるに拘はらず、顯要の職にある人間に家屋改作の習風興り、有識者と雖も、頗る之を爲したりき。佐嘉城下には火災少かりしに因つて、侍の住宅には古き家作の遺れるものもありたるが、文化以前の建築は、凡て床低き古風の構造にて引き立たざりしを以て、その漸次朽壞に趣くに及び、稍高爽なる家に建て直す風を生ぜり。されば新舊兩時代の造作を比較すれば、その全然華美の範圍に進入したるものなるには相違なきも、其頃に造り出せる佐嘉特色の巧致さは餘り見えず、内部の裝飾に必要なる戸、襖、障子、欄間などの如き普通品は、筑後の榎津より購求し、稍美なるは大阪よりの仕入物のみなり。蓋し我鎖封の法嚴なれば、藩外より輸入するは不便多く、爲に主者が旅出して需用品を注文すること少かりしを以て、是等の工技の發達を妨げらるゝに至りしは勿論なるべし。されば、城下に於る家中一般の家作は、依然藁葺の屋、杉の柱、竹の庇にて、之を植込笆の中に普請して居住し、家の廣さは、物頭の、組子三十人許に酒を飲ましむるに足る間取あるを中等とし、次は八疊六疊の三四室といふ程度を出でざりき。

細工物流行

當時佐嘉にて華美奢侈と指目せられたるは、主として衣服器玩、特に婦人の裝飾なり。元來婦人の稟質は冶容に專なるが故に、輙もすればその身分相應以上に趨ることあるも、之を深くは咎めがたし。畢竟は公隔年の江戸參勤に隨行往來したる御側衆等が、何品によらず江戸の流行を齎し歸り、二重鎖國の中にある郷人に誇り示すにより、時代の流行に鈍き佐嘉人士もいつしか之に化せられたるにて、一面より言へば、時代の文明發達を誘導し、他面より言へば、華美遊惰を媒介したるなり。故に佐嘉にて御側衆と言へば、衣服態度の華美なるものと定まり、而して彼等が君主を翳して人に誇耀するところあるより、自然と外間より君徳誹議の聲を聞くに至れるなり。又其頃三の丸に陶窯を設けて陶器を製し、之を御前燒と稱へたる事あり。或は紙を小縒として精緻なる編物を製りたる事あり。其他銀細工、彫刻など種々の細工を爲し、女は常に錦綾華絹の斷片を聚め、其色彩を綜合して御細工物と稱する種々の袋物、粧具、剪裁花等を製し、又は刺繡の技を學ぶなど、大名の家庭娯樂に屬するものゝ大に行はれたりしを以て、遂に宴會等の折には

毅堂の批評遂に事實となる

これを貴客の饗資に供するに至り、其頭大名國老間一般の交際に流行したり。是みな服飾器玩の嗜好に屬する娛樂にすぎず。しかも巍松公の天禀は、是等の事にも器用にして、比較的大名癖ありき。故に近習の有田權之允、石井茂手木等を始め、一才一能あるもの左右に侍して表面之を獎順し、裏面には綾川唐橋などの嬖妾及醫師茶道など其間に斡旋し、以て日常の家庭を成して、富貴なる公の精神慰藉を遂げしめき。かくて外廷は財政困難を告げ、家中亦借銀に困しみしを以て、內庫に向ひて補助熱望の聲は昂められたりしに、公よりは外廷に對して、華美を制し古風に復する令を發せられたりしが、御側衆の相も變らぬ都風の華美は、野朴なる衆目に眩耀して已まず。されば年一年と增進せる用度は、悉く江戶の交際に抛たれ、士民は益〻生活に苦しみしを以て、破綻百出、遂に奢淫無度、女寵倖幸、蠹害國本、或は深宮宴安、拒諫崇奢などの聲は、豫言となりて實現するに至りたり。今よりして之を觀れば、聊か牛刀を雞に加ふるの感を免れずと雖も、抑も公の不德といはるゝ點は、蓋し此等の事に存せるなり。

御側衆の專門藝術

此頃までは城中に能舞臺ありて、年に幾回か、能樂又は囃子仕舞などの催しあり。片山九郎四郎は觀世流猿樂能の家にて、奥御小姓となりて御囃役を兼ね、又衣紋の傳授をも受けたり。淸水等は小笠原流の禮容家にて、諸岡に代つて御小姓頭となれり。禮容は武家故實と稱し、弓馬の道と相關聯したるものなり。又馬術には倉永氏兩家ありて代々その達人を出し、其外御小姓には其中よりそなはりたりき。凡そ侍は騎馬兵、卽ち馬上格として、家に一二匹の馬を飼養する義務あるものなれど、昔より西國は鑓を主用したりしため、騎兵は餘り行はれず、國老番頭までは馬を飼養したれど、平士には飼養し得る資力あるもの甚だ稀にて、たゞ馬術を好むものか、まゝ私馬を養うて乘り馴らしたるに止まれり。一般の軍用に關しては、厩籍を掌る年行司役所の中に馬究方を設け、領内の馬籍を司り、之を檢閱して軍時には徵發使用する仕組をなし、平時は藩厩に四五十頭の馬を飼養し、大抵倉永氏御馬

禮容弓馬の術を排す

藩主間の交際には技藝の必要あり

方となりて、此處にて門弟を教習しゐたり。元來馬術は弓術を兼ねて騎射を本領となす。即ち弓馬の道にして、日本に於る武道の根本、且つ最も文明なるものたり。唯その京都より傳習せられて、久しき歷史を有せるが爲め、自ら奢侈の風を馴致せると、馬術弓術の型は、能師と體格を同じうし、服飾儀容を繕うて華美の風に傾き易きものなるとのために、士風の遊惰を矯正せんとする當時に於ては、御側衆の態度は特に衆目の指彈する所となり、困窮を叫び、惰風を憤慨する氣骨ある人々は、之を卑下蔑視して誹謗を集中したりしを以て、その反感は、閑叟公時代に入るに及んで益々甚だしく、學校生活をなす者は、馬に騎り、能を舞ふを、奢侈的藝術として擯斥するに至りたり。

藩主一人の家常を整へて江戸の諸大名との交際を遂げしむるには、其側に必ず數多の技能者を集めざるべからず。故に奥御小姓には御衣裳納戸、御小道具方、御腰物方、御髮役など附屬し、臺所役を兼ぬる人あり。又刀劍を鑑識して之を時の流行に擦ふる外、器物の意匠、衣紋の著付、携帶附屬物の用法、或は故實作法等にも通曉するを要し、謠、能、囃子、仕舞を嫻習する外、料理調

味法の知識亦必要とす。富貴を裝ひ出すは頗る複雑なる用意を要す。因て巍松公時代迄の御側となるものは、一二の技藝に堪能にして特長あるものにあらざれば選に中らず。されば自然世襲的に技藝を繼紹し、家中に於て別に其家職をなしたる觀あり。而して公入部の行裝に、上方通行に於ては絹服し、九州路よりは綿服に改むるにて知らるゝ如く、御側衆の江戸風は、佐嘉侍の目には華美と映じたりしを以て、遂に、公を目して、表面に華美を制しながら、陰には自ら之に耽溺せらるゝものと思惟するもの•あるに至りしが、そは畢竟鎖國裡に在る佐嘉侍の、世間知らずの評判のみ。江戸在住の國主が、歸藩して領内を支配する以上、其家作、衣服、器玩の、彼が如きありたりとて、直に之を華美なりとはいふを得ず、江戸を標準として對較すれば、寧ろその質素の範圍にありたりしは、親しく江戸を實見せし者の熟知したる所なりき。されば穀堂も亦之を知れるに、而も憤慨する此の如きは、蓋し其故あるなり。時代の變化に應じて將來の國運を進暢せしむるには、まづ遊惰の風を一掃し去らざるべからず。彼等は此點に想到し、早く卓識を立てたる

見地より、斯くは峻嚴に論評したるのみ。穀堂其人にして、何ぞ斯ばかり世態に通ぜざらんや。見るべし、其學制管見には下の如くに説けるを。『專門一家を立つること、博學善才の人は餘り好まぬことなれども、精詳確實なる所ありて、古人も之を採れり、人各所長あり、槍術弓術等一流の師範などは皆專門の事にて、孰れ其道に才あるもの、特志あるものは專門の事もありたきなり。御國は大國にて何も國中に備はり、文武藝術の外に醫師、猿樂、茶道等に至るまで御取立ありて侍の列に入ること、是諸侯方の道具のやうなるものなり、其他家柄にてはなくて、銘々の嗜好にて和歌音樂等のことあるなれば、何不足と人思はねども、今缺點と見えたるは先づ和學蠻學なり。和學は和歌和文のみにあらず、日本上代よりの典故制度治亂の治蹟等を考へ知る職原學、衣紋方等の類にて、その書は日本紀を首として職原抄、律令等の書物多し、所謂神道などは日本の事實を知る分は學ぶべきことなれども、禰宜山伏などのする所は、佛法を取交へたるものなれば無用の事なり。有職衣紋等は諸侯には無くてならぬと見えて、備前肥後を始め大諸侯には必ず和學

の家あり、大國に一人も和學に達せしものなきは缺點なるべし。（藩學の記は後に出づ）程朱學の道德を根據としたる穀堂にして、意見の此に及べるは卓識といふべし。されど當時は、尚德育智育の未剖時代とて、所謂有職故實の弓馬の道が、猿樂茶道と一貫したることまでには想到せざりき。しかも實際に於る公は、此意見の如く、猿樂の家片山九郎四郎をして、京都の高倉家に入門して衣紋を學ばしめぬ。其他儒學の本領たる六藝の禮樂射御書數、換言すれば禮容、音樂、歌舞、騎射、習字、算術等も、專門技術にして、劍槍銃弓等の武術と同じく亦其型は皆猿樂と一致すれど、從來の學者の多くは、之を遊惰を導くものとして擯斥しゐたり。因て彼等は、公の素行に崇奢の評語を下したれども、畢竟は江戸風の田舍に不調和なるより起りたる誹謗に過ぎざるなり。されば纔松公の奢侈が閑叟公の儉約となれるに就ては、之を比較する上に於て、最も時代の變遷を研究する要あるべく、如何にして此奢侈の風が、復び昔日の質素の風に挽回せられしかは、當面留意すべき主要の問題なりとす。

政治の態度

次に論究すべきは、巍松公に對する拒諫てふ批評なり。是も亦蓋し程度問題たるのみ。凡て泰平遊惰の世に出でたる凡庸の君主は、優柔不斷にして政治を混亂し、遂に衰頽に陷るを普通とす。遊惰の時代に拒諫の評ある君主に對しては、先づ其拒みたることの、如何なる諫めに於てせられたる歟に注意を拂はざるべからざると共に、拒諫の謗りを受くるは、多く其人の氣力あるに由ることをも思はざるべからず。巍松公の初政には、必ずしも沒要領の施設ありたるにあらず、從つて其施設の進行には其度なしといふを得ず。尤も中には、初めに拒んで後に屈する等、優柔に似たる所もなきにしもあらざれども、其間或は事を運ぶ乘除もあるべきなり。公は決して優柔の主にあらず。但し初卷に述べし如く、佐嘉は室町府以來の舊藩とて、德川氏封建の諸藩よりも比較的巨室多く、爲に是等巨室の、聯邦の姿を爲して政を把持したるより、藩主の制馭に難き國なりしは、爰に再記しおく必要あり。是は言ふを待たず、鍋島家が龍造寺の遺領を承けたる結果、龍造寺一族の各、巨室として各郡に對峙したるに原由せるにて、卽ち諫早は三萬六千石、多久、

巨室の制御難

武雄は各〻二萬一千七百石、須古は一萬石を領有し、而して先づ藩の保護者として割據したりしが、後に藩祖の子孫を分封し、小城に七萬三千餘石、蓮池に五萬二千六百石、白石に二萬千石、鹿島に二萬石、川久保に一萬石を領有せさせ、且つ龍造寺の宗家久保田の一萬石と川久保の分家六千石とをも宗室として、是を御親類（一門）と稱して禮遇し、以て強弱の權衡を取れり。其中に小城蓮池、鹿島は、大名に列して藩政には超然たりきと雖も、白石は獨り止まりて家臣に伍し、將机代りの家として宗室の長となり、他の宗室と共に藩政監視の位地に立ちたり。又須古の下に横岳（一に東門）の一萬石、神代、深堀の六千餘石を連判家老とし、龍家四氏と勢力の權衡を保待せしめ、以下に加判家老の家四五家ありたり。抑も德川氏の封建は、足利三管領の歷史に顧みて諸藩の割據に制裁を加へ、巧みに強弱の權衡を執つて泰平を維持するに勉めたれば、內部には巨室の制馭に頗る藩主の力を要し、爲に改革の時期となりても、其牽制力は甚だ強かりしことを思はざるべからざるなり。

加之、鍋島家には、公子を他家の養子に出さゞる家法ありしを以て、庶子女

家老等諸公子に對して深き尊敬を拂はす

は家老以上の家に養子となして結婚せしめ、以て歷世姻親の緣を溫めて家族の關係を强め來りたり。されば是等の諸家は、諸公子と叔姪もしくは從兄弟の關係ありしを以て、自然諸公子に對して深き尊敬を拂はざりしが、只江戶に於る正夫人腹の公子女にのみは格別の尊敬を致したりき。かの泰國公は、その身の庶出なるより、鹿島家相續後更に宗藩を繼がるゝに及びては、巨室等の輕蔑を慮りて一相見の禮儀を峻嚴にせられたりとの說あれど、其は佐嘉より觀たる臆測なるべし。實は當時は十代將軍の世にて、德川氏の最も尊大を極めたる時代なれば、江戶の儀式が自然に波及したる結果、諸藩主の態度も尊大になりたるなり。されどかゝる噂の生ずるにて、佐嘉成長の庶公子が、巨室より尊敬を拂はれざりし傾向ありしを證すべし。巍松公も亦庶子より世子に立たれしが、其家督當初の國老なる諫早播磨、鍋島越後、多久長門、鍋島主水、鍋島彈右衛門、鍋島匡等はいづれも先公以來の執權者なる上、更に、理財に練達したる鍋島傳兵衛もありて、家老以上は悉く顏揃ひの時代なりしを以て、公は初めより强硬の態度を以て之に對せられたるなる。

指諫は老臣專斷の抑制策の一

べし。其徴跡としては、公の入部以前に於て、郷普請方を在住代官に附するは、實際上の經驗によるも、不便尠からざるを以て、自今代官所より引き離して、役所に復せしめんと、請役所より江戸へ伺ひたることありしに、下國の後に裁決すべき旨公より仰せありしを以て、佐嘉藩廳は是に異議なきものと認め、其儘に別役所を設けて公に報じたりければ、公は之れを聞いて、允可に先立ちて斯かる措置あるは等閑の至りなりとて、執政以下を詰責せられたることあり。尤も下國せられて後は、依然別役所は設けられたりしが、兎に角此の如く、家督の初めに於て公が老臣等の專斷に一槌を下されたるは、即ち操縱の權宜に出でたるなり。又數年の後、御年寄生野圖書、執行主計の二人、公の怒に觸れて、褫職永蟄居を命ぜられたる事ありしが、翌年圖書の病の危篤なるに及び、請役所より、死せざるに先だち、罪を宥して葬るを得しめんと言上せしに、公は、我等が譴責したる者は我等之を宥すべしとて其書面を却下し、而して間もなく、公の旨を以て圖書等の罪を免ぜられたり。蓋し是も亦同じく國老等の專斷に一打擊を加へられたるなり。是等の例を以て

賢君の續出と藩政有終の美

考ふれば、公を拒諫といへる事實の裏には、自ら門閥制馭の機關の潛めるを見るべく、公の決して優柔不斷の君主にはあらざるを見るべし。又裁斷の往々に晩れ勝なりし如きも、實際の曲折に就いて之を考察せむか、かゝる氣の充滿したる時代に、鋭敏の處斷のみは望むべからざるを知るべく、卽ち是れ、多くは時代の罪として恕すべく、深く公を責むべきにあらざるべし。後閑叟公の時代に移りても、門閥軋轢の爲めに事務の進行を牽制したる情實が、公の改革を障害したりし事少からず、以て之を證するに足らむ。之を要するに、佐嘉藩には、門閥を制馭するに強硬の態度を執るの必要ありしため、歷代の君主皆玆に留意したりしにて、或は抑制に過ぎて却て其弊を受けし事ありきと雖も、藩政の永き時代を能く繼續して、遂に潰亂に陷る事なかりしは、多幸にも累代の君主の、優柔不斷の昏主あらざりし結果といふべく、かくて更に閑叟公の如き偉大の君を迎へて、有終の美をなしたるなり。右の如き巍松公の初政に於る態度は、自然外廷と內廷との和協を缺かしめたりと雖も、年月の經過に從うて、公も亦多少抑遜、屈從せられし事もありしを以

て、其間自ら權衡の加減ありたるなるべく、必しも拒諫とは言ひ難かるべし。

巍松公の儉約令

泰國公以來、外國の壓迫の次第に勢力を加ふると共に、經濟の膨脹は內より始まれり。而して其間にあつて、日本全國民が、泰平の惰氣に疲倦して、鎖國の殘夢を續けたる有樣は、春眠不覺曉の觀ありて、露英船艦の出沒は、夜來風雨の聲たるにすぎざりしも、其ために享和文化に亘りて我藩の受けたる損害は實に甚だしく、遂に借銀に借銀を重ねて、宛も戰場の傷痍の未だ癒えざるに又傷痍を蒙りたるに齊しき狀あるに至り、頻りに長崎の砲臺改築、大砲鑄造、戍兵增員等の責任を迫られぬ。もし是時に當りて、幕府も亦之を厲行せしならば、恐らくは到底その財力に堪へずして、我藩は幾ど滅亡するに至りしならん。然るに幕府諸藩は只管曉夢を貪り、江戶に會集して華奢を競ひ、以て松平樂翁の政策に障硬を與へたりしかば、少しく緊縮しかけたる時風は忽ち弛み、長崎の防禦擴張も、評議のみにて遂に忘却せらるゝに至れ

江戸遣料に就ての仰出

り。是に於てか國防費は移して、これを江戸參勤の大名交際に充用せざるべからざる勢となりたれば、佐嘉の有志の徒は、公を目して崇奢拒諫と憤慨しながらも、全國の大勢に壓倒せられて雌伏を餘儀なくせしめられたり。

是より先き、英艦渡來の前月に方り、諫早豐前、鍋島主水、鍋島匡の三國老は、公に謁見して、御勝手の極めて差支へたる趣は、年々聞召さるゝ通りなり、更に之を凌ぐの途なきにより、參勤料、江戸費用は一箇年銀一千七百五十貫にて（是を片備といふ、全額三千五百貫目を二個年に備へて一度の參勤に用ゐるものとす）枉げても御遣合せありたしと請ひしに、公よりは、江戸の遣料は我等が勤務にかゝる費用なり、容易に減少し難し、其他は成るべきだけ省略すべしと仰せ出されたり。此仰出しこそ江戸の奢侈に殉ずる犧牲にて、將來大困苦の病源となりたりけれ。又大阪借銀を此儘になし置かば、當歲暮までも之を凌ぐの手配つかざるにより、無理押しの協談として、翌月より鍋島主水、鍋島源右衞門を上阪せしめ、利息減少の談判をなし（既に前に述ぶ）、而して江戸費用、參勤料の銀二千二百五十貫目を大阪受持として協談するに決したり。此銀は金に換算して大約三萬五六千兩

逼塞中の諸費節減

(今の五十萬圓位)に當る。是れ魏松公の、家齊將軍に對する勤務費の最初の額とす。

かゝる處に、英艦の突入に遭ひて逼塞の譴罰を蒙むるに至りたるが、公は逼塞中に於て、內廷には屹度儉約を申付くるにより、外廷にも其仕組を爲すべしと仰せ出され、是より御年寄は主從三人にて出勤し、儉約中は肩衣を廢し、翌己巳年より向五箇年間、格外に側役人竝に女中の數を減じ、御年寄鍋島匡の建策を納れて銀米出入の統一制を採用し、六府方の內、山方、里山方を除くの外、牧方、搦方を藏方に、大河內陶器方、貸付方、萬人講方を相續方に付け、御賄方、納戶、御米方等をも外廷に引き渡し、職役の併合及び人員の淘汰を行ひ、寺社方、宗門方、町方、馬究方、年行司、郡方の職員を減じ城內の不寢番を廢して、御式臺番より兼帶せしめ、城內定詰役の小身者に限りて給與したる扶持を全廢し、江戶方をも外廷に引受け、江戶の元締方、雜務納戶、進物方等も相續方藏方に併せ、省略年限中は、歲暮年始を始め、鶴拜領御鳥啓き等の手數儀式等を見て省略し、參勤の行列にも省減を加へられたり。御小姓頭諸岡隼人以下奧御小姓數人が職を免ぜられたるも、此時の事にて、御年寄、御側頭、御側目

附等は御前に於て御叱を受けたり（御叱とは懲戒の一にして、普通は評定所に於て申し渡し暫く謹愼せしむる法なり、此御前御叱は異例にて、公より直ちに譴責を蒙りたるなり）。是ぞ公が儉約節減を斷行せられし初めなるが、江戸に於る奢侈の風は尙治まらず、節減し得る所よりも冗費は更に多きを加へ、財政は益々逼迫と成り行きたり。主從三人とは若黨、仲間（草履取）を供に連るゝのみにて、鎗持の仲間を省きたる數なり、物頭は帶刀の僕一人を從へたり。（閑叟公時代には番頭は袴小性とて若黨一人をつれ物頭は從者一人を常とせり）而して袴を著たる若黨に草履を取らしむる作法なき故に、若黨を伴ふ資格あるものは、別に仲間をつるゝを以て、主從三人よりは件數を減ずる能はざりしなり。

時代の趨勢より觀れば、公の覺醒は比較的早かりき。江戸に於る家齊將軍も同じ徑路を辿り、八年十二月に於る其仰出には、「近來度々儉約を仰出されたれども、不時の費用莫大にて勝手不都合なるにより、來申年より五箇年間嚴しく儉約せよと令し、引續き思召にも應ぜず候へども、後に非常の備、又は御家人扶助等の手支も計り難く、容易ならぬ事に付、御減少之ありて立直し候樣にとの御沙汰に候云々」とありしが、之を佐嘉に比すれば三年後れた

り。かくて諸藩の歴史を對校しなば、皆これに前後して同じ儉約令の行はれたるを發見すべけむも、表面には這般の命令出でたりとも、内實の之に副ひたるは果して幾許なりか。蓋し此以前より、江戸奢侈の風習に倣うて各藩みな資産を蕩盡したりしを以て、幕府にては御家人困難扶助の手支も計り難しなどゝ嚴令したりとはいへ、依然崇奢拒諫、女寵佞幸、蠧害國本等の事は幕府諸藩を通じたる一般的行動なりしなるべく、隨て是等の語は、大御所時代に於る國主の代名詞となしても然るべきならん。

佐嘉の經濟的恐慌

佐嘉にては、去る五年に利留十五箇年賦の令あるや、債務者は歡喜抃舞したりと雖も、債權者は非常なる大打撃を受けて、貸出金回收の途を絶ちたれたるを以て、俄に餘多の倒産者生じて、經濟上の恐慌起り、利息暴騰、金融の道全く杜絶し、困難なる家中は一層の困難を極めたり。加之、英船の突入に際しては、武器の用意なきもの多くして、多くの失態を暴露したるにより、急に武器仕組を立て、甲冑の拜領買を促して、武具の充實を督責せられしかば、武士は、其面目上、萬事を放擲しても之を備へざるべからず。それのみならず、

藩の財計は年一年と窮乏を極め、八年には又々二千八百貫目の不足を生じたりしを以て、已むを得ず獻米の率を增加し、家中に百五十貫目の獻銀を命じ、人別銀二匁づゝを課せしかば、さらでだに窮迫を告げたる家中は、愈〻益〻逼迫を極むることゝなり、ために其救濟策として、極端なる儉約令を發するに至りぬ。卽ち九年には、儉約令を一層進めて凡て宴飲を嚴禁し、城内に住める家々は、夜分相訪うて話をするにも、食事を共にするを許されざるに至れり。凡て儉約は、衣服の華美を制止して粗樸の物を用ゐしむるを第一著となし、而る後に飲食の末に及ぶを順序となす。卽ち衣食住の儉約を勵行するは、量入制出を經濟の基礎としたる時代に於て、財政難を濟ふ唯一の政策たりしなり。此宴飲禁止に付、江戶と佐嘉との差違を比較して示すべし。江戶に於る天明七年の儉約令に『家督嫁娶の振舞も、近年御定の趣を以て尚ほ輕く改め申すべく候、其家の祝儀には吸物盃事ばかりにて振舞無用に候、小身の者は一向に吸物盃事無用に候事、組常の參會には平日用ひ候給物(たべもの)の外、少しも取繕ひ申間敷候事』とあり。文中の振舞とは宴饗をいふ。宴饗には種々

の式章存し、料理獻立の豐儉に等差あるものなるが、此令は、家督婚姻などの重き祝宴にも、勉めて輕き式章に遵はしめたるなり。田舍にては、此等の大祝ひには無益の食饌を供する習例ありて、今尚遺習を存し居れど、式章を知りて擧行するものは少なし。宴饗の式章は、身分によつて相當の等級あるものとす。吸物盃事とは、祝の本膳を食する以前、吸物、刺身、重引、取肴などを食する間に、祝の盃を雙方取り換はし、祝言の謠などを謠ふことにて、是が振舞の極略式なり。吸物振舞事も無用とは、只普通の膳羞を出すに止まりて、今に行はるゝが如く只盃を取換はすのみをいふ。組常の參會とは、士は組頭を戴きて之と親子の如く團結して相交はるものなるを以て、平日に同組のものゝ相集會するをいふなり。されば其時には自家平常に用ゐる食事の儘なるを供し、別段に料理の用意を爲す勿れと定めたるなり。然るに佐嘉の如き田舍に於ては、吸物盃事が即ち振舞にて、都會平日の食事は、田舍にて饗應の膳に比すべきものといふべく、組常の參會などには、煮〆、刺身、もしくは折飯（都のことば折詰）などにて飲食するに過ぎざりき。故に佐嘉に於る宴飲

夜は用談にて會食するを許さず

の禁は、江戸とは相異し、凡て酒食の會を嚴禁したるものにて、即ち用談も、夜に入ると共に食事を爲す能はざらしむるに至れるなり。されど飲食の儉約は、斯く極端になりては、履行し得らるべしとも思はれず。されば閑叟公に至り、一層之を勵行せられたれども、尚能く理想を成し遂ぐる能はざりき。

債務劇增して財政改革の議あり、多久黨黜罰

財政の困窮は年一年と逼迫の度を強め、十年には、大阪借銀利息等にて目安に莫大の不足を生じ、爲めに御馳走米歩增しの議起るに至れり。されど家中も亦疲弊したる際なるを以て、其議は止み、別に正銀百五十貫目の獻銀を爲さしめ、其年十一月請役相談人生野圖書借銀方として大阪に登り、十一年。正月相續方相談人嬉野與右衞門も亦大阪借銀方の要件を帶びて上阪せり。此時伏見の邸には、五百貫目の不足を生じ、大阪の賣過米亦十八萬石の巨額に上りて、將に破綻を生ぜんとするの危機に際會せしが、諸藩の財政も

役所給與の停滯

困難を極め、久留米藩も大阪借銀方に切手の破綻を生じて、融通の道杜絶するに至れり。我藩はこれに鑑みて警戒したりと雖も、二月に至り我藩の切手も亦拒絶せらるゝ厄に遭ひて、危機眼前に迫りしかば、當秋の獻銀を春期に引上げて徴收するに決し、大阪切手三萬石の買戻しを爲し、以て一時の急を救はんとて、曩に歸國せし生野圖書再び大阪に出張したりしが、一方には江戸留守居相良求馬をして幕府に運動せしめ、昨秋五穀不作の理由を以て、漸く囲米賣出の許可を受けたり。かゝる有樣なれば、諸役所の給與は殆ど皆停滯し、役人の困難甚だしかりしが、中にも最も困難を極めたるは長崎の番士にして、三月以來全く給料を受けず、四月中旬に至りて漸く米筈にて下げ渡されたれども、長崎市中も亦佐嘉藩の米筈濫發の影響を受けたりしを以て、一升筈の價四十文に十文の減額(四分の一)を爲すも、尚之を受取る者なかりしかば、番士の困難は其極に達し、非番交代して歸らんとする者も、借銀の爲めに歸る能はず、已むを得ず番士一同より懇願し、銀にて給與する事能はずば、米にて給與せられんことを請ひ、小森覺右衞門を佐嘉へ遣はして、番士の

吟味所に於る調査

内情を開陳し、幾多の紆餘曲折を經て、漸く正銀にて下渡さるゝ事となれり。

事態此の如くなるを以て、又改革の議起り、内外廷相會し、經費節減の法を講ぜんが爲めに、請役所、相續方、御側仕組所より二名宛出で、吟味所に節減の調査を爲すことゝなし、第一に長崎番所詰を軍役となし、十五組より無給にて交代勤番することゝなさんとの議起れり。武士が警備に出張するを軍役の義務となすは、理論上之を非難すべきにあらざれども、實際に於て行はるべき事にあらざるを以て、此說は中止を見るに至り、尋で更に減員せんとの議起りたるも、是亦實際は半減の姿となり居るが故に、此上の減員は不可能なりとて斥けらる。其他或は役の廢合を行はんと議し、或は獻米の時期を變更せんと論じて、評議は幾度か重なれど、皆異論を生じて一致する所なし。

大阪借銀方、江戶邸費の不足は、何等かの方法を設けてその善後策を立てずんば、忽ち藩の面目を毀損せしむるに至るべきに、政府當局者の行政整理經費節減策は、每に小田原評議に終るのみにて、一も決定實行せらるゝ所なし。

是に於て當局攻擊非難の聲益〻盛になりければ、相續方鍋島主水は、是迄

多久黨黜罰

油斷の次第不心付申譯無之と用捨を申出でたり。主水既に然れば、當役の多久長門は晏然たるを得ず、これ亦用捨書付を呈出して謹愼す。是より重役內密の往來漸く頻繁なりしが、八月十二日御年寄洪六郎兵衛の、公の前に人を遠けて內申する所あるや、公は主水を召し、くはしく內情を聞かせられしを以て、主水は、長門が己が親類緣者を要職に配付し、手明鑓吉原太兵衛と結託して、私利私慾を計りたる狀を陳じ、十三日の初更より翌日の黎明まで、夜を徹して事情を具申せり。公は猶ほ安んぜず、十四日鍋島山城、諫早豐前、鍋島越後、及び主水等を召喚ありしが、從來の慣例によらず、一人づゝ召して眞相を探り、かくて十五日遂に霹靂一聲は當役多久長門に下りて、隱居して卽刻在所に引取り謹愼すべしとの嚴命あり、御側頭百武兵左衛門にも同じく隱居遠任引取謹愼を命ぜられ、大目附鍋島十大夫、目附石川淸九郎、米倉兵大夫、北原有右衛門の職を免ぜられたり。尋で十餘日を經て、更に御年寄多久釆女に浪人蟄居を命じて、他出文通を禁ぜられ、長崎仕組方示談方松崎武兵衛には隱居浪人を、御側仕組方香田淸右衛門には浪人蟄居を命ぜられ、相

多久黨誹謗の落首

續方嬉野與右衞門相續方相談人格中島內藏之允、請役所附役中野丈左衞門、目附弁田次郞兵衞等には免職、江戶留守居相良求馬、請役相談人兼相續方生野岡書には不﹅及﹅勤の命あり、武雄の請役にて整理節減を議することとなれり。

多久釆女の腹心たる米倉兵大夫及び米倉の女婿たる石川淸九郞は、北原有右衞門と共に是夏博徒を糺明したる際、多久最屓の吉原太兵衞がために利を計りて不正を爲しゝ風評あり。長門は七年以來當役を繼續したりしが、三年に隱居遠在引取を命ぜられて蟄居に處せられたる吉原太兵衞は、富力と財利とに長じたれば、多久の依怙により復出でゝ佐嘉大阪の間に周旋し、其爪牙となりて私利を計りたりしを以て、財計の益〻逼迫するに從ひ、愈〻長門は人望を失ふに至り、博奕糺明事件より破綻を露出して、遂に長門は此嚴責を受くるに至りしなり。當時『吉原にふとりすぎたる多久大根、せんにんまへに足らぬ『太平』との落首あり。蓋し多久の地は巨大の大根を產し、而して其大根は最も風呂ふきの調理に適す。風呂ふきとは、輪切にして煮たる大根に、摺味噌を抹して太平(おひら)に盛りたるもの、卽ち以て太平の名にかけて

多久一派の諸人物

誘れるなり。又多久一家の人々が貶黜せらるゝや、『はびこふる日脚のもんもかげとなり、長門を閉ぢて多苦を見るかな』と。日脚はもと龍造寺家の紋なりしより、多久家の之を襲用せるに譬ふ。時人指彈の狀を見るべし。

多久采女は彈兵衛の子にして、部屋住二十人扶持にて出仕し、父の家督を繼ぐや、二百五石より數度加增せられて四百二十石に累進せり。性多智にして人心の揣摩に巧みに、執政多久長門の下にありて權勢を執れり。生野圖書は其實弟にて生野氏を嗣ぎ、是も亦才智ありて專ら大阪借銀方に盡力し、江戶留守居相良求馬、御側仕組方香田清右衛門等と意氣投合して、佐嘉、江戶、大阪に相呼應して、政權を掌握せり。松崎は多久家にて教育せられしもの、中島は不才なれど、米倉の女婿なるより、相續方相談人格に進めり。其に勢力あるにあらず。嬉野は采女の叔父にて、やゝ才智あり。牟田は采女の從弟にて、後來の御側目附と稱せられ、中野丈左衛門は、請役附にあるも米倉の引立を受け、吏才辯口あるより、采女の腹心となり智囊となりて、實際の政務を左右したり。かく多久家の一味のみにて、政府の要職に當りたりしか

大阪負債額の激增

以て、學館出の人々は、大に感情を害して其の私曲あるを疑ひ、巨室大身の人も亦、權力の偏重を嫌ひて、窃に機會を窺ひたりしを以て、博奕糺明事件の生ずるや、延いて其破綻を暴露し來れり。因てまづ采女香田を黜罰し、生野竝に吉原を大阪より呼び戻す外、相良求馬をも江戶より召喚し、其結果、宿奸の吉原を評定所の揚屋入となして糾問し、生野、相良を國老の邸に拘禁して、井上孫之允、實松文左衛門(相續方)、大塚又七郎(請役附)、中島善兵衛(吟味所附)等に其調査係を命じ、以て吟味所、請役所、相續方の三局聯合にて、罪跡を糺明するに至れり。

此時に於ける大阪の負債は、凡そ銀二萬千貫目、米筈三十萬石の巨額に上れり。蓋し入部の初め四年の債額は、銀一千貫目、米筈八千石なりしが、其後英艦渡來の出兵ありしのみならず、一方家中の負債利停十五年賦を裁決し、内帑より銀三百貫を出して困窮を救濟する等にて、鍋島源右衛門、洪助右衛門等大阪に交卆し、且又其時既に女寵倖幸、崇奢拒諫、朋黨之風の誹りありしに加へて、翌年更に長崎砲臺の擴張あり、佐嘉の兵器製造ありしを以て、かくは負債に數倍の增加を見たるなり。斯て七年より多久長門の請役となる

起債調達の機密費

や、其黨は、蟄居の吉原太兵衛を引き出して大阪に交渉談判せしめしを以て、僅か五年を經過する間に、負債は二十四倍、米筈は三十八倍に及ぶ巨額に劇增するを致しゝが、此間に公の參府亦三回ありて、五年決議の大阪受持に係る江戶費用銀二千二百五十貫目の六倍を消費せり。而して佐嘉の用度に濫發したる米筈及び負債の支消利息等に、甚しく米穀を賣過したるを以て、限りある收納米に不相應の起債をなし得べきに非ず。しかも之を企畫するに至れるには、利勘に疎き侍が、奸商等に瞞されたるによるもの多々あるべく、隨て之を敢て遂げんとするには、必ず其間に公表する能はざる機密の運動費を要するものなるが故に、大阪邸の經費中に、支出の曖昧なるもの約三千貫目の巨額に上れるあるも、事件の眞相の漸く判明するに及びては、單に釆女一派の私利を云爲するよりも、起債調達の手段に曖昧の點ありきといふ方適切となりしを以て、是まで疑惑の眼を以て凝視せられたる事件も、前述の黜罰にて一段落を告げたりき。

第四卷　公の幼時

第十章　公の誕生

總　說

慢性的なりし世界の潮流は、漸く將に急ならんとして、大勢は自ら靜默の間に推移し來れり。西暦一千八百十四年、卽ち我文化十一年に、歐洲の怪傑拿破烈翁帝は、列國の合縱軍と獨逸に戰うて敗れ歸りしが、尋で國都の巴里を包圍せられたる結果、遂に帝位を廢せられて地中海の一孤島エルバに流さるゝに至れり。かくて翌年復び蹶起して巴里を恢復したるも、合縱軍と白耳義のウォートルローに戰ひて、英將ウェルリントンに破られ、亞布利加の孤島セント・ヘレナに流謫せられて、遂に悲慘の最後を遂げたりしが、此の間に於る歐洲の大勢を觀るに、連年大戰相繼ぎしを以て、列強諸國は、大陸に事多

時代の要求と閑叟公の誕生

くして、復た其力を外に移す能はざりしが如し。されば泰東の海濤は、暫く靜穩に歸したるが如くなりきと雖も、而もこれを譬ふれば、猶大洋面に大旋風起れるため、一時海岸の潮の著しく涸(ひ)たるが如きのみ。旋風靜平に復するに及んでは、初め隆起したる潮水は、復び其平均を求めむが爲めに、忽ち怖るべき海嘯となりて海岸に押し寄せ來るや必せり。然り、危機は將に是より動かんとする兆を示しゐたるなり。日本に於る時代の久しき要求は、此際、安んぞ偉人を産出することなかるべけんや。曩に長崎は、露艦を送迎せる外、英艦に出沒せられたりしを以て、隨て其鎖鑰を委託せられたる佐嘉藩は、警備に奔走して寧處の暇なかりしため、上下は困窮に困窮を重ねたり。而も全國は、泰平の惰氣に且つ包まれ且つ制せられて、如何んともする能はざる極に在りき。天の將に大任を下さんとするや、先づ其肢體を苦しめ、其心思を勞せしめて、所謂汝を玉にする底の艱難を嘗めしむ。この理に漏れず、巍松公は此過渡期に於て、實に奈何ともすべからざる困窮に苦勞せられしかど、時恰も泰西にありては怪傑拿破烈翁が帝位を退けられたる文化甲

戌の歳を以て、果然、泰東の我日本に於る江戸櫻田邸に於て、嫡夫人池田氏の腹より、英邁の資を具へられたる閑叟公の誕生を見るに至れり。天の英雄を生じ、託するに撥亂反正の功を以てするは、まさに邊防の任を盡すに困しめる我藩の、獨り翹望せる所なるのみならず、國家としても、更に世界としても、皆等しく希望したる所たり。時代の必要は、常に此希望に應じ、國家多事の際に當りて必ず英雄を產出するものとす。其前驅として曩に松平定信を出したるが、彼の退隱して樂翁と稱したるは、甲戌の二年前にあり。尋で水戶の齊昭侯、薩摩の齊彬侯の如き英傑の、その前後に出で丶東西に犄角し、各境遇に從うて肢體を苦しめ心思を勞しつ丶、我日本の大改革を遂行すべき智能の士を養成するありしを以て、軈て泰平惰弱の雰圍氣を掃つて、歷史に燦爛たる精彩を放つ時期とはなりたりき。

公の叔父庶兄

天明寛政に起りし世界潮勢の東漸は、文化文政に潜伏して、全國の惰氣に

諸公子の出生

撃たるゝ志士の氣概を暗々裏に興奮せしめたり。佐嘉の志士は頻りに巍松公を崇奢拒諫と誹り、その女寵佞幸を憤りたれども、安んぞ知らん泰國巍松兩公の二世は、家庭に鑫斯を謳歌せしめて、閑叟公に叔父庶兄の多き幸福を享受せしめたりしなり。即ち同公の政治を輔翼して時運を挽回するの任に當れる諸公子は、この間に續々と出生せられたるなり。これを列擧すれば、巍松公の庶弟扁三郎(後に下總)は、支藩の蓮池家を嗣ぎ、次の總吉は鹿島家を嗣ぎ、季弟の愛吉は川久保を嗣ぎしが、扁三郎は多病にて蓮池家を退きしにより、愛吉代つて其後を受け、總吉は丹波守直彜(つね)と名乘り、愛吉は攝津守直與と名乘り、並に江戸に參勤して名代人たるの任に當れり。中にも直與は閑叟公より十六歳の年長にて、幼時痘患に罹りて偏目を眇せしが、亦泰國公英邁の稟質を受け、博學多藝、幕府柳間の同列中に於ても嶄然頭角を拔いて畏敬の的なりければ、時代漸く迫りて家慶將軍の世となるに及んでは、幕府より特に寺社奉行と爲して時世の改革を託せんと欲したりき。されど我藩の祖法はこれを許さゞる事情あるにより、其事は止みて、彼は隱居して雲叟

と稱するに至りしが、其名望は天下に高く、隱然公の長城をなして、其雄志を玉成せしむるに終始砥礪となりたりき。

閑叟公の岐嶷

魏松公の嫡夫人は因州侯の女なり。伉儷甚だ睦まじく、倶に體質强健にして、婚姻以來隔年に子女を擧げられしが、長、弼太郎は世子となりしも三歳にて早世せられ、次の業之助、亦二歳にして夭せられしなど、重ね〳〵不幸の續きし後、五度目の參府中に熊羆の夢祥に應じて懷胎ありしが直正公にて、文化十一年甲戌十二月七日を以て降誕せられたり。幼名は貞丸といふ、世子に定まりて溜池邸に養育せられしが(因て溜池御殿と稱ふ)襁褓の裏より、岐嶷の姿をあらはして尋常ならざりしかば、藩中の男女、みな、是ぞ鍋島一代交しの諺の如く、必ず明君にておはすならんと竊に相慶し合へり。又佐嘉の御部屋に於て、奥唱へを半存半滅して經過し來りし最鍾愛の上﨟綾川の、始めて擧けたるを祥太郎といひ、次に文化四年に擧げたるを織三郎といふ。前者は九歳にて早世し、後者は叔父愛吉が出でて蓮池を嗣いだる後に川久保家を嗣げり　川久保家は宗室ながら、由緒ありて本氏の神代を稱する例

なりけれど、是時より始めて鍋島氏を賜はりしを以て、彼は鍋島彈馬賢在と名乘れり。次に辻氏瀧浦は文化六年に欽五郎を產み、十年に長之進を產めり。前者は江戸の餅木家を嗣いで鍋島內匠頭直孝と名乘り、英名ありて後に町奉行となれり。後者は須古家を嗣いで鍋島安房茂眞と名乘り、公に長ずること一歲、後に執政となりて政治敎育を輔佐する二十五年の久しきに及べり。又變人津田氏の腹なる學四郎は、鹿島の丹波直彝の養子となりて直永と名乘る、茂眞と同年なり（庶弟は後に敍す）。此の如く、叔父庶兄に英才輩出して、公の治績を翼贊したりしは、みな遊惰を極めたりし文化文政時代の反動にして、表面の頽廢委靡は墮滅國を叫ぶの困窮を示し、亦如何ともすべからざる觀ありきと雖も、潮流の底には、自ら新に漲る暗流の、此の如く潜在しつつありしなり。女寵倖幸の誹りもありつれど、雲斂まり風和らぎたる後より之を觀れば、曾て嫡庶の序を亂りたることもなく、亦專房の婦人のありたる實もなく、偏愛にて內亂の兆したりと認むべき痕跡の存する所もあらず。而かも公は江戸に降誕ありし貴き嫡子にておはせば、佐嘉の諸叔庶兄は盡

く襟を修めて敬戴し、其天資の粋美を玉成せしめんと勉めたりしを以て、巍松公の、他に秀でゝ鍾愛の深かりしは、却て累を爲したるほどにてありき。

公子養育の提

傅姆磯濱と遊相手

貞丸世子は乳母に抱かれて溜池御殿にありしが、その襁褓の中に哺乳を進めしより、後老女となりて侍女を率ゐたるものは、奥平家の士佐藤某の女にて、源氏名を磯濱といへり。剛毅貞烈の婦人にして、世子の側に仕へたる男子は皆之を畏敬せざるなく、公賢明の資は實に此女丈夫の手によつて育成せられたりとは、嘖々當時の人口の稱揚して措かざる所にてありけり。

公の幼稚時代に於ける逸話は、世に多く傳稱する所ありと雖も、貴公子幼少時の態度は、奥に仕ふる婦女子の、只難有し、目出たしとてふ感想より讃めそやす頌言中に埋沒するものなるが故に、かの穀堂の文に『青宮之錦衣玉食、傅姆承奉、諸顧爭奏』といふが眞の實際にして、格別に取り擧げて傳ふべき程のことは、至つて少きものとす。大名の家庭にありて公子女を養育するの通法

傅姆磯濱

は、まづ老女中老に委託ありて凡て侍養に當る女を監督せしめ、乳母は『おとし』と稱して常に乳を進め、御側女に飲食衣服等を進めて寒煖によろしきを得しむるにありしが是等は皆幼主平生の言動に就て他言するを禁戒せられしを以て、御遊相手となりて左右に附隨したるの同年輩の幼兒の外には、其間の起居動作を知る男子は、御附として事務を執る二三人の出仕者に過ぎず。故を以て、世に公の逸話として傳へらるゝは、多く滿七歳以後の事にかゝるものなり。然り而して岐嶷聰明の性格は、第一天稟に備はるものなれど、養育は第二の性格を養成するに力あるものなるが故に、磯濱が公の養育に任じて心を用ゐたるは、尋常にてはあらざりき。公の、二三歳になりて、庭に出でゝ遊戯せらるゝとき、磯濱は、其土を踏み水を弄びて衣服を汚さるゝを見て毫も意に介せず、態と庭の砌石などを取除かしめ、危險の處には柵を植ゑて、御相手の幼兒との嬉戯を自由ならしめ、侍女等が細微の心遣をなすや、只打捨りて置かれよと言うて、自分は坐して縫針などを運びながら監視し居たり。此放任主義は、公の痛く喜ばれたりし所と見え、その家督後に

公の御遊相手

於て佐嘉城の家作を營まるゝや、諸公子住居の庭は、只白砂(しらすな)を敷いたる平庭(ひらには)となし、河池の岸には柵を結びて危險なからしめ、以て其間の廣場にありて自由に運動遊戲せしむるやうにせられしかば、本丸舊來の庭以外には、泉石花木の趣致を設けたる處なかりき。斯くばかりの事は、甚だ細故に似たるが如きなれど、實は然らず。幼兒をして陽光空氣の中に呼吸せしめ、土泥水濕に縱遊せしめて運動するに任するは、小兒養育の理法に合へることにて、大に偉とすべきのみならず、貴重なる國王の儲貳ともなるべき貴公子を委託せられたる婦人が、その此の如き泥塗れの遊戲に餘念なきを見て、夷然意に留めず、自由に放棄し置いて傅育の法こゝに在りと意圖したりしは、心弱くて細心なる婦人の性質としては、容易に爲し得ざる事たり。此一事を以てするも、如何に磯濱が志操の堅固なりしかを想像し得べし。

當時公の御相手たりしもの數人あり。古川與兵衞倩綱の三男英次(後に與一松根と號す)は、前年邸內に生まれて公より長ずる一歲なるが、御相手に出づべく內命せらる。志波左傳太芳名(よしな)は、公と同年の誕生にて、御性替に選まれて附

き添へり。羽室平之丞長嵩も亦御相手となれり。此三人の中、長嵩は最も腕白にて、常に公と抗爭して少しも假借せず、角觝へば投げて地に壓し著け、木に攀づれば、己れ上枝を占めて美果を採りて羨ませなどしたり。礒濱はこれを視ながら、若樣は御弱いと言ひ勵まして制せず、其が爲めに、普通貴族にありては、迎意柔順を旨とする左右の、只命に維れ奔る結果、自ら失ふに至るべき彈性を發揮せしめ、その抗抵力を刺戟亢奮せしめたるを以て、自然に習性の健氣なるを致せり。後、長嵩の二十四歳となるや、江戸邸の留守居助役を命ぜられて、天保八年正月江戸赴任に決したりしを以て、公は其行を壯にせんとて、二首の詩を賦して賜へり。其一に、

秦胡自是各離居、聊吐二寸心一代二尺書一、憶昔南園日斜處、共攜二小罟一捕二金魚一

し。是れ幼時嬉戲したる時の親愛の情況を敍せられたるなり。羽室が漢學の素養に就ては、左まで聞く所なしと雖も、其素行の、公の體育と元氣鼓舞との上に自ら裨補するところ尠からざりしは、後世最も傳へらるゝ所なり。

平日靜山侯の甲子夜話に、泰國公の、手水に際してゆすぎの水を何遍となく

公與少姓某を弄す

かぶる癖あるを記しあれど、閑叟公も晩年には遺傳の潔癖を發し、手水(てうづ)ごとに上中下の三手桶を備へて盡く使ひ乾(ほ)されたりき。庶兄の鍋島安房にも亦此の潔癖ありたりき。然れども古川松根の談によれば、元は斯かる潔癖あらざりしが如し。曾て何某なるもの、書生より與御小姓となりしが、粗卒して失誤多し。一日公の座に己が羽織を脱ぎ、そのまゝ忘れて退出したり。公之を羽室に示されければ、羽室之を奉書紙に包みたる上、即刻御用召の書狀を何某へ發しければ、某は取るものも取り敢へず參候せしに、羽室は御小姓頭角(すみ)十郎右衛門に囁き、特旨を以て御羽織拜領を仰付けらると申達せしめしを以て、某は座を改めて御禮を申さんとせり。其時傍にありし羽室は角(すみ)に對ひ『推參ながら、是は格別の賜なれば、御禮も直ちに公に申上げらるゝ方然らん。』と口を挾みければ、角は某に向ひて御直に御禮を申し上げられよといひたりしが、古川與一よりかくと公に告げたりしを以て、公は素破(すは)や某が來るぞとて、與一を麾いて座を起ちて避けらる。斯くとは知らず、某は公の居間に向へば在さず、羽室乃ち、公は御座の間に在さん、彼處に行かれよ

と教へしが、公は某の跫音を聞いて又進早に逃げたまふに某の公を[illegible]は追ふが如く、公の避けらるゝは逭ぐるが如く、互に此處彼處と馳せ惑ひしが、公はます〳〵足を早めつゝ行かるゝ程に、口乾きたれば、雨水混りの手水鉢の水を掬して一喫し、庭に下り築山傳ひに避け給へり。羽室之を見て某に對ひ、「庭御散歩ならば詮方なし、暫く御次に至りて賜物を拜見せられよ」とて引き返さしめたりしかば、公は辛うじて間を得て息せき座に復し、某に追はれて汗に濡れたりとて全身を拭はる。某は羽室の言ふが儘に、御次に至りて拜領物の包みを開きしが、中を見るに及び、始めて我失敗を弄ばれたるを知りて大に赤面したりとなん。此の如く壯年時代の公は、雨水の混りし手水鉢の水さへ飲みて渇を醫せらるゝほどなれば、潔癖などいふべき節は聊かも無かりきと謂へり。羽室は和歌に長ぜり。其弘化三年六月、物頭として長崎番所を戍るや、佛蘭西船の渡來にあうて、『松が根に鎧の袖をかたしきて幾夜か見つる波の上の月。』と詠みたるは、一時の人口に膾炙せり。享年三十三を以て歿しぬ。古川松根その詠歌を撰む、貞風咏草一冊これな

り。古川は非常の多能多藝なる人にて、瀟洒の氣象は水の如く、些の凝滯あるなし。幼時より溫順和平にして、他より叱責を受くべき擧動はなかりしが、さるにても磯濱より灸をすゑられて苦しかりし事多かりしよし、自ら話せりとなん。蓋し是は公の相伴（しやうはん）、若しくはその懲戒の代人となりたるにてあるべし。針灸、按摩、導引は東洋に早く發明せられたる醫療の術にて、迷信的の妖術にはあらず。公も灸の懲戒を受けて屢苦まれたるらしく、且又其中には、眞の灸點を磯濱親しく下したる事もありたりと思はる。即ち、公十六歳の時に戲嘲灸治の題にて賦せられたる五言古詩に、

何人始灸治、灸治功如神、恐非神農道、傷身太不仁、我性數被窘、未覺艾益身、
身是親遺體、遺體燒何頻、草根木皮類、攻擊或害人、況即以火攻、四體何以伸、
不如能保養、三杯飲芳醇、一嘯動天地、與民共嬉春、磊落大丈夫、命數在蒼旻、

とあるを見れば、保健の爲めに灸治を受けて甚だ窘まれし狀態を偲ぶを得べし。松根は終始形影相隨ひて公の側に侍し、遂に殉死を遂げたりき、其行狀は後の節々に述ぶべし。

磯濱の逸話

磯濱の紙鳶絲截斷の事

世に傳ふる磯濱の逸話にいふ、公曾て幼時にありて紙鳶揚げに餘念なかりしが、切凧の飛び去りゆくを望み見て痛く愛惜の色ありければ、磯濱は翌日公の揚げたまへる紙鳶の絲を鋏もて截ち、其揚れ去るを見て公の茫然たるに乘じ、大名はかばかりの物を惜み給ふものにあらずと諫めたりと。然れども、是は少しいぶかしきふしあり、未だ傳說の實を悉さゞる所あるべし如何とならば、磯濱の直言は、敢て其翌日を俟つの要なく、直に訓誨して可なるべければなり。思ふに公の飛び行く紙鳶を惜まるゝ餘り、人を馳せて紙鳶の後を追はしめ、その取返しに人手を煩はすこと甚しかりし結果、紙鳶絲截斷に及べるなるべし。溜池邸の周圍には大小の屋敷頗る多し。されば紙鳶の墜下には、甚だ邸內を騷がせ、掛合に多くの人手を煩はしたるため、翌の紙鳶揚げを幸ひ、磯濱鋏にてその絲を截ち、以て直諫に及べるなるべし

公紙鳶を好む

公の紙鳶を好まれたるは事實なり。佐嘉の俗は紙鳶を夏日の遊戯となす

が故に、少年が長日の炎天を仰いで之を飛揚せしめ、流汗淋漓馳驅奔走して、自ら炎暑の勞を忘るゝは、極めて健康に益あり。而して小兒の揚ぐるは、絲を持ちて走る小紙鳶なれば、高くは飛揚せず、かの雲際遙に大紙鳶を遊ばしめ、太き綫を手繰りて操縦するは、成童に達したる後ならでは爲す能はざる技たり。又紙鳶の一種にして旗（はた）と稱するは、長崎より流行したるものにて、絲の操縦によつて空中に自由の翺翔を得しむべく、因て兩個の紙鳶を鬪はしむる競技あり。蓋し支那より傳へたるものならん。いづれも空中に高く揚りて興趣に富む。紙鳶の遊戯を爲すは、大抵十歳以上のものゝ事とす。庶弟備（なみ）次郎（後に彌平左衛門茂元）が十二歳にて三の丸に住みしとき、公の戯に寄せられたる詩に、

長夏晩衙似少年、笑他老吏凭几眠、不嫌倘有兒童態、紫蓮堂前操紙鳶。

とあり。夏日人の午睡する頃には、紙鳶を揚げて遊ぶべしとの意なり。若し磯濱が紙鳶絲を切りたる話を事實なりとせば、其は必ず幼少なりし公の、側のものに揚げしめて見られし折の事なるべし。

足袋脱ぐ禁止の事

士には腰以下のものをとらせず

又傳ふ、公の庭に降りんとして、親ら足袋を脱がんとせらるゝや、磯濱見て、大名には有るまじき擧動なりと訓戒したりと。是も亦如何。幼き公子とて自ら足袋を脱がれしことはあるまじ。公子達は侍女に脱けと申付けらるゝを通常とす。此にて思ひ合するは、甲子夜話に『治茂公昌平阪の聖廟拜謁の時に、長袴をくゝることも出來ず、空しく立ちて居りしかば、見かねて勤番の者より括りたり、是れ營中にては坊主、兩山(芝、上野)にては案內僧のくゝれば、遂にくゝりたることなき故なり、しどけなき所に大名の風體ありき』とある言なり。長袴の緒をくゝるは、大身の大名には迚も爲し得られぬことなり(之については後の水戸卿の會を對照すべし)。然し閑叟公も、足袋の紐を結ぶばかりの事は爲し得られたり。平生公は、近侍の士には決して腰部以下に手を著けしめずとの主義を堅く執られたり。其は列士は他日登用せられて國家の大政にも參與するものなる故に、決して賤事をなさしめずとの意に出づ。故に若し公の足袋又は草鞋等の紐の解けたることあらむか、疾く茶道頭もしくは醫士を喚び來りて結ばしむ、是を近侍たる者の心得と

躾方

なしゐたり。晩年公の蓮池に臨まれしとき、午膳の饗應を終へて庭園の遊歩をなしゝに、雲叟侯の趣向にて之を山行に擬し、主客みな野服を著け、股引草鞋掛にて假山竹木の間を徜徉歩行し、數寄屋を以て山中の茶店に擬へ、暫く此に小憩し、茶菓などを喫したりしが、斯くて其茶店を出立するとき、公の草鞋は茶道頭が紐を結びたれど、茶店の主人たる父子は侍者あらざれば、自身に之を結ばざるべからず、茶店の亭主たりし雲叟侯は、何事にも達したる人ゆゑ、藁鞋の紐は苦もなく結びたれど、子息の甲斐守は、慣れぬ事とて紐をしどけなく結び、殆ど足に突掛けたる儘にて道案内をなしゝを以て、その程なく解けたる緒を引摺り引摺り行く可笑しさを、公は傍人に耳語して笑ひたまへりとなん聞く。大名の、身仕度に自ら手を著けぬを行儀としたるは、獨り大藩に限らず、小藩に至るまで皆然り。然るに磯濱が公の足袋脱ぎを諫止したりといふは、養育の主義としては寧ろ反對の談に近し。凡て大名の家庭に於ては、老女中老などの婦人が公子公女に行儀を敎ふるを躾方と稱じ、大切の職務となしたり。蓋し各所に住居を別けたる兄弟叔姪等の、公の

穀堂世子の御側頭となる

前に相會して動作周旋するや、若し擧動惡しき公子あらば、諸老女中老等多數集まり居る席上にて、其公子の附役たる者は、恥辱を受けて甚だ面目を失ひ、或は譴責免黜の罰を受くることもあれば、斯かることは、礒濱に限らず、凡ての老女が細心注意する所なりしなり。さるを大名の家庭を知らぬものは、這般の風聞に感歎して直に美談と爲し、以て世に傳説す。礒濱に關する逸話も亦此累あるを免れず。彼が公を教育したる特色なるものも、今は取り上げて傳ふべきもの少なし。

諸公子齡七歳に達すれば、婦人の手を離れて外寢に居るを法とす。之を外御寢（そとぎよしん）といひ、寢所を設けて夜も獨り寢ねしめ、侍女は次の間に候することとなる。思ふに、溜池御殿にありても、それまでの御附頭は、姚姬夫人の御附頭より兼ねたりしならん。然し公は世子なるを以て、御附頭の資格も從つて高く、或は御側頭の位地を以て遇せれたりしならん。それかあらぬか、やがて古賀穀堂を世子の御側頭となして、教育を委託せらるゝこととなれり

第十一章　古賀穀堂教育を託せらる

學館に人才の選用を諮問す

公の降誕後に於る佐嘉の藩治は、相變らぬ困窮に縛られ、年々會計の目安は不足を告げて、借銀利息の增加を見るのみ。而も江戶邸の經濟も膨脹するのみにて制し難く、家中の一統亦惰氣彌漫裡に華奢を事とせしかば、唯忍び忍びに儉約を勵行して、消極的の生活に退縮するの外なしとし、互に遊惰を戒めて、時代を救濟する知識を求むることを餘儀なくせられたりき。巍松公は、人材に渴して學館の敎育に留意せらると雖も、經濟はこれを許さずし、先公の許し與へられたる遣料は殆ど半減せらるゝに至りしが、一方には智能の要求愈切となり、遂に公誕生の年、卽ち十一年六月、政府より學館に對し、人才選擧の諮問あるに至れり。かくて七月より鍋島越後當役となり、鍋島山城は鍋島主水と共に相續方となりて、多久黨を黜けて財政の大整理

を圖るに及び、學館より文武人才の名を錄して提出し、以て掄選に供したりき。

然れども、學館の經費を節減しつゝ人才の養成を期待するは、今より之を考ふれば殆ど不可能事に近くして、其は只形式の虛名を希ふが如き施設に過ぎざりしが如しと雖も、而も事實は決して然らず。他日閑叟公の刷新を佐けたる人物は、今まさに衰へたる學館にありし、智德を養成しつゝありたりしなり。

當時の學問は單に文學にして、費用の必需は書籍筆紙の外に何もなし。而して當初よりの建設にかゝる内生寮の寄宿舍が、經費節減のために、修繕をもなし得ずに取り縮められたりしと、書籍購求の途さへ絶ゆるに至りたりしとの兩事は、その生徒數を大に減ぜしめたる所以なるには相違なしと雖も、此内に寢處して勉學したる者は、却て周圍の悲境に心神を刺戟せられ、爲めに養成したる其智德は篤摯なりきと謂ふに躊躇せず。且つ購求を要したる書籍とて決して多數にあらず。本來當時の學は、君臣父子夫婦の三

學館の教科書

綱に本づきて倫理を講究し、以て國を治め家を保ちて、美しき倫交を遂げしむるにありき。而して程朱學にては其教本を四書に定め、朱子が著せる小學を以て初心を誘きたれば、永樂の四書大全と小學内外編とは、早く日本に飜刻せられて世に布き、從つて是等の書を俚俗的に解釋したるものも、教育の發達と共に多く著はされたり。乃ち學校の書籍購入も、主として此課程本にありたりしなり。但し其輔翼たるべき春秋左氏傳、國語、史記、前後漢書（是を左國史漢といふ）等を始めとして、諸子百家の書も選んで飜刻せられつゝありたれど、是等の書に博通するは天才ある書生のみなれば、流布の限界は猶狹かりき。此他文學の才を涵養するに必需なる書として、唐詩選、三體詩、及び作詩を誨ふる著述頗る流布し居たり。此の如く學生一般の書籍に對する要求は甚だ狹く、國史の如きも、纔に國史略の著はさるゝ時代とて、學生の注意するところとならず、二重鎖國裡にある佐嘉藩士は、長崎邊防以外には、只藩治に心を專らにすると、倫教の修養とに力めたるのみ。尤も武道にかゝる軍法故實、武家故實、或は民政に通ずる田園勸農等に關して、その知識を要求

秘本を傳寫して苦學す

するものも少なからざりしかど、是等の書籍は盡く專門的の傳書として、寫本にて秘藏せられたりしを以て、篤志者は借覽して轉寫し、以て研究に資したりき。かゝる情況なれば、學館の經費はその半以上の削減を見たりと雖も、頽破の校舍に秘書などを寫して辛勤勉學したる成功は、却て經費の豐富なる時代よりも優りたるものありたり。

學館推薦の人才

藩政の困窮は時代救濟の要求を切實ならしめ、書生の思想をして漸く活動的ならしめたり。是年學館より錄出したる人才の名は、之を知るに由なけれど、其年齢より推せば、閑叟公の初政に既に强仕以上に達して、其刷新を佐けたる人々なるべし。是時より世子に侍したる牟田口井內等は、まさに學職として生徒を教導したり。其他田中半右衞門、永田諸嶺、丹羽久左衞門、南部大七等の如きも、其年齢より見て選中の人物なりしならんか。田中は御番方より出身して防禦に大功を立て、永田は軍學者として御備立方の功者たり。之に踵いで橫尾次郎右衞門出で、武家故實に達して、軍制改革を佐けたり。丹羽は財政にも達して後に名を顯し、南部は民政勸農に有名なり、

かくて人才氏名の錄出ありたる翌年、堤寶左衛門、小森勇（後に覺右衛門）久米雄七の三人學館定詰を命せられて、內生寮に寄宿したりしが、堤は非常の潔癖ありて自席の周圍を掃除整頓し、その淨潔なる拭ふが如し。小森は智者にて運動を好めり。小森、常に其席を掃はざるため、潔癖の堤は忍ぶ能はず、自らこれが整理をなし置くに、小森歸來して再び之を亂雜にし、遂に咳く堤を久米が助けて、復又整理にかゝりしなど、荒涼たる校舍裡數年の勉學にもかゝる滑稽はありしなり。後に堤は能書を以て祐筆役となり、一時其和樣の筆跡は第一と推されしが、晩年閑叟公の神野莊を營まれしより、其掃除手入れを委託せられて、掃除仙の綽名を得たり。小森は佐嘉領の山川水土を踏査して水利を諳んじ、終身鄉普請方として闕くべからざる人物となりしが、久米は山林を繁殖せしめ、理財に達し、よく應變して帳簿の終結を纏むと稱せられしを以て、藏方となりて顯用せられたり。古賀穀堂の、學制管見を鍋松公に呈して學館の擴張に意を銳にするや、公も亦人材の虧乏を痛感して之を興すに志されしかば、財政許さずして、却て其經費の痛減を見るには至りた

サヨシカ
シカヨホ

れど、學問教育奬勵の努力は、時代の要求と俟つて、次第に人物の養成を促し、以て閑叟公の時代に及べりき。

當時學館に於る生徒の思想の、舊を舍て新を圖りて、氣運の變移を迎へつつありたるは疑を容れず。當時在學の故老の談を聞くに、學館にありし彼等生徒が、其氣習よりして、爲學者を批評したる語に、サヨシカ、シカヨホといふ語ありたりと。サヨシカとは左、國、史、漢、の頭音を讀みたるもの、歴史の研究をなして、時の政治に活動せんと志すものを嘲りたるにて、シカヨホとは、北條安房守が著はせる士鑑要法を主張して軍學を講究し、以て將來軍制を改良せんと志すものを嘲りたるなり。是にて當時の書生氣質は推知せらるべし。彼等は『葉隱』の固陋にも安んぜず、亦朱子學の空疎にも倦み、藩政の改良再興に活動せんとて、種々寫本の傳書を物色し、事實に有效なるべきを欲したるなり。宏覽博識、強記にして文案に逸才あり、境目方として閑叟公に任用せられ、兼て詩の點削を承はりたる大塚塾出身の福田東洛も、亦當年十七歳の窮措大にてありぬ。因に此頃久留米藩と境界を爭うて幕府に起

訴したる騷動あり、後記に悉し。

佐嘉久留米の藩界

久留米境界の評訟

佐嘉領の東界は、久留米藩と大河を分つ。直茂公の時、家老成富兵庫助茂安土功を起し、河身に十分の餘地を與へて、千栗より朝日山の西麓まで大堤を築き、以て三根郡の氾濫に備へたり、是を千栗土居と稱す。久留米は其東岸に位し、東より流れ來れる大河の水の、南に屈曲する衝に當れる低地にあり。沃饒の田地とて、河身に廣く餘地を與へ難く、而も河曲に方れるを以て、夏潦に水の漲る毎に、洪水の氾濫を免れず。故に河曲一帶の村々は、毎戸屋梁に舟を弔して洪水に備ふる程なり。さるに久留米より對岸を望まむか、老杉を負へる千栗土居の、鬱蒼として長城の如く連亘するあり。今にても深く水利を知らざる者は、見て以て隣國を壑とするの誹りをなし易き程なれば、當時洪水に苦しめる久留米としては、自ら慊焉たるあるを免れず。まして其他の防水工事にも、境界を爭うて互に不利を他に被らしめし事、爾來

漁域の紛議

數ありて、常に大河に封疆の爭ひ絕えざりしなり。而して隣藩の柳河は、久留米の下流にあれば、自ら該藩と利害を共にし、我佐嘉に向ひて不利を與ふるを喜ぶの情あり。よりて三藩境界の交涉は常に絕ゆるなく、沿岸の住民はやゝもすれば口論を生じて、境目方を煩はすこと多し。今度の諍論も、亦之と其原因を一にせり。卽ち三根郡の大河筋に住する者は、從來久留米の瀨之下邊まで網を投じて漁業をなしゐたるを以て、六年以前、卽ち文化八年八月初旬のころ、久留米領の漁民申し合せ、多數出て來りて、他領內に漁業をなすの不法を詰責し、理不盡に漁具を差押へ、其人のみを追返したるに在り。我領民はこれを無念に思ひゐたりしに、數日を經て、久留米領の漁民我東境の一の標邊に網を下したるを以て、之を見附けたる我領の漁民は、直に往いて、此處は佐嘉柳川の兩藩に屬し、久留米領にはあらざるに、何ぞ恣に網を下すぞと詰問せり。然るに彼は、柳河番所の指圖による旨を答へたるにより、我漁民は數十人にて其者を同道し、柳河番所に至りて交涉に及びたれば、柳河の番人は豫て申し合はせたるにや、柳河と久留米とは同國なるを以て、同

江見津商人凌辱せらる

じく漁業をなすを許したるなりとて、從來の慣例に違反するを敢て問はざりければ、我漁民は其言分の違へるに憤怒し、數百年來の慣例を辨へざるは眞の番人にあらざるべしとて之を毆打し、ために益、事端を引起して、紛諍の端を繁からしめき。

翌る十一日江見津の商人二人商用にて對岸久留米領に渡りしに、彼地にては、不法にも其商品を取り上げて之れを打擲したり。江見村の人民は之を聞き、復讐として十二日の夜久留米領の濱村に渡り、家屋四軒を打ち毀し、家具雜品を破壞して引き歸れり。是に於て、久留米領蘆塚、堂滿等の村々にては半鐘を亂打し、漁民村民數十百人群集して、我領民に備ふる手段を議して喧囂を極めたりしを以て、我領民は逆襲の意志あるものと速斷して、赤寺社の鐘を撞き立てたり。されば江口村より千栗八幡宮邊までの騷擾は、延いて程なく神埼驛に及び、神埼の俠客六人は、白絞りの著物に白鉢卷をなし、市武代官所に出頭して、決死して事に當らんと請へりしを以て、事は早く城下にも聞えて、喧嘩ずきの紺屋町の消防等は、申し合せて草鞋を獻上し、以て

兩藩士民の闘諍

之が加勢せんとて舉り立てり。十三日より十五日まで三日の間は、自他共に其襲ひ來らんことを警戒し、村々には篝火を焼き、螺貝を吹き、只竹槍蓆旗に止まらず、火縄筒の飛道具乃至刀劍を集めて闘爭の準備をなし、各所に糧食の炊出しをなしたりしかば、その狀はさながら戰場の景に異ならず。但士民の集合にて、武士の出動して加入せざるのみ。此間の衝突により、我領民にして彼に捕獲せられたるものは久保四郎兵衞外數人なりしが、此方にも、彼の斥候四人と馬四頭とを捕獲したり。事こゝに至れば、雙方共封建割據の競爭心を亢奮し、意氣込の強き、次第に其氣焔を熾んならしめたれども、雙方より役人出張し、各自領の漁夫村民を說諭して之が鎭壓に努めしかば、遂に示談和解することに決したり。されど、元來利害の衝突せる漁場の紛議より惹起せられたる事なれば、事端の宿すること久しく、其協談は數年に亙るも決するに至らざりき。

兩藩訴訟に及ぶ

十年正月、此事の未だ落著せざる間に、又も漁場境界の事より彼我の間に評論を起し、宿恨の發するところとて鼻息甚だ荒く、遂に津山宇三太といふ

幕使の境界臨檢

もの相手の漁民を斬りたりしかば、事態益〻錯綜して理むるに難く、十三年七月に至り、遂に兩藩より訴へ出でて、幕府の裁決を仰ぐ事になりたり。是に於て杉山傳平江戸より委細の事情を具して佐嘉に歸り、政府に陳述する所ありしかば、家老鍋島但馬茂延（後に一心と號す）は附役福地壽兵衛を隨へて江戸に出府し、前年多久長門と共に罷められたる相良求馬を起し、御雇の資格にて境目方出仕を命じ、而して請役相談人鍋島源右衛門は附役境目方主任の大塚頼母（椎山と號す）と共に出府し、其訴訟事件を擔當して處理することゝなり、十月に土山四郎右衛門被告人の津山宇三太を押領して江戸に護送せり。斯くて幕府に於て訟廷を開き、雙方の原被を喚び出して取調ぶと雖も、遠隔の地に於る境界の事なれば、其の事情に通ぜざるを以て判決を下すを得ず。因て、文政二年四月より勘定組頭久須見六郎左衛門、評定所掛澤彌兵衛を見分使となして下向せしめ、筑後河の實地を踏査して臨檢せしむる事となれり。由來かゝる藩の訴訟事件には、苞苴行はれ易かりしが、殊に幕府積威の末なりしを以て、我藩廳も之に注意を拂ひ、井上孫之允を附廻となし、郡奉行

出役として秀島兵左衛門、犬塚又七郎を、郡方組頭として伊東次郎左衛門、福地壽兵衛、古賀惣右衛門を遣はして踏査に立ち會はしめ、更に檢使出迎として、家老鍋島但馬は豐前の大里まで、重松善左衛門は小倉まで出張し、以て心付の物品を餽りたりしが、二使共に之を斥けたりき。斯くて二使は、久留米の用意したる船にて筑後河を見分し、更に榎津に宿泊して、我藩に對し頗る冷淡なる態度を示したりしかば、乃ち犬塚又七郎等周旋盡力し、ために漸く我船にも乘りて早津江大詫間邊まで檢視し、諸富に宿泊して歸府したりき。爾後幕府も、兩藩確執の裁斷に困しみ、柳河の立花家に諭して居中調停せしめしを以て、結局は兩藩示談して内濟を願ひ出で、十二月に至り和與成りて、九年間の紛爭は漸く解けたり。是事、世界の形勢に對すれば頗る瑣小なる事に屬すれども、各藩の對峙上ゆゝしき關係あるものにて、封建末期の重大事として、頗る興味多き問題たり。而して公は、此諍論の央に呱々の聲をあげられたるなりき。

佐嘉書生頼春水を敬慕す

古賀穀堂公の御側頭となる

古賀穀堂の、鍋松公の初政より、藩の教鐸を授けられて、時難の匡濟に就いて公より厚く任用せられたりしは、前に略述したるが如し。彼は濟時の大抱負を抱き、堅忍不撓、時代適應の精神を養ひたりしが、程なく江戸に世子の降誕あり、尋で十四年五月其父古賀精里は六十八歳にて江戸に卒しぬ。初め精里は安藝藩の頼春水と最も親交を重ねたりしを以て、我藩學生の春水を敬慕する特に深く、よりて春水の筆蹟を學ぶもの多きを加へ、其書風は佐嘉に最も行はれたり。春水は文化の初年に歿せしが、其子の山陽は京都に寓居し、亦穀堂と最も相善し。是年の春、山陽西遊し、筑前より長崎に赴く途次、佐嘉を過ぎて笈を弛めしかば、佐嘉の習法の、旅客を遇する冷淡なるに拘はらず、春水以來の交誼より特に好意を表し、穀堂主となりて之を八幡小路古賀仲庵（朝陽）の宅に延き、當時の學者相集まりて詩會を催し、鯨肉の饗應などありたりといふ。後山陽の名聲の天下に籍甚なるに及んで、此會合の事も

山陽來崎す

亦世の美談となれり。かくて山陽の去つて長崎に向ふや、穀堂も亦同伴したりといふ。是時山陽は、長崎に杖を駐めて寄寓し、出島の蘭醫にして、往年佛帝拿破烈翁に莫斯科の陣に從ひてその傷痍を治療したりと稱するものに逢ひ、當時の戰話を審にするを得て佛郎王歌一篇を賦せり。當年は其戰を距る僅に七年の後にすぎず。當時の日本は西洋の事情に暗しといへど、亦年々長崎渡來の蘭船の齎す消息に注意すれば、此の如き一介の漫遊書生と雖も、其事情に通ずるを得たりしなり。されば佛敗英勝の形勢の如き、我長崎警備の當局者は、必ず既にその梗概を知りたりしこと疑なし。但その批評判斷力に鋭鈍あるを以て、有識者にあらざる限りは、以て一場の談柄となし去りたらんも、世界の大勢が暗々裏に天下の士心を亢奮せしめて、惰眠の覺醒を促しつゝありしは、否むべからざるなり。

穀堂世子の御側頭となる

翌二年己卯、穀堂は世子の御側頭に任ぜられ、公より其養育を委託せられ、て江戸に赴き、溜池邸に住することゝなれり、時に年四十二歳なり。穀堂は、公入部の初めより、弘道館の教育を委ねらるゝと共に公の侍講たり。戊辰

の變には、御番方に舉用せられて其待遇頗る厚く、近くは人材の銓衡に與るに至りしが、其弟侗庵亦父に繼いで幕府の儒者衆となり、宏觀博識一世を傾倒したりしかば、古賀家の學は天下に崇尙せられたり。穀堂は佐嘉に僻在すと雖も、其器局の濶大なるは兄たるに遜色なく、故に兄弟の名聲は藩の嚢中の物にあらざるの觀あり。始め公は、其贊襄を得て時變に對する指針とせられしが、今やこれを舉げて六歲の世子の敎育に當らしめられたるは、其世子を愛する念の深きより、養育に重きを置かれたる結果にして、又同時に佐嘉の宗室國老等が、世子に望みを寄するの篤きを、諒せられたるものなり。時に世界の暗流はます／＼急に、時局の艱難は年々に甚だしきを加へたりしが、此の秋に當り、其の潮流に撼搖せられながら、公の、時を濟ふ儲貳を養成して、明君英主とせんと意を注がるゝ此の如きは、畢竟偉人の出現を渴望せる時代の要求に應ずると共に、羅馬は一日に成らず、大器は晩成を則すべしとして努力せられし所以にして、則ち國家隆興の暗脈は、這裡に伏在せるなりき

御前講釋の法

後に閑叟公の穀堂に賜へる詩に、予學先生道、實從六歳時の句あり。洵あは、彼はたゞ側に出でゝ、教誨の言を幼稚の耳目に進めたるのみならんか、三年庚辰には、世子は七歳の學齡に達して、傅姆の手を離れられければ、穀堂は乃ち侍讀となりぬ。其日記五月七日の條に、

一、御前講釋於御書院「勤」之、三字經を相講候、先以毎月七日御式日相定、御出座等之儀、大岡弘道館循誘堂之節之通。

とあり。當時儒者の經書を講釋するに方りては、佛僧の諷經說法と同じく、嚴格なる尊敬を拂つて聽聞するが法にして、其儀式は甚だ神聖なるものなりき。循誘堂は、公の弘道館に莅まるゝ座所なり。此にて教職等の謁見するは、公の褥を正座に設け、遙かの下座に出でゝ拜伏するを式としたれど、さて講釋となれば、正座を避けて側面に公の座を改め、授業板と稱する黑塗の板をおきて、其上に書を披き、其對座に進講者の見臺を据ゑ、これに經書を載せて講ぜしむ。かくて講じ終るに及んでは、進講者は、膝行退いて下座に跪拜して出づるを式とせり。御出座の儀とは之をいふ、卽ち師弟の禮を執ら

るゝなり。是は、藩祖の、高僧より教義を聽聞せられし時の例に倣ひたるもの、爾來永く定めて師に對する格式と爲したり。諸藩主の聽講も大凡此い如くなりきといふ。富豪商人等が町學者を延いての聽講は、頗る不遜を極めたるものにて、彼等が正座の褥上に坐せるに對して、講者は閒の口まで膝行して進み、手を突いて講釋をなすを甘んじたりと。其は學者を講談師落語家と同視したるにて、其講ずる聖賢の言も、威嚴を缺いて教誨に何等の功なし。かゝる待遇に甘んずる徒を名づけて、實學者とはいひたり。さて穀堂は久しく大名を聘せたりしことゝて、其江戸に出づるに及びては、小城の紀伊守直堯、鍋木の欽五郎直孝等も、みな式日を定めて之を延いて聽講したり。かくて穀堂は、弟の侗庵と共に心を竭して教育に當りしかば、財政困窮の中にありて、世子はよくその智德を琢磨せられたりき。後に述ぶる所を以て、之を知るべし。

實松滅甫江戸邸の窮乏を理す

佐嘉に於る財政困難は姑く舍き、早くより乏しかりし江戸邸費も、今やますく窮迫を告げたりしかば、二年八月五日櫻田邸類燒して、夫人を始め琛姫勝姫の、みな其夜溜池邸に避難せらるゝや、諸商人等は溜池の邸に押し寄せて、掛賣借金の催促に喧噪しければ、邸内の人々は俄に申し合せ、面々應分の持ち寄りをなして一時の急を凌ぎたりといふ。翌年九月の節句にも、支拂ふべき飯米、銀、其他、一切の俸給を渡すこと能はず、邸内の者は盡く常費を仕拂ふを得ざる窘狀に陷れり。實松文左衞門は手明鑓頭の資格に進み、元締役頭取となりて在邸したりしが、此の困竭の狀を目視して痛歎に堪へず心思を竭して理財の方法を經綸し、以て之を佐嘉藩廳に提出し、未だ允裁を得ざるより、姑く病に託して千駄ヶ谷邸に屏居せり。かの穀堂日記の十月の條に

一、夷講前渡方無之に付、内々山住喜兵衞、萬屋權兵衞、扱又小城之役人に而、増上寺内拜敎寮、賢崇寺、其外へ相談候へ得共物立申さず、溜池女中之方、反的(早速の意)御供に差支へる旨に付、霜月朔日護摩堂へ、御年寄市川平兵衞罷出

夷講掛金の才覺

で申談之上、圓成院を仙波成就坊の方へ差越、百金之相談候處、是又出來不レ申、依而老女磯濱之手筋に而二十金程調達出來、先以夫に而御供之支度相調候事。

一、實松文左衛門二十五日相果て被レ申候。

とあり。夷講とは十月の十日惠比須の事ならん。攝州西宮の十日惠比須は有名なる祭禮なれど、江戸には行はれず。但當日は呉服店などにて賣り出しをなす例あり。思ふに江戸の風俗として、幼子の七五三を祝ひ、其誕生日には神詣でをなす習あるを以て、夷講てふ呉服購入のために醵金する講會に加入し、其金を前取して、本年世子七歳の祝に要する支度をなしたるにて、爲に十月の掛金に迫られたるなるべし。藩邸經費の缺乏によりて邸內にある男女の苦配せし光景は、是にてその一斑を知るを得。老女磯濱の働きにて僅に調達し得たる金二十兩は、今の二百餘圓にも相當すべき歟。實松文左衛門は千駄ヶ谷に引籠りたるが、遂に病重りて起たず。文左衛門初めは新助といひ、名は數、字を織甫と稱す、穀堂と同年なり。精里が、幕辟に應

じ、御儒者となりて講帷を昌平に開く初め、江戸に遊學して其門に入らしが、平生學者に對して推服することなかりし彼も、精里には痛く敬服して及ぶべからずと言ひたりと。識甫は算數に敏にして財利に長じ、事務に機決あり。穀堂嘗ていふ、識甫の、書生より擢用せられて要劇の職に就くや、遊刃の餘地綽々として目に全牛なく、老吏も手を束ねたり、此才俊にして天壽長からざりしは惜むに餘りありと。その子謙恒は、天保の初め三十歲にして肥後、辛島の門に學びしが、其時に於ける古賀朝陽が送行の詩に、『娟皮子皇考、吏幹稱『率儒、惜哉天祐薄、不『得』畢良籌、武城一片碣、尙足照千秋』の句あるにて、識甫が才能の如何を想見すべし。由來儒者は、明德を以て治國平天下を說くと雖も、經濟の策に至つては甚だ迂疎なるを普通とす。勘定者を『すくたれもの』と罵り、學者を『見臺枕に打死す』と嘲るが當時の武人氣質として、藩中一般數算に暗く才籌の事に習はず。故に藩の經濟は、刀筆吏の手に委ねられて、終に此大困難に陷落したりしが、其間獨り識甫の、屹然として儒門に出でたるは、學術に重きを加へしめたるものにして、其功力決して鮮少にあらず。穀

堂と同功一體の人といふも亦過言にあらざるべく、時代の人物を產する、偶然にあらずと謂ふべし。

斯くて藩邸の窘竭はいよ／＼甚だしく、穀堂日記十一月の條に、

一、御勝手向極々御差支に付、無㆑據上野筋御借財、當月十日迄御返無㆑之而者御不興に付、越前屋又左衞門へ御借財可㆑被㆑成、右一類春木南溟兼而北方心安に付、御年寄、扱又元締役荒木勘左衞門抔申談に而、麻布御藏之御道具、内々右へ見せ候事。

右に付御日附筋其他色々六ヶ敷事有㆑之候。

とあるを見れば公の成長と共に、財政の困難も次第に增長したりしにて、穀堂磯濱が幼少の世子を教育する遣料の出納にも、種々苦配したりしなり。

明善堂建設

公の能筆

世子は、その學齡に進むに從ひ、聰明純粹の英資を益〻發揮せられ、男谷燕齋を延いて書を學ばれしが、其九歲の時の揮毫を見るに、殆ど成人の筆の如く

一門閣老の感戴

して、文筆に於る穎悟曉通の敏なるを聯想せらる　されば教育に當れる男女の感戴はます〳〵深きを加へたるべく、穀堂の文に「閣下髫齔臣承乏保傅、便蕃左右、天資岐嶷、英資非常」といへるは、浮誇の辭にあらざるを知ると共に、時勢の救濟に一抱負ある穀堂兄弟が、その將來に望みをかけたるを推想すべく、即ち彼等は、共に心を諧にして、薫育玉成の道を講じたるなるべし。由來佐嘉の宗室國老は、累葉藩主と養子聯婚をなせる爲め、庶出の君には親狎に流れ易かりしを以て、此點より泰國巍松兩公は、頗る矜持に力めて威嚴を保たれたる跡なきにあらざりしが、世子は、大藩より歸がれたる嫡夫人の生まれし貴胤なる上、天稟の非常に英明なることは江戸に隱れなく、爲に其聲譽は置郵をまたずして佐嘉に流傳したりしを以て、今や國家ます〳〵多事にして、大有爲の君を迎へて、大改革を行ひ、以て盛運を挽回すべき時期に會するに至りては、宗室國老を始め時艱を憂ふる藩中の士は、孰れも天晴の名君を戴かんとの希望に充たされ、乃ち公の只御遊相手の兒童等とのみ徒らに消光すべき時期は經過して、既に教育の極めて大切なる年齢に至らるゝ

に及び、一門國老等の志はみな御學問稽古の一方に之を誘掖せんと傾きたり。

明善堂の起原

我江戸藩邸の在住者は、其數さまで多からざれど、櫻田溜池の兩邸は頗る廣大にて、其中には家族を携帶して在勤したる者も亦少からざりしが、しかも、是までは其子弟を教育する設備とてはなかりき。是に於て、毅堂は文武稽古所を新設し、在邸の青年を收めて學藝を勵ましめ、以て世子をして其狀態を目撃せしめて、此等の徒と相昵近せしめんと考案したりしが、六年に及び、遂に計畫を起草して建議に及びたり。然るに藩邸にては、財政逼迫の折柄なるに拘はらず、是は世子の教育に至大なる關係ある事とて、異議なく採用に決し、因て設計の圖面を留守方古川與兵衛儔綱に授けて、三月の末には建設地を檢定して工作に著手せしめたり。其大要を言へば、邸中に武藝道場を設くる外、別に十餘人を收容すべき寄宿舍を建てたるにて、讀書並に武藝等に必要の物品を備へたる、一の講堂を設けたるなり。是を藩邸に存ずる明善堂の起原とす。而して、その學問稽古を好み、又人と交はるを喜ばる

る天授の禀質により、世子は式法の許す限り、此稽古所に來つて、彼等が勉學講武の有樣を仔細に見聞せられ、以て鋭敏なる頭腦に多大の有益なる印象を留められたりしかば、未だその歸國せられざるに先だちて、既に佐嘉藩士の風尙氣概に接近するを得られたりき。其英發なる智能の進みの、懸水の如かりしは、かゝる修養の好機に接せられし故なり。

第十二章　公學齡の初期

英船浦賀に再度渡來す

公幼にして藩邸の窮乏を知る

文政三年は、世子七歳の學齡に當りしかば、古賀穀堂は敎育の任に當り、側に在りて其智德の啓發に勉めたりしが、當時藩邸の窮乏は非常の度に騰り、種々醜態も起りゐたれば、世子は、折に觸れ機に臨みて、穀堂又は磯濱等の口よりそれ等の事をも耳にして、君主修德の一端を啓沃せられたりしなるべく、幼齡ながらも心胸深く感ぜられて、聰明の資に辛き經驗を味ひ得られしならん。是れ國主として、治國安民の根本策を養成するもの、亦自ら敎育の好資料たりきと謂ひ得べく、當時何人も希望したる國主養成の實際的方面なりしなるべし。されど我藩特殊の棠職たる長崎の邊防に至つては、當時なほ一般の思想の幼稚なりしため、之を外國の大勢より說くものもなかりしかば、是を以て幼稚の公が初心の感觸を動かすが如き機會は有り得べか

英船浦賀に來る

ふざりしに、恰も好し、文政元年世子のなほ五歳なりしとき、英國船の、難風に遭ひて相州浦賀に著せしことあり。

祝聽草に其始末書を載せて、「當年(文政元年)五月十四日の朝、浦賀御番所にて、三州の船頭平坂榮三郎申出る樣、前夜九つ時(今の十二時)久里濱の沖海鹿島近くに怪しき船を見掛く、其節凪なりければ船掛り致したる哉にも存ず、出帆してもいまだ近邊にあるべく申出たるに付、御番所より見屆船を乘出し、直に久里濱に掛りゐる異國船へ乘付け、何國の船なるや尋ぬれども言語通ぜず、船頭と覺しきもの地球圖を取出し、指さしてイギリスと申す言語分りしも、右船は水より上は薄鐵にて張り、水中は銅にて張り、飛道具、刀劍類數多所持する故、甚だ安心なり難く、早速江戸御奉行所へ注進し、陸も飛脚を立、會津白河へも御達あり、御番所は湊口へ向け大筒二挺据ゑ、御船は武具を積み、會津觀音崎の陣屋より平根山臺場への詰衆は、拔身の槍を引て一騎かけに駈付け、鴨居浦へは旗差物を立、船々平根山下館浦へ漕來り、誠に珍事に有之、御番所より與力、同心衆、船問屋を召し連て御乘出し、右船を取逃さゝる樣の思召の

處、異國人共は決して荒立ず、思ひの外平和につき、浦賀漁船にて湊口まで引參り、手眞似にて御尋成さるゝも言語通ぜず、江戸江戸と申す儀猶以て不安に付、湊口へ碇入させ、船は十艘にて取圍み、外を會津の兵船にて取圍む、船中大筒、鐵砲、玉藥、刀劍の類國法の由を仕形にて申聞云云、此船大島沖邊より大阪船の浦賀入津を追懸來れる由、帆柱の上より遠目鏡にて見て追驅たる由なり、浦賀湊口の山を回り湊入致し帆をおろす、其間に大阪船は逃込めり云云』とあり。是は英國の海軍將校ゴルドンが乘りたる六十五噸の艦にて、トホック海より來れるものといふ。江戸灣海の入口に於て始めて西洋型三本檣の船を迎へたる此騷動は、卽ち時勢一變の端緒を發きたる事件なれば、自然人口にも上りて、婦女子の耳にも心にも、多少外國の事に關する感觸を與へたるなるべし。當時公は五歲の幼童なるも、此事に關する穀堂侗庵等が話柄は、その穎悟なる天資に警告を與へたるなるべく、かくして公も幾分か其空氣に接せられしならんと推察せらるゝなり。

　其後四年を經たる五年の四月下旬に、復た英船の浦賀に來りたる騷動あ

文政壬午に於ける英船渡來の始末

り。此度は公も既に九歳とて、該事件は、前年に比して、更に多大に其教訓の資料となりたるを疑はず。この英船渡來の顛末は甲子夜話に詳記してあり。當時の幕府天文方には、高橋作左衛門景保を首として、蘭學の老功大槻玄澤、以下若年ながらも足立左內等あり、又飜譯局員には、通辯馬場佐十郎なるもの英語に通じたりしが、足立馬場二人の命を受けて英艦の應接に赴きたるとき、平戶藩士にて馬場が弟子となりたるもの、隨行して見聞の儘を筆記せしものに、

文政壬午の歲四月二十九日八つ半頃、諳厄利亞船浦賀に來れり、此時船浦賀を過て富津の方に一里餘も乘入たるを、浦賀の與力同心乘つけ、番人を曉し、船を浦賀へ引戾せしといふと雖も、實はさにあらで、江都の方に乘込むとき、與力同心追來りしが、蠻船に乘ることを恐れ遲々せし中、水夫に一人ありて、蠻船に飛乘り、言語通ぜざれば、江都は其方にあらずなどすかし、楫を轉じ、帆を飜し、異事なく浦賀へ乘返したりと、此事は彼番所にては殊に祕する由なれども、水夫の口より洩れ聞えしと云、又浦賀の與力同心當

に武術修行の體彼地に於ては見及ばずとなり。それより著船のうへ書付を出す、横書にて諳厄利亞文字なり、曰く、何月何日、水夫何人、船主の名、積物石高、船の名、是等に因て官より足立佐内、馬場佐十郎に仰せて彼地に往かしむ、此者は天文局にて常に蠻書の譯文する人なり。五月四日到著す、蠻人薪水を乞ふ旨を言ふ、此船は諳厄利亞を出帆して海上に在ること凡三年、南亞米利加の地に鯨を取りに往きたるものと云、故に薪水に乏しく、よつて來著せりと、察するに夏になりては夜國の方に鯨漁に往かん爲め、順路を以ての故に來るか。是より翌月四日にかの船の鐵砲火藥劍など番所に取揚になる、又通辯は諳厄利亞語に通じたりと蠻人いひたれども、水夫の中、紅毛語を心得たる者ありて、始終此者によりて通辯す。（中略）五日には舶に旗を立てゝ飾る、美觀ゆゑ其譯を問へば、日曜の日なれば祝つて如斯といへり（原註、此日は一箇月の中何曜々々と段々にめぐり有る。中にて、西洋人は別して日曜の當日を賀することの由）舶の長さ十七間、帆柱三本立てり、其舶の造、阿蘭陀船に異ならず、舳先に人形あり、これは歐羅巴洲の勇者のサラセンと云人の像にして、よつて此船をサラ

幕府の飜譯局

セント稱す。彼船に小船五つ率ゐたり、小きは九尺ばかり、大なるは二間半ばかり、これも阿蘭陀のてんまに同じ、此船の造は板の厚さ一分餘にして幅二寸程のものを段々に寄せ合せ、中に横骨を入れ、其上に又板を重ね合せたり、因て板の間は空虚なり、其小口には又板を以て塞ぎたれば、板一枚の如く、厚さ二寸程に見ゆ、唐銅石火矢二挺、凡四百目位、臺仕掛車つき。

など丶見ゆ。露西亞使節艦の文化元年に渡來してより、幕府は始めて西洋の地理國勢を知る必要を經驗し、爾來大槻に地理書を飜譯せしめたりしが、天文方高橋の建議により、文化八年に至つて其下に飜譯局を開き、大槻、足立、馬場等を局員となして、愈〻歐米各國の事情に通ずるに努めたりしを以て、平戸其他の諸藩士も其譯員の門人となりたりき。かくて漸く西洋書を讀み始めゐたりしが、尚足立馬場の英語なるものは、充分には通じかねたる程度のものなりきと覺ゆ。此の如く、文政の初めは、海外思潮の暗流の漸く急を加へし時代にて、初年より、江戸に近き浦賀に英船の渡來することの兩度なるに及びては、かく一隻の捕鯨船を捉へても頗る嚴重なる警備を爲して、江

戸には大騷動をなしたりき、蓋し文化五年に於る英艦の長崎突入と比較聯想して之を考へむか、多大の興味を覺ゆべし。同書に又、

一、蠻舶の警固として出浮みたる船々、十二三反程の船一艘、是は浦賀奉行の船、幕張り槍を立つ、小船三十艘、是も浦賀の船にて、蠻舶の回りを圍む、船三十四五艘、是は白河、小田原、川越の三侯の船にて、大抵一箇所より十二三艘出づるが、何れも浦賀より借船と見えたり。其中に番頭の船と覺しきは幕を張り、槍を立てあり、此船もやはり借船と見えし、其形品川通ひの押送り船と云に同じ。右船々蠻舶を三重に圍みて警固す、然れども非馴れざる體にて、常々長崎などの船備と見較ぶれば、稍劣れりと見ゆ。

一、陸地の備、平根山(會津始の臺場)觀音崎(同上)此處に浦賀奉行の用人、中小姓、一人宛、與力十五人、同心三十人程勤番す、但し奉行日々に見廻り一度。走水(浦賀より二里程江戸の方)白河の人數三百人勤番、地名不知川越の人數千五十人同上、同前小田原の人數五百人同上中略白河の陣場は幕を張り、其中に假屋の屋根と覺しく、澀紙を覆ひたる體にて、纏印少々見ゆる計り、格別に嚴重とも見え

ず、最も到著の時は陣羽織など用ひて美々しかりしと、此地の人の話にいふとあり。五月六日に出帆すべく申渡したる後に、八日になりて去りきとなり。なほ鐵砲方井上左大夫筆記の異船紀聞に、

先年(文政元年)彼國の船渡來の時船がゝりせし浦賀港の入口、燈明臺と鴨居觀音崎との間大凡三十丁餘の場所へ引船を以て引入、此處に碇を下さしむ、此等の事奉行より早速江府へ注進あり、又上總竹が岡へも申遣し、白河侯の人數早速浦賀へ出勢警固す、小田原、川越の兩侯へも出勢を申遣す、五月三日の晝頃迄に兩家の人數追々と著到し、白河と三手の人數番船にて異船を取圍み、法螺を吹き、輪番警固す。異船の廻り程近き場所は浦賀組の者番船にて輪番警固し、或は異船に乘移り、見廻り等晝夜怠慢なく勤番す、三手の人數、番船數十艘、各家々の船印、兵器の飾り堂堂整々なり。平根山、下田山、臺の山、向路は竹が岡、四箇所にて晝夜烽火を焚き嚴重なることなり。さて本月四日の晝時頃に、江戸より足立佐内、馬場佐十郎通辯の爲に浦賀へ著す、追々通辯ありて異人舶來の情實相分り、(中略)舶の長さ十七間二

尺、幅三丈三尺、深さ一丈八尺、乘込人數三十三人、船主の名はダーヒトトケル、年四十。

一、國法にて此地に滞留中は武器不殘可相渡旨を申聞せし處、承諾し奉り、鐵砲劔火藥の類差出し、滞船中浦賀番所に差置かる、それも一見せり。原註、或人の話に、イギリス船此地へ入津、未だ通辯人も來らざるとき、その事に關するもの手眞似仕形を以て、武器の類滞船中渡すべき旨を申渡しけるに、一向不承知の様なれば、如何の譯にて武器を渡さずやと不審もありし由。然るに通辯人此地に來り、本文の通り申諭せしに、殊の外慙愧の様子にて、漸く武器の類を出して渡せしと云、是は鐵砲火藥の類貯へ至て少く、其上鐵砲劔の類錆朽ち、或は銃機損じ用に立たざるものある故、此方の人譏り笑はんことを慙ぢてのことなりと云說あれど、其實否は知らず。

一、異人請願ふ所、早々薪水生果並に大根野菜魚等下し賜はるに於ては、早早出帆すべき由、且下し賜はる品々は代料を銀錢にて納め度との事なれども、必其儀に及ばずと申諭せし由。

一、六日通辯人より諭書の大意は、其方共久しく航海して薪水に盡き、且野菜等食せざる故に病人多く、已むことを得ず、右の品調給求むる爲に此地に船來せし由申立つるによつて、此度は望の品々之を遣はす、よつて早々

出帆致すべし。由來日本地方別して此近海に堅く船を寄越すべからず、此旨を心得、歸國の上船乘の者共に相傳ふべし、云云。

通辯人見聞の雜事筆記に、

一、唐阿蘭陀船何月頃此地に著到するやと船主尋ねしゆゑ、此處は凡て異國の舶來る處に非ず、唐阿蘭陀共に長崎に來ると通辯人答へければ、長崎と云は何れの地にやと云て地圖を出せし故、指示し見せければ、始て唐阿蘭陀船の來る處を知ると云、元來漁人なるゆゑ何事も辨へざることと見ゆ。

一、長崎にて唐阿蘭陀の船來る時も、如此小船を以て取圍むことなるやと船主尋ねしゆゑ、これは定式の船なれば如此固むることなし、其餘の船は長崎にても嚴重に固め、素より港の内へは入れざることゝ答へぬ。

一、元來押强き人物にて、雞野菜大材の薪を今少し申請ひたしと申せしゆゑ、我等江戸より通辯のため此地に來り、汝等困窮申立つるにより、氣の毒に思ひ、此地の人に請ひて望の品々與へたり、然るを尚又右等のこと、我等當地の人に對して申出で難しと云て、其儘にせしと云。

一、通辯の事濟み、暇乞して引取らんとするとき、船主通辯人の手を執つて是非部屋に參りて酒を喫せよといふに付、申斷りければ、少し嘲弄する樣子にて、船主通辯人の肩を叩き、イギリスへ參れなど丶言へり。彼等が心底は、是位なる漁船なるに、數艘の固め船もあり、晝夜警固嚴重にて、特に武器の類取揚げ置くこと可笑思ひたる樣に見え、對談中にも何事やらん船主私語せしを、通詞につかひし異人は氣の毒に思ひしにや、其詳細なることは此方へ申聞かせず、元來奸猾なる人物に見ゆると云。

一、船中に大砲二挺あり、(原註、按ずるに阿蘭陀にてカノンと云は大砲の總稱にて、短きなるヘルトスランカと唱ふは、恐らくは此類なるべし)砲長さ四尺二寸二分、銃口空徑五寸、(阿蘭陀尺にて五ドイムに當る、一ドイムは日本の一寸に當るなり)玉は生鐵にて徑四寸八分あり、本邦の玉透定法より一分餘も透多く、其上尺も短きゆゑ、玉藥も本邦の大砲には劣るべし、徑四寸八分の鉛玉にては此方の斤目五貫目なれども、生鐵玉ゆゑ三貫三百目餘に當るなり、(阿蘭陀の法馬にて二十六ポンド強なり、一ポンドは本邦の百二十八錢目に當る)鳥銃十挺あり、內短筒二挺あり、長筒の方は長さ三尺二寸九分、銃口徑六分五厘、(本邦の十二錢目に當る、阿蘭陀法馬にて一ポンス半なり)短筒は長さ

七寸六分、銃口徑五分五厘、（本邦の七錢目強の筒に當るなり、阿蘭陀法に當て一ポンス弱なり、一ポンスは本邦の八錢目に當る）銃機は火打仕掛なり、撥鬼を二重く、大事の覗物などに要用寡し、火藥に至て堅く、小粒にして本邦の瞿粟堅めと稱するものと同じ。

などヽあり

此の如く、事實は僅々乘組三十餘人の漁船が來泊したるに過ぎざれども、本檣の異國船には相違なきより、二門十挺の砲銃に畏怖して國法を楯に其武器を收め、番船數十艘、番兵千八百餘人にて取圍みて、彼の船主等の苦笑を買ひたるなり。かくて英船の乞ひ得て去りたる薪水菜菓の類は、林檎、枇杷、各一籠、大根十把、薩摩諸一籠、酒五升とて、其の價は問ふほどもなけれど、唯、そのために要せし警備費は、頗る三藩に苦痛を與へたるなるべし。

二大洲の開發と世界交通上の日本の位置

洋海の外には、亞米利加も開發せられ、濠太利亞亦發見せられて、日本は其航通の往還に横はる要衝となりて、商船漁船の往來の漸々繁きを加ふるに至りたるに、日本海殊に江戸の近海には堅く船を寄越すべからず、此旨を歸國の上に船乘共に相傳ふべしと嚴達したるは、迂愚といはんよりも寧ろ滑稽の沙汰た

らずんば非ず。之を思へば、往年長崎に、露國使節艦の來泊するや、數百の兵船、一萬五千の兵卒の、陣營を列ねて之を取圍みたるも、畢竟一笑に價するに過ぎず。而して、佐嘉藩の、爲めに忽ち財政の窮迫を告げ、四苦八苦の境遇に陷りつゝ、復又英艦の闖入を受けて狼狽その擧を失ひしは、今度の、浦賀の狼狽と共に絶好の喜劇なり。然れども此度の事件は、長崎奉行の自殺、我公通塞の嚴罰の如く、一地方に於いて一小波瀾を揚げしめたるものとは異り、幕府をも亦、頗る慙愧せざるべからざる境遇の下に置いて狼狽せしめたり。此の如く、四五年に一度、驟ては三年に一度と、日本の近海を通航する漁船商舶が、種々の風潮病難に事寄せて來るあらんか、幕府も諸侯もいかで兵費に堪ふるを得んや。斯くなりては鎖國も已に其最後の期に急がざるべからざるに、尚且、外國の事情は之を暗中に摸索し、只天文方の語學力を憑みて、果して滿足なる通譯を得るや否や覺束なき其局員を遣りて、僅に通辯をなさしめたるが、當時日本の世界眼なりしなり。されば攘夷を論じ、海防などを策しゐたりし四方有志の思想は、今日のそれに比して、實に雲泥の差あるも

攘夷論の眞根據

のといふべし。即ち或は一漁船長の奸猾なる擧動を聞いては、西洋人を輕視して攘夷は容易なりと侮り、或は警備の嚴重に過ぐるを誹りては、白河侯、會津侯の苦心を過慮となすあり、或は漁船の武器が粗惡なるを見ては、西洋人恐るゝに足らずと思ふなど、其知識の暗愚低劣なる言語に絶するもいあり、爾來の攘夷論の如きも、其多くは、畢竟此等の騷擾に基いて暗中より唱へ出されたるものなり。然り而して、穀堂侗庵が夙に眼を泰西に著け、古賀家の儒學が西洋思想を兼ねたるは、實に此貞丸世子を薫陶する時よりのことならずんば非ず

鎖國年久しく、爲に其間に充滿したる惰氣は、容易に之を拂ふべからず。當時江戸に於る奢靡には、尚依然たるものありたれど、獨り醒めたる志士の邊寇に奮慨する年月も、既に積んで五十年、即ち半世紀を經過するに及びたれば、深宮に養はれつゝある貞丸世子も、此浦賀騷動は之を侍女よりも聞き傳へられたるべく、穀堂よりも、講釋もしくはお伽噺として聞に達したるに相違なし。蓋し、教へらるゝ世子に取りても、教ふる穀堂に取りても、共に將

外舶來航と公教育の資料

穀堂の實際的教育

來に對する屈强の好題目なるを以て、必ずや穀堂は、自ら實驗して憤慨したりし文化初年の事より始めて、此緊要なる事實を公に語り聞かせたるなるべし。されば甲子の露艦來泊より、戊辰の英艦突入に於る長崎佐嘉の狀況、さては逼塞百日間の我屈辱に至るまで、皆同時に活材料となり來りしなるべく、而して聰敏穎悟なる世子とて、必ず之に對して、質問を連發せられたることならん。世子が此大變化の時運を挽囘する天稟は、既に九歲の腦漿に備はりしが、更にかゝる實地の演劇を觀ては、益、雄心の養成ありしことなるべし。是に附帶して更に亢奮劑となりたるは、當時も尚長崎警固を改易せらるてふ戊辰以來の風說の、我佐嘉藩裡より消盡せざりしこと是なり。しかも一面又、肥後藩は、此機に乘じて取つて代らんとの野心を藏せりとの噂もある折柄なりければ、是等に關しも、世子は幼時の多感なる神經を刺戟せられたることとなるべし。之に加ふるに穀堂の與ふる興味無限なる教訓は、必ずや其材料を財政困難、人材缺乏、士氣遊惰等諸種の方面より採りたるべく、因て世子の精神を鼓舞督勵したるの力は、甚だ大なりしものならんと信ず。此

の如きは、獨り我世子のみに限らず、薩摩の齊彬侯、水戸の齊昭侯等、其他有名なる當時の諸侯等の、等しく啓發を受けたる經驗的知識にして、其が異日釀成せられたる維新の昌運を開きたりしを思へば、數十艘の船、千八百の兵員繰出しに要したる費用の如きは價値の對比より之を觀て、寧ろ甚だ低廉なりと謂つて可なるべし。

佐嘉學館の成績

君は船にして、臣は水なり、水能く船を浮べざるべからず。今や貞丸世子の成長に從うて、近くには其教育を助け、遠くは其股肱となるべき人物の必要漸く迫り來れり。爰に弘道館の歷史を顧みるに、泰國公の創設より四十年を經過したれば、人は既に一世を換へ、文化八年教諭原田復初五十九歳にして死し、尋いで穀堂の世子の傅となりて江戸に上るや、其の後を受けて高楊浦里教鞭を執りしも、亦三年に至りて三十九歳にて物故し、教鐸は遂に中村嘉田の手に移るに至れり。而して彼等はいづれも古賀氏の門弟なりしが、

學館經費の御減

殊に嘉田は博覽精通を以て書生の重望を負へる碩學なりき。されど一方財政の困難は、始め定めたる學館の經費二百五十石を節約するの已むなきを致し、文化の初年既に百七十石に之を減省せり。當時穀堂はその學制管見に、『世上には學問流行せずして、學館は大國の手數までの樣に心得、御省略の折は一番に學館の減石といふことになりて、只今の百七十五石にても御費(つひえ)の如く思ふ人あるべし、是は固より世上並の識見にて、深く辯ずるに足らず。全體人才を取立て、風俗を正しくするは政治の根源にて大切なる場所なれば、御趣意さへ行屆くならば、百石や二百石の費え位は御厭ひあるまじき事なり。併し是も一統の御政略の響き、色々御模樣もあることなれば、強ひて申し難けれども、至て差競うたる事にて、何卒遠からぬ中に有度ことなり。』といひたれど、其後益々困難に困難を加へて、嚴しき省略を要したりしかば、學館には增額の機會は無きのみならず其經費は、猶も省減せらるゝの悲運に會せり。百七十五石といへば、月十四石餘の經費に過ぎざるが故に、米價の安値なる當時におりては、誠に僅少なるものといはざるべからず。尤

其後の學館就學者

ら前にも辯ずる如く、學校所要の費用は筆墨薪炭等に過ぎざる故に、亦さしたる不足を見るには及ばざりしならんと雖も、其の微々たるものなりしことは推想せらるべし。さは言へ、巍松公は學館を人材養成場と確認せられしかば、後も有望の青年を拔いて内生寮に定詰を命じ、ために寄宿生は常に絶えざりき。されど一般は武骨一偏の士風を重んじ、只御馬前の打死を稱して臂を張りたしかば、學識才能を磨礪する能力乏しくして、中途に退學するもの少からず、穀堂の所謂世上には學問流行せざるの概觀なりき。其間に於て、幾許の駿馬が弘道館の牧場にて養はれたりしかと算するに、先代には穀堂兄弟、桂山、玉山、鐵甫の數人出でて才力を振ひたると共に、學者の子には原田復初の子一郎大夫韶が指南役兼詩文方となりたるを擧ぐべく、學者の子にあらずして奮興せし人々には、先代の末より養成せられし牟田口通清（天鍋）、井内季皜（南涯）之に次で吉村祐平瑛、枝吉忠左衞門種彰等を主として算すべし。井内は牟田口より二歳の年少にして、最も學力あり、文化の初め教諭に進み、古賀精里の生存中、文化七年江戸遊學を命ぜられて昌平黌の書生寮

に其親炙を受けしが、それより奥羽遊歴の途に上りて、米澤會津の諸藩を歴訪し、九年に歸國して教鞭を執りたり。かくて、文政三年吉村璞と共に再び三箇年の遊學を命ぜられ、十月末佐嘉を發足して、翌月二十五日江戸に到り、

井内季曉昌平黌に入る

穀堂の許に寄宿して昌平黌の書生寮に入りたりしが、當時井内は三十四歳、吉村は三十二歳なりき。枝吉種彰は南濠と號し、吉村と同年なり。初め牟田口の勸誘にて弘道館に入學したりしか、非常の勉強家にして精力強かりしかば、業成りて指南役となり、更に高楊の死後數年にして教諭となる、經學の外に五言詩を能くせり。其持說としては一家の卓見を有し、日本には天子の外に君無し、君臣とは唯天子と國民との關係をいふべきのみ、然るを其他の主從關係にも猶君と稱へ臣と呼ぶは、大義を誤る甚だしきものなりとて、之を彈斥すること最も烈し。

枝吉氏の學風

是れ、長尾東郭が徂徠の東西帝說を論責したるを、一層推擴したるものにして、此論旨を貫徹すれば、幕府が諸藩に君臣の禮を執らしむる非を破毀するに止まらず、諸藩士が藩主を君と唱へ、自らを臣と稱することをも、否認すべき結論を生ずるなり。枝吉氏は斯かる主

張を以て、一箇の學風を開きたりき。

抑も學問は智德を發達せしむる唯一の機關にして、速成の效果は之を望む能はざるも、其必要は勿論依然たり。弘道館四十年の經過は、進步の遲々たるが如き觀ありと雖も、時代の變化を促成したる者は、十指を屈して尙餘れり。即ち以上列擧せるものゝ外、後進の上に猶草場瑳助韡あり。彼は枝吉と同庚にて古賀精里晩年の門弟たりしが、對馬の朝鮮信使應對に隨行し、少年才子の名を馳せて、鄕里の多久に敎鞭を執れり。手明鑓に福田勘十公亮あり。當年二十二歲、大塚桂山の門に學び、博覽强記、目を過ぐれば則ち誦を爲すほどの驚くべき力を有したりしが、兼て翰藻に富み、詩文のみならず、亦支那の官府文及び普通贈答の文案にも長ず。桂山深く其才力を器識し、自己の擔任したる封疆の事に經驗鍛錬を與へつゝありき。永山十兵衛貞武あり。當年十九歲、軀幹壯大、風采は揚らざれども精悍にして膂力あり年を踰えて肥後に赴き、老儒辛島鹽井に就いて學びしが、彼藩の澤村宮門と親交し、共に王陽明學を研究して兄弟の誼を結ぶ。後に閑叟公に親任せら

れし腹心の一人なり。其他手明鑓夏秋忠左衛門富雅は、年既に三十九なりしが、夙に長尾東郭に就いて毛奇齡の西河全集といふ新舶來の書を讀みし外、印度の因明學をも究め、程朱學に別種の創見を開きたり。田中虎六郎は、卓落不羈の俊才にて、經史を網羅し、詩文に馳騁し、有爲の資を具して大抱負を抱けり。尙蓮池の大野梁村、白石の大園梅屋の如き、みな同時代の產兒とす。最後進なる武富文之助定保は、咸亮の宗家たる順藏の孫にて、家もと豪富なり。順藏曾て精里の學を受けしが、孫文之助當年十五歲なるが學才に富みたるを器識し、資力を傾けて亦學問文藝に饜飫せしめしなり。さて如上の數士は、皆學者として政治にも當り、書生の間にも名聲を馳せたる人なりしが、其以外にも、尙民政財政に當りし吏務家にして、業を學館に受けて多少學力を備へたるもの、或は學者の範圍を脫して、此學校の微々たる時代に其才を養成し、以て公の風雲を捲くの日を翹望しつゝありしもの、亦少からず。

佐嘉蘭學の起り

當時の藩に於ける國學並に兵學醫學

次に眼を轉じて西洋學研究の狀態を顧みるに、時代の要求は已に迫れりと雖も、人材敎育の根本となし來れる漢學すら、世上に著はるゝ效力は尙微々たれば、まして其他に於ては、國學もたゞ有職衣紋等を知る一種の技藝と目せられ、小笠原流、伊勢流等の禮容嫺習の傍、久留米藩の松岡辰方が蒐集したる書を謄寫して、秘傳の如くして敎へられしに過ぎず、さして學館の生徒の顧みる所にはあらざりき。兵學は北條流の上鑑要法を門徑となし、醫學は尙漢法の行はれたるが當時全國の狀況なりき。然るに醫範提綱を著はして世に和蘭醫術を始めて紹介せしかの宇田川玄眞をして、最初苦心の餘に成りたる漢醫方の原稿を扯裂して、養父の玄瑞に服從せしめたる寬政末の氣運は、既に我佐嘉にも其晨光を披拂したり。町醫者に島本良順なるものあり。長崎に蘭方の醫書を學びて得る所あり、龍嘯と號し佐嘉に歸りて開業し、蘭方によつて病を診療すると同時に、亦門弟を集めて蘭書を講ぜし

大庭雪齋の和蘭文典飜譯出版

かば、文化以來及門の子弟やゝ多く、福地道林、大庭雪齋等の如きも之に就いて蘭學を修めたり。道林は漢醫方及び本草學にも通じ、頗る博學の稱ある上に、更に蘭學をも兼修したりしかば、一時刀圭家の中に名聲高く秀で、公の幼年より其侍醫となりて藥匙を執りたり。雪齋も亦、漢學の素養あるに加へて蘭書に達し、且つ窮理學をも窺ひしかば、日新月歩の說を主張して漢學の固陋を罵倒し、その和蘭文典飜譯出版の擧は佐嘉の蘭學をなすものゝ徑路を開きて、遂に蘭學寮の創設を見るに至らしめたり。彼が儒學者等を論破し去りたる理學の一端は、其手に譯述せられたる格致問答其他數種に記されてあり、印刷して世に喧傳せらる。

かくして藩士の間にも徐々蘭學の浸潤を見しが、其結果は遂に下級にまで風化を及ぼし、草莽の中にも志を立てゝ奮起するもの頗る出でたり。其中神埼郡仁比山村の伯樂の子にて執行勘造といふもの、醫學に志して、文政五年其二十三歲の時に島本龍嘯に就いて蘭學を修めしが、穎悟强記にて將來に望あるを以て、島本は長崎の蘭通詞猪俣傳次右衛門に紹介して學ばし

伊東玄朴シーボルトに就て學ぶ

めたり。當年は、蘭醫シーボルトの、長崎に來寓して、通詞楢林氏の宅に蘭學を授くる初めに方りてありき。かくて勘造は、寺に寄宿し、學資に乏しきため、豆腐の滓を辨當にして猪俣氏に通學しゐたりしかば、猪俣憫みて學僕となしゝが、同門諸生の常に遊戲に耽れる中に、彼は獨り蘭學に心を專らにしたりしかば、他生は其餘念なきを嗤つて、馬鹿勘と呼んで輕侮したり。かゝる處にシーボルトは、長崎奉行の許しを受け、出島を出でゝ鳴瀧に校舍を設け、以て醫學藥物學を講ずる自由を得たりしかば、勘造も、師の許を受けて之に通學し、益〻天才を發揮する機會を得たりしが、九年二月、シーボルトの、和蘭使節ストヴルレンに隨ひて江戸に赴くや、猪俣は子源次郎、女てる、及び勘造を從ひてこれに隨へり。かくて途次猪俣は駿州沼津宿にて死去し、シーボルトは其後三月を經て長崎に歸りしが、源次郎は留りて藏前の天文方舍宅に住み、勘造と共に蘭學を講ぜり。其後勘造は名を伊東玄朴と改め、江戸に蘭方醫術を弘布し、幕府の辟に就いて長春院と稱し、世に高名なる人となりぬ。てるは其妻なり。日本に蘭學の一進展を見たるは、實に此シーボルト

大石良英と、山村良哲

の力なるが、佐嘉に西洋學の開くる氣運を促進したるも、亦彼に負ふ所多しと謂はざるべからず。シーボルトの誘掖によりて、後に佐嘉に名を成したる人に、大石良英あり。もと長崎の蘭通詞本木昌造の次男にて、蘭學醫術に非凡の天禀を有し、其シーボルトに就いて學びたるはまだ弱冠に及ばざる頃なりしが、異日閑叟公の、佐嘉に西洋學を開きて醫術を洋方に一致せらるるに當りては、夫の大庭と共に、最も力を致して盡力するところありたりき。

山村良哲

玆に又一の奇人あり。佐嘉の六座町に銅細工をなして細き煙を立てたる者の子なり。資質極めて魯鈍なりしが、成童の頃、近隣の小商及び八百屋の子と三人相交はりて親善なりしに、一日小商の子の町人に生まれては、土藏作りの家に住まはずては生甲斐なしと歎ぜるに對して、八百屋の子は、予はやはり一生天秤棒をもて野菜を擔ひ賣り廻るまでよといひたり。かくて、二人は、銅工の子をも促して其志を問ひたるに、彼は默々二人の言を聽くのみなりしが、徐ろに頭を擧げて、予は侍にならんと思ふと答へたりしかば、二人はあきれて、馬鹿は馬鹿を言ふよと後言したりしが、程へて彼は、銅職を

廢てゝ醫家の學僕となり、餘暇に漢字を覺えんため刻苦精勵して撓まざりき。されども鈍才とて學は更に進まず、爲に頗る困じ居しに、偶蘭書は二十六字を記憶すれば讀み得らると聞き、さらばとて島本龍嘯の學僕に住み替へ、更に刻苦して遂に原書を讀み得るに至りしかば、山村良哲と稱して町醫を開業し、蘭方を以て世に名を馳せ、嘉永年間に至りては、時の執政鍋島安房の侍醫に聘せられたり。前に嘲笑せし八百屋これを聞いて、八の結發は怖ろしきものかな、一人は已に藏を建てゝ住み、馬鹿の彼兒は侍になりかけたりとて驚歎したりとぞ。後、公の醫學校好生館を擴張せらるゝや、良哲は遂に一代侍として教授に任ぜられたり。

第五卷　財政困難と盛姫君入輿

第十三章　佐嘉の財政窮困

總說

佐嘉藩は、最初より質素儉約の消極主義を採り來り、其鎖封を嚴にしたる一手因とても、外來の華靡風が武道を消耗するを防止するにありき。偃武の後、世の泰平なるに從うて、幕府は諸藩に浪費を增長せしめて其富强を制する政略を採りたれど、我藩は、長崎警固の重任に力を專らにすべく、江戸役を免ぜられたるを以て、江戸の華奢に對しては比較的冷淡なるを得たり。又官位家格は、所領高の長州に次ぎて、因備の上にあれど、三代興國公の、東照公の外孫たる故を以て、松平の稱號を賜はりて、四品侍從に任ぜられしが家格となり、因て因備と待遇上の權衡を得たり。故を以て榮譽を競ふを欲せ

ず、將軍家は無論親王攝家とも結婚するを避け、又他家とも養子を交換せざる家憲なるを以て、江戸の會同交際にも冷淡にして、長崎防禦に全力を傾くる責任を確守せり。爾來繁昌の江戸は虛榮の中心となり、華奢の都會となりしかば、諸藩みな、幕府の政略に魅せられ江戸の空氣に醉ひて、次第に非分の競望を生じたりしとゝもに、幕僚亦從つて之を煽颺したりしを以て、家齊將軍の寛政に、泰國公の少將昇任を見るに至りしは、漸く他藩と家格の權衡を有たしむる所以なりき。されど爾來少將の官は濫與の傾向に陷り、殆ど二十萬石以上の大廣間大名の常格なる觀をなしゝを以て、一般に特別の榮進とは爲さゞるが如くなれり。又因州家とは、玄梁公既に娶られたることとて、巍松公に及びては重緣となり、爲に兩家の交際は、財政困難の狀態に居ながら、頗る佐嘉藩をして其の向上心を動かさしめたる趣きあれど、亦我藩に於ても、之を利用して經濟の缺陷を塡補したる痕跡なきにあらず。兎も角も佐嘉藩は、江戸の勤務を除かれたるによつて、榮耀を競ふ諸侯との交際には用意甚だ疎に、隨て運動も亦拙かりしが、當將軍の榮華を恣にするに至り

ては、諸藩互に豪奢を競ひて其官を進められ、隣藩の久留米すら少將に累任せられしを以て、鍋松公の依然として從四位侍從に止まりたりしは、多幸なりし公の生涯に於て、唯一の大恨事なりけり。抑も少將侍從の空銜は、さして得喪なきに似たれど、泰平の世にありては、階級の上下は眼前に大なる影響あるものにて、登城には小藩弱藩の下に列し、藩士間の外交に留守居等常に末席に坐せざるを得ざるが如く、體面極めて悪し。華冑の、皇室より與へらるゝ名譽を羨望するは、自然の情勢なり。此自然の情勢に乘じて、其與奪の權を假りて諸大名を制馭するは、將軍の最も利とする所たり。されば、鍋松公が、藩の困窮を知りながら江戸勤務の費用を節減し得ざりしは、徒に自己肉體の慾に殉へて士民の困苦を忘れたるにあらず、藩の體面を刷ふ以上然らざるを得ざりし所にして、幕府の術中に陷りしに他ならず、而も其希望の蹉跌して、竟に榮進の機會を得ざりしは、實に公畢生の恨事にてありけり。然るに世子の誕生あるに及んで、由來例なき將軍の女盛姫君と結婚あるに至りたりしが、こは、我より強ひて之を求めたるにはあらず、亦氣運の然らし

世子縁組の仰出

むる所なりしなり。蓋し我は泰國公以來多子の幸福を享けしが、將軍家齊公多子にして大奥に數多の姫君あり、大國主は押しても縁組を命ぜられつゝありたり。卽ち貞丸世子も、大藩の嫡子として早く其好配偶と認められたるにて、盛姫君は三歲の年長なるに拘はらず、文化十四年の冬、世子の未だ四歲の時、既に將軍より內意ありしが、文政二年十月、公然縁組を仰せ出されて、世子は乃ち直諒と名乘らる。其時將軍より年齡を加賜せられたりといふ。斯くて婚期の至るを急がれ、六年には世子も十歲の齡になられたれば、櫻田邸に於て姫君の御住居を營繕し始めたり。凡そ將軍の姫君の住む所は、之を御住居と稱へ、家格のやゝ高きは、之を御守殿と稱ふ。正門の傍に馬を繫ぐ欄を設くるを許されたるものなり。

序に是までの家庭に於る姨姑諸婿を略記しおかん。巍松公に姊三人あり、長を英姫といふ、鹿島の和泉守直宣に嫁す、次を誠姫といふ、高田侯榊原政令に嫁す、並に既に卒せり。次の於國は諫早敬輝に嫁して佐嘉の邸にあり。又妹は六人あり、長を徽姫といふ、中院通繁卿の室となし、次の晟姫は久世通

將軍の多子と押掛結婚

理卿の室となる、並に京都にあり。其姉の覲姫は宇和島侯伊達宗紀に嫁し、妹の馨姫は勝山侯三浦誠次に嫁す、並に江戶にあり。宗紀侯は、後隱居して春山と號す、豪邁强幹にして學識あり、大廣間に於る骨鯁の英主にして、水戶齊昭侯に先だちて時勢の變化に著眼したるが、世子の成長に從うて其聰敏なるを器識し、意を加へて玉成を期成し、穀堂等の薫陶に力を添へたりしを以て、我藩邸內にても賢主として之を畏敬したり。最長を於欒といふ、白石の山城直章の妻たり。徽姫の妹於穀は、伊豫茂啓の妻となり、並に佐嘉の邸に住したり。

銀價暴騰と富札興行

多子の家齊將軍は、大藩主に對して押掛の養子結婚を命じたりじかば、隨つて大藩主等は、榮譽の家格を進めて江戶に誇耀しだると共に、華奢の浪費を劇增して外寇の防備を放棄し、爲に時勢に逆戾するの已むなきを致してはしなくも尊皇攘夷論の沸起を激成したり。卽ち、佐嘉藩に於ても、長崎警備

多久黨黜罰ミ藩政府の大更迭

の負債に沈みて、經濟の困窮の年を追うて劇甚なりしに拘らず、將軍の姫君との結婚は、大苦痛を忍びて之を享受する境遇にてありぬ。よつて爰に世子降誕以來の佐嘉窮困の狀を述べおかん。

多久黨の文化甲戌世子降誕の年に黜けらるゝや、鍋島越後請役となり、宗室の鍋島山城は鍋島主水と共に相續方となりて、財政改革を謀りしが、其時御年寄洪六郎兵衛は、病を引いて辭職したりしかば、江副金兵衛再勤を命ぜられて、鍋島傳兵衛、納富十右衛門と共に御年寄となれり。かくて、外廷には固部右京、石井左近、鍋島源右衛門、伊東四郎兵衛、秀島兵大夫の五人請役相談人となり、大目附には鍋島市佑、藏方頭人には相良順左衛門、銀方には井上孫之允等當りて紀綱を振肅し、以て人心を一新せんと期したりしが、かく政府には大更迭を見たりといへ、當時勢に於て根本的の改革としては望むべくもあらず。限りある田地の收入の外には財源なく、更に、江戸費の膨脹、大阪負債の元利支消額の増進等は、如何なる手腕家の出づるありとも、俄に處置し難き難題たり。而して內廷を始め藩內一般に、江戸風の奢侈、上方風の贅澤輸

米筈濫發と銀相場の騰貴

入せられて、内外經費の増加する一方なりしに加へ、銀相場の騰貴ありて藩の財政を一層困難ならしめたり。

抑も我藩に於ける定銀八十文の價は、安永八年の定めにして、其以前は時時の相場に從うて年々錢の値段を定めたれども、餘りに煩瑣に過ぐるより、執務の記簿に不便なりとて、銀一匁を錢八十文に換算することゝなしたるなり。されど相場は一定し得べきものならず。銀價の騰貴につれ、文化十一年には銀一匁の相場は百四十文となり、十四年には百六十八文となり、文政二年には二百十文となり、定銀より殆ど三倍の暴騰を來せり。こは固よりかの大阪の日本全國内に於る相場の騰貴に伴へる自然的影響なりとはいへど、我文化文政の暴騰は、其銀相場とも權衡を失ひたる藩内のみの大暴騰にして、米筈濫發の結果のみ。蓋し藩内にては、銀に換算するに錢を以てすることはなきにあらざれども、多くは米筈(第八章參看)を以て換算したるが故に、米筈濫發によりて其値の大下落となり、卽ち銀相場の大暴騰を見たるなり。然るに小物成所、六府方等の徵收する各種の運上銀、八別銀等は、銀にて

政府支拂金と納税金とに銀價を異にす

上納する規定なるを以て、銀價暴騰すれば納銀者は增税同然の困難を受くるに至るべく、旁〻爲政者は、宜しく過剩の米穀を消却し、以て米穀と正銀との價値の權衡を保持せざるべからざるに、無遠慮にも窮餘の惡策を講じ、役所よりの支拂には定銀八十文の規定を用ゐる一方、納税者は時の相場によりて納金すべきことゝなし、以て其差額の利を收めんと企てたり。是に於て新地掛方を始め、各莊屋中より各種の請願續出し、爲に勘定方頭人坂部八郎大夫は、其中に居りて調停の折衷案を立て、百五十文を以て銀の御立直段と定め、上納も支拂も凡て此御立直段に據らしめんと主張したれど、内廷に於て拒斥せられ、依て新地掛方莊屋等連袂辭職を申し出づる等、一時頗る喧囂を極めたりしが、遂に之を威壓して承服せしめたり。

此の外に政府が財源の一となしたるは富札なり。千人講、萬人講、勸化講、或は百貫講などゝ稱し、其の最大なるは六百貫といへり。共に一種の富籤にして、小物成所又は銀方等座元（御銀主）となりて之れを發行せり。六百貫講、即ち千兩富なるものは、一本の籤を直錢百四十四匁とし、一萬本を發行する

富札發行

を定規とす、故に豫定の一萬木に皆購買者ありとすれば、其金高は合計千四百四十貫となり、本籤六百貫と中籤以下の當籤、及び總ての雜費用とを控除するも、猶六百貫餘の純益を得る算當なり。擧行の場所は多く市外の南光院にして、千兩富には郡目附、其以下には下目附出張監視し、座元役所の頭人より警固の者を出す習法なり。富札も、初の間は庶民投機的慾心、或は好奇心に驅られ、一時は狂するが如く之を買うて六百貫、卽ち千兩の暴富を僥倖せんと競ひしが、當籤極めて少なく、他は皆白籤にして得る所なきより、多數の籤を買うて家財を蕩盡するもの少からざるに至りしかば、漸次に萬一を僥倖するの不可なるを知ると共に、當籤者の暴富が數年を保たざるを實驗し、乃ち人々相戒めて之を顧みざるに至り、適々買はんとするあるも、古米等を以てするのみにして、現銀を出して購買する者は殆ど無く、ために文政二三年の頃よりは、豫定の半額も賣り出すこと能はざりき。かくて利益の減少すると同時に、學館始め目附等より反對の論出でて、物議の種となりたりき。此法閑叟公の初めに廢せらる。

士民疲弊、災害並臻る、參勤費の紛議

切米の買揚渡なし

甲戌の年には、政府の交迭あり、大阪借銀の破綻ありて、財政逼迫は益々その度を進め、十二月に至るも切米の買揚渡りなし（買揚渡りとは、切米の四分一を赤米渡りとて十月初めに渡し、四分三を四分し、其一分を買揚渡りとて銀子通貨にて渡し、四分一を獻米渡りとて國老以上の獻米により仕拂ひ、餘の四分二は米筈にて鄕村より米を收納する法なり）。因て十五組連合して歎願書を呈出せる結果、大晦日に至り用達商の米筈にて渡さるゝこととなりたれど、用達商も亦、引受米以外に多額の當筈を濫發せられたるを以て、之を交換すること能はず。翌年正月元旦の旭日は、高く昇りて既に牌（今の十時）に至れども、用達商の店頭には二十人三十人の侍押し寄せて膝詰の談判をなし、かくて門松を飾り歳德を祝ふ元旦も、喧囂紛擾の裏に過ぎて、前代未聞の奇劇を演出したりき。しかも是れ江戸には貞丸世子の誕生の初年始なりし年なるを聯想すべし。

是年市中は五十年來になき商業の不景氣にて、上下共に大改革の英斷あらんことを希望せり。鍋島主水等の當局者は、其希望に副はんと勉めたら

參勤延期を見るに至る

んも、理想と實行とは常に相反し易く、當冬までは辛くも供し來れる江戸參勤費の如きも、是年も翌十三年も大阪廻米の數の增多したるため、遂に十四年には調辨せらるべき見込なく、因て御猶豫を願はんとの議起り、九月二十六日の發駕を、御不例と稱して延期せり。かゝる處に久留米訴訟事件起りたりしを以て、當役差次鍋島但馬、御年寄秀島九郎左衛門の二人は其用事を兼ねて參府し、請役相談人鍋島源右衛門は、藏方代判役石井彌七左衛門、銀方洪忠大夫と共に上阪して、借銀方の始末をつくべく定めたれども、當局の議論に加へて、公も亦參府を望まれたりしを以て、急遽、但馬、九郎左衛門の出府を停め、十一月十日に至りて公は發駕して參勤の途に就かれたり、公參勤の澁滯は此に始まる。

かゝる有樣なれば、明る文政元年正月十五日、御年寄、請役相談人等、鍋島山城の邸に會して、善後策の條件を議せしも、議論百出して一も決する所なし。然るに不幸にも公は、江戸にて病に罹られ、爲に二月御暇の上使を受けられたれども、御禮の登城をなすを得ず。かくて長崎警固の事は、小城の鍋島加

財政逼迫甚し

賀等を名代となして勤めしめ、其まゝ滯府あり、秋冬の候に至りて漸く癒えて、しかば、十月十八日江戸を發し、十二月十六日歸城ありたり。全一箇年に亘るこの滯府は、たゞさへ困難の財政に一層の困難を加へしめ、江戸費用二萬餘兩は御側用達等にて調達し、獻銀、人別銀にて十箇年濟崩しの法を立て、大阪借銀方には家老鍋島但馬、請役相談人秀島兵左衛門、藏方石井彌七左衛門を遣はし、講仕立にて一時を彌縫することゝなしたれども、猶本年の豫算には數千貫の不足を生じ、逼迫いよ〳〵甚だし。加ふるに當年は大旱魃にて、水田龜裂して五穀登らず、更に翌二年八月には、江戸櫻田邸類燒にかゝりて全部灰燼せり。斯く災害踵臻りて臨時費を增加せしめたれば、藩當局者は茫然自失して策の出づる所を知らざりしに、恰も其央に、貞丸世子に對し、將軍より盛姫君との緣組を仰せ出されたるなり。

是年又公の參府年に當りしを以て、其費用をも亦辨ぜざるべからざれど、當局者には見込立たず、因て已むを得ず十五組の組扱を集めて、藩財政困窮の狀況を述べ、以て組中有福の者に獻銀を勸めて一時を糊塗せんと企てた

改革派の重臣公の發駕を沮止せんとす

り。御年寄鍋島傳兵衞此有樣を見て憤慨し、數次公に謁見して時事の日に非なるを言上し、相續方を再興し、鍋島大隅、鍋島越後、鍋島孫六郎の三人を任用せらるべしと勸めしかば、公之を諾し、三人を召して之を謀られたり。因て三人に、經費節約の斷行と本年の參勤猶豫とを條件として就任せんと請ひたりしに、公は言を左右にし、或は怒り、或は宥め、或は嚇し、或は慰むる等、擒縱の妙を盡されしを以て、三人も公の舌端に籠絡せられ、遂に就任を餘議なくせられたれども、節約斷行、參勤猶豫の兩件は、因循苟且して毫も行はるべくも見えず。有田權之允一派の近臣は、例の參勤を怠らば幕府の意嚮も如何あるべきと、專ら公の裏情に承順して憂慮の説をなしゝが、當役鍋島主水も亦奧向の意に迎合して、改革派と衝突したりしかば、政府内廷の反目逆忤は漸く甚だし。然るに公は、かく重臣等の反對甚だしきに拘はらず、いよいよ參府を決して、八月二十八日發駕の旨公表せられたりしを以て、改革派の重臣は、時期の切迫せるより、其月二十四日の夜鍋島山城の邸に會して決心の臍を固め、二十七日山城始め諸國老早朝より總登城し、公に謁見して、參勤

石掛銀人別出賦課

發駕の猶豫を請はんとせり。されど、公は言を左右にして謁見を許されざりしかば、老臣は皆雜當を取り寄せて、夜に入るまで城中に詰めたりしも、遂に拜謁の機會なくて、乃ち內心の不平抑へ難しと雖も、亦如何ともすべからざるにより、初夜の城鼓を聞いて各〻罷り歸り、かくて公は、豫定の如く翌二十八日を以て參府の途に向はれたり。是れ當役鍋島主水等が御側頭有田權之允一派と結託して、山城等の改革派を排斥したるによるなり。

公の發駕と共に、改革派の面々は內心の不平燃ゆるが如く、いづれも反對の意見を醞釀したりしが、而も今は何等かの方法を以て其費用を調達せざるべからず。是に於て、本年は御馳走米、獻銀、增獻銀等を從前の如く差し出さしむる上に、宗室國老以下二百石までは一石につき定銀二匁、二百石未滿五十石までは同一匁五分、五十石未滿よりは同一匁づゝを徵し(是を石掛銀といふ)、又領內一般に人別銀を課す外、有福の聞えあるものに獻銀を促すことせり。其時の令に「惣て下々の儀は就中極難差迫り、間には及飢寒候者も有之由相聞ゆ、誠以苦々敷次第に候、可相成丈者右樣の取計(石掛銀人別銀などいふ)無之筈、

精々讃談有之候へ共、公邊御務向御不束の儀等有之候ては御國家に相懸、聊以不容易儀にて、外に評議の道無之、眼前の御不興には難被相換、不得已事、前段の通被仰付儀にて、下々迄無際限事の樣にども心得違不致樣、頭々より篤く申諭す樣。』と諭達せられたるは、參勤反對論に對する辯解なりしも、此達しは、民膏を絞りて江戸贅澤に投ずてふ士民の反感を激增したり。

米筈大下落、内外廷の撞突、無禮講の調和

當時通貨の狀態は、銀米と稱して銀と米との交易を其基礎となし、會所の米藏より出す米の當筈(あてはず)を紙幣の如く通用せり。其米筈の引換は、十一月二十日の仕切日限前になすべき規定にて、若し用達商に於て引換出來ざる場合は、翌日より米筈方にて古米筈と引換ふる習慣なれど、本年は右の事情にて迚も交換し得べくもあらざるを以て、十月二十八日請役所より告諭を發し、『當年の儀は御仕切後年内の引當被相止、來年三月朔日より同二十九日迄引替候通被仰付候。』と布告し、本年の切米買揚には、凡て米筈を以て渡した

り。是時藏方にて定めたる買揚直段は、一石百二十五匁五分にて、米筈渡には二百四十六石八斗について米筈五百十六石二斗二升三合三勺なりしを以て、米筈は正米の半價にも充たざる割合なり。斯く彌縫に彌縫を重ねたる財政は、三四年に至りて極點に達し、米筈十萬石餘の發行過剩を來し、一升四十文の米筈が十四五文ならでは通用せず、銀價は益暴騰し、定銀は八十文の規定なるに、二年には二百十文となり、三年末には三百八十文となりて、他領の一匁百二十文に較して三倍以上の暴騰を致せり。されば市中と郷村とを問はず、物價騰貴して金融杜絶し、逼迫困窮四方に起りしを以て、當局者は一方に之を懇諭救濟すると同時に、他方には收入の増加を計らざるべからず。しかも貧民を救助して、其負擔を輕減せんとすれば、政府の收入に減少を來し、收入を増加せんとすれば課税の重苛を來すが故に、この矛盾の兩面を調和せんには、上下一致して刷新の實を擧ぐるより他策なかりしも、前述の如く、當局の重職に反目相悖ふ黨派的暗流ありしため、事は益雜亂紛糾せり。御年寄岡部右京は是年建白書を上り、家祿五百石を全部獻上して、財計

米筈暴落

岡部右京家祿を獻上して有田一派の奢侈を諷す

有田一派が専擅の一例

の一分に供せんと請へり。蓋し有田權之允一派が財政困難士民飢寒に迫る窮狀なるに拘らず、常に華美奢侈の生活を爲すを憤慨したるなり。

有田一派の側衆が偏頗の處置を爲して權勢を弄したる中の一事は、家中緣組の不許可なり。元來侍の嫁娶には、必ず藩主に願出でて許可を受くるが法なれど、實際は、特別の事情なき限り殆ど不許可となる事なきを以て、許嫁を內祝言と稱し、懷姙分娩の期に臨みて願出でたるもの少からず。然るに藩士困窮の極は、嫁娶の正式を擧ぐる能はざるのみならず、或は粧資を減殺すべき目算よりして、內祝言をなすもの頗る多かりしに、其の中、平生有田一派の側衆に聲息を通ずるものにあらざる限り內祝言を濟して願ひ出づるは多く不許可となりしを以て、中には往々既に懷姙したるものなどありて周章狼狽し、遂に有田派の鼻息を窺うて其處置を爲すものあるに至りしかば、反對派の人々は君德を傷くるものとして益〻之を憎嫉し、爲に兩派の溝渠漸く擴大せられたり。公は之を憂ひ、松原神社の神慮を安むとて、三年九月二十九日臨時祭を行ひ、翌晦日國老に神酒を賜はりて鍋島大隅に旨を

無禮講を催して確執緩和に力む

授けて親睦和熟を計らしむ。鍋島源右衛門が、當日大隅の者と一同晦日夜は松原社御通夜遊ばさるゝ儀につき、惣て一統連判中廉々格々にの不混、御親類の、家老の、父は著座のと、一和せざる樣に聞召され、左樣にては御政事の上も相濟まず、いづれ連判中一致同心になり、和熟いたし候はでは相濟まざるにつき、殿中に於て家老始め連判中の和熟のため、辨當持寄など、いづれも腹藏なく寄合候樣に有之度旨思召す。と著座中に傳へたるは、公の內意をも亦傳へたるなり。卽ち其夜料理之間に於て、鍋島山城以下の宗室家老酒肴を賜はり、火鉢を共にして、彼等自ら調理勸盃することゝなりしが、曉七つ頃には（今の午前四時）、公も亦其席に出で、大隅の請を納れて著座一統を其席に招き、格式を廢して無禮講となし、茶道子（茶道の者をいふ）の給仕の出入を禁じ、御年寄主人役となり、御側頭有田權之允、松村一右衛門等の人々給仕の勞を取りて杯盤の間に周旋盡力し、一同徹宵して痛飲したりしを以て、遂に泥醉の餘歸宅し能はざるものあるに至り、玆に多年の確執反目は大に緩和せり。かくて公は、重臣和熟を計りたる無禮講に大なる興味を喚起し、翌月八日の松原社

參籠にも、凡ての供廻を廢して獨行にて參詣することを發表せらる。岡部右京これを聞き、自ら草履取となりて隨從せんと公に請ひ、萬一の用意として、著座中にて駕籠舁其他行列の全部に當らんと發議せり。蓋し其後右京は、蟄居中精神の變調を來し、六年の末に至りて發狂したれば、此頃既に常調を逸しゐたるなるべし。さはれ此發議は著座中の大議論を惹起し、公の獨行にて社參あるだに容易ならざる事なるに、著座中にて下賤の勞役に服せんなどとは言語道斷なりとて、著座中より鍋島山城に開陳して諫止せんことを求めたり。かの右京は、前年家祿全部の獻上を願ひ出でゝ家中を驚かしたるもの、名を利容といひ、田中藤兵衞英武の子なり。小身の家より著座家を嗣ぎたりしが、同列中頗る事務の才幹に富み、思慮周密ならざれど氣概あり、其言行はまゝ矯激に失すれども、亦有田一派に對して痛快なる刺戟剤たりしに、此に至りて御年寄を免ぜられ、隱居蟄居を命ぜられて、遂に引取の譴罰を受けぬ。かくて其後は御側衆愈、權力を振ふことゝなり、有田權之允は御側頭より御側目附、近習頭、御年寄を兼帶すべく仰付けられ鍋島讃岐は

嬖臣藩政を専す

御稱號を賜はり、鍋島主水には御親類同格を仰出さる、共に有田派の人なり讃岐は須古の安房茂理が次男にて、村田家を嗣ぎたる人、會〻當年日峯公の二百年祭行はるゝにより、茂理の先祖茂里の公の養子となりし大功を樹てたると、成里の親なるとの故を以て、特に此待遇に上りたるにて、蓋し非常の特典たり。因て以後の家例とすべからずと仰出さる。彼が家は連判家老の首席にして、御親類同格となりたるは唯彼が一代あるのみ、嗣子茂延は倉町家鍋島大隅の長子にして養嗣となり、頗る才名ありし人なり

岡部右京黜けられてより、藩政の權は御側の嬖臣の手に移りしかば、爾來施政は益〻格例に泥み形式に流れたりき。即ち是年九月には、外小姓の名を本番と改め侍役を著座役に進め、隨つて御年寄の達をも御直達と改めしが、同年二月には、名前改正の令を發し、御親類同格家老は國名を、著座中、御側頭、御側目附、御附頭、小姓頭、進物役、御駕籠心遣等は官名を通稱とし、小姓衆は一字名たるべしと令し、宗室國老等の附女中に四音の源氏名をつくるを禁じ、正月其他の御目見の禮式を改正して、年末より其禮法を教習せしめ、一方

には儉約令を下しながら、格式相當の行列服裝を整ふべき旨命ぜり。

家中の獻銀騷動と新米筈發行

御馳走米賦課率增加

儀式の改正は、幾度腐心して之を行ふとも、政治上には害こそあれ益なきものなるが、一方根本の財政問題も、三月には已むを得ず馳走米分掛率の增加を計り、宗室國老は四分、千石未滿三百石までは三分、三百石未滿二百石までは二分半、二百石未滿百五十石までは二分、百五十石未滿百石までは一分半、百石未滿五十石までは九釐、五十石未滿よりは更に數等の遞減をなして、進納の便宜を計り、九月中に其三分、十月中に四分、十一月中四分と、三期に分納するを許し、休息即ち無役のものよりは、石分掛率の外に凡て一分を加徵し、以て石掛獻銀の法を廢したり。然るに翌四年四月大阪の公金名目銀に破綻を生じて、如何とも爲しがたく、因て目附大園杢之允歸國して、此際三千兩の調達出來ずば、拾收すべからざる大破綻に至るべしと說きたるにより、藏方に於て千五百兩を調達し、殘り千五百兩の工面としては、宗室國老より

二十石までの家中に對し、十石につき七匁づゝの割合を以て、當秋差出す御馳走米の中より、納入の時期を引揚げて直に納付すべきを命じたれど、元來馬かる姑息の手段にて解決せらるべき問題にあらず。此秋に至り、本年の參勤料其他として少なくとも二萬二千五百兩の金子を要するに、藏方にて調達し得たるは僅に一萬四千兩に過ぎず、已むを得ず宗室國老には七千兩、家中十五組には千五百兩即ち一組百兩割當の別段調達を命ぜり。調達と稱すれば獻銀にあらざること勿論なれど、後日に至るも到底返濟せらるゝ見込なき銀なるを以て、名は調達御借上（かりあげ）と稱すれど、其實は一種の獻銀に外ならず。されば諸組中有福の聞えあるものに特志獻銀を迫り、殘額を組中へ石掛にして調達することゝなしたるが、有福と稱すべき程の者とてもなかりしため、大部分は石掛となして調達し、爲めに大約一石に銀十匁内外の割合となれり。從來の獻米すら既に過重の嫌あるに、今又重ねて銀調達の命かゝりたるなれば、命のまゝに調達納銀し得るもの少く、完納したるは僅に鍋島石見、坂部八郎大夫兩組のみにて、他の八組は半納し殘る五組は三分一

納金困難と物情騷然

の納銀も出來ざりしが、宗室國老にも不納多く、切地にて收納の布告を出したる程にて、從つて藏方の銀繰(ぐり)も亦出來ず、旁、從來の切米三分買揚を廢止せんとする議起れり。是に於て、家中は彼處に三人、此處に五人寄合ひて連夜吟味する等、物情騷然たりしが、殊に本年の末には旅女中幾浦等が二の丸入城の騷動ありて（第十章に出づ）佐嘉の人氣甚だ惡しく、各人の境遇によりて不平悶懣の原因は各相異なれども、當局の處置に憤怒を抱けるもの頗る多かりしを以て、外間の狀態は頗る容易ならず。かくて年末の迫るに隨ひ、其形勢は甚だ險惡になりたれども、切米買揚渡りのありたるに水をさゝれたる所に、當局者の、萬一御勤向等に御不束之有りては相濟まず云々てふ諭達を楯に執りて、國家の面目、君公の爲には一命さへ差し出すべきものをと、或は懇諭し、或は慰撫したれば、道は鎖封に結晶したる家中とて、其憤懣もいつか薄らぎ、不平の終熄を見るに至れり。

支藩の改革熱

本藩の財計逼迫は支藩宗室國老の大配分に影響し、課稅過重の歎聲は東西部に彌蔓して、改革刷新を望むの聲は各地に起れり。中にも鍋島越後の

大阪への廻米と正米の騰貴

領地なる武雄領士民の反感最も甚だしく、遂に五年二月に至り、頑直木訥の士十七人は、決死の白裝束にて佐嘉の邸に來り、愛妾三穗野及び野口某の佞臣を黜くべしと請ひて、願意の貫徹するまではこゝを退かずと堅坐したりしが、此の外小城にも、諫早にも、困窮逼迫に關する改革要求の運動は二三に止らず、竟に此の儘にて熄むべき狀態にてはあらざりき。かくて民間の生活狀態は日に月にます／＼逼迫を極め、銀一匁錢四百文てふ暴騰に暴騰を重ねし去年末の御立直段は、更に今年の春に及びて六百六十文といふ未曾有の騰貴をなし、ために一升四十文の米筈は僅に二三文ならでは通用せざりしが、殊に衆民の直接に苦痛を受けたるは正米の暴騰にして、市中郷村には餓死するものあるに至れり。　蓋し前二年間、大阪負債の爲めに、出來るだけの手段を盡して米穀を彼地に延廻したるさへあるに、更に昨年末より本年にかけての、大阪に於ける正銀調達の企畫は、無理無算に藏を拂うて彼地への米穀輸送に專らならしめしを以て、かく忽ち領內生口の飯米を拂底ならしめて、かゝる暴騰を來さしめしなり。こゝに於て當局の人々も大に

米筈四十萬石の買上を決す

驚き、五月の末に經濟上の根本的改革を企て、米筈四十萬石を正銀にて買ひ揚ぐることを發表したりしが、正銀の準備未だ充分ならざるを以て、正銀にて買ひ揚ぐるは其三分とし、殘り七分は當秋の米代にて引き替へ拂ひ渡すべしと稱し、秋までの銀預證を發行し、現銀同樣に通用すべきを命じ、六月に市內晒橋の光明寺に於て米筈を檢査し、中元寺(ちうぐわんじ)に於て七月晦日までに銀預證と交換せり。此銀預は十一月中に正銀と交換する筈なりしに、正銀の準備猶充分ならざりしを以て、『銀預より米筈の方諸人遣ひ馴れたる故に、十萬石だけの米筈を差出さる。』と達し、十萬石の分(ぶ)引(ひき)なき新米筈を發行せり。是時の立直段は四百八十文にして、舊米筈一斗二升を銀預一匁即ち百十文に、又は新米筈二升七合七勺に換算して交換せり。即ち舊米筈は新米筈の四分一弱に相當するを以て、新米筈十萬石を發行せば、舊米筈四十三萬六千三百六十三石餘を償却し得べき勘定となり、名は正銀買揚銀預發行と稱すれど、其實は新米筈の空券を以て舊米筈に引き替へたるまでにして、財計に其丈の餘裕を生じたる譯なり。然し是は單に政府當局者が一時の喘著手

民間の取引にありては貸方の不利多し

段とのみいふことを得ず、時窮すれば相應の智慮は錬成せらるゝものに一、理財に手腕ある者の考究が、幾多の曲折を辿りて成り行きたるものといふべく、而して是度の新米筈は、何時にても米もしくは正銀と交換し得べき準備を整ふる豫定にて、鍋島宮門大阪に往來し、千貫餘の正銀を調達し歸りたる程なりしを以て、民間にも一時は之を信用して此改正を歡迎したり。殊に立直段の四百八十文は、民間の六百六十文に比して百八十文の差あり、舊米筈にて四升五合の利益ある算當なるを以て、氣配もよく、沸騰しかけたる人心を鎮靜せしむるの效は、充分に見えたりき。さて政府に對する取引は、右の割合を以て相互に利益を來したれど、民間一般の貸借に於ては、貸方の不利少からず、論難攻撃の聲漸く高まり、殊に之を非難する聲は、用達又は銀主などの、常に財政當局者の便利を計りゐたる者の口より發せられたるを以て、當局者も熟考の上、改正前の貸借にありては、立直段の銀一匁を、錢百十文と實際相場の百六十七文とを七分三分に平均したる百二十七文に定め、舊米筈は御立直段の四百八十文に換算して勘定せしめ、改正後の貸借は凡

復又增稅

て百十文の立直段に準據すべき樣諭達を發したり。

別段獻銀人別銀の抗議、重職黜罰

此の如くにして、一般經濟にかゝる改革は、兎に角一段落をつぐるを得たれど、政府財計の逼迫は毫も減ずる所なきを以て、是年の獻米は前年より更に重きを加へ、宗室國老の在勤者は四分半、休息者は五分、千石未滿三百石迄は勤三分半、休四分三百石未滿二百石までは勤三分、休三分半、二百石未滿百五十石迄は勤二分半、休三分、百五十石未滿百石迄は勤二分、休二分半、百石未滿五十石までは、勤一分四釐、休一分九釐、五十石未滿更に八等の遞減を立てゝ增徵せり。大約三年に定めたる率に比すれば、勤者に半分の增徵をなしたれど、其外に勤休に拘はらず別段獻銀代米四合五勺を增徵し、領內一般に一人別に定銀四匁づゝ人別銀を課したるを以て、事實は非常の增稅となりたり。是に於て、家中復た議論の沸騰を見んとする形勢なりしを以て、寺社方頭役鍋島十左衛門公に謁見して意見を開陳せんと欲し、每度謁を請へど

重職の不滿

辭職

も許されず。因て十左衛門心中の不平抑へ難く、六年三月、是迄の處不束とは申しながら不行屆の段誠に申譯なし。」と云、用捨の書面を呈出したりしが、敢て意見を採用せらるゝ意もあらざりしかど、公には直に其に及ばずと却下せらる。御年寄鍋島石見も亦公の意に忤ふ所ありて、翌月隱居蟄居遠在引取の嚴命を受く。政雜總心遣鍋島讃岐、及び政雜申談の命を受けたる鍋島越後の二人、之を聞いて大に驚き、公に內謁を請うて其不可を諫めたる結果、病氣のための辭表呈出なりとして、保養の爲に在所引越候樣との內命に改められたり。此の如く、重職中にも、公及び左右にある者の處置に不滿を抱けるもの少からず、中にも四合五勺の別段獻銀代米については、其過重を唱ふるもの多く、遂に十五組の組扱中より、連名の書面を以て潤色輕減を願出でたれども、亦直に却下せられたり。然れども此輕減請願は、單に當局の處置に對する不平の爲めのみにあらず、事實に於て納銀困難にして、到底其負擔に堪へざるが故に潤色輕減を願出でたるものなれば、却下せられたりとて、實行上不可能事たる以上、其まゝに止むべきにあらず。鍋島山城、鍋

重役の責罰

島伊豫の兩人は、共に公の妹婿にして姻戚の親に居り、宗室國老の首班として重望を負へる人なるが、當局者の姑息手段にて一時を糊塗し、以て國家百年の大計を誤るを怒り、直判の願書を提出して是に聲援したれば十五組の組扱は大に力を得て、大組頭の添書を附して再願書を提出せんとす。但し大組頭の中、鍋島大隅は政府の執政、鍋島石見は内廷の御年寄、有田八右衛門は大目附にて、並に要職に居れば、堅く之を抑へて再願書を出さしめざりしかど、他の十二組のみは一致して再願書を奉り、山城伊豫兩人は、前の直判願書は却下せられしに拘はらず、之に添書を附し、併せて用捨書をも添へたり。石井左近、坂部八郎大夫は、請役相談人の職にありながら添書せるを以て、同じく用捨書を出し、他の大組頭は鍋島日向の宅に會合して善後策を議し、家中の激昂は次第に劇しく、不穩の狀況を顯出したり。當局の人々も形勢の非なるを察し、早く高壓的手段を以て之を鎭めんと欲し、請役相談人坂部八郎大夫明雅を免じ、半知を召上げ（原知行四百石）、隱居を命じ、石井左近、大塚賴母の職を褫うて閉門を命じ、御年寄納富十左衛門を御叱に處せり。蓋し是年正月

有田權之允専恣を極む

の鑽祝に於ける著座の名謂に方り、目附と著座中との間に違言を生ずるや、有田八右衛門、鍋島石見の嫡子隼人忠房二人以外は、悉く袖を拂うて退出する珍事を生じ、爾來內外の交涉往復は數月に涉れども決する所なかりしかば、衆論の傾向の自己に不利なるを察せる當局者は、是を以て反對派を屛息せしむるの具に供せんと欲し、意外にも嚴重なる譴罰を行へるなり。是に於て彼等の親類なる政維總心遣の鍋島讃岐(久保田)、當役差次鍋島日向茂莵(神代)、鍋島孫六郎茂辰(深堀)等も皆用捨を申込み、大組頭の多くも謹愼する等、重臣の出仕するもの少かりしを以て、政務は御側派の手に歸し、十二組の不平も、領民の愁怨も、遂に有耶無耶の裡に葬られたり。かくて公儀勤務の重大なるを楯に巨室を拒斥し、藩士を困しめ、民怨を顧みざる此不祥の現象中に、倖幸の魁と指目せられたる有田權之允が、御年寄、御側頭、御側目附の三職を兼ね、猶御側頭として、君側出入の自由を有して翺翔したりしは、鍋島主水の御親類同格となりたるよりも珍事にして、例格形式を重んずる御側としては、啀々怪事といふべし。秕政も此に至りて、その破裂の遠からざるを知るにぞ。

家中相續米渡りの愁訴

斯くて執政鍋島大隅は、相談役鍋島源右衞門等と江戸に登りしが、八月歸嘉、追々將軍姫君の入輿あるべきにより、其期に先だち財政の破綻を繕ひ、銀預米等の引換を爲さゞるべからずとて、當局者をして評議を凝らさしめたれど、別にさせる術策なきため、已むを得ず、本年より三箇年間家中の知行切米を總て相續米渡りとなし、以て此急を濟はんと議決せり。相續米渡りとは、獻米獻銀を徴課せず、家中の知行切米を總て公に收納し、其内より每家の相續費卽ち生活を保續するに足るだけの米を祿高に割り宛て、等差を以て渡すをいふ。よつて其等差の率を定めて、千石以上は、勤者には高の二分（千石に二百石）、休者には一分半（百石に十五石）とし、以下等加して、百石以下五十石以上は勤に四分四釐（百石に四十四石）、休に三分九釐（三十九石）を渡すべく、若し知行地疲瘠にて實收入少く、爲めに檢見を願ふ者は、千石以上は實收入より勤一分三釐五毛（千石に百三十五石）、休一分一釐（百石に十一石）とし、五十石乃至三十石は勤一分四釐二毛（五十石に七石一斗）、休一

家中の愁訴

分一斗七毛（五石八斗五升）の現米を渡すことに定め、執政より十五組の名代人を召喚して、國計大困難の事情を演達し、更に源右衛門より、徴收米の用途に關して、御目安其外の書付を篤と拜見せらるべしとて之を示し、以て其濫費にあらざることを詳述したり。相續方の祕密として定め來りたる國家財計目安を、假に家中組々の代人に公示して一般に知らしむるに至りたるは、藩治の體面上失態たるを免れず。かくて十五組にても各集會をなし、此の如く一統相續米を渡されて糊口するに於ては、若し同組中に極難の者ありて飢寒を愁訴する場合にも、些の融通の途なきを以て、其救濟方に關して更に政府に伺ひ出づるところありたれど、政府は茫然として其術なく、ために疎漫なる解答をなしたりしかば、人心皇々として不穩の狀を呈したり。

是より先き、明善堂の建設を了へたる古賀穀堂は、江戸に於て如何なる事を聞き出したるにか、適〻執政鍋島大隅が參府して藩邸に在るを訪ひ、内密に勦奸の事を相談せる外、種々の意見を陳述し、五月歸國の伊東庄次左衛門に之を申含めて還らしむる樣勸告したり。勦奸とは、當時寵任を受けて政事

相續方請役所内廷引受の議あり

を柄用せる有田權之允を斥くべしといふ意なるべし。しかも其事は實現せられざりしが、有田一派の人々は、家中の相續米渡りに恟々たるに拘はらず、政務雜務の一致を主張し、遂に相續方請役所をも内廷に引受けて、内外を混同せんとの議を建てたり。是秋、鍋島越後の嫡十左衛門當役たり、鍋島日向差次たる外、鍋島讃岐は故の如く政雜總心遣にて、鍋島但馬相續方なりしが、悉く其議に反對したるも聽かれざるにより、用捨書付を出して閉居したれど、直に用捨御免になれり。尋で九月十八日、讃岐但馬日向の三人、公より召されて登城せしに、公は讃岐一人を召見して、相續方請役所の御側引受の命を傳へられたり。しかるに讃岐は、唯々命を奉じて退き、書狀を以て當役十左衛門及び但馬日向へ其命を傳へたれば、三人は憤然として即日引入の書面を呈出せり。二十四日に及び、公は復た三人を召し、酒を賜はりて懇諭し、追て沙汰するまでは從前の如くに勤めよとなだめられぬ。是日讃岐は書翰にて三人に登城を勸め、委細は城中にて相談せんと申送りながら、自らは登城せざりしかば、三人はます〳〵讃岐の所爲を忿怒したり。是時公東

發の期に迫りたれど、未だ其費用の調達出來ざりしを以て、三人に財計困迫の實況を説いて、今年の參勤を止めんと欲し、其夜共々登城して公に拜謁を請ひしが、御不例とて謁見するを得ざりしかば、乃ち三人連名にて諫爭書を抗上して退きしに、是も亦遂に省せられず。かくて二十八日に至り、公は國老等の言を顧みず、去年四月以來在所引取謹愼中の鍋島石見を起して俄に江戸隨行を命じ、駕を發して參府の途に上らる。駕旣に發する以上、國老等は、諍ふとも其費用を調辨せざるべからず。これ藩の大法なるを以て、彼等は是非なく之を辨ぜんとして財の餘計なきに困しみたりしが、其爲めに十一月に至れども米筈の兌換は行はれざりしを以て、市中鄕村の人民は、十一月の兌換期を過さば廢紙となるべしとて到る處囂々と噪ぎ出し、果ては遠在近鄕より續々米筈を持ちて用達商人の店に押し寄する等、如何なる珍事の出現せんも測り難き光景となりしを以て、遽に舊米筈も來月中は其通用を許すと觸達し、漸くこれを鎭撫したり。　此の如く、公は國老等を強制して本年の參府を決行せられしが、これ藩主としての最後の參府にてありき。

公疱瘡を疾む

第十四章　盛姫君の入輿

内庫の出納を嚴にし、御年寄二人に切腹を命ず

七年甲申、世子十一歳なり。去年來江戸遊學中の井内傳右衛門は、辻勘大夫と共に、文武に出精して昇達したる褒詞を受けしが、古賀穀堂の推薦により、江原彌次兵衛と共に世子御附補助の任命を受け、年末に及んで解任せり。穀堂は井内を挽留して世子の近習になさんと斡旋したれども、其事遂に行はれざりき。二月、世子疱瘡を感ぜられしも、輕安にて痊えたり。公は三月より發駕して歸國の途に上られしが、井内も翌月より歸國し、吉村祐平亦遊學滿期のため歸來して、共に弘道館教諭となれり。祐平は幹齋と號せり。佐嘉の學者は由來文章に拙く、詩も彼等の間に流行はしたれど、佐嘉風とて亦他國には誦せられず。當時濟々たる作家の中、文章に於ては、此幹齋中村

内外差別の議

嘉田を除いて第一に推されたり。當時佐嘉には、政府內廷分合の論分れたりしを以て、穀堂の意も亦多くの齟齬を免れざりしなるべしと雖も、宗室國老等は世子の教育に重きを置きしを以て、執政鍋島十左衛門より、『若殿樣御養育は國家の根本にて、大切至極の事に候、御先祖樣武功を以て創業遊ばされ、以前よりの御家風御遺訓も有之、近くは先代樣（泰國公）御代始めより、厚き思召を以て興隆しおかれたる御手範の意を體し、御養育申上る樣』との委細の書付を達し越せり。蓋し時勢の艱難の、明君推戴の希望を世子に集めしめたるなり。

かくて公は歸國せられたりと雖も、去年行き懸りになりたる內外混同の議は、之を其儘に遂行せらるべきにあらず。抑も藩費は、內外共に、藏入の物成十萬石の收入を以て目安を立てゝ支辨し、內庫の財源とせる小物成の收入は、軍國備へとなしてこゝに國家存在の命脈を託する嚴法ありしを以て、該收入は小物成所頭人より藩主の掛硯に納銀し、歷代機密に之を取り扱ひ來りたりき。これ國老等の濫用を防止せむためにして、內廷費補足の用に

有田權之允切腹を命ぜらる

充つべきものにあらざればなり。然るに近年藩費の窮迫により、焦眉の急を此に救濟するの已むを得ざるに至り、而して年々に亙つての其の繼續は、外廷費の不足額を內廷に嘆願するが如き觀あらしめしを以て、益〻御掛硯に漏孔を生じて、遂に今日の如き結果を生むに至りたるなり。是に於て國老等諮議し、其取扱を小物成所頭人の存知にして藏納し、若し內廷に於てこれを使用せらるゝ節は、證文を差し出さるゝ樣と抗議したり。事こゝに至りては、公も亦否むを得ず、安永元年の例に照らし、來八年より三箇年間を限り其通りにすべしと聽許せられしかば、此に有田權之允等が機密の下に取り計ひたる破綻暴露して、一大獄起るに至り、八年坂部八郎大夫の知行を復して再勤を命ぜられ、其八月には、御年寄納富十右衞門直敏、有田權之允保二人に切腹を命ぜらるゝ外、鍋島石見にも其祿を收めて浪人を命ぜらるゝに至りたり。

權之允の公の寵臣なることは、前に述べたるが如し。由來財界には伏魔多きを以て、罪科の此に及びたる眞相は世に傳はらずと雖も、主としてその

有田處罰の理由

內廷財務の失態によるべきは、前後の事に照して推知せらるべし。文化戊辰の長崎に於る英船失律以來、幕府は我藩を長崎警固の任に堪へずとして、改めて之を肥後藩に命ずべしとの風說は、彼藩にても竊に誘唱して其運動を爲すとの蜚語と共に頻りなりしが、事實我藩は、年一年と財政に窮するに拘らず、邊防にはます／＼雜費を要して、殆ど事に堪へざるものありき。因て納富有田は密に肥後と協議し、多額の金を收めて長崎警固職を彼藩に估却し、以て一時の急を濟ふべきは、座して改易の下命を待たんよりは、寧ろ良策なりとて、祕密に運動をなしたりしが、此事追々と偵察に上りて露顯するや、巨室等の大赫怒となり、よりて彼等は此處分に遇ひたるなりといふ。是れ或は然らん、蓋し前年穀堂が鋤奸を謀りたるは、此祕密を聞出したるによるものには非るか。此嚴命に接するや、納富は從容として死に就きたりしが、公の宥免あるべきを心に期したりし有田は、猶死を惜みて醜態を極め、因て諸人の指彈を受けたりしかば、さなきだに久しく怨府となりゐたる末とて、一時佐嘉城下の兒童の遊戲に『あゝいたな、有田權之允』の地口流行したり

世子成婚

き。後に直正公入部の年、石見の子隼人忠房を物成二百七十石にて歸參せしめ、十右衛門の子又次郎は百二十石、權之允の子傳藏は三十石にて歸參を命ぜらる。我藩に於ける切腹の命は、此を最終となす。

盛姫君の櫻田邸入輿、公の鎧著初め

江戸櫻田邸に於ては、姫君御住居も落成して其入輿を急ぎたりしが、佐嘉に於る財計困屈の結果は、容易ならぬ紛擾を引き起しゝを以て、宗室國老は一致して公今年の參勤を挽留したり。因て病を以て猶豫を願ふべく小城の紀伊守直堯代つて東上したりしが、公は隱居同樣にして、五千石の遣料にて政務より離れられたりき。

斯くて江戸にては、世子は年齢甫めて十二歳なるに拘はらず、家齊將軍より盛姫君の入輿を急がれしを以て、十一月九日櫻田邸に移徙し、二十七日盛姫君と婚禮を行はれたり。因て公は、名代を以て世子と共に御禮を申されしに、家齊將軍よりは刀脇差を賜はれり。此結婚について、當家の規模に新

早世悲相

に加はれるところのものあり。將軍の聟君たる榮譽を荷ひ、且つ姫君御住居の建築を見たるは、卽ち大奥の一部を藩邸裡に据ゑたるものにして、表門には馬繋ぎの欄を建設したりしが、爾後舊木材引き直しと稱へて、其燒燼せざる限りは、永く藩邸の門の造作に資格を遺留するものとせり。

幕府よりは、姫君の御附として、用人小堀權右衛門(布衣)同並島田長之助、用達筒野藤一郎、侍衆六人、及び醫師勤仕し、老女の龜澤を始め侍女數人、仲居、「はした」亦附隨せり。而も幸運なりしは、姫君の、其天資賢明なりしのみならず、家齊將軍の殊に鍾愛するところなりし事にて、世子の穎悟粹美と相照して遺憾なき閨門の諧和を見たると共に、將軍の大奥にても櫻田御住居の者といへば取分け接遇好く、世子に對する舅將軍の愛眷のほど、想ふに餘ありき。さはさりながら、此婚嫁と共に、大奥にありて榮華に狃れたる旗本乃至老女は、姫君の御附或は侍女となりて隨伴し來りしを以て、僕婢の多くも江戸の者となり、ために御住居と我奥向との往來盛なるにつれ、冶粧に專らなる婦人の間より發生せる恐怖すべき虚榮浮華の風は、自然に延いて佐嘉にも影

響し、たとひ裏面の經濟は慘澹たる悲境にありきと雖も、外面に於ては、體面の矜持に努めて粉飾を事とせざるべからざることゝなり、他日の藩政刷新を見るに至るまでは、一層の困難を加へしめたりき。

公婚儀の際に於ける奥向の有樣とて傳ふるを聞くに、元來婚禮は禮の最大なるもの、しかも公の婚儀は對將軍の典禮なるが故に、隨つて慶儀に贐する贈品も極めて巨大なり。されば之を受取りて公の前に披露する奥女中等は、持運びの便を圖りて、大なる髹板の下に車を付けたるを造り、絹を結びて挽綱となし、之に贐物を載せて、曳いて廊下を往返したりしに、十二歲の花聟君は見ていと興ある事と思はれ、遂に自ら其板に乘られたりしかば、侍女等は群りて之を曳き、歌を唄うて祝ひ廻れりといふ。由來英雄偉人の傳記を書くにあたりては、その性行を批評的に觀て徒に抽象的の文字を綴り、以て往々常套の文句を聯ね自己の理想を模型となして、その精神を鑄造するを常としたれど、かゝる傳記はなべて浮辭にして、眞相を認むるに由なきのみならず、却て之を毀損すること多し。英雄偉人とて、平生の言動にありては他

とさまでに懸隔あるものにあらず、されば唯その行狀の有るがまゝを寫し置けば、却て其中に天眞の流露を窺ひ、不文の筆尖に傷けられざる風丰の躍出を見るものとす。十二歳の公が此擧動の如き、實に天眞の爛漫を示して何等可憐の稚態ぞや。其襟懷の爽朗にして些の凝滯なく、至つて無邪氣なる中に、而も亦奇警鋭敏の氣性の發動せるを見るなり。されば成婚と共に御住居と我奥向との間は圓滿を極め、公の風采の美とその此の如き無邪氣なる動作とは、自然春日の和煕を作りしを以て、交情融和、伉儷の間甚だ親密なりきといふ。凡そ内房の融和に過ぐる處には、亦弊竇の生じ易きものなれども、公は長ずるに從ひ、天資の聰明を以て親しく利害を認識せられ、機會を以て矯正せらるゝところあり、盛姫君亦淑德以て之を助け、琴瑟相和して齊家の實を擧げられたり。しかも是自然の然らしむる所とは言へ、亦教育輔導の力により、場合に應じて自ら感化せらるゝ所にあらざるはなし。公の事に處せらるゝや、水の間隙を流るゝが如く、風行雨施、絶えて苦澀の跡なし。其は天禀の粹美に由るとは言へ、亦非常なる忍耐苦心の結果にして、積

年の奢侈的風習を能く改易せられたるも、一に之による。

九年丙戌、世子十三歳なり。十二月に鎧著初めを行はる。先代の玄梁公は嫡出なりしため、其六歳の春、曾祖父泰盛公は手づから之に鎧を著せ『千勝萬勢國家長久日出度候。』と祝はせ給へり。爾來之を吉例となし、光德公亦嫡出なりとて、齡十歳の時に鎧著初めの禮を行はれたりしが、其後暫く此式絶えたりしに、こゝに此嫡出の世子の鎧著初を擧げむとするに至りたりしを以て、巍松公は殊の外に之を祝はんと、藩祖日峯公の著用せられし大鎧の鎧、勝茂公の召されし蜻蛉の前立のある鎧、天明五年治茂公の作らせられし鳩の前立のある鎧の三領を佐嘉より江戸に送らしめて、其式禮に用ゐられたり。當時盛姫君は十六歳にならせられたるが、御先祖樣の召されし由緒ある御家寶の鎧なれば、若君御誕生あるべき御あやかりの爲め、拜禮致したしと希望せられしを以て、御住居の對面所に、白木の臺を据ゑて香を燒き、中野丈左衞門大鎧の甲を其上に置きたりしに、盛姫君は、龜澤以下の侍女を從へて其前に跪き、恭しく敬禮御覽ありて、手を合せて拜み給ひけり。伺候し

盛姫君の婚嫁

たる面々みな感服し、將軍の姫君におはしながら、鍋島家の婦となりたればとて、百戰に刀痕彈跡などたゞしき御先祖着用の鎧を見て、さ程まで敬ひ思し召すこそ殊勝なれとて、其婦德の程を恐察して有難がりけるが、其事はしなく佐嘉に聞ゆるや、家中一般盛姫君感戴の念をます／＼深うせり。

赤札發行の騷ぎ

十年丁亥は公參勤の期なれども、去年の盛姫君入輿の婚儀に莫大の費を盡したる爲、財計の困屈は遂に四苦八苦の境に陷り、今は何ともせんすべ盡き果てたるを以て、迚も參勤費の片備をなすを得ず、因て又病を以て辭せらるべきに決す。先代より藏方頭人として財務を斡旋したるは、鍋島源右衞門にして、其下にありて近年手腕を振ひたる中牟田三左衞門は、六府方より諸財務の役に歷任し、財源を利導する才略縱橫にして、久しき困難を濟ふに智術を苦しめたり。其才略の一をいはんに、彼曾て某山を伐採するの利を發見して、其計畫を政府に提議したるに、政府は評議して、其伐り出す某山は、

川を隔たること遠く、爲めに伐木も之を流下するに便なしとて、將に之を否決せんとしたりかば、中牟田出でて辯するには、其は少しも難事にあらず、先づ川の傍より伐り始め、其木を墊材と爲して次第に上層に伐り進み、伐材は墊材の上を滑り下らしむべし、斯くして次第に上層に達しなば、山の勾配の愈〻急を加ふるに從ひ、其伐下しは愈〻便なるべく、此の如くして絶頂まで伐り終へ、然る後に次第に墊材を解いて下せば、山には一木を留めず、盡く川に浮べて下すを得べきなり、さばかりの事には拙者の考慮もとより充分に熟したりとて、辯論滔々、其仕方を交へて便利を說きければ、執政以下滿座みな傾聽して感心し、遂に其請求を許可するに決したり。　かくて中牟田は控所に退いて在りしに、其議を聽きたる某來り告げて、彼の木下しの墊材は、其面を滑り下る材木の數の多きを加ふるにつれ、木理壞れて鬆の如くなるべく、遂に其用を爲すに至らざるべしといへりしに、中牟田笑うて、冗言する勿れ、さ程の事知らでやは、唯事を成さんとするに當りては、其知識の皆目なき人々に迄、枝葉に亙りて垂敎する必要はなし、彼等は知らずして、而も皆予の說に

小札事件

頤を解いて感じたり、無用の入言は控へられよと言ひたりとぞ。以て其事務に於る手腕と辯才といの一斑を推想すべし。困難は人の材力を錬磨せしむ。此人は先公の末年より幹理の器能を發揮したりしが、國步の艱甚なるに從ひ、重役は黨派を分つて相排擠し、ために經濟困難は其窮極に達して、迚も尋常の手段にては救ふべからざる狀態に瀕したりしに、其の間に於ける宗室國老鍋島山城直章（淡公孫寧）の毅然たる强硬の態度は、有力の士の推重するところとなりしを以て、彼が自邸に於ける秘密の會合には、此中牟田も與かりて、時急を濟ふの策に鳩首凝議するところありき。即ち彼は、かゝる苦境に陷れる國家を目睹しつゝ、猶身命を抛ちて財務の衝に當るもの無き歟との大息を聞くや、さ程までに思召さば、拙者に於ても亦所存工夫ありとて、決意のある所を言ひ放つて歸宅したりしが、秋に至つて新米筈引換期を迎ふるや、專斷を以て、未だ諸局の手續の備はらざる米筈を發行して引換を始めたり。此の如き大事は、到底一人の能く遂行し得べき所にあらざれば、内々は頭人の鍋島源右衛門も知り、家老鍋島彌平左衛門（改日向）も知り、山城も陰に

後援したるものなりと一般に思惟せられしたりしが、中牟田の斷行後に至りて、其專斷に出でたること發覺し、爲めに其米筈は無效の反故となれり。此券は褪紅色の紙片なるを以て、世に赤札と稱ふ。之を引換へたる多くの男女は、束ねたる赤札を抱きて空しく損失をかこちたり。かくて此事の暴露するや、主者の中牟田は、心竊に山城公孫の後援を期待しゐたりけんも、事體甚だ重大とて庇護すべからず。乃ち大目附多々良喜右衛門其事を彈劾したりしかば、山城も彌平左衛門も責を引いて謹愼し、御年寄以下まで各、檢問を受けたりき。世はこれを赤札騷ぎといひたりしが、市中鄕村の個人の損失となりし結果、資産を失ひて、倒産するに至るものも少からざりしに、猶無效の廢紙となし去つて補償せられず、而して引換へたるだけの財は、之を、國用困竭の補足に充てたれど、其爲めに藩内の資財空罄し、融通の道はますます絶えたり。斯くして用度は猶困乏したりしに、更に江戸に送るための銀調は、大阪廻米の不足なるがために、彼地の商賈より拒絶せられたりしを以て、藩邸は、月末に至りては膳部だに調辨しかね、悄然として恰も火を滅した

るか如き觀ありき。

十年丁亥、世子年十四歳なり。江戸邸にては、辛く正月松の内だけの凌ぎをつけ、目附湯原清左衛門早打にて歸嘉急を告ぐ。大阪邸にありては、佐嘉よりの輸送米六萬石の代價の內、其幾分を割いて之を江戸邸に送銀すべき約ありしに、去秋佐嘉にて其米を支消したりし結果、輸する所は所定高の半數にも達せざりき。されば阪商よりの督促甚だ急にして、遂に數十艘の船の佐嘉派遣を見るに至りしが、本年に入りて、其船は續々と入津したれども、米穀は藏を掃うて殘るなし。公は今年も亦病の故を以て參勤猶豫を願ひ、鍋島紀伊守を名代として參府せしむべく決せられしかば、其發途前に於て、赤札一件の處分をなさゞるべからず。されば紀伊守は數度登城して審議を凝しゝが、遂に三月二十日に至り、鍋島彌平左衛門には隱居を、鍋島山城には遠在引取を命じて、共に謹愼せしめ、かくて紀伊守は上途東行したりき。然るに主者の鍋島源右衛門、中牟田三左衛門を評定所に下して糾問することとなるや、中牟田は、罪を一身に引受けて形跡を湮滅せんと欲し、遂に籠居中

献米郎納の觸達

に自殺したりしが、源右衛門亦老體とて、多久家預け中に、醫療の手當も受けず、悲慘の病死を遂げしかば、いづれも糾問中に死せるの故を以て、共に家祿を收めて牢人を命ぜらる。又一方大阪廻米船の督責に對しては、已に相續渡の年限滿ちて復當したるを以て、是非なく家中の獻米三分の一を增納せしめて之に充てんと謀り、同三月に請役所より左の如く達したり。

御相續向從來極めて御差支の末、去酉年御入輿にて大總の入費有之、公邊扱又御手許より拜借金、且は御家中別段獻米、御藏入の鄕村石懸等の取納に成りたれども中々引足らず、更に去暮江戶表御家作を始め、御入輿に付て渡り滯に拂出し、公邊の御勤向を始め、上々樣御膳も調はず、詰中飢渴に迫る由申來、誠に以御外嚮彼是言語に絕たる御行詰りに候。然る上に若殿樣御乘出し、琛姬樣御目喜越の御入用等大總の處、更に銀配不行屆依之當秋大阪上米八萬五千石被差登、其御用等の彼地の受持に相成候へば、先は右の筋に被相用候算當にて、殘米は僅ならでは無之、就ては卽今御遣料御番方入用等莫大の明目にて何を以て可被相補樣無し、從て御家中も年

來困窮の末に候へ共、前文の御行迫につき當秋獻米及別段獻米も五十石までは去秋同樣に差上、其以下は別段獻米去秋差上高の一分通相減候方と相談候。

この別段獻銀については、十五組中に不服の者少からず。公も亦形勢の不可なるを察し、十月五日に至り家中困難の折柄なるを以て、別段獻銀なりとも甘く樣に吟味すべしとの命を下し、之を再議に付せらる。されど江戸送金のみにても七萬餘兩に及びたる程とて、其外の國許の經費、長崎警固費等を合算すれば、巨額の不足を生じて、到底之を塡補すべき財源なきを以て、當局者も已むを得ず、大組頭中を集めて財計窮迫の事情を述べ、遂に「仰出之次第難有儀に候へ共、委細前段之通之御行詰にて、眼前御國家へ御不興にも相成候場合に付、格段御納入之御取計をも無之ては不叶儀と遂吟味候半、押て相甘候通下を以て可取計樣無之候へば、不得止事最前談決之通差上候外有之間敷」と決議せしめ、十一月に至りて確定の裁許を得たり。又赤札事件については、五月以來鍋島越後父子、鍋島主水父子、鍋島志摩等每度公に謁見

赤札事件の斷罰

して御前會議をなしたる結果、是月に至りて、御年寄木下大監の加増地三十二石を收めて隱居を命じ、土山淸兵衞を牢人に處し、目附竹田文七郎は閉門、伊東庄次左衞門は組召上永蟄居、御年寄石井又右衞門は御叱り逼塞、闕瀧口、請役相談役格片岡孫兵衞、目附大園七兵衞は逼塞、請役附深江八右衞門、大塚利右衞門は役を差迦されて、落著を見るに至りき。

公の初登城

當歳江戸には、世子乘出しの企畫ありしが、これより先世子の姉は數人ありしも多く殤して、唯、同母の琛姫は江戸に、庶出の易姫は佐嘉に健在ありしに、易姫は武雄の鍋島十左衞門に許嫁せられ、琛姫は良緣を求めて去々年備後福山城主阿部正寧侯と婚約あり、今年二十歲になられたるを以て、愈、十月に婚儀を行はるべく決したりしかば、旁々兩者必要の費途として、辛く大阪廻漕米の代價より送銀することとなせり。

世子附諸役人の任命

是に於て世子附の人々を詮議し、曩に御側頭より代官肝煎となりて政務に練達しながら、遂に隱居を命ぜら

世子教育に就ての論達

れたりし田中杢佑義方が七十一歳なるを起し、古賀穀堂の弟洪助右衛門の二人と共に世子の御年寄となし、弘道館教諭牟田口藤右衛門(天錫と號す)井内傳右衛門(南涯と號す)を近習として侍講を兼ねしめ、以て他の御附役を備へて江戸に登らしむ。當役鍋島十左衛門よりは世子の教育にかゝる論達あり、相談役大塚頼母より之を渡す。其文の大意に『若殿樣御養育につき、去々甲申年委細相達置たる末、御年も長ぜさせられ候へば、只今より御志操を明作に奉仰候樣に庶幾し奉り候。御稽古事の内にも緩急あるべく、且は平常の好尚氣質の都合によりて其差引なくては相叶ず、一體御學問の儀は修身よりして平天下に及ぶが根本にて、先以て大體出來させられ、御志操堅固の上は尚文武道に移り切磋をも可被遊、專ら國家の治、萬民安堵に有付ための御修行に候へば、文武の一偏に御泥みありては不相叶、諸般嚴正に在らせらるゝ樣にて、唯威儀のみに相成ては自然と上下の間疎意になり、向來の支へに相成るべし。規則にかゝる事は格別なれど、何とぞ寛容にして仁心厚く、質直に被爲在、上下内外に親しく、御家中一統奉慕御德義候通り厚く考慮有之御輔

世子初登城從四位に敍せらる

佐の儀肝要に候。前段最前ら委細相達置候へば、勿論其勘辨を以て勤め有之べく候へ共、御成長の程懸々之事故、一統猶又申合儀に候。頭立役々は不及申、御常住左右に在る面々は、就中自分の業體に付、嗜の義は、御稽古事にても緩急の御都合に係れば、補佐の道にても隔てにならぬ樣一和順熟致し、尚又申談じ候樣云云。」と。斯くて十月三日に琛姫の入輿もすみ、十一月十一日世子初めて登城して家齊將軍に謁見したりしが、翌月二十二日將軍の偏諱を賜はりて松平信濃守齊正と名乘り、從四位下に敍せらる。

由來、我先代には父子勤め少なく、光茂綱茂兩公の寛文より元祿に至る十八年間を、最長とす。其時代は江戸の華奢も猶未だ甚しく度を逸せざりしに、次で宗茂宗教の兩公元文より寶暦迄七年間父子勤めあり、其後治茂齊直兩公十年間の父子勤めに及びては、泰平の末期とて、外患既に生じ、財計窮乏の內憂を告げつゝ、しかも猶華奢の殘夢をつゞけゐたりしを以て、經濟の打擊に追迫せられて、困難の極度に陷るに至りき。されば公は、遂に是秋の參勤も、亦病と稱してその途に上れず、よつて父子勤めはなかりしなり。

第十五章　巍松公隱居

永納調達の强制執行

巍松公家督時代の通觀

所謂領民を苦しめて江戸の奢侈に徇へられし巍松公の參府も、其實は只十度にてありぬ。而して之を綜覽すれば、崇奢拒諫の謗りは既に第二度目の後より起り、三度目には藩計既に困乏しつゝ、而も江戸勤務の費は減じ難しとの仰出ありしが、爾後六度目までは猶且江戸費の支辨をなし得たれど、負債大膨脹の結果は、七度目より猶豫を願はんとの議國老間に起れり。斯く度一度に困窮を加へしは、單に江戸費の度を踰するが爲めのみにあらず、亦時代の變化が經濟上に衝擊を與へたる結果ならずんば非ず。されば銀價の暴騰乃至市中の大不景氣を見るに至りしが、更に鄕村の大旱魃、櫻田邸の延燒等、災害並び臻れり。八度目には、公儀務めを怠る御不興には換へ難しとて、石掛銀入別銀を徵したりしを以て、爰に民膏を絞りて江戸の奢費に

投ずてふ非難は其聲を高めしが、更に九度目には、巨室の諫止をも敢て排し、十度目には、家中を相續米渡りと迄なして、亦諫書却下、逃るが如く上途せられたり。斯て寵臣の切腹となり、財務者の獄死となり、遂に參府猶豫を願うて隱居するに至るなどの結果を醸したりしが、是決して公の强情によるにも非ず、又荒淫によるにも非ず、畢竟全國に瀰漫する惰氣の猶ほ稠厚なるが、外國の高壓に撃たれたるよりして、鎖國の睡りより士庶を覺醒せしめんとする機能のあらはれたるものに外ならず。されば鎖國の關鑰を握る我藩が、先づ最初に覺醒を促さるゝは、是天意にして人爲にあらざるなり。

公十度目の參府により、家中の祿は、徴求に徴求を重ねられて、遂に相續米渡りとまでなされたれば、今は朘削すべき餘裕なく、而も財計の大缺陷は依然として、遂に塡補の途なき窮境に陷りたるを以て、更に苦計を打點し、永納調達とて、新米筈を增發する胴銀（兌換準備金）を募るの口實にて、十二月より高木町の願正寺に獻金勸誘所を設け、永納方と稱して役々市中に出張し、やゝ有德の聞えある者を召喚して獻金を勸めたり。而して聽かざる者は、或は留

武儀世子附の御年寄に任ず

を置いて懇諭し、或は威嚇し、或は警固（刑事の卒）を附き添はせなどして、強制に獻金帳に捺印せしめしが、頑強にして捺印するを肯んぜざる者に對しては、之を呵責すること、猶評定所の糾問役が囚徒に對する如し。甚だしきは妻子や母を呼び出して之を呵責したりしが、而も一旦捺印すれば、後に何等の愁訴をなすも其效なく、獻納の出來ざる限りは、躊躇なく懲罰を斷行するなど、其處置頗る苛酷を極めたりしを以て、市人の痛苦は實に甚だしかりき。此時強制したる獻金額は、一人につき二十石より多きは五十石に及び、名は自占とすれども實は命令に同じかりき。よりて市中到る處に怨聲沸起したり。事こゝに至りては劫奪に齊しく、將來は滅國の外なかるべきが如しと雖も、積陰の空には復陽既に動き、前途の光明漸く雲翳を披拂せむとす。蓋し公も將軍も元貪虐の君にあらざる上、公の愛子は將軍の愛婿となり、又公再度の參勤猶豫後は幕府の監視加はりしを以て、公は政務に與からず、御年寄亦逼塞を免ぜられて外事に關せざりしかば、實政は世子附の御年寄にて取り捌かるゝに至りたりき。

戊子の颶風豪雨襲來

十一年戊子、齊正世子十五歳なり。　一陽來復の後は、暫く嚴寒に雨雪を加へ、春融は其中に動く、我藩の困窮も、今や其候に入れり。　是秋多久美作、御年寄石井左近等と共に江戸に上りて盛姫君に伺候し、以て藩邸の經費節納の方法を立てんとする所に、八月九日の夜、大颶風襲來し、豪雨なるため山嘯海嘯併せ起り、肥前領內到る處の山谷海濱を蕩壞し、家屋樹木を吹倒したり。佐嘉城下にては、八丁馬場の町家を將棊倒しにして一宇を餘さず、伊勢町は僅に三戶の立家あるのみにて、比較的倒屋少きは唯白山町附近のみ。　城壕四面の樹木は枯葦を拉ぐが如く、向陽軒の森は偃伏せられて二の丸の殿屋露出し、會所小路より之を望見すべし。　南里村の一農婦は其抱きたる嬰兒を吹飛ばされしが、夜明けて見れば、該兒は三間餘の川向ひに絶命し居たりと、以て其風力の猛烈なるを例知すべし。　東郡の山嘯に蕩流せられたる死屍は大川に累々たり。　大川口の海嘯は洪水と衝激し、大詫間村の家を蕩盡

蜚語行はれ人心恟々たり

して、亦爲に溺死多し。古來未曾有の大災變にて、その損害も實に夥しかりしが、就中最も酸鼻を極めたるは磁器產出地の有田にて、狹隘の山間とて、風を避けつゝ家々みな、土藏を閉ぢてゐたりしかば、折しも起りし火災の炎焰に裹まれて、焚死したるもの無數なりき。山嘯海嘯の倶發には、高地低地の別なく溺死流失多かりしなり。又火の雨降りきといへり。如何なる變異の作用にか、豪雨の漲りたる穴溜りには、到る處に青き燐光漂へりしよし、何人も目擊したる所なりとて、後日まで語られたり。然るに、かゝる大變災にて人心の恟々たるに乘じ、十一日の夕方、又も海嘯寄せ來と呼ばゝりつゝ、青襦袢を著、手拭にて頰被したる男二人、逆立ちて城下を走り去りしが後に聞けば、小城より東部の千栗まで、到る處みな同樣なりしよし。此時かくと聞きたる城下の士民は、男女盡く家を棄てゝ北山へ走り遁れしを以て、路上は宛ら蜂窩の破れたるが如く、或は風呂敷包を負ひ、或は飯櫃を抱きて、惡鬼に追はるゝ亡者の如く、右往左往先を爭ひ、もどかしと之を道に委棄するあれば、帶解けたれども結ばん暇なくて其儘に放却する婦人もありたりき。かゝ

颶風被害の狀

て、遺失物は道路に狼藉し、川上、水上、春日山、熊山等は悉く人に埋みて雑沓したりしが、遥に海面を望むに及んで何等の異狀もなかりしを以て、衆皆狐に魅せられたるが如き心地して、茫然として散じ歸れり。慌擾の此の如き際には、思慮ある者と雖も寧處するを得ず、尤も中には、隣家と相談して、遂に南方の江口に赴いて模樣を見、實ならば城の天主臺に家族と避難せんと手配して、倉皇の陋態を免れたるもあり。されど衆心の驚悸は猶熄まず、數日ありて又大地震あるべしと風評し、恟々として安き所もなかりしに、二十四日に又颶風吹き起りて半倒の家を吹潰し、伊萬里津には海嘯押し寄せて市街を淘洗したり。

多久美作等は風災の後に發途して江戸に赴けり。彼地なる穀堂之を記して、美作は、高二萬五千石の家老にて十八歳、這次出府せり、甚だ聰明にして老成人の如し、九日に大風災害の事を公儀に屆く、左の如し、

一　高札場潰拾四箇所

一　居城向都而及破損幷外構倒五箇所、役所潰拾參箇所

一　番所潰拾參箇所
一　同半潰九箇所
一　田畠七千七拾壹町五段餘　水下
一　同八千參百七町九段餘　汐下
一　同參千七百六拾五町四段餘　砂下
一　川土居切所壹萬六千九百九拾參間
一　同半崩貳萬貳千六百四拾間
一　汐土居切所壹萬貳千五百五拾貳間
一　同半崩五百貳拾八間
一　道崩參千百五間
一　石搦崩壹萬四千貳百拾八間
一　山崩八千參百拾八箇所
一　井堰崩貳千七百拾參間
一　井樋崩千七拾貳箇所

一 落橋貳千五百壹箇所
一 蛇籠崩壹萬貳千參百參拾間
一 堤崩貳千八百六拾四間
一 潰家參萬五千參百六拾四軒寺社共
一 半潰家貳萬千五拾七軒右同
一 潰土藏參百五拾參軒
一 籾置潰藏貳拾四軒
一 流家千五百拾貳軒
一 鳥居倒千六百貳拾壹臺
一 破船貳千八百參拾貳艘
一 流失船八百拾參艘
一 燒失家千六百四拾七軒
一 同土藏貳拾參軒
一 倒木數不相知候

米穀拂底と闇米の賣出

一　怪我人壹萬千參百七拾參人也

一　溺死貳千貳百六拾六人也　男千五百八拾貳人　女六百八拾四人

一　横死七千九百壹人也　男六千五百五拾人　女千參百五拾壹人

一　燒死百拾五人也　男八拾人　女貳拾八人　按此數不合暫從原書

一　怪我牛馬千貳百八拾七疋

一　斃牛馬八百五拾參疋

と。四十萬口を有する佐嘉領内にして、其受けたる損害は、此の如く多きに上れり。是夏東海道を始め諸國洪水漲り、八月の此風災は四國亦劇甚なりしが、九州最も劇烈にして、而も其中、本藩其第一に居れり。

大風去りたる佐嘉市は、更に米穀の拂底を見るに至りぬ。而して貯藏せる者は、凶饑を豫想して隱匿するを以て、忽ち市中に飢に迫るものあるに至り、因て十五組の組扱より、闇米を賣却して一時の急を救助せられたしと願ひ出でしかば、請役所は之を納れ、三十石以下の者には軒別二俵の割合を以て拂ひ下げ、代金を納め得ざるものには猶豫をも與ふるなど、約二千餘俵を

出して救濟に力めたれど、固より是にて充足すべくもあらず。翌々十五日には、「不意の大變甚歎ヶ敷次第に候、付ては御側之儀も至て御手支之儀には候得共、格別之思召を以、爲御救御手許より金三千兩被差出候條、右之外にも於外向猶銀配を以、成丈極難之者共不及非命樣、能々取調御救助之筋行屆候通取計候樣被仰出候」とて、内庫より三千金を出して領内極貧の者を救助せしむ。かくて拂下米の代價は、一俵（三斗）に金一分二朱（兩の八分二）を償ひ、資力あるものは各組の組扱より屆け出でしめ、月末に至りて高尾の米倉を開き、侍に二俵、手明鑓に一俵半の扶助米を給し、隣國の平準を以て米價を正銀二十三匁と定め（三斗の價ならん）、諸物價賃錢等を風災以前に復せしめて、從はざる者は買者より之を訴へしめ、質屋の停業を禁じて、高利を戒め、新米の酒造を嚴禁せり。然れども金融猶逼迫して、市民の困難甚しかりしを以て、月末に及び、慶長町の富商武富八郎次は、士民困厄を餘處に米を賣らず、その手代亦驕慢の擧動ありきとて、忿怒せる五六十人の市民の爲に其店を襲はれて家財を破毀せられたりしが、上下の窮迫はかゝる慘劇を數次生むに至れり。

物品の贈答集會の宴飮を禁ず

かゝる處に、江戶より目附相良官左衞門早打にて歸り來り、藩邸の窮狀を報じたりしが、次で參政格執行玄蕃も馳せ歸り、大阪藏方木下五右衞門亦歸藩して大阪銀調の難を告げたりしも、術計既に竭きたるが故に妙計もなく、今に唯、享保辛亥の例に依りて幕府に金二萬兩米一萬五千石の拜借を願はん上、參政伊東孫兵衞、附役嘉村源左衞門江戶に馳せ上る。九月に至り、今年の獻米收納を中止し、家中に令して親故の贈遣、飮食の集會を禁じ、神祭佛事は只式を行ふに止め、些の浪費もなす勿れと嚴諭せり。長崎には、和蘭船二艘大風のため稻佐の巖礁に擲坐して破損し、汛季に及ぶも歸帆するを得ざりしかば、是亦其警固を解くべからず。因て九月大木正左衞門、蒲原大藏兩番頭の再出張を見るに至りしも、深堀其他の船藏の船艦は、多く破損して用をなさず、こゝに其新造と修繕とを要することとなりて、警固の臨時費も亦莫大を致し、度支の豫算は狼狽を極めたり。是に於て十五組中に諭し、さきに獻米を免されたれども、御初穗を聊か獻ずる寸衷を表し、面々に猶は非常の質素儉約をなして此難を凌がんと申し合せ、因て千石以上勤休共に高の一分

を獻じ、以下等減して百石より五拾石までの三釐八毛に止め、以下の獻米は之を除くに決す。されど諸組に於ては、此獻米は餘儀なくせられしことゝて、衷心よりは之を悦ばざりしかば、因て年賦證文の棄捐を願はんと集合評議し、まゝ不穩の狀ありしを以て、政府は諸組の首領に諭して取締を命じ、主張者五人を組内預けとなし、文化五年十五年賦の證文は當一年の猶豫を聽し、當秋切米抵當證文は利拂に止め、漸く沸騰の人心を鎮靜するを得たり。

此風災に關する世子の逸話あり。世子或夜の觀月詩會に於て、佐嘉上下の疲弊と財政困難の窮狀とを聞かれたりしが、席上の重詰を開き見るに及び、幼年の我等にすら斯く丁寧の料理をなして齎らす以上、他は大抵推知せらる、國の困窮を濟ふには、先づ我等に對する待遇より改めよと言はれきとぞ。此觀月の詩會は是年の事なるべし。但し中秋は、江戶にてはまだ風災を知らざりし時なり。若しくは多久美作等が著せし九月十三夜なりしにや。重詰とは、辨當とは異なりて、一座に饗する料理物を詰めたるもの、其中の燒卵をさしての言といふ。佐嘉の御臺所に於る特殊の調味の美は、艷美

世子侍從に任ぜらる

鯉膾、これに次ぐは燒卵なり。是年十二月十五日、世子袖留(長袖を用ふるを云ふ)の式を行ひ、翌日登城あり、父子同官の例の越前家にあるよりして、特に侍從に任ぜらる。

伊東玄朴高橋作左衞門の獄に連累す

是年の風災に長崎出帆の蘭船の破損するや蘭醫シーボルトの荷物より我禁制の書籍發見せられて一大疑獄起り、十月十日の夜、幕吏は淺草藏前の天文臺下に住める高橋作左衞門景保を拘引したりしが、其糺問の結果は、我藩の蘭學者執行勘造亦連累の嫌疑をかけらるゝに至り、爲めに藩邸は其處置に痛心せり。蓋し前卷(第十二章末節)に述べたる如く、勘造は猪俣源三郎の妹てるを娶り、共に天文臺の舍宅に住寓して蘭學を講授したりしが、是までの蘭學者の詞義遠晦、聽講者に厭はれたるに反し、彼の釋義は流石はシーボルトの直傳とて、理路明晰、人の頤を解きて餘蘊なかりしかば、入門者忽ち多きを加へて、其名聲を江戸に播せり。古賀穀堂伺庵兩人も、西洋知識誘入の必要

高橋作左衛門シーボルトに地圖を與ふ

執行勘造シーボルトに地圖の送達を託せらる

を認めたれば、大に之を愛重して將來に望みを屬しゐたりき。又シーボルトの醫術は、治效の著しきあるを以て、長崎奉行高橋越前守重賢、土方出雲守勝政幕府に稟請し、其結果、シーボルトの出島を出でて施療講學するを許し、以て奉行監視の下に諸人の受療聽講を許可したりしが、後シーボルトの江戸に至るに及び、高橋作左衛門は其寓に就いて質問をなし、彼の所持せる佛帝拿破烈翁戰爭記を見て、そを飜譯して西洋の大勢を普く世に知らしめんと欲し、其書の讓與を懇望したり。然るにシーボルトは、日本地圖と交換せんことを懇望したりければ、高橋は已むを得ず十餘種の地圖を贈りたりしに、彼は其中の、日本并蝦夷樺太連續圖の謄寫中、所用にて長崎に還りたりしを以て、其後勘造の歸鄕するあるにより、猪俣源三郎は其圖を彼に託して長崎のシーボルトに送致せしめしかば、こゝに彼は其連累の一人として召喚せらるゝことゝなりたるなり。斯くと知るや知らずや、歸省を了へたる勘造は、長崎に至りて彼物をシーボルトに渡したる上、肥後の熊本に友人林藤次を訪ひ、其託囑の書を飜譯などして再び江戸に來り、歸京の旨を藩邸に屆け

たりしが、藩邸に於ては其嫌疑を免れしめんと苦心中なりければ、古賀穀堂より具さに之を問ひしに、勘造は、源三郎の委託を受けてシーボルトに地圖を渡しゐたる事の、全く事實なるをいへり、されど侗庵は、御儒者として幕府糺問の狀態を略知しゐたりしのみならず、該獄の掛員たる筒井肥前守政憲等の、亦彼が門人なるより、勘造が共謀者としての口供のあがりゐざる事を察知したりしかば、當時の風習として、江戸往來の便宜に封書封物の送致を託せらるゝは常なれば、源三郎委託の其物も亦その類なりとすれば、少しも罪にあたるべきところなしと思惟し、勘造の同意せるを幸ひ、藩邸と熟議を遂げて、平民として出廷せば直に入獄せらるゝ規定なるより、執行勘造の名は就學の便宜上變名したるもの、實は松平肥前守家來伊東仁兵衛の二男玄朴てふ醫學者なりと屆けて自首せしめたり。執行勘造の、其名を伊東玄朴と改めしは是に始まる　かくて勘造は、留守方附き添ひの上、町奉行の筒井肥前守役宅に出でて、佐嘉歸省に際して猪俣源三郎より一包の物品の委託を受け、之を受學の師なる長崎のシーボルトに手渡したるに相違なき旨自白

執行勘造伊東玄朴と改名す

高橋作左衞門死罪

したりしに、其時、其包みに入れられたりしは何物にかと、問はれしを以て、彼は、事傳てのものとて、その何事、何物なりしかは一々知るよしなく、又左樣の事は知りたしとも思ひもよらずと言ひ放ちたりしに、更に又、これを託せらるゝには金品にても受け取りたるやとの問ありしを以て、高橋殿よりとありしのみならず、荷嵩にもなるべきを以て、運送費の補ひにもとて金子を領收したり、一書生の旅行とて、身分ある人よりかゝる掛合を受くるは通常の事なりと思惟したりしなりと、些も滯りなく申し陳じたれば、其罪なきこと明白なりとて、歸宅を許されて罷り歸れり。此獄は、是年より明後天保元年に亙りしを以て、高橋作左衞門、猪俣源三郎は共に牢死したりしが、同年三月に處刑の申渡あり、高橋は死罪、其二子は遠島に處せられ、源三郎も有罪に決したれど、玄朴は連累者とはならざりき。かくて玄朴は、猪俣てるを妻とし、是年の季より本所番場に開業し、翌年には下谷の長者町に徙りしが、是までの手續あることゝて、藩邸にては之を默許しおけり。

巍松公の隱居內決

十二年己丑、世子齡十六歲なり。藩邸には、去秋多久美作等參著して、財計積年の困屈に加へて、這次又非常の災害を受けたれば、大に經費の省減を行ひ、一門姻親の諸家にも之を告げて、爾來五箇年を限り、音問贈答の餽遺を凡て謝絕すべしと評議を遂げ、頗る整理の要領を得たりき。かくて長崎の和蘭船も、その修繕成りて一月に出帆しければ、警固を解いて兵を還すに至り、こゝに暫時肩を憩はしむるに至りしかば、巍松公隱居の議に移りたりき。

公は八年以來病と稱して參府を辭し、在國して每年五千石の遺料を受けたりしが、さなきだに財政窮困を救ふの煩勞を厭うて悠々閑日月を樂しみ、政事は之を家老に一任して顧みざりしを以て、奧御年寄と稱し、御側目附といふも、たゞ員に備はるのみにて、實際の政治は、却て世子附の人々が其相談に與りたり。されど、公の左右に在る者は、政務に遠ざかるを嫌ひたりしを以て、外向一切の交涉には、公の病氣不豫の例にて御年寄の取計なりと稱しな

隱居內決と金策

がら、實際には何等與り知らしむる所なしとて頻りに不平を唱へ、就中奧御年寄坂部八郎大夫等は、首として御規則違ひの異議を唱へしかども、一般家中は之を省みず、公の隱居を希望するものは次第に多きを加へたりしが、將軍も亦、愛婿貞丸世子の英姿の資に接するに及び、早くその當主とならんことを欲する意あり。故に公の隱居家督については、內外の希望殆ど此に集まりしを以て、事は順流の舟なりきと雖も、之を決行するには、亦財計を問はざるべからず。隱居を願出づるには、幕府の醫師を申し請くる外、判元見屆の目附を申し下す等、其費は一萬五千兩を下らざるのみならず、爾後の家督入部、及び長崎番受取等にも約三萬七千兩を要すべく、而して病による隱居てふは、勿論口實に過ぎざれども、表面上、或は世子の瞻病伺候としての歸國を要するに至るやも測るべからざるを以て、此際無慮五六萬兩の經費を用意せざるべからず。然るに大風災蕩破の餘とて、上下は窮迫の極に喚喘せるのみなれば、亦如何とも爲し難く、因て藩中に勸奬して獻金獻米をなさしめ、其獻金によりて下輩をも手明鑓に採りなす等、經費の畫策に智惠を絞り、

幸くして隱居を決するに至りたりき。

公の元服と其性格

齊正世子の粹美なる德性は、其風丰を瞻るのみにて愛敬の念を生ぜしめしを以て、公の鍾愛は極めて厚かりしが、甲申年の歸國より父子は久しく離居せらるゝに至り、病を引いて公の隱居を欲せらるゝ今日に及びては、財政は、世子の歸國溫凊するを許さず。是年所思の詩に、

今我不樂思榮城、身欲奮飛不能行、行程修遠隔萬水、回首西天欝難晴、飛鳥翩翩夕陽沒、深林葉晴杜鵑鳴、父乎父乎在天隅、六年不見安穩無、夢魂不辨鄉關路、臨風遠望發嘆吁、善導尊體且長壽、莫以爲念酌玉壺。

と。十六歲にて之を作らるゝ才藻の美は、恐らく他に倫なかるべく、情景共に其情より流れ出づ。されば井内南涯はこれを見て、孝思藹然自衷情發と評し、御年寄洪安胤亦次韻して之に答ふる等、御附の人々はいづれも感嘆したりき（洪との疊韻應酬は次に錄す）。偉人の時代の要求に應じて生まるゝ、幾ど神佑あり、

世子元服

實權暫くは先公の手に在り

是實に我藩の幸なるのみならず、亦日本の幸なり。

六月十九日世子元服せらる。佐嘉には、さきに公の隱居を内定し、江戸屋敷頭人鍋島志摩敬哉より世子の御年寄洪助右衛門に申し越して、其意を世子に告げおきしが、是に至りいよ〳〵幕府の内意伺をなさんとす。世子はこれを聞き、親書を二人に授けて公に稟せしめ、兼て宗室國老等へも直筆の書を下し、甚だ當惑せる意を述べて、左の如く請はれたりき。

上略殊御年若諸事御不案内に付而者、何分御請難レ被二仰上一被二思召一重疊御辭退被レ成候得共、段々申上候次第有之、此上強而御辭退被レ爲レ在通に而者、御差支之義茂有レ之委細被二聞召一候に付、無御餘儀御請被二仰上一儀に候。併諸事に不案内に而至而御案被レ成候間、御政雜筋者勿論、御家之規則其外萬端共御差圖被レ成進候樣、猶又厚御願被二仰上一候。

此の如く公は隱居せらると雖も、藩政は依然として其方寸に保留せられたりしを以て、當主は只其成を仰がるゝに過ぎざりき。是も亦時勢の自然によることにして、此後幕府にありても、財政救濟の途なきに至るや、已むなく

世子輔導の有力者

家齊將軍隱居して家慶將軍其職を繼ぎたりしかど、實權は暫く依然として前將軍の掌裡に存し、新將軍は垂拱の外なかりき。其他の諸藩に見るも、亦其實際の歴史に於ては、必ず同轍を踏まざるはなし。即ち此の如きは、之を當時の通弊と稱して可なり。

されど一度隱居して政務を世子に讓りたる以上、當局者として主權を行ふの任は勿論當主に存すれば、自然主意と贊意との差別を生ずべく、此際に方り新主を助けて局面を斡旋し行かんには、種々の苦痛なからざるべからず、從つて其間に介して、輔導の大任を全うしたる有力者の存在せしことに想到すべきなり。當初より世子の左右にありて教育の大任に當りたるは、古賀穀堂なり。今は其上に、御年寄として田中杢佑義方、洪助右衞門安胤あり、近侍には井内南涯、牟田口天錫の侍講あるに至りしが、更に内外の扈從其他の侍員を新に備へ、以て輔翼に遺憾なきを期せり。其中に永山十兵衞貞武は、肥後辛島の門に遊學し、歸來學館の指南役となりたりしが、選拔を受けて外御小姓に進み、軈て世子の信用を受けて奧御小姓となり、左右に在りて補

拾の任に當れり。洪安胤は字を晦卿といひ、穀堂の實弟なり。今却て其上職に登庸せられて御年寄になりしは、穀堂が世子の左右より去るを許さゞる事情あるに由る（有田權之允が御側頭にて御年寄を兼ねたるも、君側出入の自由を得るは御側頭に止まり、御年寄は内にる呢近せざる法あるによれり）。御年寄に昇らざるにて、穀堂の世子傅育に於る位地名望の、他に優りて隆なるを想見するにぞ。是時世子の學問は益、才性の發揮を見、詩文は篇々盡く秀でざるなく、筆跡亦適美なりしが、こは穀堂兄弟が專ら心を協せて薫陶に當れるためにて、其學識の日に昇聞し、其英資の月に養成せられつゝありしは、當時の詩作にて充分に證明せらるべし。是年の作に係る所思の七言古詩たる再三再四疊韻應酬の中より、其二を錄して一斑を示すべし。

再疊韻示洪晦卿

嗚呼我不慕秦皇築長城、欲學六經方力行、卿能參政知國俗、深憂滲漉兩不晴、劉邦出法能濟世、未能德化致鳳鳴、顧我資性無德陽、勵精圖治能富無恭。問父訓詢臣議、虛受諫諍莫嘆吁、若所不聽行如火、我心洞徹似氷壺。

恭問父訓詢臣議、虛受諫諍及び結末の句は皆公の天眞を發露したり、參政知

公[illegible]の詩作

國俗は晦卿其人の行狀に移し充つべし。又四疊韻示晦卿の詩に、

西洋中人舟爲城、未若唐土德流行、幸野耕夫渭濱叟、忠良輔昔朝陽晴、或云君子見幾作、山梁雌雉三嗅鳴、我戍安在海西隅、年年防狄賊來無、治不忘亂當守戒、臨事何物足驚吁、惟使士心復舊俗、不做軍中事投壺、

とあり、以て公の志を長崎の防禦に寄せ、攘夷の氣概の正に鬱勃たりし一斑を窺知すべし。夙に長崎砲臺を增築して防禦を固くし、藩中の士氣を勵まして攘夷を鼓舞せらるゝ意は、既に此中にほのめけり。此の如く古詩を疊韻すること四回、而も自己の意思を發露するの自在なるは、其間多少の添削を受けたるものありとするも、到底十六歲なる少年の業とは思はれず、而も詩品は公一生の作と全く一趣なるにて、自己才情の橫出せるを知らん。公の才學の非凡なりしは、神授といふより外なし。是等の學問並に武藝は、さきに溜池邸内に設けたる明善堂に於て、邸中の子弟と共に勉勵して磨き出されたるもの、當に侍講し、且つ文辭添削に當りしは、井内南涯なりきといふ南涯の所長は、五言古詩にあり、而して其詩風は大に公と異り。是年公は南

涯の住せる邸內の舍を訪はれ、春及窻の題にて詩作あり。

南涯在二官舍一、荷レ鋤開二圃場一、門前歎冬花、階下葱與レ韮、小屋蘭室裏、春窻自傾レ觴、戶外多二人跡一、墻頭垂二青楊一、非レ學二陶潛宅一、欲レ夢二春草塘一、悠然獨憑レ几、時時著二文章一、春晝正堪レ睡、遠レ檐白日長。

是にて當時の溜池邸の情景と公の襟懷とを想像すべし。當時昌平の積習にて、諸大名は講師に對しても體面を繕ふに勉め、只威嚴をのみ重んじて形式に拘はり、藩士等と親交するを好まざるを普通の態度とせしに、公は然らず、自ら威嚴を和らげ、爲し得らるゝだけは邸內凡ての士に接近して相共に交はり、以て益を得んことを勉められたり。其狀況も亦此詩について窺知するを得べし。

巍松閑叟兩公の性格の相違

公は父公と性格境遇共に相反し、爲に所謂鍋島の一代交しの俚諺に諧ふもの少からず。老公は刻限を守るに怠漫にして、而も其出づるや、必ず雨ふる、故を以て雨神(あまがみ)の稱あり。且つ出づるに方りては駕籠の窻を閉ぢ、以て人の我顏を見るなからしめしが、兎角同公は、威嚴を持するに勉められたるが

宗室國老に有爲の壯年者多し

如し。蓋し老公は庶出にて、佐嘉に成長して後江戶の繁華場裡に大名交際の態度を修められしが、其家督當時は、宗室國老中に、先代よりの老功者にして政務に熟練したるもの多かりしのみならず、家中一般亦泰平の惰氣に包まれて徒に舊慣を墨守し、容易に變更を好まざるの事情もありしを以て、自然之が處理に當りても緩漫ならざるを得ざる結果となり、かゝる境遇が遂に老公の性格を作り上げたるなるべし。之に反して、公は稟性敏疾にて常に刻限を急がれ、而も其外出には天氣常に晴朗なりしを以て、晴神(ひかみ)の稱あり。而して駕籠窻を開放する外、或は好んで馬に乘りて遊行し、或は人と接近するを樂しむ等、儀式の許す限りは威嚴を忘れて親交するを欲せられしが、加ふるに嫡出にて江戶の華奢中に成長し、度支の困竭に心身を刺戟せられて慷慨の心ありしを以て、親戚國老みな其風采を想望したりき。かくて老公時代の老練者の多くは世を謝し、今猶存するものとしては鍋島越後、孫六郎、監物等の兩三名に過ぎずして、鍋島山城は在所に閑居し、彌平左衞門は隱居したりしを以て、公より十歲を過ぐる年長者には蓮池の叔父攝津守、小城の

紀伊守の二人あるのみ。然れども是は並に柳間大名中の英傑に數へられし人とて、以下壯年の宗室國老と共に有爲の輔佐といふべく、即ち久しく財務の困難に應分の辛勞を經歷したるもの多かりしかば、自ら泰平の惰氣も頗る微弱となり、聰明非凡なる新主を迎へたる家中は、晨光を望むの機運に到達したりき。是即ち時代の要求が英雄を產む所以にして、天意人心の感應といふを憚らず。さて今度公の家督となるに及んで、入部の供家老は諫早豐前茂洪に命ぜられしが、彼は日本の三家老と呼ばるゝ大身者とて、一代の榮を耀かさんと鹵簿行裝を壯麗にして途に上りたるにより、沿道の者は皆目を注いで中藩の主となしたり。されど其定紋槍鞘等の一向見馴れざるものなるによりて、道路窃に其主名を問ひたりしに、供方答へて、諫早豐前といひ、高は一萬石なれども、内々は十萬石なりなどと諫早訛りにて答へたりとぞ。されば諫早豐前は、江戶に在りての出遊にも、市人より每に怪訝い眼にて見られたり。一夕彼が新吉原に參會せし時、其態度の大名に近きものあるを怪しみたる樓主は、種々其名を聞かんと試みたりしが、彼は更に祕

舊大名は廟堂の出仕に慣れず

して言はざりしを以て、樓主は遂に窃に女に囑して足蹠を撫でしめ、其皮の硬かりしによりて、扱は平生歩行する人にてありけるよ、大名にはあらず、大藩の家老なるべしと評を定めたりとなり。蓋し足蹠の硬は、佐嘉邸にありて、平日は歩行して出仕したるに由る。大名ならば、如何に小藩なりとも乘輿を常とするが故に、兩者の間此に自ら差異を生ぜざるを得ず。後に明治維新の初め、公卿大名諸藩士の共に朝廷に出仕して大改革を行ふや、高貴ながらも公卿は出仕に慣れたりしかど、閑叟容堂の二侯は一藩の國主として、其志は政務大改革に熱心なるものありきと雖も、日々の出勤には甚だ困却したるを以て、特に優待して勝手出仕を命ぜられしよし、岩倉公の直話なり。他の之を見るものは、大藩主の威勢を恃める我儘氣隨なりとて、朝務に不熱心なるが如く思惟すれど、習慣は俄に變改せらるべきにあらず、卽ち諫早豐前の足蹠と同一例なるを思はざるべからざるなり。

鍋島直正公傳第一編　終

大正九年八月十日印刷
大正九年八月十五日發行

（非賣品）

編纂兼發行者　中野禮四郎
東京市牛込區早稻田鶴卷町二百八十六番地

發行所　侯爵鍋島家編纂所

印刷者　本間十三郎
東京市牛込區榎町七番地

印刷所　日清印刷株式會社
東京市牛込區榎町七番地